

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月15日
【発行者名】	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 佐藤 啓介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号
【事務連絡者氏名】	ケネディクス不動産投資顧問株式会社 レジデンシャル・リート本部企画部長 山本 晋
【電話番号】	03-5157-6011
【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券に係る投資法人の名称】	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人
【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 7,301,000,000円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 377,000,000円 (注1) 発行価額の総額は、2021年1月29日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 (注2) 売出価額の総額は、2021年1月29日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。
安定操作に関する事項	1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

#### 1【募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）】

##### (1)【投資法人の名称】

ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人

（英文表示：Kenedix Residential Next Investment Corporation）

（以下「本投資法人」といいます。）

（注）本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。

##### (2)【内国投資証券の形態等】

本書に従って行われる募集（以下「一般募集」又は「本募集」といいます。）又は売出しの対象となる有価証券は、本投資法人の投資口（以下「本投資口」といいます。）です。本投資口は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受ける振替投資口であり、振替法第227条第2項に基づき投資主が発行を請求する場合を除き、本投資法人は、本投資口を表示する投資証券を発行することができません。

また、本投資口は、投資主の請求による投資口の払戻しが認められないクローズド・エンド型です。

本投資口について、本投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され若しくは閲覧に供された信用格付、又は信用格付業者から提供され若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（注）投信法上、均等の割合的単位に細分化された投資法人の社員の地位を「投資口」といい、その保有者を「投資主」といいます。本投資口を購入した投資家は、本投資法人の投資主となります。

##### (3)【発行数】

42,500口

（注）一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が、指定先（後記「(16) その他」で定義します。）から2,125口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

##### (4)【発行価額の総額】

7,301,000,000円

（注）後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価額の総額は、引受人（後記「(13) 引受け等の概要」をご参照ください。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、2021年1月29日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

##### (5)【発行価格】

未定

（注1）発行価格等決定日（後記「(13) 引受け等の概要」で定義します。以下同じです。）の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。今後、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）が決定された場合には、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいいます。以下同じです。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（[URL] <https://www.kdr-reit.com/ir/press/index.html>）（以下「新聞等」といいます。）において公表します。また、発行価格等が決定される前に本書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

（注2）上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、2021年2月18日（木）から2021年2月24日（水）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（本投資法人が本投資口1口当たりの払込金として引受人から受け取る金額）を決定します。

（注3）後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額（引受価額）とは異なります。発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金となります。

## (6) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

## (7) 【申込単位】

1口以上1口単位

## (8) 【申込期間】

2021年2月19日（金）

(注) 申込期間については、上記のとおり内定していますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で、繰り下げられることがあります。当該需要状況等の把握期間は、2021年2月17日（水）から、最短で2021年2月18日（木）まで、最長では2021年2月24日（水）までですが、実際の発行価格等決定日は、2021年2月18日（木）から2021年2月24日（水）までの間のいずれかの日です。

したがって、

発行価格等決定日が2021年2月18日（木）の場合、

申込期間は「2021年2月19日（金）」

発行価格等決定日が2021年2月19日（金）の場合、

申込期間は「2021年2月22日（月）」

発行価格等決定日が2021年2月22日（月）の場合、

申込期間は「2021年2月24日（水）」

発行価格等決定日が2021年2月24日（水）の場合、

申込期間は「2021年2月25日（木）」

となりますので、ご注意ください。

## (9) 【申込証拠金】

申込証拠金は、発行価格と同一の金額です。

## (10) 【申込取扱場所】

後記「(13) 引受け等の概要」に記載の引受人の全国本支店及び営業所で申込みの取扱いを行います。

## (11) 【払込期日】

2021年2月25日（木）

(注) 払込期日については、上記のとおり内定していますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記払込期日については、需要状況等を勘案した上で、繰り下げられることがあります。当該需要状況等の把握期間は、2021年2月17日（水）から、最短で2021年2月18日（木）まで、最長では2021年2月24日（水）までですが、実際の発行価格等決定日は、2021年2月18日（木）から2021年2月24日（水）までの間のいずれかの日です。

したがって、

発行価格等決定日が2021年2月18日（木）の場合、

払込期日は「2021年2月25日（木）」

発行価格等決定日が2021年2月19日（金）の場合、

払込期日は「2021年2月26日（金）」

発行価格等決定日が2021年2月22日（月）の場合、

払込期日は「2021年3月1日（月）」

発行価格等決定日が2021年2月24日（水）の場合、

払込期日は「2021年3月2日（火）」

となりますので、ご注意ください。

## (12) 【払込取扱場所】

株式会社三井住友銀行 丸ノ内支店

東京都千代田区丸の内三丁目4番2号

(注) 上記払込取扱場所では、本投資口の買付けの申込みの取扱いはいりません。

## (13) 【引受け等の概要】

以下に記載する引受人は、2021年2月18日(木)から2021年2月24日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」といいます。)に決定される発行価額(引受価額)にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。ただし、引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払込み、一般募集の発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金とします。

引受人の名称	住所	引受投資口数
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	
合 計		42,500口

(注1) 本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託しているケネディクス不動産投資顧問株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。)は、発行価格等決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結します。引受人は、投信法上の一般事務受託者(投信法第117条第1号)として一般募集に関する事務を行います。

(注2) 上記引受人は、引受人以外の金融商品取引業者に本投資口の販売を委託することがあります。

(注3) 共同主幹事会社は、S M B C日興証券株式会社、みずほ証券株式会社及び野村證券株式会社です(以下「共同主幹事会社」と総称します。)

(注4) 各引受人の引受投資口数は、発行価格等決定日に決定されます。

## (14) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」といいます。)

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (15) 【手取金の使途】

一般募集における手取金(7,301,000,000円)及び一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限(365,000,000円)は、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 1 投資方針 (2) オフリングハイライト “しなやか”で“持続的”な外部成長力 (八) 本合併後の成長の軌跡」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の購入資金の一部に充当します。また、残余があれば手元資金とし、将来の特定資産の購入資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当します。

(注) 上記の手取金は、2021年1月29日(金)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

## (16)【その他】

申込みの方法は、前記「(8) 申込期間」に記載の申込期間内に前記「(10) 申込取扱場所」に記載の申込取扱場所に申込みを行い、前記「(9) 申込証拠金」に記載の申込証拠金は申込期間の翌営業日まで(以下「申込証拠金の入金期間」といいます。)に当該申込取扱場所へ入金するものとします。

したがって、

- (イ) 発行価格等決定日が2021年2月18日(木)の場合、  
申込証拠金の入金期間は「2021年2月19日(金)から2021年2月22日(月)まで」
  - (ロ) 発行価格等決定日が2021年2月19日(金)の場合、  
申込証拠金の入金期間は「2021年2月22日(月)から2021年2月24日(水)まで」
  - (ハ) 発行価格等決定日が2021年2月22日(月)の場合、  
申込証拠金の入金期間は「2021年2月24日(水)から2021年2月25日(木)まで」
  - (ニ) 発行価格等決定日が2021年2月24日(水)の場合、  
申込証拠金の入金期間は「2021年2月25日(木)から2021年2月26日(金)まで」
- となりますので、ご注意ください。

申込証拠金のうち発行価額(引受価額)相当額は、前記「(11) 払込期日」に記載の払込期日に新投資口払込金に振替充当します。

申込証拠金には利息をつけません。

一般募集の対象となる本投資口の受渡期日は、払込期日の翌営業日です。

したがって、

- (イ) 発行価格等決定日が2021年2月18日(木)の場合、  
受渡期日は「2021年2月26日(金)」
  - (ロ) 発行価格等決定日が2021年2月19日(金)の場合、  
受渡期日は「2021年3月1日(月)」
  - (ハ) 発行価格等決定日が2021年2月22日(月)の場合、  
受渡期日は「2021年3月2日(火)」
  - (ニ) 発行価格等決定日が2021年2月24日(水)の場合、  
受渡期日は「2021年3月3日(水)」
- となりますので、ご注意ください。

一般募集の対象となる本投資口は、受渡期日から売買を行うことができます。振替法の適用により、本投資口の売買は、保管振替機構又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

引受人は、本投資法人が指定する販売先として、本投資法人の投資主であるケネディクス株式会社(本「第一部 証券情報」において以下「指定先」といいます。)に対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、6,375口を販売する予定です。

**2【売出国投資証券(オーバーアロットメントによる売出し)】****(1)【投資法人の名称】**

前記「1 募集内国投資証券(引受人の買取引受けによる一般募集) (1) 投資法人の名称」と同じです。

**(2)【内国投資証券の形態等】**

前記「1 募集内国投資証券(引受人の買取引受けによる一般募集) (2) 内国投資証券の形態等」と同じです。

**(3)【売出数】**

2,125口

(注1) 上記売出数は、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、一般募集の事務主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの口数です。上記売出数は、オーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

(注2) オーバーアロットメントによる売出しの対象となる本投資口は、オーバーアロットメントによる売出しのために、一般募集の事務主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が指定先から2,125口を上限として借り入れる本投資口です。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項については、後記「第5募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合には、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト( [URL] <https://www.kdr-reit.com/ir/press/index.html> ) (新聞等)において公表します。また、発行価格等が決定される前に本書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

**(4)【売出価額の総額】**

377,000,000円

(注) 売出価額の総額は、2021年1月29日(金)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

**(5)【売出価格】**

未定

(注) 売出価格は、前記「1 募集内国投資証券(引受人の買取引受けによる一般募集) (5) 発行価格」に記載の発行価格と同一の価格とします。

**(6)【申込手数料】**

申込手数料はありません。

**(7)【申込単位】**

1口以上1口単位

**(8)【申込期間】**

2021年2月19日(金)

(注) 上記申込期間は、前記「1 募集内国投資証券(引受人の買取引受けによる一般募集) (8) 申込期間」に記載の一般募集の申込期間と同一とします。

**(9)【申込証拠金】**

申込証拠金は、売出価格と同一の金額です。

**(10)【申込取扱場所】**

S M B C日興証券株式会社の本店及び全国各支店

## (11)【受渡期日】

2021年2月26日(金)

(注) 上記受渡期日は、前記「1 募集内国投資証券(引受人の買取引受けによる一般募集) (16) その他」に記載の受渡期日と同一とします。

## (12)【払込取扱場所】

該当事項はありません。

## (13)【引受け等の概要】

該当事項はありません。

## (14)【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (15)【手取金の使途】

該当事項はありません。

## (16)【その他】

申込みの方法は、前記「(8) 申込期間」に記載の申込期間内に前記「(10) 申込取扱場所」に記載の申込取扱場所に申込みを行い、前記「(9) 申込証拠金」に記載の申込証拠金は申込証拠金の入金期間に当該申込取扱場所へ入金するものとします。

(注) 申込証拠金の入金期間は、前記「1 募集内国投資証券(引受人の買取引受けによる一般募集) (16) その他」に記載の申込証拠金の入金期間と同一とします。

申込証拠金には利息をつけません。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる本投資口は、前記「(11) 受渡期日」に記載の受渡期日から売買を行うことができます。振替法の適用により、本投資口の売買は、保管振替機構又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

**第2【新投資口予約権証券】**

該当事項はありません。

**第3【投資法人債券(短期投資法人債を除く。 )】**

該当事項はありません。

**第4【短期投資法人債】**

該当事項はありません。



## 第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

- (1) 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が本投資法人の投資主である指定先から2,125口を上限として借り入れる本投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社が借入投資口の返還に必要な本投資口を取得させるため、本投資法人は2021年2月15日（月）開催の本投資法人の役員会において、S M B C日興証券株式会社を割当先とする本投資法人の投資口2,125口の第三者割当による新投資口発行（以下「本第三者割当」といいます。）を、2021年3月9日（火）を払込期日として行うことを決議しています。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から2021年3月5日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。（注））、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。S M B C日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けたすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、S M B C日興証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買い付けた本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、シンジケートカバー取引及び安定操作取引によって買い付け、借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、S M B C日興証券株式会社は本第三者割当に係る割当に応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合には、S M B C日興証券株式会社による指定先からの本投資口の借入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社は、本第三者割当に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により本第三者割当における新投資口発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が2021年2月18日（木）の場合、  
「2021年2月20日（土）から2021年3月5日（金）までの間」、  
発行価格等決定日が2021年2月19日（金）の場合、  
「2021年2月23日（火）から2021年3月5日（金）までの間」、  
発行価格等決定日が2021年2月22日（月）の場合、  
「2021年2月25日（木）から2021年3月5日（金）までの間」、  
発行価格等決定日が2021年2月24日（水）の場合、  
「2021年2月26日（金）から2021年3月5日（金）までの間」、  
となりますので、ご注意ください。

- (2) 上記(1)に記載の取引について、S M B C日興証券株式会社は、みずほ証券株式会社及び野村證券株式会社と協議の上、これを行います。

## 2 売却・追加発行の制限

- (1) 指定先に、一般募集に関し、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日から受渡期日以降180日を経過する日までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の売却等(ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸付け等を除きます。)を行わない旨を約するよう要請する予定です。

上記の場合において、共同主幹事会社は、その裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有する予定です。

- (2) 本投資法人は、一般募集に関し、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日から受渡期日以降90日を経過する日までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の発行等(ただし、一般募集、本第三者割当及び投資口の分割による本投資口の発行等を除きます。)を行わない旨を合意します。

上記の場合において、共同主幹事会社は、その裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有します。

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）第27条において準用する金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第17期（自 2020年2月1日 至 2020年7月31日） 2020年10月29日関東財務局長に提出

#### 2【半期報告書】

該当事項はありません。

#### 3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本書提出日（2021年2月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。）第29条第1項及び同条第2項第2号に基づき、2021年1月15日に、臨時報告書を関東財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

該当事項はありません。

## 第2【参照書類の補完情報】

参照書類である2020年10月29日付の有価証券報告書（以下「参照有価証券報告書」といいます。）に関して、本書の日付現在までに補完すべき情報は、以下に記載のとおりです。

以下の文中に記載の事項を除き、参照有価証券報告書に記載されている将来に関する事項については、本書の日付現在、変更がないと判断しています。

なお、以下の文中における将来に関する事項は、別段の記載のない限り、本書の日付現在において本投資法人及び本資産運用会社が判断したものです。

(注) 以下の文中において記載する数値は、別途注記する場合を除き、金額については、単位未満の金額を切り捨てて記載し、各種比率等については、小数第2位を四捨五入して記載しています。したがって、各項目の数値の合計が全体の合計と一致しない場合があります。

### 1 投資方針

#### (1) 事業の概況（イントロダクション）

##### 本投資法人の特徴

本投資法人は、「安定した賃貸収益の獲得と資産規模の着実な成長の実現」を目指すべく、主として、主要な用途が賃貸住宅等の居住用施設である不動産関連資産を投資対象とする投資法人として、2012年4月に東京証券取引所不動産投資信託証券市場に上場しました（証券コード：3278）。本投資法人は、ケネディクス株式会社（以下「スポンサー」ということがあります。）の理念（不動産投資家の立場に即し運用サービスを提供すること）と人材を受け継ぐ本資産運用会社にその資産運用を委託し、不動産に関連するトレンドを的確に把握の上、最適と考える投資機会及び収益機会を「柔軟」に追求し、迅速な情報収集と意思決定に基づき「機動的」に投資及び運用を行ってきました。また、2017年3月には、訪日外国人旅行者の増加等による短期滞在者向け施設への社会的ニーズの高まりを受けて、主たる投資対象である賃貸住宅等の居住用施設に加え、従たる投資対象として宿泊施設（ホテル等）への投資を可能とするための規約の一部変更を実施する等、更なる成長機会の獲得にも努めてきました。

一方、ジャパン・シニアリビング投資法人（2018年3月1日付で本投資法人と合併して消滅したジャパン・シニアリビング投資法人をいいます。以下「JSL」ということがあります。）は、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等のシニアリビング施設及び病院、診療所、医療モール、介護老人保健施設等のメディカル施設を投資対象とする投資法人として、ケネディクス株式会社等をスポンサーとして、2015年7月に東京証券取引所不動産投資信託証券市場に上場しました。資本市場とヘルスケア業界をつなぐ担い手として、社会的インフラとなるヘルスケア関連施設に特化したポートフォリオを構築し、安定的な運用を行うことにより、投資主価値の最大化を図ってきました。

上記のように、本投資法人及びJSL（以下、併せて「両投資法人」ということがあります。）はそれぞれの特徴を活かし、いずれもケネディクス株式会社のスポンサーサポートを受けながら、着実に運用実績を積み重ねてきましたが、「人が居住・滞在する空間」という枠組みにおいて一定の親和性が認められる資産を運用する両投資法人が、合併によりそれぞれの特徴と強みを融合することで、より確実に両投資法人の今後の更なる成長、投資主価値の最大化を実現できるという考えの下、2018年3月1日付で本投資法人を吸収合併存続法人、JSLを吸収合併消滅法人とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。また、本合併と同時に、規約の一部を変更し、主たる投資対象に従来の居住用施設に加え、ヘルスケア施設と従たる投資対象であった宿泊施設を追加する投資方針の変更を実施しました。これにより、本投資法人は、居住用施設からヘルスケア施設、宿泊施設まで「人が居住・滞在する空間」への幅広い投資を通じて、安定的な収益の獲得と持続的な成長を追求するJ-REIT(注1)へと進化し、商号を「ケネディクス・レジデンシャル投資法人」から「ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人」に変更しました。

本合併後においては、2018年8月に約3年半ぶりとなる公募増資(以下「本合併後第1回目公募増資」ということがあります。 )による資金調達を実現し、本合併及び本合併後第1回目公募増資に伴い資産規模や時価総額等が拡大したことにより、同年9月には「FTSE EPRA Nareit Global Real Estate Index Series」(注2)への組入れを果たし、更に、2019年2月には2期連続となる公募増資による資金調達を実現しています。また、2019年12月にはJ-REIT初のソーシャルボンド(注3)発行により新たな投資家層の拡充と資金調達の多様化を進め、加えて、2020年2月にも公募増資(以下「前回公募増資」ということがあります。 )による資金調達を実現する等、本合併を契機として、更なる成長に向けた好循環サイクルを実現しています。

この結果、本書の日付現在、本投資法人が運用するポートフォリオは、賃貸住宅等の居住用施設130物件(取得価格の合計199,648百万円)、有料老人ホーム等のヘルスケア施設24物件(取得価格の合計54,191百万円)及びホテル等の宿泊施設2物件(取得価格の合計4,960百万円)からなる合計156物件(取得価格の合計258,799百万円)となりました。

(注1)「J-REIT」とは、東京証券取引所の不動産投資信託証券市場に上場している投資法人をいいます。以下同じです。

(注2)「FTSE EPRA Nareit Global Real Estate Index Series」は、FTSEグループが欧州不動産協会(EPRA)及び全米不動産投資信託協会(Nareit)との協力により開発したインデックスであり、国内外問わず多くの機関投資家の国際不動産投資におけるベンチマークとして採用されています。以下同じです。

(注3)「ソーシャルボンド」とは、調達資金の全てが、新規又は既存の適格なソーシャルプロジェクトの一部又は全部の初期投資又はリファイナンスのみに充当され、かつ、ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles 2018)の4つの核となる要素に適合している債券のことをいいます。なお、「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles 2018)」とは、国際資本市場協会(International Capital Market Association: ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーン・ソーシャルボンド原則執行委員会(Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee)により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインをいい、「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles 2018)の4つの核となる要素」とは、「1. 調達資金の用途」、「2. プロジェクトの評価と選定のプロセス」、「3. 調達資金の管理」及び「4. レポーティング」をいいます。以下同じです。

## 投資方針

本投資法人は、主として、不動産関連資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産の主要な用途が、(i)居住用施設、(ii)ヘルスケア施設（病院等のメディカル施設を含みます。）又は(iii)宿泊施設である不動産関連資産への投資を行います。

本投資法人は、居住用施設からヘルスケア施設、宿泊施設まで「人が居住・滞在する空間」への幅広い投資を通じて、安定的な収益の獲得と持続的な成長を追求します。

### (イ) 「居住用施設」、「ヘルスケア施設」、「宿泊施設」の特性と各投資対象に対する投資の基本方針

#### a. 居住用施設への投資

本投資法人が投資対象とする居住用施設は、賃貸可能面積の過半が住居用途である賃貸住宅のほか、サービスアパートメント、社宅、学生寮・学生マンション、短期滞在型マンション等の施設運営者付き住宅又はこれらを裏付けとする資産（ただし、ヘルスケア施設に該当するものを除きます。）です。

賃貸住宅に代表される居住用施設は、他の用途の不動産と比較して、景気に左右されにくい収益特性があるとともに、テナントも分散されており、1物件当たりの規模も小さいためリスク分散を図りやすく、かつ流動性も高いため、相対的にリスクが低い投資対象であると、本投資法人は考えています。

本投資法人が居住用施設に投資するに際しては、土地自体が有する潜在的な収益力、いわば「土地が人を惹きつける力（人に住みたいと思わせる力）」に着目した投資判断を重視しています。すなわち、まずは土地が人を惹きつける力を見極めた上で、「土地の特性に合致した適切な住戸タイプ」（主として単身世帯を対象とするシングルタイプ、主として夫婦世帯及び乳幼児等がいる家族世帯を対象とするスモール・ファミリータイプ又は主として3人以上の家族世帯を対象とするファミリータイプの賃貸住宅等）で構成されている物件を投資対象としています。この土地が人を惹きつける力は、単に最寄り駅からの距離だけで測れるものではなく、また、住戸タイプも今後も増加が見込まれている単身世帯向けであれば良いというものでもなく、例えば、駅に近くても夜遅くまで喧騒が止まない場所よりは、最寄り駅から多少時間を要する距離にあっても閑静な住宅街の方が、ファミリータイプの安定的な需要が期待できると、本投資法人は考えています。かかる土地の評価に際しては、土地が人を惹きつける力を幅広い視点から分析すべく、具体的には以下の3つの投資尺度を用います。

#### 「地位（じぐらい）の高さ」

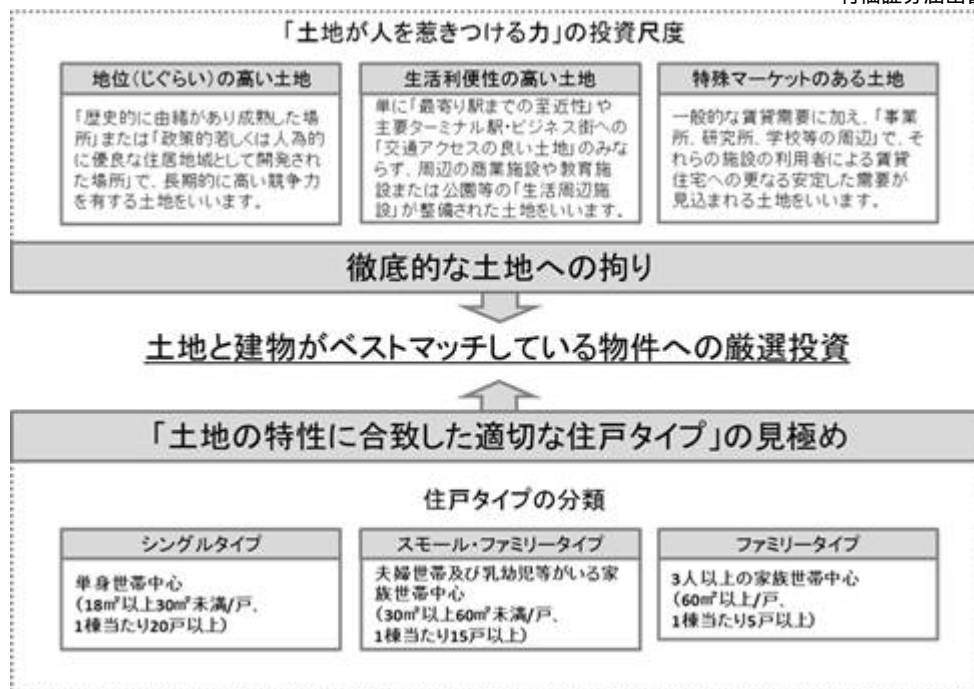
地位（じぐらい）の高い土地とは、「歴史的に由緒があり成熟した場所」又は「政策的若しくは人為的に優良な住居地域として開発された場所」で、長期的に高い競争力を有する土地をいいます。

#### 「生活利便性の高さ」

生活利便性の高い土地とは、単に「最寄り駅までの至近性」や主要ターミナル駅・ビジネス街への「交通アクセスの良い土地」のみならず、周辺の商業施設や教育施設又は公園等の「生活周辺施設」が整備された土地をいいます。

#### 「特殊マーケットの有無」

特殊マーケットのある土地とは、一般的な賃貸需要に加え、「事業所、研究所、学校等の周辺」で、それらの施設の利用者による賃貸住宅への更なる安定した需要が見込まれる土地をいいます。



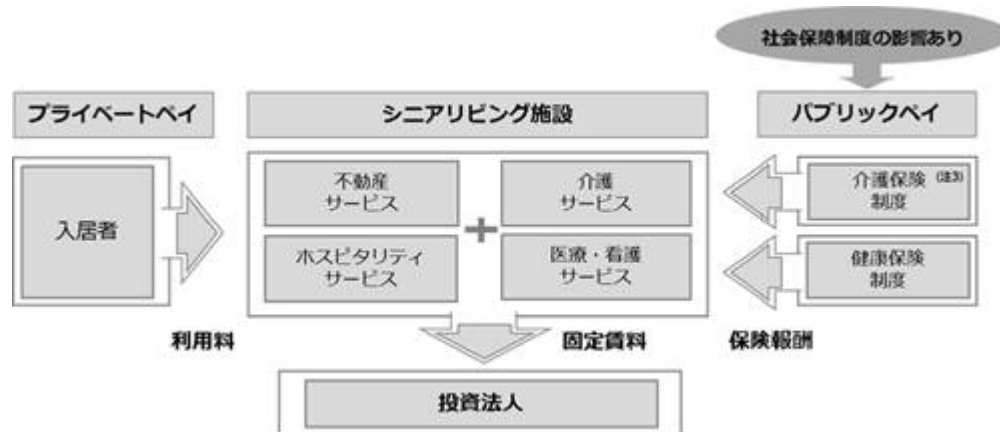
本投資法人は、東京経済圏（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県の一都三県の主要都市をいいます。以下同じです。）の人口増加が継続する人口動態に鑑み、東京経済圏所在の居住用施設へ重点的に投資を行うものの、前記「土地が人を惹きつける力」の観点から、東京経済圏以外の地域においても、賃貸住宅等について安定した需給バランスが見込まれ、投資対象として魅力ある土地が数多く存在すると考えています。本投資法人は、前記の投資尺度に基づき、東京経済圏を中心に、地方経済圏（政令指定都市を始めとする地方都市をいいます。以下同じです。）に所在する賃貸住宅等の居住用施設についても、土地が人を惹きつける力を詳細に分析した上で、その立地特性に応じて、安定的な賃貸需要が見込まれる住戸タイプを見極めながら、投資を行います。

#### b. ヘルスケア施設への投資

本投資法人が投資対象とするヘルスケア施設は、賃貸可能面積の過半が有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、シニア向けマンション、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能施設、デイサービス施設等のシニアリビング施設及び病院、診療所、医療モール、介護老人保健施設等のメディカル施設として使用される不動産又はこれらを裏付けとする資産です。

本投資法人は、ヘルスケア施設では、賃料固定型の長期賃貸借契約を締結する強いニーズがオペレーターに存在することから、ヘルスケア施設の賃料は他の不動産に比較して経済情勢や景気の変動の影響を受けにくい性質があると考えています。本投資法人は、運営実績のあるオペレーターを選定の上、原則としてオペレーターと賃料固定型の長期賃貸借契約を締結することで安定したキャッシュ・フローの実現を図ります。一方、オペレーターの賃料の源泉は、入居者の支払う利用料（プライベートペイ）と介護施設においては介護保険報酬や健康保険報酬（パブリックペイ）に依存しています。一般に、入居者の支払う利用料の源泉の一部は年金であり、オペレーターの収益構造に照らすと、オペレーターの提供する各種サービスの収入は、国が定める社会保障制度の変更で低減するリスクがあり、かかるリスクはパブリックペイの割合が大きいほど高いものと、本投資法人は考えていることから、本投資法人は、入居者が支払う費用の価格帯や、オペレーターの収入に占める介護保険報酬等の水準（パブリックペイとプライベートペイの比率）を勘案した上で投資判断を行います。

<シニアリビング施設における典型的な収益構造>



(注1) 上記の図は、シニアリビング施設における典型的な収益構造であると本投資法人が分析している内容を模式化して記載したものであり、実際のシニアリビング施設における収益構造を正確に示しているとは限りません。

(注2) シニアリビング施設において提供されるサービスの種類や内容は施設により異なります。オペレーターが自らサービス提供を行う場合だけでなく、業務提携先や入居者が選択した、オペレーター以外の事業者がサービス提供を行う場合があります。

(注3) 「介護保険制度」とは、寝たきりや認知症などで介護が必要な高齢者について、社会保険の仕組みによって社会全体で支える制度をいいます。以下同じです。

本投資法人は、人々のライフサイクル全般にかかわる多種多様なヘルスケア施設に幅広く投資を行いますが、本書の日付現在の投資環境を踏まえ、シニアリビング施設が相対的に施設の流動化ニーズが高いことに加え、同市場が高い成長可能性を有すると考えていることから、ヘルスケア施設に対する投資においては、当面シニアリビング施設を中心に投資を行います。シニアリビング施設に関しては、介護保険制度の発足により介護認定者を対象とした介護型の施設の普及が全国的に進んでいますが、本投資法人は、要介護者向けに限らず、今後団塊の世代の高齢化に伴い市場の拡大が見込まれる自立者向け施設やCCRC(注)にも幅広く投資を行います。

また、本投資法人は、メディカル施設のうち病院については、病床機能分化に対応するための施設改修、病院建物の老朽化や耐震強度不足の問題から今後建替えが進むものと考えています。政府も戦略としてシニアリビング施設やメディカル施設等のヘルスケア施設の供給を後押しする施策を打ち出しており、2015年6月26日には国土交通省より「病院不動産を対象とするリートに係るガイドライン」が公表（同年7月1日付適用）されました。これらのことから、本投資法人では、今後、法令やガイドライン等に従い、病院を中心に投資対象として検討していく方針です。

(注) 「CCRC」とは、「Continuing Care Retirement Community」の略語で、健康長寿社会を実現していくために健康型及び介護型の施設が一つの地域に集積し、高齢者が健康状態に応じた継続的なケア環境の下で、自立した社会生活を送ることができるようなコミュニティ型施設をいいます。



## &lt;本投資法人の考えるシニアリビング施設の類型別特徴(注1)&gt;

本投資法人の考えるシニアリビング施設の類型別の特徴は、以下のとおりです。なお、以下は、各類型のシニアリビング施設が有しているとは本投資法人が考えている月額入居費用、居室面積、居室内設備及び共用部設備に関する一般的な特徴を、簡略化した上で記載しています。

	自立者向け		要介護者向け	
	中価格帯	高価格帯	中価格帯	高価格帯
月額入居費用 (注2)	10～30万円	30万円～	10～30万円	30万円～
居室面積	25～50m <sup>2</sup>	50～100m <sup>2</sup>	15～25m <sup>2</sup>	18～25m <sup>2</sup>
居室内設備	トイレ、洗面、エアコン等			
	浴室、キッチン等			
共用部設備	食堂、厨房、談話室等			
	大浴場、 余暇施設等		浴室(個室浴、共同浴室、 機械浴室)、ヘルパーステーション、 健康管理室、リハビリ室等	

(注1) 保有資産及び取得予定資産（後記「(2) オファリングハイライト “しなやか” で“持続的”な外部成長力 (ハ) 本合併後の成長の軌跡」で定義します。以下同じです。）並びに今後本投資法人が取得する可能性のある各シニアリビング施設が上記の表に記載の類型のうち各施設が該当する類型の特徴を全て有していることを保証又は約束するものではありません。

(注2) 「月額入居費用」は、一時金の收受がある場合には、当該一時金を入居契約で定める償却期間で按分した金額を月額利用料（食費を含みます。）の額に加算した金額を記載しています。

本投資法人は、高い専門性に基づく目利き力を活かし、(i)施設の用途、(ii)地域、(iii)利用料の価格帯、(iv)オペレーター及び(v)施設の規模の観点から、用途と提供サービス種類の分散、入居費用・利用者価格帯の分散及び社会保障制度（年金、介護保険、健康保険及び生活保護制度等）への依存度の分散を勘案した幅広い規模のヘルスケア施設への分散投資を行うとともに、三大都市圏（三大都市圏とは、東京経済圏、大阪圏及び名古屋圏をいい、大阪圏とは大阪府、京都府、奈良県、兵庫県及び滋賀県の都市、名古屋圏とは愛知県、岐阜県及び三重県の都市をいいます。なお、三大都市圏を除く地方都市を「地方都市圏」といいます。以下同じです。）等を中心に全国への幅広い分散投資及び安定性や成長性の高いオペレーターに対する幅広い分散投資を行います。

## c. 宿泊施設への投資

本投資法人が投資対象とする宿泊施設は、賃貸可能面積の過半が宿泊施設用途であるホテル等又はこれらを裏付けとする資産です。

ホテル等の宿泊施設は、事業形態や提供されるサービスが多岐にわたり、その収益性は個別的要素に大きく影響を受けるアセットであると考えています。本投資法人は、高い専門性に基づく目利き力を活かし、ビジネス又は観光による宿泊需要が見込める立地を厳選し、宿泊需要の種類に適したサービスタイプやグレード、室料価格帯等のバランスを見極め、安定した事業運営が見込まれる宿泊施設に投資を行います。また、ビジネス拠点や観光資源は日本全国に広範に存在していることから、東京経済圏及び地方経済圏への幅広い投資を行います。

また、オペレーターとの賃料契約形態については、一般的にホテル営業に係る売上げや営業利益等に連動した変動賃料が採用される場合も多ありますが、本投資法人では、宿泊施設への投資においてもキャッシュ・フローの安定性を重視することから、主に信用力と運営能力の高いオペレーターとの間で固定賃料の割合が高い長期の賃貸借契約が締結される宿泊施設への投資を行います。

## (ロ) ポートフォリオの構築方針

本投資法人の主要なポートフォリオ構築方針は、以下のとおりです。

## a. 本投資法人の用途別投資比率（取得価格ベース）の目標

用途				投資比率目標
区分	居住用施設	賃貸住宅	賃貸住宅	60%以上
		施設運営者付き住宅	サービスアパートメント、社宅、学生寮・学生マンション、短期滞在型マンション等	
	ヘルスケア施設	シニアリビング施設	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、シニア向けマンション、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能施設、デイサービス施設等	30%以下
		メディカル施設	病院、診療所、医療モール、介護老人保健施設等	
	宿泊施設		ホテル等	20%以下
その他		上記に定める建物が所在する借地権が設定された土地（底地）又は保育施設等	10%以下	

(注1) 複数の用途を有する施設において、いずれの用途も賃貸可能面積の過半を占めない場合であっても、居住用施設、ヘルスケア施設又は宿泊施設に該当する用途が合計で賃貸可能面積の過半を占める場合には、当該施設に投資することができ、この場合、最大の賃貸可能面積を占める用途をもって、当該施設の用途とみなすものとします。

(注2) 本投資法人は、オフィスビル、商業施設、物流・倉庫施設、アミューズメント及びゴルフ場を投資対象外とします。ただし、投資する居住用施設、ヘルスケア施設、宿泊施設又は保育施設に従たる用途として付帯して投資する場合があります。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。その後の改正を含みます。）第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業店も投資対象外とします。

## b. 本投資法人の地域別投資比率（取得価格ベース）の目標

地域			投資比率目標
区分	東京経済圏	東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県の上記3都県の主要都市	50%以上
	地方経済圏	政令指定都市を始めとする地方都市	50%以下
	その他	上記以外の地域	

## c. 本投資法人の取得価格における最低投資規模及び最高投資規模の基準目標

区分	取得価格	
最低投資規模	居住用施設	1投資物件当たり 3億円以上
	ヘルスケア施設	1投資物件当たり 3億円以上
	宿泊施設	1投資物件当たり 5億円以上
	その他	1投資物件当たり 1億円以上
最高投資規模	当該不動産等の取得後の取得価格の合計に対する当該不動産等の取得価格の比率の上限は20%とします。	

(注) 本投資法人は、投資対象不動産等が当該最低投資規模の基準を充足しない場合であっても、以下のいずれかに該当する場合には、当該不動産等を取得することができます。

- (i) 複数の不動産等を一括で取得する際に、最低投資規模の基準を下回る取得価格の不動産等が含まれる場合
- (ii) 投資基準に合致する不動産等の取得条件交渉を行った結果、鑑定評価額は最低投資規模の基準を上回るものの、取得価格が最低投資規模の基準を下回る場合
- (iii) 投資済物件と関連の高い施設の場合

本投資法人の目指す姿（社会・経済構造の変化に沿ったREITへ進化）

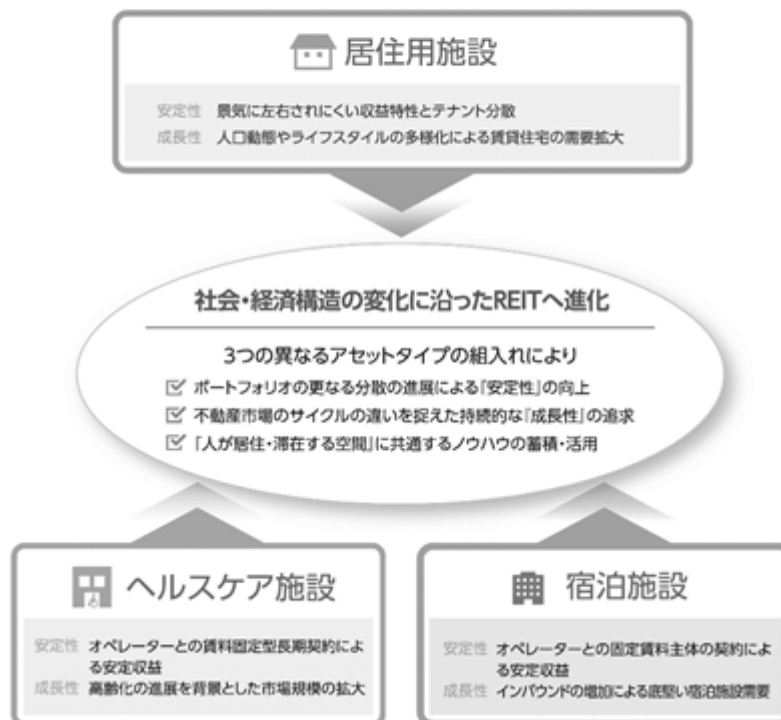
今後の人口動態や経済状況、人々のライフスタイルの多様化、少子高齢化の進展といった変化は居住用施設やヘルスケア施設に需要の拡大をもたらし、観光の産業化に伴う訪日外国人旅行者数（インバウンド）増加が宿泊施設への底堅い需要に影響を与える等、社会・経済構造の変化と不動産を取り巻く環境は密接に関連しており、そのトレンドを的確に捉えることは、本投資法人の持続的な成長と投資主価値の向上を実現する上で重要であると、本投資法人は考えています。本投資法人は、賃貸住宅等の居住用施設から、有料老人ホーム等のヘルスケア施設、ホテル等の宿泊施設まで「人が居住・滞在する空間」への投資を通じ、社会・経済構造の変化に沿ったREITへ進化し、「安定性」と「成長性」を高めることで投資主価値の最大化を目指します。

本投資法人の目指すポートフォリオは、昨今の日本で起こっている社会・経済構造の変化を、不動産を介してこれからの収益力に転換する力を持ち、本投資法人の優位性を高めることを可能とするポートフォリオです。賃貸住宅等の居住用施設への投資を中心としながら、収益特性の異なる老人ホーム等のヘルスケア施設、ホテル等の宿泊施設にも投資を行い、3つの異なるアセットタイプを組み入れることで、以下のような効果が期待されます。

まず、(i)ポートフォリオの更なる分散の進展による「安定性」の向上が期待できます。また、(ii)本投資法人は、不動産市場のサイクルや個々の用途の不動産に係る投資市場のサイクルの違いを捉えながら、居住用施設、ヘルスケア施設及び宿泊施設の3つの投資対象用途の中からその時々において最適な投資対象を選別し投資を実行する方針です。このように、マーケットの動向を踏まえ、その時点において「安定性」と「成長性」を兼ね備えた施設へ投資することにより、持続的な「成長性」の追求が期待できます。更には、(iii)このようなポートフォリオ構築の進展と資産規模の拡大により、「人が居住・滞在する空間」に共通するノウハウの蓄積・活用といった効果も期待できると、本投資法人は考えています。

## 本投資法人の目指す姿

「居住用施設」×「ヘルスケア施設」×「宿泊施設」で目指す  
ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人の  
「持続的成長」



## (2) オファリングハイライト

本投資法人は、ポートフォリオの構築方針に即し、下方硬直性の強いキャッシュ・フローを背景とする安定性を持つ賃貸住宅等の居住用施設への投資を中心としながら、収益特性の異なる老人ホーム等のヘルスケア施設、ホテル等の宿泊施設にも投資を行い、着実な資産規模の拡大とポートフォリオの分散及び安定性の向上を実現してきました。本募集は、新型コロナウイルス感染症の影響による外部環境の変化の中においても、本投資法人の特徴を活かすとともに、環境の変化に即した、しなやかで持続的な成長を実現することで、ポートフォリオの更なる安定性の強化に資するものと考えています（Resilience for the Residential KDR Portfolio）。

## ポートフォリオの“安定性”と分配金マネジメント力

- ・コロナ禍でも再確認された賃貸住宅とヘルスケア施設の安定性
- ・戦略的な物件売却を伴う、安定的な分配金マネジメント力

## (イ) コロナ禍でも再確認された賃貸住宅とヘルスケア施設の安定性

## a. ポートフォリオの安定性

賃貸住宅の安定性に加え、公募増資による成長を背景として、本合併以降、本投資法人は着実な外部成長を実現しています。具体的には戦略的な資産入替によるポートフォリオクオリティの向上及び資産売却益の実現や、匿名組合出資及びそれに伴う物件取得に係る優先交渉権等の獲得による新たなパイプライン創出など能動的な投資運用施策を実施し、本合併後の3年間で3回の公募増資による資金調達を実現しました。更に、本合併後4回目となる本募集等（本募集及び本第三者割当てをいいます。以下同じです。）においては、東京経済圏の賃貸住宅への重点投資を継続し、かつ、大手オペレーターが運営する安定した需要の見込めるヘルスケア施設へ厳選投資することにより、ポートフォリオの安定性の更なる向上が期待できると、本投資法人は考えています。

また、新規取得資産（後記「 “しなやか” で “持続的” な外部成長力（ハ）本合併後の成長の軌跡」で定義します。以下同じです。）取得後(注)において本投資法人が運用するポートフォリオは、居住用施設134物件（取得（予定）価格の合計2,052億円）、ヘルスケア施設26物件（取得（予定）価格の合計586億円）、及び宿泊施設2物件（取得価格の合計49億円）からなる合計162物件（取得（予定）価格の合計2,688億円）となる予定です。

(注) 「新規取得資産取得後」とは、本投資法人による全ての新規取得資産の取得が完了した2021年8月2日時点をいいます。なお、同時点を「本募集等後」という場合があります。

## &lt; ポートフォリオの内訳（物件数・資産規模・投資比率）（新規取得資産取得後） &gt;

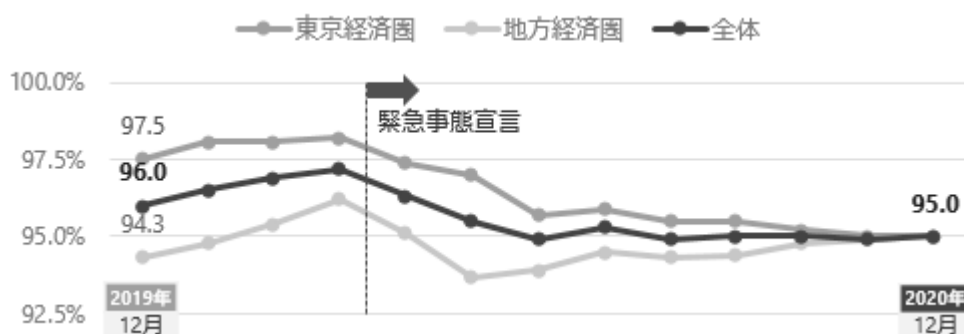


(注) 上記の資産規模及び投資比率は、取得（予定）価格を基に算出しています。

## b. 運用状況

ポートフォリオの中心である居住用施設において、2020年4月の緊急事態宣言以降の稼働率はやや低下したものの、その傾向は弱まりつつあり、2020年12月末日現在においても高い稼働率を維持しています。また、月額賃料の増減率についても、新規賃料と更新賃料ともに上昇傾向が継続しています。

## &lt;稼働率の推移（居住用施設）&gt;



(注) 居住用施設の稼働率の推移については、各月末日時点で本投資法人が保有する居住用施設について、「東京経済圏」及び「地方経済圏」は東京経済圏又は地方経済圏に所在する居住用施設の同日時点の各稼働率を、「全体」は居住用施設全体の同日時点の稼働率を、それぞれ記載しています。ただし、2020年9月末日以降の各稼働率については、本投資法人が2020年9月末日付で取得した居住用施設2物件（「KDXレジデンス八丁堀」及び「KDXレジデンス中板橋」）を含めずに算出した数値を記載しています。

## &lt;月額賃料の増減率（居住用施設）&gt;

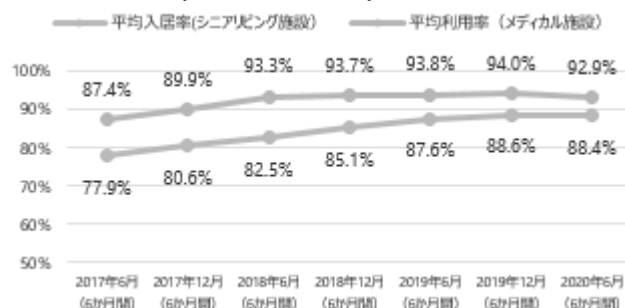


(注1) 居住用施設の新規賃料の増減率は、2019年1月期から2020年7月期までの各期及び2020年8月1日から同年12月末日までの5か月間における新規テナントの月額賃料の増減額の合計を従前の月額賃料の合計で除して算出しています。

(注2) 居住用施設の更新賃料の増減率は、2019年1月期から2020年7月期までの各期及び2020年8月1日から同年12月末日までの5か月間における更新テナントの月額賃料の増減額の合計を従前の月額賃料の合計で除して算出しています。

本投資法人が保有するヘルスケア施設は、コロナ禍においても厳格な感染症対策を実施しつつ運営を継続し、入居率・利用率も安定的に推移しています。また、長期固定契約の契約形態によりキャッシュ・フローは安定的に推移しています。

## &lt;入居率・利用率の推移（ヘルスケア施設）&gt;



- (注1) ヘルスケア施設の入居率・利用率の推移のグラフ内の数値は、ヘルスケア施設（これらの数値について開示の許諾を得られていない物件（非開示物件）である「リハビリホームグランド門戸厄神」（2021年1月26日付で「グランド門戸厄神」から「リハビリホームグランド門戸厄神」に物件名称を変更しています。以下同じです。）を除きます。）を対象として、オペレーターからの提出資料に基づき記載しています。「シニアリビング施設」は、本投資法人が2020年6月末日時点で保有するヘルスケア施設のうち、施設の用途が介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及びグループホームであるものを対象としています。「メディカル施設」は、本投資法人が2020年6月末日時点で保有する介護老人保健施設を対象としています。なお、「プレザングラン大田多摩川」、「せらび恵比寿」、「アルテ石屋川」及び「ツクイ・サンシャイン町田」については、オペレーターから開示について了承の得られた時期からの数値を計算に反映しています。
- (注2) シニアリビング施設の平均入居率及びメディカル施設の平均利用率は、各期間の累計の数値を記載しており、平均入居率については、月末時点の入居率を入居者の合計÷定員数の合計にて算出した上で、各期間の月末時点の入居率を単純平均して得られた数値を、平均利用率については、各期間の延利用者÷延定員（床）数を、それぞれ記載しています。

## &lt; 賃貸借契約残存期間（ヘルスケア施設） &gt;



## &lt; オペレーターの分散（ヘルスケア施設） &gt;



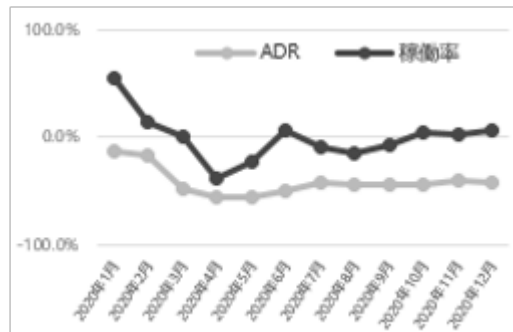
- (注1) ヘルスケア施設の賃貸借契約残存期間は、新規取得資産取得後に本投資法人が保有するヘルスケア施設における、2021年1月31日からオペレーターとの賃貸借契約の契約終了日までの期間の割合（取得（予定）価格ベース）を示しています。また、ヘルスケア施設の平均賃貸借契約残存年数は、2021年1月31日からオペレーターとの賃貸借契約の契約終了日までの期間を取得（予定）価格で加重平均して算出しています。
- (注2) ヘルスケア施設のオペレーターの分散は、新規取得資産取得後に本投資法人が保有する各ヘルスケア施設における各オペレーターの割合（取得（予定）価格ベース）を示しています。なお、株式会社ベネッセスタイルケアの「本募集前」の割合は、本書の日付現在の数値を記載しています。

宿泊施設は、2020年4月以降コロナ禍により宿泊需要が大幅に減少し、稼働率が低下し、ADRも減少していたものの、稼働率は最悪期を脱し、2020年12月末日現在、前年同期比で同水準程度に回復しています。

## &lt; 賃貸借の概要（宿泊施設） &gt;

借借人 (オペレーター)	株式会社リブ・マックス
契約形態	普通借家契約（完全固定賃料）
契約期間	2018年10月31日より20年間（大塚） 2018年11月30日より20年間（横浜）
解約・賃料改定	契約開始日から10年間解約不可 / 5年間賃料改定不可

## &lt; 稼働率/ADR 前年同月比（宿泊施設） &gt;



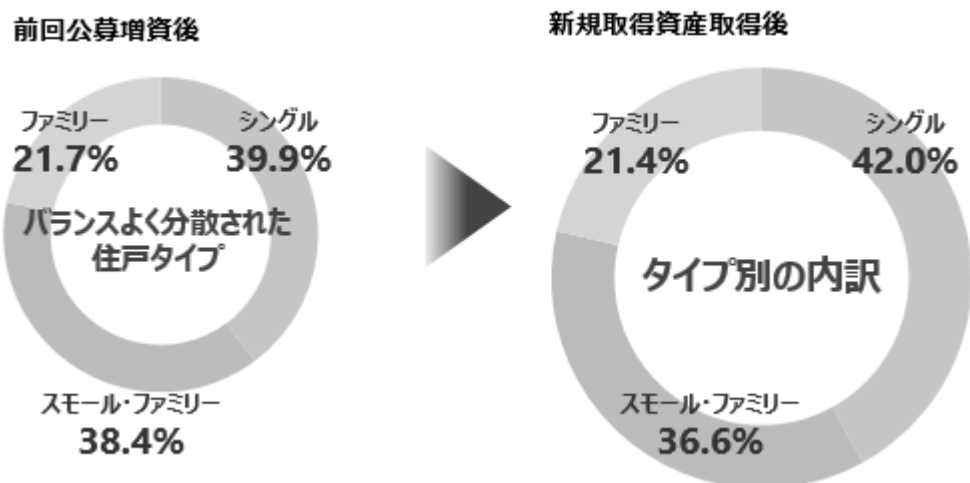
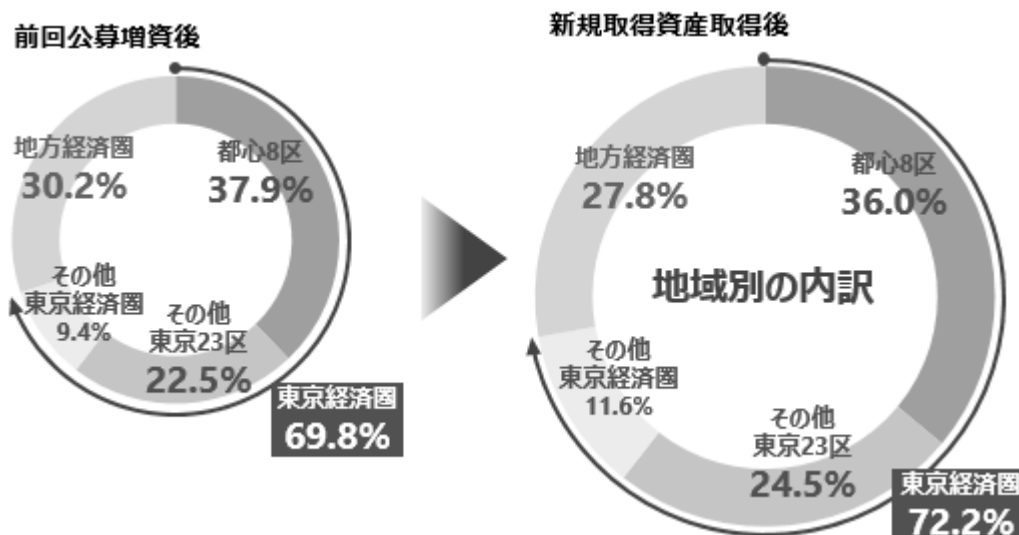
- (注1) 上記において、「大塚」は本投資法人が保有する「ホテルリブマックス東京大塚駅前」を、「横浜」は本投資法人が保有する「ホテルリブマックス横浜駅西口」を、それぞれ指しています。
- (注2) 宿泊施設の稼働率/ADRのグラフ内の数値は、本投資法人が保有する宿泊施設2物件（「ホテルリブマックス東京大塚駅前」及び「ホテルリブマックス横浜駅西口」）の各月の稼働率及びADRの平均の、前年同月の稼働率及びADRの平均に対する比率を記載しています。なお、「ADR」とは、宿泊施設における客室1室当たりの平均単価をいいます。

## c. 居住用施設ポートフォリオの分散状況

ポートフォリオの中心である居住用施設において、新規取得資産取得後における地域別の内訳（取得（予定）価格ベース）は、東京経済圏が前回公募増資後（注）の69.8%から72.2%に上昇します。新規取得資産取得後におけるタイプ別の内訳（取得（予定）価格ベース）は、シングルタイプが42.0%、スモール・ファミリーが36.6%及びファミリータイプが21.4%とエリア、タイプともに分散の効いた賃貸住宅ポートフォリオを維持しており、新規取得資産取得後における賃貸住宅ポートフォリオの安定性が更に向上するものと、本投資法人は考えています。本投資法人は、都心近郊の居住ニーズも捉えながら、東京経済圏への投資を継続する方針です。

（注）「前回公募増資後」とは、前回公募増資時における取得予定資産の取得が完了した2020年8月3日時点を行います。

< ポートフォリオの分散（取得（予定）価格ベース） >

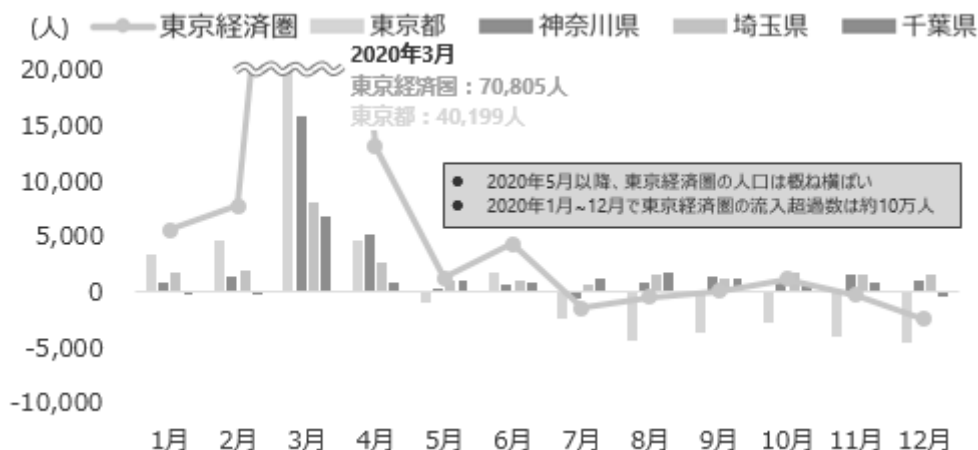


（注）「都心8区」とは、千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区、目黒区、世田谷区及び品川区をいいます。以下同じです。

また、足もとの人口動態について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、東京経済圏の月次人口流入は2020年7月及び8月は転出超過になったものの、2020年9月及び10月は再び転入超過へ転じる等しており、東京経済圏の人口は、2020年5月以降は概ね横ばいで推移しています。また、東京23区における2020年の人口増減の内訳をみると、外国人が大きく転出超過となり、東京23区は外国人の減少が顕著となっている一方、日本人は転入超過が続いており、日本人の人口の増減数に大きな変化は生じていません。

#### <東京経済圏の人口動態>

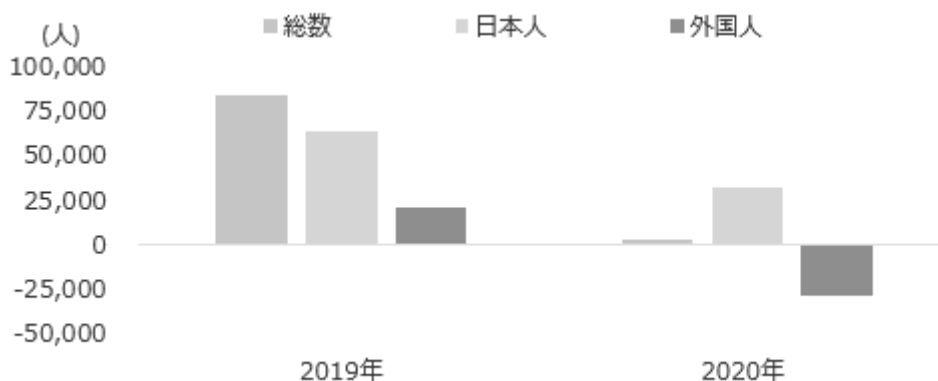
##### 2020年東京経済圏の月次人口流出入



出所：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告月報」（2020年1月～2020年12月）を基に本資産運用会社にて作成

(注)上記において、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県の月次人口流出入は、他都道府県からの転入者数から他都道府県への転出者数を除して得られた数値を、東京経済圏の月次人口流出入は、これらの1都3県全体の月次人口流出入の合計値を、それぞれ記載しています。東京経済圏の「流入超過数」とは、東京経済圏に転入した人口から、東京経済圏から転出した人口を除いた数値をいいます。

##### 東京23区における人口増減の内訳



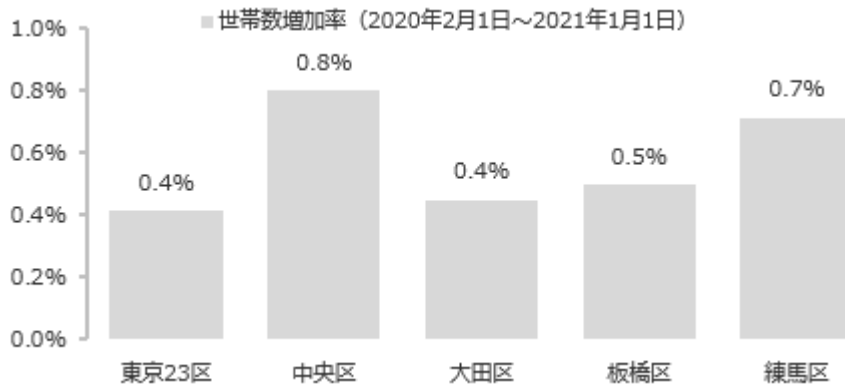
出所：東京都総務局「東京都の人口（推計）」（2019年1月～2021年1月）を基に本資産運用会社にて作成

(注)東京23区における人口増減の内訳は、各月の東京23区の人口の増減数の合計に基づき記載しています。

2020年2月1日から2021年1月1日にかけて、コロナ禍においても東京23区における世帯数は増加していますが、新規取得資産のうち東京23区に所在する5物件が立地する中央区、大田区、板橋区及び練馬区における世帯数増加率は、東京23区の平均世帯数増加率よりも高くなっています。



<東京23区人口動態の動向 本投資法人はコロナ禍でも居住地として魅力あるエリアに着目 >



出所：東京都総務局「東京都の人口（推計）」（2020年2月及び2021年1月）を基に本資産運用会社にて作成

(ロ) 戦略的な物件売却を伴う、安定的な分配金マネジメント力

a. 市場動向に対応する都心物件の売却

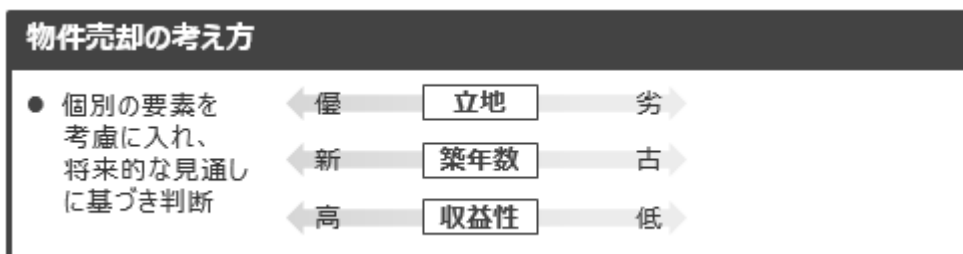
本投資法人は、活況を呈する現在の賃貸住宅売買マーケットにおいては、物件価値が上がり、収益性の向上余地が限定的な都心物件を新たに売却することにより含み益を顕在化し、投資主へ還元することが投資主価値向上に資するものと考えています。また、物件売却により得た売却益と、負ののれんによる内部留保を活用しながら分配金マネジメントを行う方針です。

物件売却においては、(i)立地の観点からは、競争力が相対的に劣るエリアの物件、( )築年数の観点からは、築年数が古く修繕費等の増加が見込まれる物件、また、(iii)収益性の観点からは、人口動態等により将来的に収益力の低下が予測される物件のような、物件売却の考え方に影響を与える個別の要素を考慮に入れながら、資産入替について、将来的な収支見通しに基づき判断を行っていきます。

本投資法人は、このような考え方にに基づき、2018年7月期以降継続的に居住用施設の売却を行っており、直近では、2021年1月26日付でKDXレジデンス千駄ヶ谷（以下「新規売却物件」ということがあります。）の売却に係る契約の締結及び公表を行っており、2021年2月5日付で売却を完了しています。売却の背景としては、新規売却物件は、売却時の築年数が約14年(注)となる居住用施設であり、今後の資本的支出及び修繕費の増加が予想されるタイミングにあり、当該物件の周辺環境・賃貸マーケットの変化等も考慮すると、今後の収益性の向上余地が限定的と考えられる物件でした。そのため、本投資法人は、物件取得意向が強いマーケット環境において、含み益を顕在化させ投資主へ還元することが投資主価値の向上に資するとの考え方のもと、新規売却物件の売却を決定しました。

このように、本投資法人は、上記物件売却の考え方にに基づき、売却対象となる物件を新たに売却することでポートフォリオクオリティの向上を図りながら戦略的な資産入替を実施しています。

(注) 築年数については、売却時点の築年数を、小数第1位を四捨五入して記載しています。



## &lt;新規売却物件の概要&gt;

KDXレジデンス千駄ヶ谷（2021年7月期 売却）		
 <p>譲渡価格は 鑑定評価額を <b>27.6%</b> 上回る</p>	譲渡価格	1,110 百万円
	帳簿価額	631 百万円
	鑑定評価額	870 百万円
	売却NOI利回り	2.9 %
<p>&lt;売却の背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 売却時の築年数は約14年であり、<u>今後の資本的支出及び修繕費の増加が予想されるタイミング</u></li> <li>● <u>物件の周辺環境・賃貸マーケットの変化等も考慮すると、今後の収益性の向上余地が限定的と考えられる物件</u></li> <li>● 物件取得意向が強いマーケット環境において、<u>含み益を顕在化させ投資主へ還元</u></li> </ul>		

- (注1) 新規売却物件の「譲渡価格」は、売買契約書等に記載された売買価格（売却経費、固定資産税・都市計画税の精算額、消費税及び地方消費税等を含みません。）を、百万円未満を切り捨てて記載しています。
- (注2) 新規売却物件の「帳簿価額」は、本書の日付現在における、譲渡日時点の見込額を百万円未満を切り捨てて記載しており、実際の金額と異なる可能性があります。
- (注3) 新規売却物件の「鑑定評価額」は、2020年7月末日を価格時点とする不動産鑑定評価書に記載された鑑定評価額を、百万円未満を切り捨てて記載しています。
- (注4) 新規売却物件の「売却NOI利回り」は、2020年7月期の実績NOIを年換算した上で、譲渡価格で除して算出しています。

## b. 物件売却益と内部留保を活用した分配金マネジメント

本投資法人は、資産入替により生じた売却益について、獲得した売却益に応じて継続して分配金水準の平準化と上積みを活用しています。本投資法人においては、本合併により、当面の間、各期において会計上の利益が税務上の所得を上回る見込みであり、税法上の導管性要件との関係でも、税金を負担することなく、各期において一定額の利益を分配金として分配することなく内部留保すること（内部留保の積増し）が可能となっています(注)。このため、売却益の活用方法としては、原則として分配金へ充当するものの、資産入替により大きな売却益が得られた場合には、当該売却益の一部を税負担が必要ない範囲で内部留保し、得られた売却益が小さい場合には、当該内部留保を取り崩して分配金へ充当することにより、今後の分配金水準の平準化を図っていく方針です。

(注) 今後、本合併により承継したヘルスケア施設を売却した場合等に税会不一致が解消する場合があります。また、保有し続ける場合においても、一定期間保有した場合や新たな事象に伴い税会不一致が生じた場合等に、税金を負担することなく利益を内部留保できなくなる可能性があります。

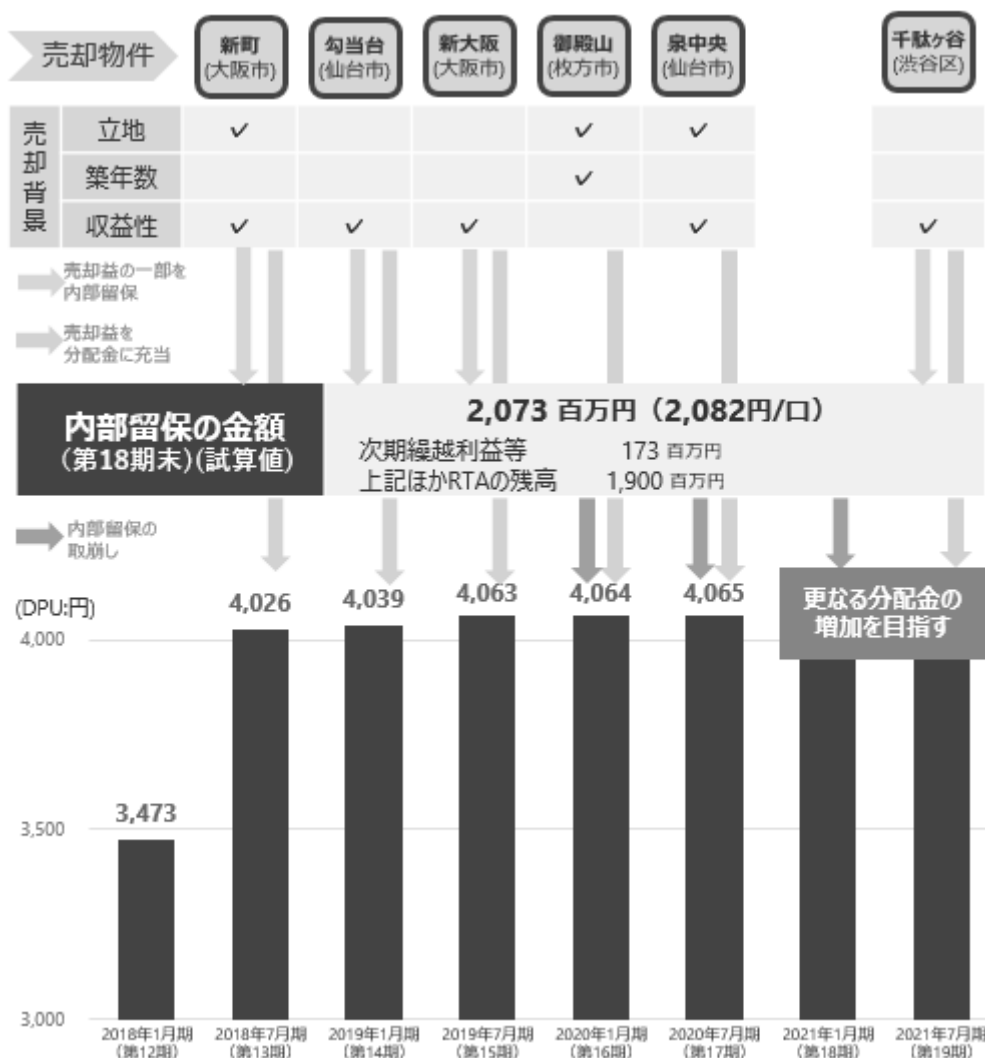
また、本合併に伴い、本投資法人には、負ののれんが発生しており、当該負ののれんによる内部留保は、1口当たり分配金（以下「DPU」ということがあります。）の一定水準の維持等に活用する方針です(注1)。具体的には、負ののれんによる内部留保のうち、一時差異等調整積立金（投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）に定義される一時差異等調整積立金をいい、以下「RTA」といいます。）として計上したものについては、50年（100期）以内での取崩しを基本方針とし、毎期当初RTA残高の1%以上を取り崩して分配金に充当する方針です。かかる方針に基づき、本投資法人は、2019年1月期以降、毎期一定額（20百万円）(注2)を取り崩して分配金へ充当することで分配金の長期安定的な底上げに活用しています。また、毎期のRTAの取崩しと併せて利益剰余金として計上する内部留保も活用しながら、一時的な収入の減少や突発的な費用の増加による収益の減少時、増資に伴って期中に取得した物件の運用期間が短いことにより十分な収益を確保できなかった場合等に内部留保を取り崩して分配金へ充当することで分配金の一定水準維持のために活用します。

このように、本投資法人は、物件売却により得た売却益と、負ののれんによる内部留保を活用しながら分配金マネジメントを行っています。

(注1) 本投資法人は、本合併時に獲得した負ののれんによる内部留保については、一時的な収益の減少等により1口当たり分配金が落ち込む事態になった場合、一定の分配金水準の維持に活用することで、長期安定的に分配金をコントロールする方針です。また、RTAの均等取崩しにより、毎期20百万円以上を取り崩して分配金に充当する方針です。

(注2) 本金額の取崩しは本書の日付現在における分配金に係る方針に基づくものであり、2021年1月期以降、本投資法人が本金額を取り崩して分配金へ充当することを保証するものではありません。

#### < 物件売却益と内部留保を活用した分配金マネジメント >



(注1) 「新町」、「勾当台」、「新大阪」、「御殿山」、「泉中央」及び「千駄ヶ谷」は、それぞれ、2018年7月期以降に売却した「KDX新町レジデンス」、「KDXレジデンス勾当台」、「KDXレジデンス新大阪」、「メロディーハイム御殿山」、「KDXレジデンス泉中央」及び「KDXレジデンス千駄ヶ谷」の略称です。

(注2) 2021年1月期末時点の内部留保の金額は、2021年1月期に係る分配金総額の支払いが完了していることを前提に算出した本書の日付現在の試算値であり、本投資法人の財務状況その他の理由により、実際の金額と異なる可能性があります。

(注3) 本投資法人は、2018年2月28日を分割の基準日とし、2018年3月1日を効力発生日として、投資口1口につき2口の割合による投資口の分割（以下「本投資口分割」といいます。）を行っているため、本投資口分割前の1口当たり分配金については、それぞれ2で除することにより、本投資口分割の影響を反映しています。

## “しなやか”で“持続的”な外部成長力

- ・居住用施設の取得：新築物件及び都心近郊の居住ニーズを捉えた物件取得
- ・ヘルスケア施設の取得：大手オペレーターが運営する安定したヘルスケア施設の取得
- ・年間平均約250億円の物件取得

## (イ) 居住用施設の取得：新築物件及び都心近郊の居住ニーズを捉えた物件取得

不動産売買市場においては、世界的な低金利といった金融環境等を背景とし、一定の収益を安定的に享受できるような物件の取得は一層厳しさを増しています。本投資法人は、前回公募増資後取得資産（後記「(八)本合併後の成長の軌跡」で定義します。以下同じです。）及び本募集における取得予定資産においても、新築の賃貸住宅の取得に機動的に取り組むことで上記のような物件取得が厳しい環境においても収益性の高い物件を獲得しており、また、東京経済圏の物件を主軸とした良質な物件による着実な外部成長を実現しています。更に、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、従前の都心偏重の居住ニーズからはやや変化が生じていることから、競争力の高い東京23区内に所在する新築物件の取得に留まらず、住環境の充実した都心近郊物件への新たな居住ニーズを捉えた物件取得にも取り組んでおり、外部環境に機敏に対応した、“しなやか”な外部成長を実現しています。なお、新規取得資産のうち、「KDXレジデンス八丁堀」及び「KDXレジデンス上石神井」の取得は、このような新たな居住ニーズを捉えた、希少性の高い、広い住戸タイプを中心とした新築物件のスポンサーサポートによる取得となります。また、取得予定資産のうち、「KDXレジデンス天王町」は既に安定稼働の状態のため、取得時より安定的な賃貸収益の獲得を見込んでいます。また、1、2階には保育園が入居しており、ポートフォリオへの保育施設の組入れを目指す本投資法人の投資方針にも合致した物件です。「KDXレジデンス川崎」はマスターリース会社との間で固定賃料の賃貸借契約が締結されており、取得時点での稼働率は100.0%の予定です。「KDXレジデンス蒲田南」については、本書の日付現在建築中であり、竣工していませんが、建物が竣工した後に信託した上で、当該信託の信託受益権の譲渡を受ける旨を売主との間で合意しています。本物件についても、中長期的に安定した賃貸需要が見込まれるものと、本投資法人は判断しています。「KDXレジデンス上石神井」については、売主によるリースアップ期間を経て、安定稼働が見込まれる2021年8月に取得予定のため、本投資法人として、取得時より安定的な賃貸収益の獲得を見込んでいます。

## &lt; 新築物件及び都心近郊の居住ニーズを捉えた物件取得 &gt;

エリア	東京23区				都心近郊			
	前公募増資後取得資産		取得予定資産		前公募増資後取得資産		取得予定資産	
	スポンサー関連	第三者	第三者	サポート会社	スポンサー関連	第三者	第三者	サポート会社
取得（予定） 価格の合計	14,935 百万円							
平均鑑定NOI利益率	4.6 %							
	取得価格 2,000億円 鑑定NOI利益率 4.7%	取得価格 1,736億円 鑑定NOI利益率 4.4%	取得価格 2,237億円 鑑定NOI利益率 4.4%	取得価格 760億円 鑑定NOI利益率 4.3%	取得価格 3,067億円 鑑定NOI利益率 4.4%	取得価格 840億円 鑑定NOI利益率 4.7%	取得価格 1,500億円 鑑定NOI利益率 5.1%	取得価格 843億円 鑑定NOI利益率 4.6%
	取得予定価格 760億円 鑑定NOI利益率 4.3%	取得予定価格 910億円 鑑定NOI利益率 4.7%						

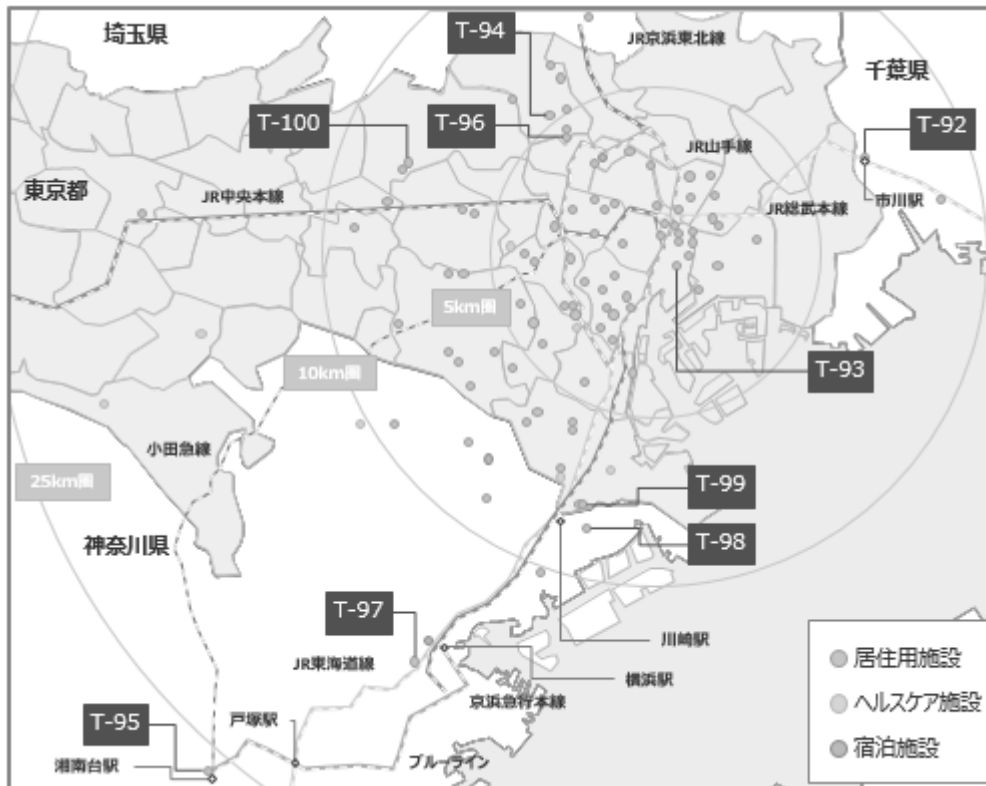
(注1) 上記において、「スポンサー関連」とは、スポンサーであるケネディクス株式会社が入手した不動産等売却情報の提供に基づいて本投資法人の物件取得に至った場合をいい、「第三者」とは、本資産運用会社独自の情報収集により投資機会を獲得し、かつサポート会社（株式会社住協ホールディングス並びにその子会社である株式会社住協及び住協建設株式会社、株式会社新生銀行、株式会社長谷工コーポレーション並びに三菱UFJ信託銀行株式会社を、個別に又は総称しています。本「“しなやか”で“持続的”な外部成長力」及び後記「今後の成長カタリスト（イ）持続的成長に向けた取組み b. 今後の成長パイプライン」において以下同じです。）及び三井住友ファイナンス&リース株式会社又はSMFLみらいパートナーズ株式会社（以下「SMFL」と総称します。）以外の第三者が保有する又は保有していた物件を本投資法人が取得する又は取得した場合をいい、「サポート会社」とは、本投資法人のサポート会社が保有する物件を本投資法人が取得する場合をいいます。本「“しなやか”で“持続的”な外部成長力」において以下同じです。

(注2) 上記において、「新築」とは、新規取得資産のうち竣工後1年以内に本投資法人が取得する又は取得した物件をいいます。以下同じです。

(注3) 本投資法人は、取得予定資産のうち「KDXレジデンス蒲田南II」、「KDXレジデンス上石神井II」、「KDXレジデンス天王町」及び「KDXレジデンス川崎」について、取得に併せてこれらの名称に変更することを予定しています。本書の日付現在のこれらの取得予定資産の変更前の名称の開示については売主の同意が得られていないため、変更後の名称を記載しています。以下同じです。

- (注4) 「KDXレジデンス蒲田南II」については、竣工予定の建物を想定して作成した外観イメージを記載しています。この外観イメージは、本書の日付現在検討中の計画に関するものであり、実際の完成した建物とは異なる可能性があります。以下同じです。
- (注5) 「平均鑑定NOI利回り」は、新規取得資産のうち対象となる資産の鑑定NOI利回りを各取得（予定）価格で加重平均して記載しています。なお、「鑑定NOI」とは、不動産鑑定評価書における直接還元法で採用された運営純収益をいい、各新規取得資産の「鑑定NOI利回り」は、以下の計算式により算出しています。以下同じです。
- 鑑定NOI利回り = 各新規取得資産に係る不動産鑑定評価書に記載された鑑定NOI ÷ 各新規取得資産の取得（予定）価格

< 取得予定資産及び取得済資産の所在地 >

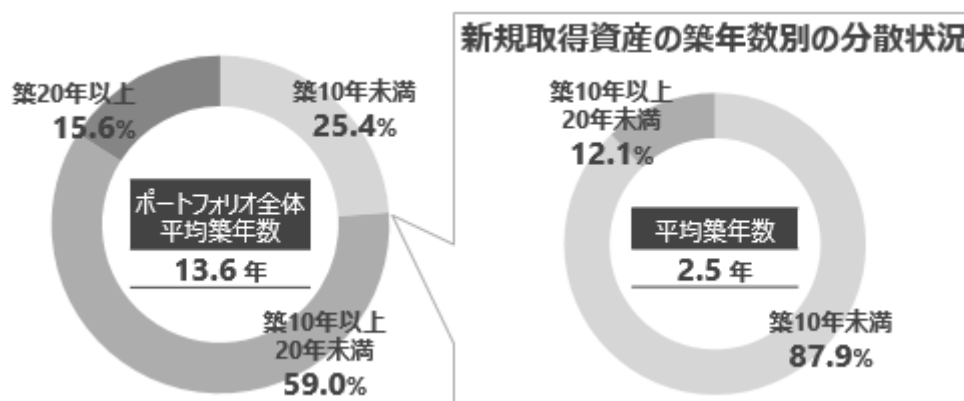


(注1) 東京駅を中心とする、東京駅からの距離が5km・10km・25kmの同心円を地図上に記載しています。

(注2) 上記地図中の物件番号に対応する物件名称は以下のとおりです。

- T-92 KDXレジデンス市川
- T-93 KDXレジデンス八丁堀
- T-94 KDXレジデンス中板橋
- T-95 KDXレジデンス湘南台
- T-96 KDXレジデンス池袋ウエスト
- T-97 KDXレジデンス天王町
- T-98 KDXレジデンス川崎
- T-99 KDXレジデンス蒲田南
- T-100 KDXレジデンス上石神井

< 築年数別の分散状況（新規取得資産取得後） >



(注1) 上記は、取得(予定)価格に基づく築年数の割合を示しており、各物件の築年数は、竣工日から2021年1月31日までの期間により算出しています。なお、2021年1月31日時点で未竣工の取得予定資産の築年数は0年としています。


(注2) 平均築年数は、各物件の築年数を取得(予定)価格に基づき加重平均して算出しています。

(ロ) ヘルスケア施設の取得：大手オペレーターが運営する安定したヘルスケア施設の取得

本合併後、本投資法人はヘルスケア施設への投資を継続しており、新型コロナウイルス感染症の影響下においてもヘルスケア施設の安定性は際立っているものと、本投資法人は考えています。更に、取得予定資産である2物件のヘルスケア施設は大手オペレーターが運営する安定した施設であり、当該物件の取得はヘルスケア施設ポートフォリオの収益力に更なる安定性をもたらすものと、本投資法人は考えています。

取得予定資産のうち、ヘルスケア施設2物件については、豊富な実績を有する大手のオペレーターが運営する施設であり、本投資法人のヘルスケア施設のポートフォリオの分散と収益安定性の向上に資する物件であると考えています。

<大手オペレーターが運営する安定したヘルスケア施設の取得>

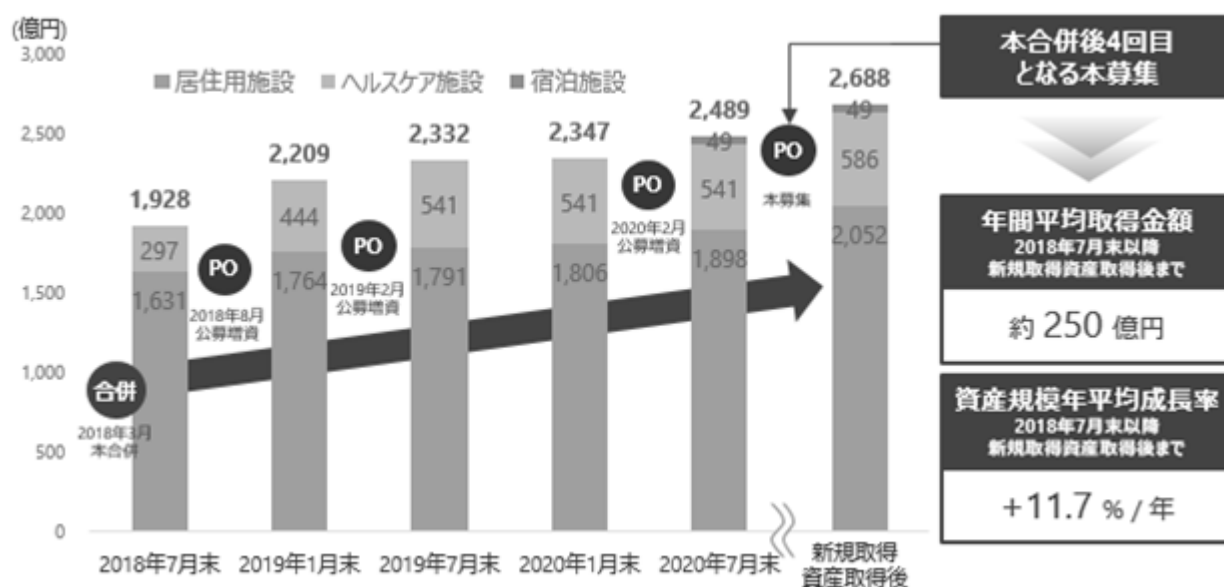
オペレーター	株式会社ベネッセスタイルケア	
取得予定 価格の合計	取得予定資産	
4,429 百万円	スポンサー関連	SMFL
		
平均鑑定NOI利回り	メディカルホームグランダ苦楽園 (兵庫県西宮市)	リハビリホームグランダ神戸北野 (兵庫県神戸市)
4.8 %	取得予定 価格	取得予定 価格
	2,709百万円	1,720百万円
	鑑定NOI 利回り	鑑定NOI 利回り
	4.8%	5.0%

(注) 上記において、「SMFL」とは、SMFLが保有する物件を本投資法人が取得する場合があります。

## (八) 本合併後の成長の軌跡

本投資法人は、2020年9月から2021年1月まで及び本募集において、居住用施設9物件（取得（予定）価格の合計149億円）及びヘルスケア施設2物件（取得予定価格の合計44億円）（以下、「KDXレジデンス市川」、「KDXレジデンス八丁堀」、「KDXレジデンス中板橋」、「KDXレジデンス湘南台」及び「KDXレジデンス池袋ウエスト」を併せて「前回公募増資後取得資産」ということがあり、「KDXレジデンス天王町」、「KDXレジデンス川崎」、「KDXレジデンス蒲田南」、「KDXレジデンス上石神井」、「メディカルホームグランダ苦楽園」及び「リハビリホームグランダ神戸北野」を併せて「取得予定資産」ということがあり、「前回公募増資後取得資産」及び「取得予定資産」を併せて「新規取得資産」ということがあります。新規取得資産の詳細については後記「2 本投資法人のポートフォリオ (2) 個別信託不動産の概要」をご参照ください。）の計11物件を取得し、又は取得する予定であり、これらの新規取得資産の取得（予定）価格の合計は19,364百万円、平均鑑定NOI利回りは4.6%です。新規取得資産の取得により、2018年7月末日以降新規取得資産取得後までの期間に本投資法人が取得した又は取得する予定の資産の取得（予定）価格の合計額の年間平均額（年間平均取得金額）は、約250億円となります。このような持続的な物件取得による資産規模の拡大により、ポートフォリオの分散と安定性が進展する予定です。

## &lt; 本合併後の成長の軌跡 &gt;



(注1) 上記のグラフは、本投資法人の2018年7月から2020年7月までの各1月末日及び7月末日時点並びに新規取得資産取得後における、本投資法人の保有物件の取得（予定）価格の合計に基づいています。

(注2) 「資産規模年平均成長率」には、2018年7月末日から新規取得資産取得後までの本投資法人の資産規模（取得（予定）価格ベース）の1年当たりの平均成長率を記載しています。

## 今後の成長カタリスト

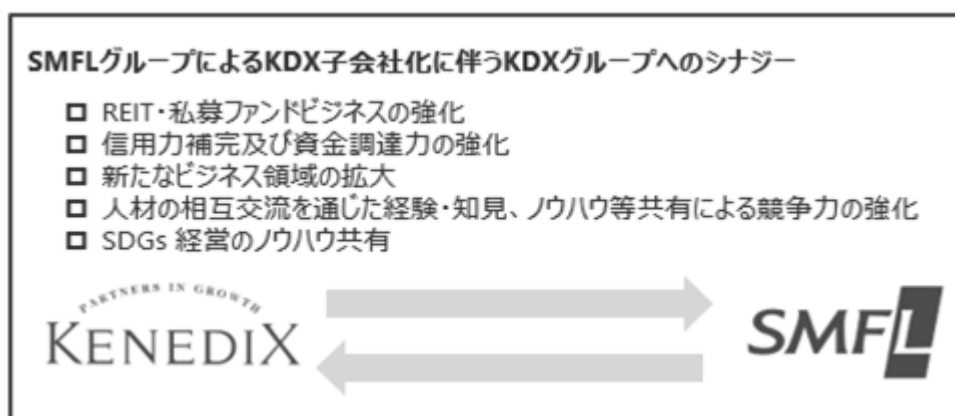
- ・格付の見通しが向上、更なるポジショニングの向上を目指す
- ・LTVコントロールによる持続的な成長余力の確保
- ・スポンサー等による継続的なサポート
- ・サステナビリティ（ESG）への取組みの強化

## (イ) 持続的成長に向けた取組み

## a. SMFLグループとの資本業務提携

本投資法人のスポンサーであるケネディクス株式会社（以下「KDX」ということがあります。）に対し、2020年11月20日付でSMFLみらいパートナーズインベストメント2号株式会社による公開買付けが公表され、同社は2021年1月15日付でケネディクス株式会社の発行済株式の62.35%を取得（以下「本件取得」といいます。）しました。当該公開買付けに係る一連の取引の一環として新たに資本業務提携関係が構築され、今後のシナジーを最大限に活かしながら、事業を推進することが企図されています。本投資法人にとってもSMFLグループとの新たなシナジーにより、スポンサーからのサポートの強化が推進されることや、今後の信用力補完及び資金調達力の強化が期待できるものと考えています。

## &lt; SMFLグループとスポンサーKDXとの資本業務提携 &gt;



## &lt; 信用格付の状況（本書の日付現在） &gt;

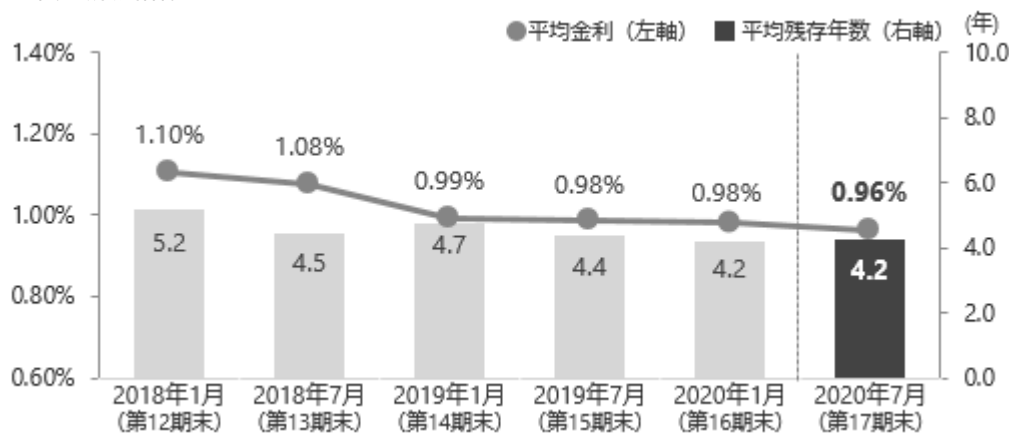
株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）による本投資法人の信用格付は、2016年11月にA+（見通し：安定的）へ向上し、更に本件取得後の2021年1月に見通しが向上し、A+（見通し：ポジティブ）となりました。本投資法人は、今後も格付の向上に向け着実な財務基盤の構築を目指します。なお、当該信用格付は、本募集の対象である本投資口に付された信用格付ではありません。本投資口について、本投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され若しくは閲覧に供された信用格付、又は信用格付業者から提供され若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。以下同じです。

**A+**  
（見通し：ポジティブ）  
株式会社日本格付研究所（JCR）

**New**  
格付見通しが安定的から  
「ポジティブ」へ向上  
（2021年1月）



## &lt; 主要な財務指標 &gt;



(注1) 「平均金利」は、各期末時点における各有利子負債についてアップフロントフィー（年率）及び金利スワップ等の効果を勘案した平均金利を算出し、各有利子負債残高に応じて加重平均して算出しています。

(注2) 「平均残存年数」は、各期末時点における各有利子負債残存年数を各有利子負債の残高に応じて加重平均して算出しています。

## &lt; コミットメントライン ~ 機動的かつ安定的な資金調達手段の確保 ~ &gt;

契約締結先	借入極度額	契約期間	担保
株式会社三井住友銀行	15億円	2020年8月1日から 2021年7月31日まで	無担保 無保証
株式会社三菱UFJ銀行	15億円		
株式会社みずほ銀行	15億円		

## b. 今後の成長パイプライン

本投資法人は、スポンサーサポートを活用し、安定的なパイプライン物件の取得及びブリッジファンドを活用した物件の取得、並びに多様な物件取得ルート及び手法を駆使しマーケットからの物件取得を行います。本書の日付現在においてもSMFLによるブリッジ案件として兵庫県所在のヘルスケア施設2物件を取得パイプラインとして有しています。また、サポート会社による開発物件である東京都足立区所在の居住用施設も取得パイプラインとして有しています。今後も、実績に裏付けられた機動的な外部成長を継続することを目指します。

## &lt; 今後の成長パイプライン &gt;

居住用施設		ヘルスケア施設	
サポート会社	優先交渉権	SMFL	優先交渉権
(仮称) 梅島プロジェクト		イリーゼ神戸六甲	
所在地	東京都足立区	所在地	兵庫県神戸市
賃貸可能戸数	90戸程度 (予定)	居室数	53室
竣工	2021年9月中旬 (予定)	竣工	2017年2月
		オペレーター	HITOWAケアサービス株式会社
			エクセレント花屋敷ガーデンヒルズ
			兵庫県宝塚市
			87室
			2017年4月
			株式会社
			エクセレントケアシステム

- (注1) 上記において「優先交渉権」と記載のある物件は、本投資法人がサポート会社又はSMFLから優先交渉権の付与を受けた物件です。なお、本書の日付現在、本投資法人が当該物件を取得する具体的な予定はなく、今後取得できる保証もありません。
- (注2) 「(仮称)梅島プロジェクト」については、竣工予定の建物を想定して作成した外観イメージを記載しています。この外観イメージは、本書の日付現在検討中の計画に関するものであり、実際の完成した建物とは異なる可能性があります。

#### c. スポンサー等による継続的なサポート

また、本投資法人のサポート体制については、物件の取得ルートとして、ケネディクス株式会社との2013年10月1日付不動産情報提供等に関する覚書(その後の変更及び当事者の追加を含み、以下「サポートライン覚書」といいます。また、サポートライン覚書の内容は、不動産等のうち、主たる投資対象の(i)居住用施設、(ii)ヘルスケア施設及び(iii)宿泊施設並びに(iv)従たる投資対象の保育施設であって、本資産運用会社において本投資法人の資産運用を担当するレジデンシャル・リート本部が優先検討権を有するものについて適用されます。)に基づくケネディクス株式会社及びケネディクス・インベストメント・パートナーズ株式会社(以下「KIP」といいます。)からのパイプラインが存在し、これと併せて本資産運用会社独自のネットワークも存在します。これらを活用することにより、機動的な物件取得が可能になると、本投資法人は考えています。

また、本投資法人との間で2017年6月15日付でサポート契約を締結した株式会社住協ホールディングスに、本合併に伴い本投資法人がJSLからサポート契約上の地位を承継した、JSLのスポンサーであった株式会社新生銀行、株式会社長谷工コーポレーション及び三菱UFJ信託銀行株式会社(以下、個別に又は総称して「サポート会社」といいます。)が加わることで、より幅広いサポート体制の構築を、本投資法人は実現しています。

#### < スポンサー等及びサポート会社によるサポート体制 >

サポート対象	サポート対象			
	住宅用施設	ヘルスケア施設	宿泊施設	保育施設
外部成長サポート	情報提供 開発 バックアップ			
内部成長サポート	情報提供 開発 バックアップ			
財務サポート			スポンサー等と共同 資金調達手段の提供	
人的サポート				スポンサー等と共同 ノウハウの提供
ケネディクス	情報提供 開発 バックアップ			
住協グループ	情報提供 開発 バックアップ			
新生銀行	情報提供 開発 バックアップ			財務サポート 人的サポート
MJFG 三菱UFJ信託銀行	情報提供 開発 バックアップ			財務サポート
長谷工コーポレーション	情報提供 開発 バックアップ			

- (注1) 「情報提供」とは、スポンサー又は各サポート会社が自ら入手した他者の不動産等の売却情報や自社又はそのグループ会社等が保有する不動産等の売却情報(ただし、サポート会社のうち株式会社新生銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社については、自ら入手した他者の不動産等の売却情報のみ)を、一定の条件の下で本投資法人又は本資産運用会社に対して提供するサポートをいいます。
- (注2) 「開発」とは、本投資法人が投資可能な資産の新規開発や本投資法人が保有し、又は取得を検討している不動産等の再開発に係るサポートの依頼があった場合に、実務上合理的な範囲及び条件でこれに協力するサポートをいいます。
- (注3) 「バックアップオペレーター」とは、本投資法人が保有し、又は取得を検討している不動産等において、依頼があった場合に既存オペレーターに代わって施設を運営するオペレーターをいい、上表においてはこのようなバックアップオペレーターとなることについて検討するサポートを「バックアップオペレーター」と記載しています。

#### d. 将来の成長のための財務コントロール

本投資法人は、中長期にわたる安定的な収益の確保及び運用資産の持続的な成長を目的とした財務戦略の推進を図り、財務基盤の強化に努めてきました。ポートフォリオの拡大による収益の安定化に併せて、有利子負債の平均残存年数の長期化、金利の固定化といった財務安定性に資する施策を進め、また、機動的かつ安定的な資金調達手段の確保を目的に2019年7月にコミットメントラインの新規設定も行い、2020年7月には当該コミットメントラインの再設定及び契約期間の延長も行っております。更に、2019年12月にはJ-REIT初となるソーシャルボンドの発行も行い、資金調達手段の多様化も進展しています。

また、本投資法人は、取得予定資産の取得に伴い、2021年8月2日に1,800百万円の借入れ（以下「本予定借入れ」といいます。）を実行する予定です(注)。

(注) 本予定借入れの借入見込額は、本書の日付現在の見込額であり、本予定借入れの最終的な借入金額は借入実行の時点までに変更される可能性があります。また、本予定借入れの実行時期も、今後変更になる可能性があります。なお、本書の日付現在、本投資法人は、本予定借入れに関する金銭消費貸借契約を締結していません。本予定借入れは、金融機関による貸出審査手続における決裁が完了し、本投資法人と当該金融機関との間で借入れに係る契約（以下「借入契約」といいます。）が締結されること、及び、当該借入れに係る借入金及び手元資金等により、取得予定資産の取得に必要な資金が確保されること等の借入契約において別途定められる貸出前提条件が全て充足されること等を条件とします。更に、本投資法人は、新規取得資産の取得資金の調達その他の目的のために、本予定借入れの実行までに、本予定借入れとは別に、新規の借入れ又は投資法人債の発行等による資金調達を行う可能性があります。以下同じです。

< 有利子負債比率（LTV）～LTVコントロールによる持続的な成長余力の確保～ >

本投資法人は、50～55%の水準をLTVのターゲットとして、安定した水準でのコントロールを行っており、実績として基本的にターゲット水準における下限値近辺で推移しています。本投資法人は、持続的な成長余力の確保と、それによる機動的で柔軟な物件取得を企図し、安定的なLTVコントロールを継続していく方針です。



(注1) 「LTV」（有利子負債比率）とは、本投資法人の総資産額に占める有利子負債の合計額の割合をいい、各月の末日時点の数値を記載しています。なお、2021年1月末日及び本募集等後のLTV（試算値）については、以下の方法に基づき算出しています。

2021年1月末日：

第17期末（2020年7月末日）における本投資法人の有利子負債の金額に、2020年8月1日から2021年1月末日までにおける有利子負債の増減額を加えた金額を、第17期末（2020年7月末日）における本投資法人の総資産額に2020年8月1日から2021年1月末日までにおける有利子負債の増減額を加えた金額で除して算出しています。

本募集等後：

第17期末（2020年7月末日）における本投資法人の有利子負債の金額に、2020年8月1日から2021年1月末日までにおける有利子負債の増減額及び2021年8月2日に実行予定の本予定借入れの金額を加えた金額（かかる有利子負債の増減額及び本予定借入れの金額を、以下「第18期以降有利子負債増減額」といいます。）を、第17期末（2020年7月末日）における本投資法人の総資産額に第18期以降有利子負債増減額を加え、更に、本募集等における発行価額の総額の見込額（7,666百万円）を加えた金額で除して算出しています。

(注2) 「取得余力」とは、本投資法人が資産の取得にあたり、LTVが特定の水準に至るまで、金融機関からの借入れ及び投資法人債等の発行によって負債性資金を追加的に調達する場合における調達額をいいます。以下同じです。なお、負債性資金の調達及び調達する負債性資金による物件取得ができることを保証又は約束するものではないことにご留意ください。「本募集等後の取得余力（LTV55%の場合）」は、「本募集等後のLTV（試算値）」を仮に55%まで引き上げた場合における取得余力の金額を記載しています。

(注3) 2021年1月末日のLTV（試算値）は、本書の日付現在における試算値であり、実際の数値と一致するとは限りません。また、本募集等後のLTV（試算値）及び本募集等後の取得余力（LTV55%の場合）は、一定の仮定に基づく本書の日付現在における本募集等後の見込数値であり、本募集等後の実際の数値と一致するとは限りません。なお、本募集等における発行価額の総額の見込額（7,666百万円）については、本募集による発行価額の総額として7,301百万円、本第三者割当による発行価額の総額として365百万円を見込んでいます（2021年1月29日現在の東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出しており、また、本第三者割当について募集投資口数の全部についてS M B C日興証券株式会社により申し込まれ、払込みがなされることを前提としています。）。本募集又は本第三者割当における実際の発行価額が前記見込額よりも少額となった場合又は本第三者割当による新投資口発行の全部若しくは一部について払込みがなされないこととなった場合には、その分実際のLTVが増加し、取得余力が減少する場合があります。また、かかる数値は、2021年8月2日に本予定借入れを行ったものとして算出しています。以下同じです。

## (ロ) 持続的成長に向けた取組み

## a. 継続的なNAVの向上

本投資法人の1口当たりNAVは継続的に向上しており、合併後の投資口価格の推移をみると、現在の投資口価格の状況は、1口当たりNAV対比で、割安な水準にあると本投資法人は考えています。

<合併後の1口当たりNAV及び投資口価格の状況(2021年1月29日時点)>



出所: Bloomberg掲載のデータを基に本資産運用会社にて作成

(注1) 「1口当たりNAV」は、以下のとおり算出しています。

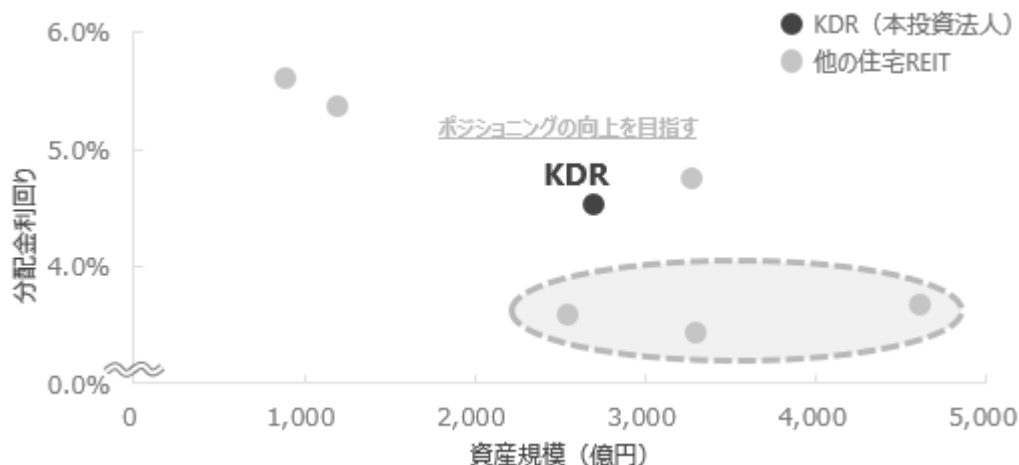
「1口当たりNAV」= (期末純資産額-分配金総額+期末鑑定評価額-有形固定資産-信託借地権) / 発行済投資口数

また、本投資口分割効力発生前(2018年2月末日以前)の1口当たりNAVは、それぞれ2で除することにより、本投資口分割の影響を反映しています。

(注2) 本投資法人の投資口価格は、東京証券取引所における普通取引の終値ベースで記載しています。また、本投資口分割前の本投資法人の投資口価格については、それぞれ2で除することにより、本投資口分割の影響を反映しています。

また、本投資法人と、他の住宅REIT銘柄との資産規模と分配金利回りの比較は下記グラフに示すとおりであり、本投資法人は引き続き住宅REITセクターにおけるポジショニングの向上を目指します。

<住宅REITセクターにおける資産規模と分配金利回り>



出所: 各住宅REITの公表資料を基に本資産運用会社にて作成

(注1) 「住宅REIT」とは、ポートフォリオの資産構成上、賃貸住宅等の比率が取得価格ベースで一定以上であり、住宅系のJ-REITとして本投資法人と比較する上で適切であると本投資法人が判断した6つの投資法人(大和証券リビング投資法人、日本アコモデーションファンド投資法人、アドバンス・レジデンス投資法人、スタートアッププロシード投資法人、コンフォリア・レジデンシャル投資法人及びサムティ・レジデンシャル投資法人)及び本投資法人を個別に又は総称していいいます。以下同じです。

(注2) 各住宅REITの分配金利回りは、2020年12月1日時点において各住宅REITが開示している、同日までに終了した直近2期に係る実績分配金の金額を合計した数値を同日時点の各住宅REITの投資口の東京証券取引所における普通取引の終値で除して算出しています。したがって、当該時点以降の実績分配金の金額の変動及び投資口価格の変動等により、本書の日付現在及び新規取得資産取得後における各投資法人の分配金利回りは、上記と大きく異なる可能性があります。

(注3) 各住宅REITの資産規模は、当該住宅REITが2020年12月1日までに提出した直近の有価証券報告書に記載された当該決算期末時点（ただし、2020年12月1日までに提出又は公表されている有価証券届出書又は適時開示資料に記載のある当該決算期末以降の取得済資産及び取得予定資産も加味しています。）の資産規模（取得（予定）価格ベース）に基づいて記載しています。

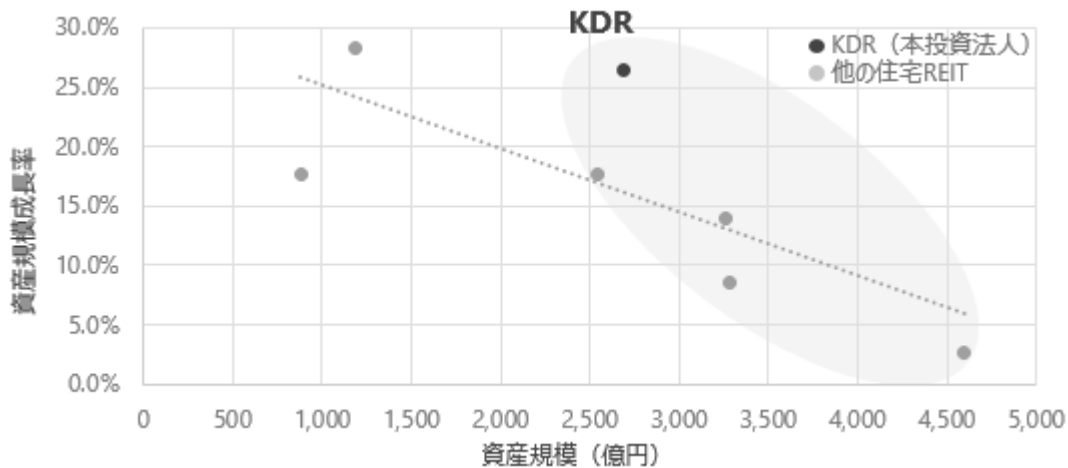
#### b. 住宅REITセクターにおいてトップクラスの資産規模成長率

本投資法人は、着実な資産規模の成長を実現しており、上場来の年平均資産規模成長率は26.5%（注1）にのびります。住宅REITセクターにおいてトップクラスの成長率であり、かつ、資産規模が大きくなるほど成長率の維持が難しくなる中、資産規模2,000億円（取得価格ベース）を超える住宅REIT銘柄群の中では随一の成長率（注2）を誇ります。

(注1) 本投資法人の上場来の年平均資産規模成長率は、新規取得資産取得後の本投資法人の資産規模（取得（予定）価格ベース）を上場時の資産規模（取得価格ベース）で除して得られた成長率を基に、本投資法人の上場日から新規取得資産取得後までの期間における年平均成長率を算出しています。以下同じです。

(注2) 本書の日付現在において資産規模（取得価格ベース）が2,000億円を超えている住宅REIT銘柄群との上場来の年平均資産規模成長率の比較に基づき記載しています。本投資法人以外の各住宅REITの上場来の年平均資産規模成長率は、各住宅REITの2020年12月1日までに提出された直近の有価証券報告書に記載された当該決算期末時点（ただし、2020年12月1日までに提出又は公表されている有価証券届出書又は適時開示資料に記載のある当該決算期末以降の取得済資産及び取得予定資産も加味しています。）の資産規模（取得（予定）価格ベース）を各住宅REITの上場時の資産規模（取得価格ベース）で除して得られた成長率を基に、各住宅REITの上場日から2020年12月1日までの期間における年平均成長率を算出しています。以下同じです。

#### <住宅REITセクターにおいてトップクラスの資産規模成長率>



出所：各住宅REITの公表資料を基に本資産運用会社にて作成

(注1) 上記の資産規模成長率は、各住宅REITの上場来の年平均資産規模成長率を示しています。

(注2) 上記の資産規模は、本投資法人については新規取得資産取得後、本投資法人以外の各住宅REITについては当該住宅REITの2020年12月1日までに提出された直近の有価証券報告書に記載された当該決算期末時点（ただし、2020年12月1日までに提出又は公表されている有価証券届出書又は適時開示資料に記載のある当該決算期末以降の取得済資産及び取得予定資産も加味しています。）の資産規模（取得（予定）価格ベース）に基づいて記載しています。

また、本投資法人は、今後も、継続的な資産規模の拡大を通じた時価総額の拡大を目指すと共に、本書の日付現在において組み入れられていない主要なインデックスについても、新たに組み入れられることを目指します。

<主要なインデックスへの組入れ状況(2021年1月25日時点)>

主要なJ-REITインデックス	採用	東証REIT Core指数	
東証REIT Core指数	-	組入銘柄数:	29銘柄
FTSE EPRA Nareit Global Real Estate Index Series	●	組入銘柄の中で 最小の時価総額:	1,676億円
MSCI Japan Small Cap Index	●	KDRの時価総額:	1,732億円
GPR 250 Index / GPR 250 REIT Index	●		
S&P Global REIT Index / S&P Developed REIT Index	●		
Dow Jones Global Select REIT Index	●		

今後、継続的な資産規模の  
拡大を通じた時価総額の拡大  
を目指します。

- (注1) 東証REIT Core指数とは、東証REIT指数(東京証券取引所に上場するREIT全銘柄を対象とした時価総額加重型の指数をいいます。)の算出対象を母集団とし、基準日における浮動株時価総額及び売買代金の水準により銘柄を選定する指数をいい、東証REIT Core指数の「組入銘柄の中で最小の時価総額」及び「KDRの時価総額」は、当該J-REIT又はKDR(本投資法人のことをいいます。以下同じです。)の2021年1月25日時点の投資口価格及び発行済投資口総口数に基づき記載しています。
- (注2) 上記は、2021年1月25日現在の上記インデックスへの組入れ状況を示すものであり、本書の日付現在において、本投資法人につき組み入れられていないインデックスに新たに組み入れられることを見込んでいるものではなく、将来的なインデックスへの組入れを保証するものでもありません。なお、「MSCI Japan Small Cap Index」とは、日本市場における小型株(時価総額の下位約14%)をカバーする981銘柄(2020年12月31日現在)の上場会社によって構成されたインデックスを、「GPR 250 Index / GPR 250 REIT Index」とは、世界中の上場不動産会社(REITを含みます。)について、代表的で流動性が高い250の銘柄(2020年12月31日現在)によって構成されたインデックス(GPR 250 Index)及びGPR 250 Indexに組み入れられている銘柄のうち、REITのみ(2020年12月31日現在、202銘柄)で構成されたインデックス(GPR 250 REIT Index)を、「S&P Global REIT Index / S&P Developed REIT Index」とは、42か国の不動産会社816銘柄のうち、REITのみで構成されたインデックス(S&P Global REIT Index)及びS&P Global REIT Indexに組み入れられている429銘柄(2020年12月31日現在)のうち、S&P Dow Jones社が定義する先進国における銘柄のみ(2020年12月31日現在、386銘柄)で構成されたインデックス(S&P Developed REIT Index)を、「Dow Jones Global Select REIT Index」とは、Dow Jones Global Select Real Estate Securities Indexに組み入れられている255銘柄のうち、REITのみ(2020年12月31日現在、221銘柄)で構成されるインデックスをいいます。

## (3) サステナビリティ(ESG)への取組みの強化

## 環境(Environment)

本投資法人及び本資産運用会社は、外部評価機関による認証評価制度を積極的に活用する等、環境に配慮した投資運用を行っています。

本投資法人は、2016年より新規参加したGRESB(注1)リアルエステイト評価について、2020年評価において3年連続「Green Star」評価を取得しており、直近の2020年評価においては新たにGRESBレーティングで「3 star」を取得(2019年評価は「2 star」)する等各種の取組みを進めており、今後も環境・社会に配慮した取組みを進めていきます。また、環境に対する取組みへの評価として、保有物件のうち、居住用施設12物件(「KDXレジデンス恵比寿」、「KDXレジデンス半蔵門」、「KDXレジデンス四谷」、「芦屋ロイヤルホームズ」、「KDXレジデンス豊洲」、「セレニテ神戸元町」、「KDXレジデンス夙川ヒルズ」、「KDX代官山レジデンス」、「KDXレジデンス東桜」、「KDXレジデンス大濠ハーバービュータワー」、「KDX堺筋本町レジデンス」及び「KDXレジデンス本町橋」)について、DBJ Green Building認証(注2)を取得しています。

(注1)「GRESB」は、不動産会社・ファンドの環境・社会・ガバナンス(ESG)配慮を測る年次のベンチマーク評価及びそれを運営する組織の名称であり、責任投資原則(PRI)を主導した欧州の主要年金基金グループを中心に2009年に創設されました。

投資先の選定や投資先との対話にGRESBデータを活用する投資家メンバーは、本書の日付現在100社超に上り、日本でも、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)をはじめ、複数の機関がGRESB評価結果を利用しています。2020年に実施されたGRESBリアルエステイト評価には、世界で1,229の上場・非上場の不動産会社・ファンドが参加しました。

(注2)「DBJ Green Building 認証」は、環境・社会への配慮がなされた不動産(Green Building)を支援するために、2011年4月に株式会社日本政策投資銀行(DBJ)が創設した認証制度です。対象物件の環境性能に加えて、防災やコミュニティへの配慮等を含む様々なステークホルダーへの対応を含めた総合的な評価に基づき、社会・経済に求められる不動産を評価・認証し、その取組みを支援しているとされています。

## GRESBリアルエステイト評価「3 star」の取得

New

- GRESBレーティングで「3 star」を取得(2019年評価は「2 star」)



## DBJ Green Building認証の取得

- 居住用施設12物件についてDBJ Green Building認証を取得済



## 社会（Social）



(注) 上記の各マークは、2015年9月に国連サミットで採択された成果文書である「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」における2030年までに達成すべき17の目標に係る、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）に対する認識を高めるため作成された個別のアイコンのうちの一部です。



## &lt;ヘルスケア施設に投資するREITとしての高い社会性&gt;

超高齢社会(注1)である日本において、ヘルスケア施設の不足は社会的課題であり、ヘルスケア施設の買い手及び運用主体としての投資法人の存在に対する社会的ニーズは高まりつつあるものと、本投資法人は考えています。本投資法人は、今後も継続的にヘルスケア施設を取得していくことで、そのようなニーズに応えることを目指します。また、本投資法人は、ESG投資(注2)の拡大は、ヘルスケア施設を投資対象とする投資法人にとって、新たな投資資金を呼び込むきっかけになるものと考えています。

(注1) 「超高齢社会」とは、世界保健機関（WHO）や国際連合の定義による、総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合（高齢化率）が21%を超えた社会をいいます。

(注2) 「ESG投資」とは、Environment（環境）、Social（社会）及びGovernance（企業統治：ガバナンス）の要素に配慮して投資を行うことをいいます。以下同じです。

## &lt;保育施設への投資&gt;

人口構造を巡る課題に直面する日本において、少子化への対応の一環として、保育施設に係るニーズも今後増加していくものと予想されます。保育施設は、安定的な賃料収入の獲得を通じて施設の中長期的な不動産価値への反映の可能性もある将来的に有望なアセットクラスでもあると、本資産運用会社は考えています。このようなニーズに応える保育施設への投資を通じた社会的価値の創出、及び機動的な投資機会の確保を目的に、2019年9月に運用ガイドラインの改定を実施し、従たる投資対象に保育施設を追加しました。なお、本投資法人は、取得予定資産として、保育施設を一部テナントとする居住用施設である「KDXレジデンス天王町」を取得する予定です。

用途	アセットタイプの例
居住用施設	賃貸住宅 サービスアパートメント等
ヘルスケア施設	有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅、介護老人保健施設等
宿泊施設	ホテル等
その他	上記建物が所在する底地、保育施設等



<ソーシャルボンド(投資法人債)の発行~ソーシャルボンド発行によりESGへの取組みが進展~>

本投資法人は、2019年12月にJ-REIT初となるソーシャルボンドを発行しています。本投資法人は、ソーシャルボンドの発行を通じて、サステナビリティへの取組みを一層強化するとともに、ESG投資に積極的な投資家層に対し投資機会を提供することで、新たな投資家層の拡充と資金調達手段の多様化を実現しています。なお、本件においては14名の投資家によるソーシャルボンドへの投資表明を獲得しました。また、本投資法人は、2019年11月にソーシャル・ファイナンス・フレームワーク(以下「本フレームワーク」といいます。)の適格性(注)についてJCRより「JCRソーシャル・ファイナンス・フレームワーク評価」の最上位評価である「Social 1(F)」を取得しており、当該投資法人債は、本フレームワークに則ったソーシャルボンドとして発行されています。

(注)「ソーシャル・ファイナンス・フレームワークの適格性」とは、ソーシャルボンド原則における4つの要件(調達資金の用途、プロジェクトの評価と選定プロセス、調達資金の管理、レポートニング)に適合していることをいいます。

#### ・ソーシャルボンドの概要

名称	発行総額	利率	年限
ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト 投資法人第6回無担保投資法人債 (特定投資法人債間限定同順位特約付) (ソーシャルボンド)	20億円	0.750%	10年

#### ・ソーシャル適格資産(注)

シニアリビング施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>•有料老人ホーム</li> <li>•サービス付き高齢者向け住宅</li> <li>•シニア向けマンション</li> <li>•認知症高齢者グループホーム</li> <li>•小規模多機能施設</li> <li>•デイサービス施設 等</li> </ul>
メディカル施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>•病院</li> <li>•診療所</li> <li>•医療モール</li> <li>•介護老人保健施設 等</li> </ul>

(注)「ソーシャル適格資産」とは、上記の適格クライテリアを満たす資産をいいます。

## ガバナンス（Governance）

## &lt; スポンサーによる出資 &gt;

2020年7月末時点において、ケネディクス株式会社は本投資法人の投資口を23,140口（本書の日付現在の発行済投資口数の約2.43%）保有しています。本募集において、ケネディクス株式会社に対して本募集の対象となる本投資口のうち6,375口を販売する予定であり、本募集等後のケネディクス株式会社の本投資法人の投資口保有比率は約2.96%に増加する見込みです。



(注) 本募集等後のスポンサーの保有比率は、本募集等による投資口発行後の保有比率を、ケネディクス株式会社への6,375口の売付け（親引け）を勘案し、小数第3位以下を切り捨てて記載しています。ただし、本第三者割当における発行数により、当該保有比率は変動します。

## &lt; 投資主利益と連動性の高い資産運用報酬体系 &gt;

本投資法人は、2019年10月30日に開催した投資主総会において、以下の内容の資産運用報酬体系の変更を行いました。すなわち、(i)資産運用会社に対する資産運用報酬の額と投資主利益との連動性を高めることを目的に、(a)本投資法人の総資産額に連動する運用報酬Iの料率を0.3%から0.27%に引き下げるとともに、(b)1口当たり利益（EPU(注)）に連動する運用報酬IIの算出方法を、分配可能金額に5.0%を乗じた金額から分配可能金額に運用報酬II控除前の1口当たり利益（EPU）の額を乗じ、更に、これに0.00145%を乗じた金額とし、併せて、(ii)資産運用会社に投資主利益の向上に向けてのインセンティブを付与するため、新たに、本投資法人の投資口価格の騰落の程度が東証REIT指数（配当込み）の騰落の程度に比較して良好であった場合に追加の報酬が発生することとなるよう、かかる騰落の程度を比較するための指標として対東証REIT指数パフォーマンスの概念を導入し、対東証REIT指数パフォーマンスが正の数値である場合に発生する運用報酬IIIを新設しました。これにより、「1口当たり利益」と「投資口価格のパフォーマンス」に連動した資産運用報酬体系を新たに導入しています。なお、対東証REIT指数パフォーマンスの算出にあたって、特定の営業期間において対東証REIT指数パフォーマンスが負の数値となった場合には、翌営業期間に限りその数値を繰り越すこととします。

(注) 「EPU」とは、本投資法人の各営業期間毎に、以下の計算式に従って算出される金額を意味します。以下同じです。

< 計算式 >

決算期毎に算定される分配可能金額 ÷ 当該決算期における発行済投資口数



## (4) 投資主優待制度

本投資法人は、基準日における本投資法人の投資主名簿に記載又は記録された1口以上所有している投資主を対象とし、投資主やその家族が健康・長寿を実現するための一助となることを企図し、投資主優待制度を設けています。投資主優待制度においては、本投資法人とパートナーシップを構築しているサポート会社及びヘルスケア施設運営事業者各社の協力を得て、数多くのヘルスケア施設で様々な特色のあるサービスを体験することが可能となっています。

## &lt; 投資主優待制度の内容 全国約791施設(注)が対象 &gt;

 <p>Kenjiグループ 株式会社 生活科学運営</p> <p>・日帰り（昼食付）施設見学無料</p> <p><b>25施設</b></p> <p>埼玉、千葉、東京、神奈川県、静岡県、愛知、京都、大阪、兵庫</p>	 <p>Kenjiグループ 株式会社 センチュリーライフ</p> <p>・日帰り（昼食付）施設見学無料</p> <p><b>10施設</b></p> <p>埼玉、千葉、東京、神奈川県、大阪</p>	<p>株式会社シニアライフカンパニー</p> <p>・前払い金プランの場合 入居一時金割引（30万円割引） ・体験入居無料 （1泊2日 2食夕餉付） ・日帰り（昼食付）施設見学無料</p> <p><b>5施設</b></p> <p>東京、福岡</p>
 <p>Innovation for Wellbeing SOMPOケア</p> <p>I. SOMPOケアラヴィーレの介護付きホーム</p> <p>・前払い金プランの場合 前払金の3%割引 ・月払いプランの場合 毎月の家賃相当額の3%割引（契約終了まで）</p> <p>II. SOMPOケア そんぽの家・そんぽの家S・そんぽの家GHの介護付きホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム</p> <p>・毎月の家賃相当額または賃料の3%の金額を割引（契約終了まで）</p> <p><b>432施設</b></p> <p>北海道、岩手、宮城、秋田、埼玉、千葉、東京、神奈川県、静岡県、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、岡山、広島、福岡、熊本</p>	 <p>イリーゼ</p> <p>・日帰り（昼食付）施設見学無料 ・入居月額利用料無料 （家賃相当額2ヶ月分）</p> <p><b>113施設</b></p> <p>北海道、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川県、長野、愛知、滋賀、兵庫、沖縄</p>	 <p>ケア21</p> <p>・日帰り（昼食付）施設見学無料</p> <p><b>42施設</b></p> <p>埼玉、千葉、東京、神奈川県、愛知、京都、大阪、兵庫、広島</p>
 <p>ニチイ</p> <p>・日帰り（昼食付）施設見学無料 ・体験入居無料（1泊2日3食付）</p> <p><b>74施設</b></p> <p>埼玉、千葉、東京、神奈川県、静岡</p>	 <p>株式会社エクセレントケアシステム</p> <p>・日帰り（昼食付）施設見学無料</p> <p><b>15施設</b></p> <p>東京、神奈川県、京都、兵庫、徳島</p>	 <p>さわやか倶楽部</p> <p>・初月利用料の10%割引 ・体験入居無料 （1泊2日 2食夕餉付） ・日帰り（昼食付）施設見学無料</p> <p><b>74施設</b></p> <p>北海道、秋田、栃木、埼玉、千葉、神奈川県、新潟、静岡県、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、徳島、大分</p>
		 <p>ジョイステージ八王子</p> <p>・入居一時金割引（20万円割引） ・体験入居無料3回まで （1泊2日 2食夕餉付） ・日帰り（昼食付）施設見学無料（3回まで）</p> <p><b>1施設</b></p> <p>東京</p>

(注) 基準日（2020年7月31日）時点において、株式会社生活科学運営、株式会社センチュリーライフ、株式会社シニアライフカンパニー、SOMPOケア株式会社、HITOWAケアサービス株式会社、株式会社ニチイケアパレス、株式会社さわやか倶楽部、株式会社ケア21、株式会社エクセレントケアシステム及び株式会社エヌエムライフの各社が運営する有料老人ホームが対象となります。なお、株式会社センチュリーライフはサービス付き高齢者向け住宅、株式会社シニアライフカンパニーはシニア向けマンション、SOMPOケア株式会社はサービス付き高齢者向け住宅・グループホームをそれぞれ含みます。投資主優待制度の対象となる施設数については、2020年7月31日時点の数値であり、本書の日付現在の施設数とは異なる場合があります。

## 2 本投資法人のポートフォリオ

### (1) 新規取得資産取得後のポートフォリオ全体の概要

本投資法人は、本書の日付現在、後記「信託受益権の概要」に記載のT-1からT-96まで、R-2からR-46まで、H-1からH-24まで並びにA-1及びA-2の156物件、取得価格の合計258,799百万円の不動産及び不動産信託受益権を取得しています(以下「取得済資産」と総称します。)。また、本投資法人は、本募集の対象となる本投資口の発行により調達した資金及び本予定借入れに係る借入金並びに新規売却物件の譲渡代金を含む手元資金によって、後記「信託受益権の概要」に記載のT-97からT-100まで並びにH-25及びH-26の6物件の不動産信託受益権を取得することを予定しています。取得予定資産の取得予定価格の合計は10,050百万円(単位未満切捨て)です。本投資法人は、取得予定資産のそれぞれについて、2021年2月15日に、各信託受益権に関する信託受益権売買契約を現所有者又は現信託受益者との間で締結しています(なお、後記「信託受益権の概要」に記載のT-97を除き、本投資法人が取得予定資産の売買代金に必要な資金調達を完了できたこと等を停止条件又は前提条件としています。)。なお、本投資法人は、2021年2月5日付で、新規売却物件を譲渡価格1,110百万円(単位未満切捨て)で譲渡しています。

後記「信託受益権の概要」に記載のT-98からT-100まで及びH-26に係る信託受益権売買契約は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に規定されるフォワード・コミットメント等(投資法人が行う不動産等の売買契約のうち、先日付での売買契約であって、契約締結から1か月以上経過した後に不動産等の決済・物件引渡しを行うことを条件としているもの、その他これに類する契約をいいます。以下同じです。)に該当します。T-98からT-100まで及びH-26に係る信託受益権売買契約においては、当事者のいずれかが当該契約の条項に違反(表明保証事項が真実でないことを含みます。)し、かかる違反により当該契約の目的を達成することができない場合、その相手方は原則として当該契約を解除することができ、違約金として、売買代金から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額の5%相当額を請求することができるとされています。ただし、本投資法人の売買代金支払義務は、本投資法人が本物件の売買代金の資金調達を完了したことを条件として効力を生ずるものとされています。

なお、取得予定資産には、売主における借入先金融機関のために、担保権が設定されているものがありますが、かかる担保権は、取得予定資産の本投資法人による取得に際して解除される予定です。

## 信託受益権の概要

物件番号 (注1)	物件名称	現信託受託者	信託期間	
			設定日	満了日(注2)
T-1	KDX代官山レジデンス	三井住友信託銀行株式会社	2003年 9月29日	2022年 5月 1日
T-3	KDX大伝馬レジデンス	三菱UFJ信託銀行株式会社	2007年 7月27日	2022年 5月 1日
T-4	KDX岩本町レジデンス	みずほ信託銀行株式会社	2007年 9月26日	2022年 5月 1日
T-5	KDX文京千石レジデンス	みずほ信託銀行株式会社	2007年 9月14日	2022年 5月 1日
T-6	KDX吾妻橋レジデンス	三菱UFJ信託銀行株式会社	2007年10月30日	2022年 5月 1日
T-7	KDX志村坂上レジデンス	みずほ信託銀行株式会社	2007年 7月31日	2022年 5月 1日
T-9	コスモハイム元住吉	三井住友信託銀行株式会社	(当初信託不動産) 2005年 7月 1日 (追加信託不動産) 2020年11月 2日	2030年11月30日
T-10	KDX武蔵中原レジデンス	みずほ信託銀行株式会社	2005年 8月 1日	2022年 5月 1日
T-11	KDX千葉中央レジデンス	三菱UFJ信託銀行株式会社	2007年 4月26日	2022年 5月 1日
T-12	KDX川口幸町レジデンス	三井住友信託銀行株式会社	2007年 3月14日	2022年 5月 1日
T-13	KDXレジデンス白金I	三菱UFJ信託銀行株式会社	2003年 7月31日	2023年 8月31日
T-15	KDXレジデンス白金II	三菱UFJ信託銀行株式会社	2004年10月29日	2023年 8月31日
T-16	KDXレジデンス南青山	三菱UFJ信託銀行株式会社	2002年 8月 9日	2023年 8月31日
T-17	KDXレジデンス南麻布	三菱UFJ信託銀行株式会社	2004年12月15日	2023年 8月31日
T-18	KDXレジデンス芝公園	三井住友信託銀行株式会社	2005年12月20日	2023年 8月31日
T-19	KDXレジデンス麻布イースト	三菱UFJ信託銀行株式会社	2004年 7月30日	2023年 8月31日
T-20	KDXレジデンス高輪	三井住友信託銀行株式会社	2007年 8月24日	2023年 8月31日
T-21	KDXレジデンス西原	三菱UFJ信託銀行株式会社	2004年 6月25日	2023年 8月31日
T-22	KDXレジデンス代官山II	みずほ信託銀行株式会社	2005年 3月 2日	2023年 8月31日
T-24	KDXレジデンス日本橋水天宮	みずほ信託銀行株式会社	2005年 7月27日	2023年 8月31日
T-25	KDXレジデンス日本橋箱崎	三菱UFJ信託銀行株式会社	2004年 3月12日	2023年 8月31日
T-26	KDXレジデンス東新宿	三井住友信託銀行株式会社	2008年 2月29日	2023年 8月31日
T-27	KDXレジデンス四谷	三菱UFJ信託銀行株式会社	2004年 7月30日	2023年 8月31日
T-28	KDXレジデンス西新宿	みずほ信託銀行株式会社	2005年10月31日	2023年 8月31日
T-29	KDXレジデンス神楽坂	みずほ信託銀行株式会社	2006年 2月17日	2023年 8月31日
T-30	KDXレジデンス二子玉川	三菱UFJ信託銀行株式会社	2003年 3月31日	2023年 8月31日
T-31	KDXレジデンス駒沢公園	みずほ信託銀行株式会社	2006年 3月17日	2023年 8月31日
T-32	KDXレジデンス三宿	三井住友信託銀行株式会社	2006年 7月14日	2023年 8月31日
T-33	KDXレジデンス用賀	みずほ信託銀行株式会社	2006年 3月10日	2023年 8月31日
T-34	KDXレジデンス下馬	みずほ信託銀行株式会社	2005年10月31日	2023年 8月31日
T-35	ラフィネ南馬込	三菱UFJ信託銀行株式会社	2004年 3月26日	2023年 8月31日
T-36	KDXレジデンス雪谷大塚	三井住友信託銀行株式会社	2008年 1月31日	2023年 8月31日
T-37	KDXレジデンス田園調布	みずほ信託銀行株式会社	1996年 3月29日	2023年 8月31日
T-38	KDXレジデンス多摩川	三井住友信託銀行株式会社	2007年 2月26日	2023年 8月31日
T-39	KDXレジデンス門前仲町	みずほ信託銀行株式会社	2005年 4月21日	2023年 8月31日
T-40	KDXレジデンス御徒町	みずほ信託銀行株式会社	2005年 2月23日	2023年 8月31日
T-41	KDXレジデンス元浅草	みずほ信託銀行株式会社	2005年 2月23日	2023年 8月31日
T-42	KDXレジデンス板橋本町	三井住友信託銀行株式会社	2007年 9月28日	2023年 8月31日
T-43	KDXレジデンス小豆沢	みずほ信託銀行株式会社	2006年11月30日	2023年 8月31日
T-44	KDXレジデンス東武練馬	みずほ信託銀行株式会社	2007年 3月 9日	2023年 8月31日
T-45	KDXレジデンス横浜関内	三菱UFJ信託銀行株式会社	2004年 2月25日	2023年 8月31日
T-46	KDXレジデンス宮前平	三菱UFJ信託銀行株式会社	2004年 4月 1日	2023年 8月31日
T-47	KDXレジデンス町田	みずほ信託銀行株式会社	2007年 1月31日	2023年 8月31日
T-48	KDXレジデンス錦糸町	三井住友信託銀行株式会社	2007年 3月23日	2024年 3月31日
T-49	KDXレジデンス日本橋浜町	みずほ信託銀行株式会社	2005年10月14日	2024年 8月31日
T-50	KDXレジデンス日本橋人形町	三菱UFJ信託銀行株式会社	2003年 2月 5日	2024年 8月31日

物件 番号 (注1)	物件名称	現信託受託者	信託期間	
			設定日	満了日(注2)
T-51	KDXレジデンス自由が丘	三菱UFJ信託銀行株式会社	2005年 2月24日	2024年 8月31日
T-52	KDXレジデンス戸越	三菱UFJ信託銀行株式会社	2011年10月14日	2024年 8月31日
T-53	KDXレジデンス品川シーサイド	三菱UFJ信託銀行株式会社	2011年10月14日	2024年 8月31日
T-54	KDXレジデンス大島	三菱UFJ信託銀行株式会社	2009年 2月27日	2024年 8月31日
T-55	KDXレジデンス大山	三菱UFJ信託銀行株式会社	2011年10月14日	2024年 8月31日
T-56	KDXレジデンス半蔵門	三菱UFJ信託銀行株式会社	2004年 1月30日	2025年 2月28日
T-57	ピーサイト秋葉原	三菱UFJ信託銀行株式会社	2015年 2月 5日	2025年 2月28日
T-58	KDXレジデンス神楽坂通	三菱UFJ信託銀行株式会社	2015年 2月 5日	2025年 2月28日
T-59	KDXレジデンス千駄木	三井住友信託銀行株式会社	2012年 2月 8日	2025年 2月28日
T-60	KDXレジデンス成城	三井住友信託銀行株式会社	2008年 8月22日	2025年 2月28日
T-61	KDXレジデンス秋葉原	三菱UFJ信託銀行株式会社	2008年 4月30日	2025年 2月28日
T-62	KDXレジデンス入谷	みずほ信託銀行株式会社	2007年 3月30日	2025年 2月28日
T-63	KDXレジデンス立川	三井住友信託銀行株式会社	2008年 3月27日	2025年 2月28日
T-64	KDXレジデンス鶴見	三井住友信託銀行株式会社	2003年10月30日	2025年 2月28日
T-65	KDXレジデンス森下千歳	みずほ信託銀行株式会社	2009年 2月27日	2025年 5月31日
T-66	KDXレジデンス赤坂	みずほ信託銀行株式会社	2015年 9月30日	2025年 9月30日
T-67	KDXレジデンス神田	みずほ信託銀行株式会社	2015年 9月30日	2025年 9月30日
T-68	KDXレジデンス恵比寿	みずほ信託銀行株式会社	2015年10月30日	2025年10月31日
T-69	KDXレジデンス西馬込	三井住友信託銀行株式会社	2016年 8月30日	2026年 8月31日
T-70	KDXレジデンス西麻布	みずほ信託銀行株式会社	2009年 2月27日	2026年 8月31日
T-71	KDXレジデンス麻布仙台坂	三菱UFJ信託銀行株式会社	2015年 3月20日	2026年 8月31日
T-72	KDXレジデンス早稲田鶴巻	三菱UFJ信託銀行株式会社	2015年 3月20日	2026年 8月31日
T-73	KDXレジデンス文京湯島	三菱UFJ信託銀行株式会社	2015年 3月20日	2026年 8月31日
T-74	KDXレジデンス上石神井	三菱UFJ信託銀行株式会社	2015年 3月20日	2026年 8月31日
T-75	KDXレジデンス新大塚	三菱UFJ信託銀行株式会社	2016年11月 1日	2026年10月31日
T-76	KDXレジデンス桜上水	三菱UFJ信託銀行株式会社	2016年11月 1日	2026年10月31日
T-77	KDXレジデンス両国	三菱UFJ信託銀行株式会社	2016年11月 1日	2026年10月31日
T-78	KDXレジデンス豊洲	みずほ信託銀行株式会社	2017年 8月22日	2027年 8月31日
T-79	KDXレジデンス阿佐ヶ谷	三井住友信託銀行株式会社	2011年 6月29日	2028年 8月31日
T-80	KDXレジデンス日吉	みずほ信託銀行株式会社	2017年 8月31日	2028年 8月31日
T-81	KDXレジデンス上北沢	三菱UFJ信託銀行株式会社	2019年 2月 1日	2029年 1月31日
T-82	KDXレジデンス上野毛	三菱UFJ信託銀行株式会社	2016年12月21日	2029年 1月31日
T-83	KDXレジデンス東浅草	三井住友信託銀行株式会社	2019年 2月21日	2029年 2月28日
T-84	KDXレジデンス西船橋	三井住友信託銀行株式会社	2019年 9月17日	2029年 9月30日
T-85	KDXレジデンス幡ヶ谷	三井住友信託銀行株式会社	2012年 2月 8日	2030年 2月28日
T-86	KDXレジデンス阿佐ヶ谷	みずほ信託銀行株式会社	2019年10月29日	2029年10月31日
T-87	KDXレジデンス学芸大学	三菱UFJ信託銀行株式会社	2020年 2月27日	2030年 2月28日
T-88	KDXレジデンス蒲田南	三井住友信託銀行株式会社	2020年 3月 2日	2030年 3月31日
T-89	KDXレジデンス吉祥寺	三井住友信託銀行株式会社	2020年 3月13日	2030年 3月31日
T-90	KDXレジデンス三鷹	三井住友信託銀行株式会社	2020年 6月30日	2030年 6月30日
T-91	KDXレジデンス中延	三菱UFJ信託銀行株式会社	2020年 8月 3日	2030年 8月31日
T-92	KDXレジデンス市川	三井住友信託銀行株式会社	2020年 9月24日	2030年 9月30日
T-93	KDXレジデンス八丁堀	三菱UFJ信託銀行株式会社	2020年 9月30日	2030年 9月30日
T-94	KDXレジデンス中板橋	みずほ信託銀行株式会社	2020年 9月30日	2030年 9月30日
T-95	KDXレジデンス湘南台	みずほ信託銀行株式会社	2020年11月 2日	2030年11月30日
T-96	KDXレジデンス池袋ウエスト	みずほ信託銀行株式会社	2021年 1月29日	2031年 1月31日
T-97	KDXレジデンス天王町	三井住友信託銀行株式会社	2021年 3月 1日	2031年 2月28日
T-98	KDXレジデンス川崎	三井住友信託銀行株式会社	2021年 4月 1日	2031年 3月31日
T-99	KDXレジデンス蒲田南	三井住友信託銀行株式会社	2021年 5月 6日	2031年 5月31日

物件 番号 (注1)	物件名称	現信託受託者	信託期間	
			設定日	満了日(注2)
T-100	KDXレジデンス上石神井	株式会社SMBC信託銀行	2021年 1月15日	2031年 8月31日
R-2	KDX定禅寺通レジデンス	三井住友信託銀行株式会社	2012年 5月 1日	2022年 5月 1日
R-3	KDX泉レジデンス	三井住友信託銀行株式会社	2009年 7月17日	2022年 5月 1日
R-4	KDX千早レジデンス	三井住友信託銀行株式会社	2012年 5月 1日	2022年 5月 1日
R-5	KDX堺筋本町レジデンス	株式会社りそな銀行	2007年11月30日	2022年 5月 1日
R-7	KDX宝塚レジデンス	株式会社りそな銀行	2006年 7月 7日	2022年 5月 1日
R-8	KDX清水レジデンス	みずほ信託銀行株式会社	2008年 6月10日	2022年 5月 1日
R-9	KDXレジデンス大通公園	三井住友信託銀行株式会社	2007年 1月26日	2023年 8月31日
R-10	KDXレジデンス菊水四条	三井住友信託銀行株式会社	2007年 3月16日	2023年 8月31日
R-11	KDXレジデンス豊平公園	三井住友信託銀行株式会社	2007年 3月16日	2023年 8月31日
R-13	KDXレジデンス一番町	三井住友信託銀行株式会社	2007年 7月12日	2023年 8月31日
R-16	KDXレジデンス東桜I	みずほ信託銀行株式会社	2013年 8月 7日	2023年 8月31日
R-17	KDXレジデンス東桜II	みずほ信託銀行株式会社	2006年 5月 1日	2023年 8月31日
R-18	KDXレジデンス神宮前	三井住友信託銀行株式会社	2007年 3月 8日	2023年 8月31日
R-19	KDXレジデンス西大路	みずほ信託銀行株式会社	2007年 4月26日	2023年 8月31日
R-20	KDXレジデンス西院	みずほ信託銀行株式会社	2006年 7月31日	2023年 8月31日
R-21	KDXレジデンス難波	みずほ信託銀行株式会社	2006年10月26日	2023年 8月31日
R-22	KDXレジデンス難波南	みずほ信託銀行株式会社	2007年 8月31日	2023年 8月31日
R-24	KDXレジデンス茨木I・II	みずほ信託銀行株式会社	2006年 3月17日	2023年 8月31日
R-25	KDXレジデンス豊中南	みずほ信託銀行株式会社	2007年 3月23日	2023年 8月31日
R-26	KDXレジデンス守口	みずほ信託銀行株式会社	2006年12月15日	2023年 8月31日
R-27	KDXレジデンス三宮	みずほ信託銀行株式会社	2007年 2月27日	2023年 8月31日
R-28	芦屋ロイヤルホームズ	みずほ信託銀行株式会社	2005年12月20日	2023年 8月31日
R-29	KDXレジデンス舟山幸町	みずほ信託銀行株式会社	2007年 5月30日	2023年 8月31日
R-30	KDXレジデンス天神東II	三井住友信託銀行株式会社	2007年 5月25日	2023年 8月31日
R-32	KDXレジデンス西公園	三井住友信託銀行株式会社	2006年 3月10日	2023年 8月31日
R-33	KDXレジデンス平尾浄水町	三井住友信託銀行株式会社	2005年11月29日	2023年 8月31日
R-35	レオパレスFlat新栄	三菱UFJ信託銀行株式会社	2007年 9月28日	2024年12月31日
R-36	KDXレジデンス甲南山手	三菱UFJ信託銀行株式会社	2008年 3月25日	2024年12月31日
R-37	KDXレジデンス本町橋	三井住友信託銀行株式会社	2005年 6月29日	2024年12月31日
R-38	KDXレジデンス南草津	三井住友信託銀行株式会社	2008年 9月12日	2025年 2月28日
R-39	KDXレジデンス大濠 ハーバービュータワー	三井住友信託銀行株式会社	2007年 4月26日	2025年 2月28日
R-40	KDXレジデンス南三条	みずほ信託銀行株式会社	2012年 8月29日	2025年 9月30日
R-41	セレニテ北久宝寺	三菱UFJ信託銀行株式会社	2015年10月27日	2025年10月31日
R-42	セレニテ西宮本町	三井住友信託銀行株式会社	2016年12月 1日	2026年12月31日
R-43	KDXレジデンス西新	三井住友信託銀行株式会社	2015年11月30日	2027年 7月31日
R-44	セレニテ神戸元町	三井住友信託銀行株式会社	2017年 8月31日	2028年 8月31日
R-45	KDXレジデンス夙川ヒルズ	三井住友信託銀行株式会社	2013年 7月11日	2028年 8月31日
R-46	KDXレジデンス仙台駅東	三菱UFJ信託銀行株式会社	2020年 2月27日	2030年 2月28日
H-1	イリーゼ蒲田・悠生苑	三井住友信託銀行株式会社	2015年 3月 6日	2025年 7月31日
H-2	ニチイホーム中野南台	三菱UFJ信託銀行株式会社	2014年 9月30日	2035年 7月31日
H-3	ジョイステージ八王子	新生信託銀行株式会社	2015年 5月28日	2025年 7月31日
H-4	ゆいまゝ聖ヶ丘	三菱UFJ信託銀行株式会社	2014年12月17日	2035年 7月31日
H-5	ニチイホームたまブラザー(注3)	三菱UFJ信託銀行株式会社	(土地)2015年 6月 1日 (建物)2005年 5月27日	(土地)2035年 7月31日 (建物)2035年 7月31日
H-6	天	新生信託銀行株式会社	2015年 2月26日	2025年 7月31日
H-7	イリーゼ西岡	三井住友信託銀行株式会社	2015年 7月29日	2025年 7月31日
H-8	いざりえ恵庭ビル	三菱UFJ信託銀行株式会社	2015年 7月29日	2035年 7月31日
H-9	さわやか桜式番館	新生信託銀行株式会社	2013年 3月27日	2025年 7月31日

物件番号 (注1)	物件名称	現信託受託者	信託期間	
			設定日	満了日(注2)
H-10	アクティバ琵琶	三菱UFJ信託銀行株式会社	(当初信託不動産) 2007年 1月29日 (追加信託不動産) 2007年 8月29日	2035年 7月31日
H-11	SOMPOケア ラヴィーレ神戸垂水	新生信託銀行株式会社	2010年 5月13日	2025年 7月31日
H-12	リハビリホームグランダ門戸厄神	三菱UFJ信託銀行株式会社	2015年 7月29日	2035年 7月31日
H-13	エクセレント西宮	三菱UFJ信託銀行株式会社	2014年10月 8日	2035年 7月31日
H-14	グランヒルズおがわらこ	三菱UFJ信託銀行株式会社	2015年 7月29日	2035年 7月31日
H-15	エクセレント北野	三菱UFJ信託銀行株式会社	2015年 8月21日	2035年 8月20日
H-16	アネシス寺田町	三菱UFJ信託銀行株式会社	2016年 3月29日	2036年 3月31日
H-17	ロココリハ	三菱UFJ信託銀行株式会社	2016年 3月29日	2036年 3月31日
H-18	オラージュ須磨	三菱UFJ信託銀行株式会社	2016年 3月29日	2036年 3月31日
H-19	カネディアンヒル	三菱UFJ信託銀行株式会社	2016年 3月29日	2036年 3月31日
H-20	アネシス兵庫	三菱UFJ信託銀行株式会社	2016年 3月29日	2036年 3月31日
H-21	プレザングラン 大田多摩川	三井住友信託銀行株式会社	2016年 9月30日	2036年 9月30日
H-22	ツクイ・サンシャイン町田	三井住友信託銀行株式会社	2015年 3月27日	2029年 2月28日
H-23	せらび恵比寿	三井住友信託銀行株式会社	2018年 7月 5日	2029年 6月 2日
H-24	アルテ石屋川	三井住友信託銀行株式会社	2017年 6月 1日	2029年 6月 2日
H-25	メディカルホームグランダ音楽園	三菱UFJ信託銀行株式会社	2021年 1月15日	2031年 2月28日
H-26	リハビリホームグランダ神戸北野	三菱UFJ信託銀行株式会社	2016年 5月31日	2031年 5月31日
A-1	ホテルリブマックス東京大塚駅前	みずほ信託銀行株式会社	2019年 4月12日	2030年 3月31日
A-2	ホテルリブマックス横浜駅西口	みずほ信託銀行株式会社	2019年 1月31日	2030年 3月31日

なお、新規売却物件の信託受益権の概要は、以下のとおりです。

物件番号 (注1)	物件名称	現信託受託者	信託期間	
			設定日	満了日
T-23	KDXレジデンス千駄ヶ谷	三菱UFJ信託銀行株式会社	2005年 9月30日	2023年 8月31日

(注1) 「物件番号」について、「T」は東京経済圏に所在する居住用施設を意味し、「R」は地方経済圏に所在する居住用施設を意味し、「H」はヘルスケア施設を意味し、「A」は宿泊施設を意味します。

(注2) 取得予定資産の信託期間の「満了日」については、本投資法人による取得に伴い、信託受託者と同意の上変更する方針であり、当該変更後の満了日（予定）を記載しています。

(注3) 土地を信託財産とする信託受益権と建物を信託財産とする信託受益権の2つの信託受益権により構成されているため、それぞれの信託受益権に係る信託契約の設定日と満了日を記載しています。



## 価格及び投資比率

施設用途	地域	物件 番号	物件名称	所在地	取得(予定)価格 (百万円) (注1)	投資 比率 (%) (注2)
居住用 施設	東京経済圏	T-1	KDX代官山レジデンス	東京都渋谷区	4,700	1.7
		T-3	KDX大伝馬レジデンス	東京都中央区	1,775	0.7
		T-4	KDX岩本町レジデンス	東京都千代田区	822	0.3
		T-5	KDX文京千石レジデンス	東京都文京区	1,488	0.6
		T-6	KDX吾妻橋レジデンス	東京都墨田区	650	0.2
		T-7	KDX志村坂上レジデンス	東京都板橋区	2,830	1.1
		T-9	コスモハイム元住吉	神奈川県川崎市	2,087(注3)	0.8
		T-10	KDX武蔵中原レジデンス	神奈川県川崎市	637	0.2
		T-11	KDX千葉中央レジデンス	千葉県千葉市	1,480	0.6
		T-12	KDX川口幸町レジデンス	埼玉県川口市	1,150	0.4
		T-13	KDXレジデンス白金I	東京都港区	3,000	1.1
		T-15	KDXレジデンス白金II	東京都港区	2,800	1.0
		T-16	KDXレジデンス南青山	東京都港区	2,230	0.8
		T-17	KDXレジデンス南麻布	東京都港区	2,080	0.8
		T-18	KDXレジデンス芝公園	東京都港区	1,781	0.7
		T-19	KDXレジデンス麻布イースト	東京都港区	1,560	0.6
		T-20	KDXレジデンス高輪	東京都港区	770	0.3
		T-21	KDXレジデンス西原	東京都渋谷区	1,450	0.5
		T-22	KDXレジデンス代官山II	東京都渋谷区	730	0.3
		T-24	KDXレジデンス日本橋水天宮	東京都中央区	3,240	1.2
		T-25	KDXレジデンス日本橋箱崎	東京都中央区	1,147	0.4
		T-26	KDXレジデンス東新宿	東京都新宿区	3,270	1.2
		T-27	KDXレジデンス四谷	東京都新宿区	2,260	0.8
		T-28	KDXレジデンス西新宿	東京都新宿区	1,000	0.4
		T-29	KDXレジデンス神楽坂	東京都新宿区	720	0.3
		T-30	KDXレジデンス二子玉川	東京都世田谷区	1,250	0.5
		T-31	KDXレジデンス駒沢公園	東京都世田谷区	920	0.3
		T-32	KDXレジデンス三宿	東京都世田谷区	760	0.3
		T-33	KDXレジデンス用賀	東京都世田谷区	700	0.3
		T-34	KDXレジデンス下馬	東京都世田谷区	600	0.2
		T-35	ラフィネ南馬込	東京都大田区	1,250	0.5
		T-36	KDXレジデンス雪谷大塚	東京都大田区	1,050	0.4
		T-37	KDXレジデンス田園調布	東京都大田区	1,000	0.4
		T-38	KDXレジデンス多摩川	東京都大田区	776	0.3
		T-39	KDXレジデンス門前仲町	東京都江東区	773	0.3
		T-40	KDXレジデンス御徒町	東京都台東区	850	0.3
		T-41	KDXレジデンス元浅草	東京都台東区	800	0.3
		T-42	KDXレジデンス板橋本町	東京都板橋区	620	0.2
		T-43	KDXレジデンス小豆沢	東京都板橋区	550	0.2
		T-44	KDXレジデンス東武練馬	東京都練馬区	420	0.2
		T-45	KDXレジデンス横浜関内	神奈川県横浜市	800	0.3
		T-46	KDXレジデンス宮前平	神奈川県川崎市	999	0.4
		T-47	KDXレジデンス町田	神奈川県相模原市	1,800	0.7
		T-48	KDXレジデンス錦糸町	東京都墨田区	1,350	0.5
		T-49	KDXレジデンス日本橋浜町	東京都中央区	996	0.4
		T-50	KDXレジデンス日本橋人形町	東京都中央区	530	0.2
		T-51	KDXレジデンス自由が丘	東京都目黒区	1,268	0.5
		T-52	KDXレジデンス戸越	東京都品川区	3,745	1.4
		T-53	KDXレジデンス品川シーサイド	東京都品川区	2,593	1.0

施設用途	地域	物件番号	物件名称	所在地	取得(予定)価格 (百万円) (注1)	投資 比率 (%) (注2)
居住用 施設	東京経済圏	T-54	KDXレジデンス大島	東京都江東区	1,857	0.7
		T-55	KDXレジデンス大山	東京都板橋区	2,679	1.0
		T-56	KDXレジデンス半蔵門	東京都千代田区	4,832	1.8
		T-57	ピーサイト秋葉原	東京都千代田区	850	0.3
		T-58	KDXレジデンス神楽坂通	東京都新宿区	1,360	0.5
		T-59	KDXレジデンス千駄木	東京都文京区	2,200	0.8
		T-60	KDXレジデンス成城	東京都世田谷区	1,400	0.5
		T-61	KDXレジデンス秋葉原	東京都台東区	1,250	0.5
		T-62	KDXレジデンス入谷	東京都台東区	1,062	0.4
		T-63	KDXレジデンス立川	東京都立川市	3,026	1.1
		T-64	KDXレジデンス鶴見	神奈川県横浜市	1,050	0.4
		T-65	KDXレジデンス森下千歳	東京都墨田区	1,100	0.4
		T-66	KDXレジデンス赤坂	東京都港区	1,150	0.4
		T-67	KDXレジデンス神田	東京都千代田区	700	0.3
		T-68	KDXレジデンス恵比寿	東京都渋谷区	2,845	1.1
		T-69	KDXレジデンス西馬込	東京都大田区	1,130	0.4
		T-70	KDXレジデンス西麻布	東京都港区	1,224	0.5
		T-71	KDXレジデンス麻布仙台坂	東京都港区	792	0.3
		T-72	KDXレジデンス早稲田鶴巻	東京都新宿区	561	0.2
		T-73	KDXレジデンス文京湯島	東京都文京区	695	0.3
		T-74	KDXレジデンス上石神井	東京都練馬区	648	0.2
		T-75	KDXレジデンス新大塚	東京都豊島区	764	0.3
		T-76	KDXレジデンス桜上水	東京都杉並区	894	0.3
		T-77	KDXレジデンス両国	東京都墨田区	842	0.3
		T-78	KDXレジデンス豊洲	東京都江東区	7,500	2.8
		T-79	KDXレジデンス阿佐ヶ谷	東京都杉並区	1,930	0.7
		T-80	KDXレジデンス日吉	神奈川県横浜市	2,635	1.0
		T-81	KDXレジデンス上北沢	東京都世田谷区	1,360	0.5
		T-82	KDXレジデンス上野毛	東京都世田谷区	1,111	0.4
		T-83	KDXレジデンス東浅草	東京都台東区	687	0.3
		T-84	KDXレジデンス西船橋	千葉県船橋市	975	0.4
		T-85	KDXレジデンス幡ヶ谷	東京都渋谷区	2,500	0.9
		T-86	KDXレジデンス阿佐ヶ谷	東京都杉並区	939	0.3
		T-87	KDXレジデンス学芸大学	東京都目黒区	750	0.3
		T-88	KDXレジデンス蒲田南	東京都大田区	1,918	0.7
		T-89	KDXレジデンス吉祥寺	東京都武蔵野市	621	0.2
		T-90	KDXレジデンス三鷹	東京都三鷹市	2,530	0.9
		T-91	KDXレジデンス中延	東京都品川区	830	0.3
		T-92	KDXレジデンス市川	千葉県市川市	840	0.3
		T-93	KDXレジデンス八丁堀	東京都中央区	3,000	1.1
T-94	KDXレジデンス中板橋	東京都板橋区	1,736	0.6		
T-95	KDXレジデンス湘南台	神奈川県藤沢市	1,500	0.6		
T-96	KDXレジデンス池袋ウエスト	東京都板橋区	2,237	0.8		
T-97	KDXレジデンス天王町	神奈川県横浜市	843	0.3		
T-98	KDXレジデンス川崎	神奈川県川崎市	910	0.3		
T-99	KDXレジデンス蒲田南	東京都大田区	780	0.3		
T-100	KDXレジデンス上石神井	東京都練馬区	3,087	1.1		
		東京経済圏小計			148,191	55.1

施設用途	地域	物件番号	物件名称	所在地	取得(予定)価格 (百万円) (注1)	投資 比率 (%) (注2)		
居住用 施設	地方経済圏	R-2	KDX定禅寺通レジデンス	宮城県仙台市	1,015	0.4		
		R-3	KDX泉レジデンス	愛知県名古屋市	1,120	0.4		
		R-4	KDX千早レジデンス	愛知県名古屋市	1,080	0.4		
		R-5	KDX堺筋本町レジデンス	大阪府大阪市	2,910	1.1		
		R-7	KDX宝塚レジデンス	兵庫県宝塚市	1,510	0.6		
		R-8	KDX清水レジデンス	福岡県福岡市	1,680	0.6		
		R-9	KDXレジデンス大通公園	北海道札幌市	765	0.3		
		R-10	KDXレジデンス菊水四条	北海道札幌市	830	0.3		
		R-11	KDXレジデンス豊平公園	北海道札幌市	445	0.2		
		R-13	KDXレジデンス一番町	宮城県仙台市	530	0.2		
		R-16	KDXレジデンス東桜I	愛知県名古屋市	2,350	0.9		
		R-17	KDXレジデンス東桜II	愛知県名古屋市	900	0.3		
		R-18	KDXレジデンス神宮前	愛知県名古屋市	840	0.3		
		R-19	KDXレジデンス西大路	京都府京都市	813	0.3		
		R-20	KDXレジデンス西院	京都府京都市	440	0.2		
		R-21	KDXレジデンス難波	大阪府大阪市	1,410	0.5		
		R-22	KDXレジデンス難波南	大阪府大阪市	1,350	0.5		
		R-24	KDXレジデンス茨木I・II(注4)	大阪府茨木市	1,275	0.5		
		R-25	KDXレジデンス豊中南	大阪府豊中市	740	0.3		
		R-26	KDXレジデンス守口	大阪府守口市	551	0.2		
		R-27	KDXレジデンス三宮	兵庫県神戸市	1,080	0.4		
		R-28	芦屋ロイヤルホームズ	兵庫県芦屋市	1,360	0.5		
		R-29	KDXレジデンス舟入幸町	広島県広島市	588	0.2		
		R-30	KDXレジデンス天神東II	福岡県福岡市	680	0.3		
		R-32	KDXレジデンス西公園	福岡県福岡市	763	0.3		
		R-33	KDXレジデンス平尾浄水町	福岡県福岡市	760	0.3		
		R-35	レオパレスFlat新栄	愛知県名古屋市	3,500	1.3		
		R-36	KDXレジデンス甲南山手	兵庫県神戸市	973	0.4		
		R-37	KDXレジデンス本町橋	大阪府大阪市	3,201	1.2		
		R-38	KDXレジデンス南草津	滋賀県草津市	1,974	0.7		
		R-39	KDXレジデンス大濠 ハーバービュータワー	福岡県福岡市	4,606	1.7		
		R-40	KDXレジデンス南三条	北海道札幌市	915	0.3		
		R-41	セレニテ北久宝寺	大阪府大阪市	1,290	0.5		
		R-42	セレニテ西宮本町	兵庫県西宮市	617	0.2		
		R-43	KDXレジデンス西新	福岡県福岡市	1,600	0.6		
		R-44	セレニテ神戸元町	兵庫県神戸市	2,390	0.9		
		R-45	KDXレジデンス夙川ヒルズ	兵庫県西宮市	6,884	2.6		
		R-46	KDXレジデンス仙台駅東	宮城県仙台市	1,340	0.5		
		地方経済圏小計					57,077	21.2
		居住用施設合計					205,269	76.4

施設用途	地域	物件番号	物件名称	所在地	取得(予定)価格 (百万円) (注1)	投資 比率 (%) (注2)	
ヘルス ケア 施設	東京経済圏	H-1	イリーゼ蒲田・悠生苑	東京都大田区	1,120	0.4	
		H-2	ニチイホーム中野南台	東京都中野区	1,780	0.7	
		H-3	ジョイステージ八王子	東京都八王子	3,690	1.4	
		H-4	ゆいま～る聖ヶ丘(注4)	東京都多摩市	1,120	0.4	
		H-5	ニチイホームたまプラーザ	神奈川県川崎市	2,940	1.1	
		H-21	ブレザングラン 大田多摩川	東京都大田区	3,057	1.1	
		H-22	ツクイ・サンシャイン町田(注4)	東京都町田市	6,934	2.6	
		H-23	せらび恵比寿	東京都目黒区	1,690	0.6	
	東京経済圏小計					22,332	8.3
	地方 経済圏	地方 都市圏	H-6	天	北海道札幌市	2,630	1.0
			H-7	イリーゼ西岡	北海道札幌市	858	0.3
			H-8	いざりえ恵庭ビル	北海道恵庭市	1,660	0.6
			H-9	さわやか桜式番館	秋田県秋田市	989	0.4
		大阪圏	H-10	アクティバ琵琶(注4)	滋賀県大津市	6,560	2.4
			H-11	SOMPOケア ラヴィーレ神戸垂水	兵庫県神戸市	2,110	0.8
			H-12	リハビリホームグランダ門戸厄神	兵庫県西宮市	1,253(注5)	0.5
			H-13	エクセレント西宮	兵庫県西宮市	971	0.4
			H-15	エクセレント北野	京都府京都市	737	0.3
			H-16	アネシス寺田町	大阪府大阪市	3,490	1.3
			H-17	ロココリハ	大阪府豊中市	2,100	0.8
			H-18	オラージュ須磨	兵庫県神戸市	2,810	1.0
			H-19	カネディアンヒル	兵庫県神戸市	1,830	0.7
			H-20	アネシス兵庫	兵庫県神戸市	1,420	0.5
			H-24	アルテ石屋川	兵庫県神戸市	1,061	0.4
	H-25	メディカルホームグランダ苦楽園	兵庫県西宮市	2,709	1.0		
	H-26	リハビリホームグランダ神戸北野	兵庫県神戸市	1,720	0.6		
	地方経済圏小計					34,908	13.0
その他	H-14	グランヒルズおがわらこ	青森県上北郡	1,380	0.5		
ヘルスケア施設合計					58,620	21.8	
宿泊施設	東京経済圏	A-1	ホテルリブマックス東京大塚駅前	東京都豊島区	2,390	0.9	
		A-2	ホテルリブマックス横浜駅西口	神奈川県横浜市	2,570	1.0	
宿泊施設合計					4,960	1.8	
合計					268,849	100.0	

なお、新規売却物件の施設用途、地域、所在地、取得価格及び投資比率は、以下のとおりです。

施設用途	地域	物件番号	物件名称	所在地	取得価格 (百万円) (注1)	投資 比率 (%) (注2)
居住用 施設	東京経済圏	T-23	KDXレジデンス千駄ヶ谷	東京都渋谷区	650	-

(注1) 「取得(予定)価格」は、取得済資産については、売買契約書等に記載された売買価格(取得経費、固定資産税・都市計画税の精算額、消費税及び地方消費税等を含みません。)を、取得予定資産については、取得予定資産に係る各信託受益権売買契約に記載された各信託受益権の売買価格(取得経費、固定資産税・都市計画税の精算額、消費税及び地方消費税等を含みません。)を、いずれも百万円未満を切り捨てて記載しています。ただし、本合併に伴いJSLから承継した資産については、本投資法人による受入価格である、2018年3月1日を価格時点とする鑑定評価額を記載しています。

(注2) 「投資比率」とは、「取得(予定)価格」の「合計」(新規売却物件を除きます。)に対する当該取得済資産(新規売却物件を除きます。)又は取得予定資産の取得(予定)価格の比率をいい、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注3) 2020年11月2日付で、本投資法人は、本物件に係る借地権付建物を337百万円で追加取得しており、取得価格には、当初取得時の底地の取得価格と、追加取得時の借地権付建物の取得価格の合計を記載しています。以下同じです。

(注4) R-24、H-22は2棟、H-4、H-10は3棟の建物からなり、取得価格は、2棟又は3棟の合計の数値を記載しています。

(注5) 2020年11月2日付で、本投資法人は、本物件に係る借地権の対象の土地の一部(430.00㎡)を63百万円で追加取得しており、取得価格には、当初取得時の借地権付建物の取得価格と、追加取得時の土地の一部の取得価格の合計を記載していません。なお、本投資法人は、同日付で当該土地に係る賃貸借契約上の賃貸人の地位を承継しています。以下同じです。

## (2) 個別信託不動産の概要

新規取得資産である信託受益権に係る不動産(以下「信託不動産」といいます。)の個別の概要は、以下のとおりです。なお、ヘルスケア施設の「分類」は、当該資産について、施設タイプに応じ、介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、健康型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護老人保健施設の別を記載しています。

## 「特定資産の概要」欄に関する説明

- ・「特定資産の種類」は、本投資法人が保有し又は取得する予定の権利の種類を記載しています。
- ・「取得価格」は、当該資産に係る各信託受益権売買契約に記載された各信託受益権の売買価格(取得経費、固定資産税・都市計画税の精算額、消費税及び地方消費税等を含みません。)の百万円未満を切り捨てて記載しています。
- ・「取得予定価格」は、取得予定資産に係る各信託受益権売買契約に記載された各信託受益権の売買価格(取得経費、固定資産税・都市計画税の精算額、消費税及び地方消費税等を含みません。)の百万円未満を切り捨てて記載しています。
- ・「取得日」は、当該資産を現実に取得した取得年月日を記載しています。
- ・「取得予定日」は、本書の日付現在における予定日を記載していますが、T-97及びH-25については、発行価格等決定日より以下のとおり繰り下げられます。ただし、本投資法人及び現信託受益者の間で合意の上変更されることがあります。

## &lt;T-97&gt;

- 発行価格等決定日が2021年2月18日(木)の場合、  
取得予定日は「2021年3月1日(月)」
- 発行価格等決定日が2021年2月19日(金)の場合、  
取得予定日は「2021年3月1日(月)」
- 発行価格等決定日が2021年2月22日(月)の場合、  
取得予定日は「2021年3月2日(火)」
- 発行価格等決定日が2021年2月24日(水)の場合、  
取得予定日は「2021年3月3日(水)」

## &lt;H-25&gt;

- 発行価格等決定日が2021年2月18日(木)の場合、  
取得予定日は「2021年3月1日(月)」
- 発行価格等決定日が2021年2月19日(金)の場合、  
取得予定日は「2021年3月1日(月)」
- 発行価格等決定日が2021年2月22日(月)の場合、  
取得予定日は「2021年3月2日(火)」
- 発行価格等決定日が2021年2月24日(水)の場合、  
取得予定日は「2021年3月3日(水)」

- ・「所在地」は、住居表示を記載しています。住居表示のない場合、番地住所による建物住所又は登記事項証明書記載の建物所在地(複数ある場合にはそのうちの一の建物所在地)を記載しています。なお、本書の日付現在建物が未竣工の場合には、土地の地番(複数ある場合はそのうちの一の土地の地番)を記載しています。
- ・「アクセス(主な利用駅)」は、原則として一般財団法人日本不動産研究所、株式会社谷澤総合鑑定所又は大和不動産鑑定株式会社作成の各物件に係る不動産鑑定評価書の記載に基づいて記載しています。なお、居住用施設について、不動産鑑定評価書に所要時間の記載のないものは、「不動産の表示に関する公正競争規約」(平成15年公正取引委員会告示第2号。その後の改正を含みます。)及び同規約施行規則に基づき、道路距離80メートルにつき1分間を要するものとして算出した数値を記載しています。以下同じです。

- ・土地の「所有形態」は、信託受託者が保有し、又は保有する予定の権利の種類を記載しています。
- ・土地の「用途地域」は、都市計画法（昭和43年法律第100号。その後の改正を含みます。）（以下「都市計画法」といいます。）第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を記載しています。
- ・土地の「敷地面積」は、登記簿上の記載（借地がある場合には借地面積を含みます。）に基づいており、現況とは一致しない場合があります。なお、区分所有建物の敷地の一部又は土地の共有持分を取得する場合でも、敷地又は一棟の建物が所在する土地全体の面積を記載しています。
- ・土地の「建蔽率」は、建築基準法（昭和25年法律第201号。その後の改正を含みます。）（以下「建築基準法」といいます。）第53条第1項に定める、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる建蔽率の上限値（指定建蔽率）（複数ある場合にはそのいずれも）を記載しています。かかる建蔽率の上限値は、防火地域内の耐火建築物であることその他の理由により緩和若しくは割増され、又は減少することがあり、実際に適用される建蔽率の上限値とは異なる場合があります。
- ・土地の「容積率」は、建築基準法第52条第1項に定める、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる容積率の上限値（指定容積率）（複数ある場合にはそのいずれも）を記載しています。かかる容積率の上限値は、敷地に接続する道路の幅員その他の理由により緩和若しくは割増され、又は減少することがあり、実際に適用される容積率の上限値とは異なる場合があります。
- ・土地の「評価」は、本投資法人が新規取得資産の取得を決定するに際し検討した投資尺度のうち、最も重視した投資尺度を記載しており、「地位（じぐらい）の高さ」を最も重視したものには「地位（じぐらい）」を、「生活利便性の高さ」を最も重視したものには「生活利便性」を、「特殊マーケットのある土地」を最も重視したものには「特殊マーケット」をそれぞれ記載しています。なお、本投資法人が新規取得資産の取得を決定するに際し考慮する投資尺度については、前記「1 投資方針（1）事業の概況（イントロダクション） 投資方針（イ）「居住用施設」、「ヘルスケア施設」、「宿泊施設」の特性と各投資対象に対する投資の基本方針」をご参照ください。
- ・建物の「所有形態」は、信託受託者が保有し、又は保有する予定の権利の種類を記載しています。
- ・建物の「用途」は、登記簿上の建物種別を記載しています。ただし、T-99については、本書の日付現在建築中であり、建物が竣工していないため、「用途」は、2020年5月12日付の確認済証に基づいて記載しています。かかるT-99の「用途」は、本書の日付現在の予定であり、今後変更される可能性があります。なお、区分所有建物については、本投資法人の保有に係る専有部分の種別を記載しています。
- ・建物の「延床面積」は、登記簿上の記載に基づいており、附属建物は含まれていません。ただし、T-99については、本書の日付現在建築中であり、建物が竣工していないため、「延床面積」は、2020年5月12日付の確認済証に基づいて記載しています。かかるT-99の「延床面積」は、本書の日付現在の予定であり、今後変更される可能性があります。なお、区分所有建物については、区分所有建物が含まれる一棟の建物全体の延床面積を記載しています。
- ・建物の「竣工日」は、登記簿上の新築年月日を記載しています。ただし、T-99については、本書の日付現在建築中であり、建物が竣工していないため、「竣工日」は、本書の日付現在の竣工予定の日を記載しており、今後変更される可能性があります。
- ・建物の「賃貸可能戸数」は、2020年11月末日現在における、賃貸が可能な戸数（店舗等がある場合には、店舗数等を含みます。）を記載しています。ただし、T-99については、本書の日付現在建築中であり、建物が竣工していないため、かかるT-99の「賃貸可能戸数」は、本書の日付現在の予定であり、今後変更される可能性があります。
- ・建物の「構造・階数」は、登記簿上の記載に基づいています。ただし、T-99については、本書の日付現在建築中であり、建物が竣工していないため、「構造・階数」は、2020年5月12日付の確認済証に基づいて記載しています。かかるT-99の「構造・階数」は、本書の日付現在の予定であり、今後変更される可能性があります。なお、区分所有建物については、区分所有建物が含まれる一棟の建物全体の構造・階数を記載しています。

- ・建物の「タイプ」は、当該新規取得資産のうち居住用施設における主たる住戸が以下に記載のシングルタイプ、スモール・ファミリータイプ又はファミリータイプのいずれに該当するかの別を記載しています。ただし、T-99については、本書の日付現在建築中であり、建物が竣工していないため、かかるT-99の「タイプ」は、本書の日付現在の予定であり、今後変更される可能性があります。

シングルタイプ (主として単身世帯を対象とする住宅)	スモール・ファミリータイプ (主として夫婦世帯及び乳幼児等がいる家族世帯を対象とする住宅)	ファミリータイプ (主として3人以上の家族世帯を対象とする住宅)
主たる住戸の1戸当たり専有面積が18㎡以上30㎡未満であり、かつ、賃貸可能戸数が1棟当たり20戸以上であるもの。	主たる住戸の1戸当たり専有面積が30㎡以上60㎡未満であり、かつ、賃貸可能戸数が1棟当たり15戸以上であるもの。	主たる住戸の1戸当たり専有面積が60㎡以上であり、かつ、賃貸可能戸数が1棟当たり5戸以上であるもの。

- ・「PM会社」は、各物件についてプロパティ・マネジメント契約を締結し又は締結する予定のプロパティ・マネジメント会社を記載しています。
- ・「マスターリース会社」は、各物件についてマスターリース契約を締結し又は締結する予定のマスターリース会社を記載しています。
- ・「マスターリース種別」は、賃料保証のないマスターリース契約が締結されている又は締結予定であるものについて「パススルー」、賃料保証のあるマスターリース契約が締結されている又は締結予定であるものについて「賃料保証」と記載しています。なお、所有者がエンドテナントと直接賃貸借契約を締結している若しくは締結予定である場合又はエンドテナントがない場合については「-」と記載しています。

#### 「鑑定評価書の概要」欄に関する説明

- ・「鑑定評価書の概要」欄は、本資産運用会社からの依頼により、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号。その後の改正を含みます。）（以下「不動産の鑑定評価に関する法律」といいます。）及び不動産鑑定評価基準に基づき、一般財団法人日本不動産研究所、株式会社谷澤総合鑑定所又は大和不動産鑑定株式会社が新規取得資産の鑑定評価を行い、作成した各不動産鑑定評価書の概要を記載しています。なお、本書の日付現在建物が未竣工の場合には、国土交通省が定める不動産鑑定評価基準において2014年11月1日（2014年5月1日一部改正）に施行された「未竣工建物等鑑定評価」を実施しています。また、鑑定評価額及び収益価格は、百万円以下を切り捨てて記載しています。ただし、当該不動産鑑定評価書の内容については、価格時点における評価者の判断と意見であり、その内容の妥当性、正確性及び当該鑑定評価額での取引可能性等を保証するものではありません。更に、同じ不動産について再度鑑定評価を行った場合でも、鑑定評価を行う不動産鑑定士、鑑定評価の方法又は時期によって鑑定評価額が異なる可能性があります。なお、鑑定評価を行った一般財団法人日本不動産研究所、株式会社谷澤総合鑑定所及び大和不動産鑑定株式会社それぞれと本投資法人又は本資産運用会社との間には、利害関係はありません。
- ・「鑑定評価書の概要」欄の「NOI」は、不動産鑑定評価書における直接還元法で採用された運営純収益を記載しています。なお、百万円未満を切り捨てて、消費税等は除いて記載しています。

#### 「直近実績」欄に関する説明

- ・新規取得資産に係る「直近実績」における情報は、現信託受益者から提供を受けた情報を記載しています。なお、現信託受益者から情報の提供が受けられなかった場合及び開示につき承諾が得られていない場合には、「-」と記載しています。
- ・「稼働率」は、それぞれの信託不動産における賃貸が可能な面積に占める各対象期間の末日現在の賃貸面積（契約ベース）の割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。なお、本書の日付現在建物が未竣工の場合には、「-」と記載しています。



## 「入居者の状況・施設の概要」欄に関する説明

- ・「オペレーター」、「開設年月日」、「施設の類型」、「居室数（室）」、「居住の権利形態」、「定員（人/床）」、「居室面積帯（㎡）」、「入居者数（人）」、「入居時要件」、「入居率」、「入居者の平均年齢（歳）」、「利用料の支払方式」、「介護に関わる職員体制」及び「夜間職員体制（最小時人数）」は、重要事項説明書に表示された内容又はオペレーターから提供を受けた情報に基づき記載しています。オペレーターから提供を受けた情報に基づき記載している場合には、括弧内に当該情報の基準時を記載しています。なお、重要事項説明書に記載がない場合、該当がない場合、オペレーターから情報の提供が受けられなかった場合及び開示につき承諾が得られていない場合は、「-」と記載しています。
- ・「利用料の支払方式」は、重要事項説明書に最も一般的・標準的なプランとして表示された内容又はオペレーターから最も一般的・標準的なプランとして提供を受けた情報を記載しています。
- ・「入居者の平均要介護度」は、重要事項説明書に表示された要介護度別入居者数に、自立は0、要支援1は0.375、要支援2は1、要介護1から5まではそれぞれ1から5まで、をそれぞれ乗じた数の合計を入居者数で除した値を、小数第2位を四捨五入して記載しています。なお、重要事項説明書に記載がない場合及び開示につき承諾が得られていない場合は、「-」と記載しています。
- ・「協力医療機関」及び「協力歯科医療機関」は、重要事項説明書に表示された、協力医療機関及び協力歯科医療機関並びに指定医療機関を記載しています。
- ・「オペレーターとの契約の概要」は、オペレーターと締結している賃貸借契約等の契約内容を記載しています。

## 「土地・物件特性」欄に関する説明

「土地・物件特性」欄は、不動産鑑定評価書、鑑定機関の分析結果及び本資産運用会社による分析等に基づいて、当該新規取得資産が存する土地、当該新規取得資産に関する基本的性格、特徴等を記載しています。

## 「特記事項」欄に関する説明

「特記事項」欄は、本書の日付現在において各信託不動産の権利関係・利用等及び評価額・収益性・処分性への影響等を考慮して重要と考えられる事項を記載しています。

## (イ) 前回公募増資後取得資産

## T-92 KDXレジデンス市川

特定資産の概要						
特定資産の種類	不動産信託受益権					
取得価格	840百万円		取得日	2020年9月24日		
所在地	住居表示	千葉県市川市市川二丁目6番12号				
アクセス (主な利用駅)	JR総武本線「市川」駅 徒歩約5分					
土地	所有形態	所有権	用途地域	近隣商業地域	敷地面積	362.95㎡(注)
	建蔽率	80%	容積率	300%	評価	生活利便性
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅	延床面積	1,082.57㎡
	竣工日	2010年2月7日		賃貸可能戸数	47戸	
	構造・階数	鉄筋コンクリート造陸屋根8階建			タイプ	シングル
PM会社	東急住宅リース株式会社					
マスターリース会社	東急住宅リース株式会社		マスターリース種別	パススルー		
鑑定評価書の概要						
鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	鑑定評価額	908百万円		価格時点	2020年8月1日
直接還元法収益価格	930百万円	直接還元利回り	4.1%	NOI	39百万円	
DCF法収益価格	899百万円	割引率	3.9%	最終還元利回り	4.3%	
直近実績						
年間NOI	-	稼働率	(2020年5月末日) 100.0%		(2020年11月末日) 93.6%	
土地・物件特性						
<p>本物件が所在する「市川」は、江戸川が坂東一の大きな川であったことから「一の川(いちのかわ)」と呼ばれたことが地名の由来ともいわれています。水運に恵まれ、江戸時代には渡し船と関所が設置されるなど、古くから物流の中心であった市川は、1894年の総武鉄道(現在のJR総武本線)、1914年の京成電気軌道(現在の京成本線)の開通に伴い市街地開発が本格化しました。本物件は、JR総武本線「市川」駅から徒歩約5分に位置する、全戸約22㎡の1Kで構成されたシングルタイプの物件です。「東京」駅まで約18分、「新橋」駅まで約23分、「新宿」駅まで約31分でアクセス可能と都心のビジネス・商業エリアへの交通利便性に優れており、「市川」駅周辺にはショッピングモールやスーパーマーケット、銀行など生活利便施設も整っており、都心へ通勤する単身者からの安定した賃貸需要が見込まれるものと、本投資法人は判断しています。</p>						
特記事項						
該当事項はありません。						
(注) 本物件の敷地の一部(2.48㎡)を私道として提供しています。						

## T-93 KDXレジデンス八丁堀

特定資産の概要						
特定資産の種類	不動産信託受益権					
取得価格	3,000百万円		取得日	2020年9月30日		
所在地	住居表示	東京都中央区入船一丁目8番5号				
アクセス (主な利用駅)	東京メトロ日比谷線及びJR京葉線「八丁堀」駅 徒歩約4分					
土地	所有形態	所有権	用途地域	商業地域	敷地面積	482.87㎡
	建蔽率	80%	容積率	500%	評価	地位(じぐらい)
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅	延床面積	3,528.71㎡
	竣工日	2020年9月1日		賃貸可能戸数	46戸	
	構造・階数	鉄筋コンクリート造陸屋根13階建			タイプ	ファミリー
PM会社	東急住宅リース株式会社					
マスターリース会社	東急住宅リース株式会社		マスターリース種別	パススルー		
鑑定評価書の概要						
鑑定評価機関	株式会社谷澤総合鑑定所	鑑定評価額	3,530百万円		価格時点	2020年9月10日
直接還元法収益価格	3,670百万円	直接還元利回り	3.8%	NOI	141百万円	
DCF法収益価格	3,470百万円	割引率	3.9%	最終還元利回り	4.0%	
直近実績						
年間NOI	-	稼働率	-	(2020年11月末日) 8.9%(注1)		
土地・物件特性						
<p>寛永年間(1624~1643年)ごろ通船のために開かれた京橋川から隅田川に通じる堀の長さが約八町(約872m)であったことが地名の由来とも言われる「八丁堀」は、現在では都内でも有数の都心への近接性と居住の快適性を兼ね備えた地位(じぐらい)の高いエリアです。本物件は、東京メトロ日比谷線、JR京葉線「八丁堀」駅から徒歩約4分に位置する、新築のファミリータイプの物件です。「銀座」「丸の内」「大手町」「日本橋」への近接性に優れ、最寄り駅周辺にはスーパーマーケットや飲食店等の生活利便施設が揃い、保育園や小学校、公園等も近接する優れた居住環境を有することから、都心に通勤する夫婦世帯又は家族世帯からの安定した賃貸需要に加え、テレワークの普及により居室数やインターネット環境を重視する新しいライフスタイルの賃貸需要も見込まれるものと、本投資法人は判断しています。</p>						
特記事項						
該当事項はありません。						

- (注1) 2021年1月31日までに賃貸借契約を締結済の区画を加味した場合の、2021年2月28日時点の稼働率は39.2%、2021年1月31日までに本物件の賃借に係る申込書を提出済のテナントが賃借予定の区画を加味した場合の、2021年2月28日時点の稼働率は51.5%となります。ただし、本物件の賃借に係る申込書を提出済のテナントは、申込みを撤回することが可能であり、実際に当該区画について賃貸借契約を締結する保証はありません。このため、かかる区画を加味した稼働率は実際の稼働率と異なる可能性があります。
- (注2) 本物件は、東京都中央区の街並み誘導型地区計画（京橋地区）の適用区域内にあります。本物件の建物は建設時において地区計画の適用要件を満たしており、容積率の緩和を受けていますが、当該地区計画の見直しがなされたため、現在はかかる容積率の緩和が適用されず、既存不適格の状態となっています。将来、本物件の建物を建て替える場合には、現行と同じ条件で容積率の緩和を受けることができず、同一規模、同一高さの建物が建築できない可能性があります。

### < スポンサーとの取組みについて >

REITのみでは取得が困難な開発物件にスポンサーと共同で取り組み  
マーケット対比で競争力のある価格での物件取得を実現



### T-94 KDXレジデンス中板橋

特定資産の概要						
特定資産の種類	不動産信託受益権					
取得価格	1,736百万円		取得日	2020年9月30日		
所在地	住居表示	東京都板橋区弥生町68番11号				
アクセス (主な利用駅)	東武東上線「中板橋」駅 徒歩約6分					
土地	所有形態	所有権	用途地域	近隣商業地域 / 第一種住居地域	敷地面積	782.06 m <sup>2</sup> (注1)
	建蔽率	80% / 60%	容積率	300% / 300%	評価	生活利便性
建物	所有形態	区分所有権 (注1)	用途	居宅・物置・ゴミ置場・ 駐車場・駐輪場	延床面積	2,354.50m <sup>2</sup> (注1)
	竣工日	2020年6月27日		賃貸可能戸数	78戸	
	構造・階数	鉄筋コンクリート造陸屋根8階建			タイプ	シングル
PM会社	伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社					
マスターリース会社	伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社	マスターリース種別	パススルー			
鑑定評価書の概要						
鑑定評価機関	一般財団法人日本不動産研究所		鑑定評価額	1,840百万円	価格時点	2020年8月1日
直接還元法収益価格	1,880百万円	直接還元利回り	4.0%	NOI	76百万円	
DCF法収益価格	1,800百万円	割引率	3.8%	最終還元利回り	4.2%	
直近実績						
年間NOI	-		稼働率	-	(2020年11月末日) 2.6%(注2)	
土地・物件特性						
東武鉄道が「中板橋」駅を開設する際に、川越街道の「上板橋宿」にある「上板橋」駅と、中山道の「下板橋宿」にある「下板橋」駅の中間に位置したことが地名の由来とも言われる「中板橋」は、駅北側を流れる石神井川の両岸に咲き誇る、区内を代表する桜の名所としても知られています。本物件は、東武東上線「中板橋」駅より徒歩約6分に位置する1Kタイプの新築物件です。居室内には、室内カメラを始め、照明、エアコン、玄関の鍵等をスマートフォン等から遠隔操作することが可能なIoT設備が全室完備されており、新たなライフスタイルを求める賃貸需要が見込まれるものと、本投資法人は判断しています。最寄り駅である「中板橋」駅からターミナル駅である「池袋」駅まで約6分と都心のオフィス街や商業施設へのアクセスが良好な交通利便性の高い立地にあり、「中板橋商店街」や「ハッピーロード大山商店街」も徒歩圏で、物件周辺にはスーパーマーケットや郵便局などの生活利便施設が揃っています。交通利便性と生活利便性を兼ね備えていることから都心に通勤する単身者からの安定した賃貸需要が見込まれるものと、本投資法人は判断しています。						
特記事項						
本物件と一部の隣地との境界が未確定です。						
(注1) 本物件は区分所有建物ですが、信託受託者が本物件の全ての区分所有権を保有しています。従って、「敷地面積」は敷地権の目的である土地の面積を、「延床面積」は一棟の建物の延床面積を記載しています。						
(注2) シングルタイプ50戸について、国内の事業会社との間で2021年3月1日を始期とする賃貸借契約（固定賃料）が締結されています。当該賃貸借契約の効力発生を前提とした、2021年3月1日時点の契約済稼働率は70.4%となる予定です。						

## T-95 KDXレジデンス湘南台

特定資産の概要						
特定資産の種類	不動産信託受益権					
取得価格	1,500百万円	取得日	2020年11月2日			
所在地	住居表示	神奈川県藤沢市湘南台二丁目9番10号				
アクセス (主な利用駅)	小田急電鉄江ノ島線・相模鉄道いずみ野線・横浜市営地下鉄ブルーライン「湘南台」駅 徒歩約3分					
土地	所有形態	所有権	用途地域	商業地域	敷地面積	716.55㎡
	建蔽率	80%	容積率	400%	評価	生活利便性
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅・駐輪場	延床面積	3,068.33㎡
	竣工日	2004年2月27日		賃貸可能戸数	104戸	
	構造・階数	鉄筋コンクリート造陸屋根9階建			タイプ	シングル
PM会社	東急住宅リース株式会社					
マスターリース会社	東急住宅リース株式会社		マスターリース種別	パススルー		
鑑定評価書の概要						
鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社	鑑定評価額	1,610百万円	価格時点	2020年10月1日	
直接還元法収益価格	1,640百万円	直接還元利回り	4.4%	NOI	76百万円	
DCF法収益価格	1,590百万円	割引率	4.2%	最終還元利回り	4.6%	
直近実績						
年間NOI	-	稼働率	-	(2020年11月末日) 92.2%		
土地・物件特性						
<p>「湘南台」は1960年に策定された北部工業開発計画に基づき、北部第一区画整理事業によって造られた街で、1966年に小田急電鉄江ノ島線の新駅である「湘南台」駅が開設された際、湘南地方にあり、相模野台地のはずれにある展望の良い新しい住宅地にふさわしい名として命名されたことが地名の由来とされます。本物件は、小田急電鉄江ノ島線・相模鉄道いずみ野線・横浜市営地下鉄ブルーラインの3路線利用可能な「湘南台」駅から徒歩約3分に位置し、最寄り駅からターミナル駅である「横浜」駅まで約30分と都心へのアクセスも良好で、横浜への通勤に適したベッドタウンであり、東京都心部までも約1時間と、都内への通勤も可能なエリアに所在します。周辺には自動車メーカー、電子メーカーを始め多業種における大手企業の工場や、慶應義塾大学、日本大学等の大学のキャンパスも数多く集積していることから、法人の住宅ニーズに加え、周辺の大学に通う学生ニーズも期待でき、幅広い単身者層からの安定した賃貸需要が見込まれるものと、本投資法人は判断しています。</p>						
特記事項						
該当事項はありません。						

## T-96 KDXレジデンス池袋ウエスト

特定資産の概要						
特定資産の種類	不動産信託受益権					
取得価格	2,237百万円		取得日	2021年1月29日		
所在地	住居表示	東京都板橋区中丸町2番地6				
アクセス (主な利用駅)	東京メトロ丸ノ内線・有楽町線・副都心線「池袋」駅 徒歩約15分					
土地	所有形態	所有権	用途地域	商業地域	敷地面積	461.65㎡(注1)
	建蔽率	80%	容積率	500%	評価	生活利便性
建物	所有形態	区分所有権(注1)	用途	住宅・物置・ゴミ置 場・駐車場	延床面積	2,476.11㎡(注1)
	竣工日	2020年7月26日		賃貸可能戸数	89戸	
	構造・階数	鉄筋コンクリート造陸屋根14階建			タイプ	シングル
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ					
マスターリース会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		マスターリース種別	パススルー		
鑑定評価書の概要						
鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社		鑑定評価額	2,450百万円	価格時点	2020年12月31日
直接還元法収益価格	2,530百万円	直接還元利回り	3.8%	NOI	97百万円	
DCF法収益価格	2,420百万円	割引率	3.6%	最終還元利回り	4.0%	
直近実績						
年間NOI	-		稼働率	-	(2020年11月末日) 13.5%(注2)	
土地・物件特性						
<p>現在の「池袋駅」西口周辺に存在していた池が袋の形をしていたことが地名の由来とも言われる「池袋」は、新宿・渋谷と並ぶ山の手の3大副都心の1つであり、日本有数の繁華街としても知られています。本物件は、各線「池袋」駅より徒歩約15分、東京メトロ副都心線、有楽町線「要町」駅徒歩約14分に位置する1Kタイプの新築物件です。居室内には、室内カメラを始め、照明、エアコン、玄関の鍵等をスマートフォン等から遠隔操作することが可能なIoT設備が全室完備されており、入居者に対して新たな生活スタイルを提供します。「池袋」駅周辺には、「西武百貨店」、「池袋パルコ」、「サンシャインシティ」等の商業施設、金融機関、飲食店等が集積し、物件周辺にはスーパーマーケットや郵便局などの生活利便施設が充実しており、「池袋」駅は鉄道各線が乗り入れ、1日260万人以上が乗降する巨大ターミナル駅として各方面への交通利便性も兼ね備えていることから、生活利便性を重視する単身者からの安定した賃貸需要が見込まれるものと、本投資法人は判断しています。</p>						
特記事項						
該当事項はありません。						
(注1) 本物件は区分所有建物ですが、信託受託者が本物件の全ての区分所有権を保有しています。従って、「敷地面積」は敷地権の目的である土地の面積を、「延床面積」は一棟の建物の延床面積を記載しています。						
(注2) 本物件の売主に対して一括賃貸する目的で、取得日付でマスターリース会社と本物件の売主との間で本物件の取得日(2021年1月29日)を始期とする賃貸借契約(固定賃料)が締結されており、本物件の取得日(2021年1月29日)時点の稼働率は100.0%です。						

## (口) 取得予定資産

## T-97 KDXレジデンス天王町

特定資産の概要							
特定資産の種類	不動産(注)						
取得予定価格	843百万円		取得予定日		2021年3月1日		
所在地	住居表示	神奈川県横浜市保土ヶ谷区天王町一丁目30番2号					
アクセス (主な利用駅)	相模鉄道本線「天王町」駅 徒歩約9分						
土地	所有形態	所有権	用途地域	近隣商業地域	敷地面積	440.78㎡	
	建蔽率	80%	容積率	400%	評価	生活利便性	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅・保育園	延床面積	1,280.29㎡	
	竣工日	2020年2月24日		賃貸可能戸数	29戸(保育園を含む)		
	構造・階数	鉄骨造陸屋根6階建			タイプ	シングル	
PM会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ						
マスターリース会社	株式会社タイセイ・ハウジープロパティ		マスターリース種別		パススルー		
鑑定評価書の概要							
鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社		鑑定評価額	907百万円		価格時点	2020年12月1日
直接還元法収益価格	928百万円	直接還元利回り	4.1%	NOI		38百万円	
DCF法収益価格	898百万円	割引率	3.9%	最終還元利回り		4.3%	
直近実績							
年間NOI	-		稼働率	-		(2020年11月末日) 100.0%	
土地・物件特性							
<p>本物件が所在する天王町は、鎌倉時代から続く牛頭天王社(現在の橋樹神社)に祀られた牛頭天王の名前が地名の由来とされています。本物件は、相模鉄道本線「天王町」駅から徒歩約9分に位置する保育園とシングルタイプが中心の賃貸住宅で構成された物件です。最寄り駅から「横浜」駅まで約5分、「品川」駅まで約23分、「東京」駅まで約31分と、横浜や東京中心部への交通利便性を有しており、物件周辺には食料品や衣料品の個人商店が約100店舗並び「六角橋商店街」「横浜橋通商店街」とともに横浜の3大商店街といわれ「ハマのアメ横」と親しまれる「洪福寺松原商店街」をはじめ、飲食店・コンビニエンスストア・スーパーマーケット等の生活利便施設が充実しているため、横浜や東京中心部へ通勤する単身者や夫婦世帯からの安定した賃貸需要が見込まれるものと、本投資法人は判断しています。</p>							
特記事項							
本物件と一部の隣地との境界が未確定です。							
(注) 本投資法人による取得時までに対象不動産を三井住友信託銀行株式会社を信託受託者として信託した上で、当該信託の信託受益権の譲渡を受ける旨を売主との間で合意しています。							

## T-98 KDXレジデンス川崎

特定資産の概要							
特定資産の種類	不動産(注1)						
取得予定価格	910百万円		取得予定日		2021年4月1日		
所在地	住居表示	神奈川県川崎市川崎区中島一丁目1番12号					
アクセス (主な利用駅)	JR東海道線・京浜東北線・南武線「川崎」駅 徒歩約17分						
土地	所有形態	所有権	用途地域	近隣商業地域 / 第二種住居地域	敷地面積	399.53㎡	
	建蔽率	80% / 60%	容積率	300% / 200%	評価	生活利便性	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅	延床面積	1,296.14㎡	
	竣工日	2020年12月15日		賃貸可能戸数	57戸		
	構造・階数	鉄筋コンクリート造陸屋根12階建			タイプ	シングル	
PM会社	東急住宅リース株式会社						
マスターリース会社	東急住宅リース株式会社		マスターリース種別		賃料保証		
鑑定評価書の概要							
鑑定評価機関	大和不動産鑑定株式会社		鑑定評価額	982百万円		価格時点	2021年1月1日
直接還元法収益価格	1,000百万円	直接還元利回り	4.2%	NOI		42百万円	
DCF法収益価格	974百万円	割引率	3.7%	最終還元利回り		4.3%	
直近実績							
年間NOI	-		稼働率	-		-(注2)	
土地・物件特性							
<p>本物件が所在する川崎は、地形からついた地名であり、「川」は多摩川を、「崎」はデルタ(三角州)を指し、多摩川が作った河口のデルタ地帯が由来とされています。日露戦争後の1906年(明治39年)の横浜精糖(現在の大本明治製糖株式会社)の立地を契機に、後の東芝、JFE、味の素などの大工場が次々に立地し、京浜工業地帯の中枢を形成する大工業都市へと発展しました。本物件は、JR東海道線・京浜東北線・南武線「川崎」駅から徒歩約17分に位置する、1K57戸で構成されるシングルタイプの新築物件です。「東京」駅まで約18分、「横浜」駅まで約9分と都心・横浜のビジネス・商業エリアへの交通利便性に優れています。「川崎」駅周辺には「ラゾーナ川崎」をはじめ複数のショッピングモール、銀行、飲食店等の生活利便施設が充実しているため、都心へ通勤する単身者の賃貸需要に加え、川崎周辺には多業種における大手企業の工場や、事業所が数多く集積していることから、法人の社宅ニーズも期待できる安定した賃貸需要が見込まれるものと、本投資法人は判断しています。</p>							

特記事項	
該当事項はありません。	
(注1) 本投資法人による取得時までに対象不動産を三井住友信託銀行株式会社を信託受託者として信託した上で、当該信託の信託受益権の譲渡を受ける旨を売主との間で合意しています。	
(注2) 本物件の売主とマスターリース会社との間で2021年2月1日を始期とする賃貸借契約(固定賃料)が締結済みであり、本物件の取得予定日(2021年4月1日)における稼働率は100.0%となる予定です。	

## T-99 KDXレジデンス蒲田南

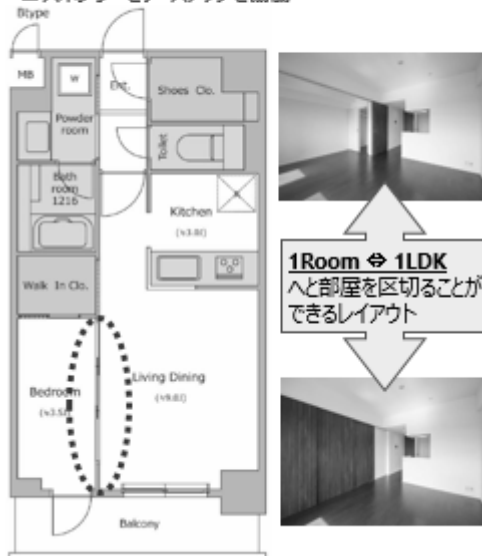
特定資産の概要						
特定資産の種類	不動産(注1)					
取得予定価格	780百万円	取得予定日	2021年5月6日			
所在地	住居表示	東京都大田区南六郷三丁目9番13				
アクセス (主な利用駅)	京浜急行本線「雑色」駅 徒歩約10分					
土地	所有形態	所有権	用途地域	準工業地域	敷地面積	464.68㎡
	建蔽率	60%	容積率	200%	評価	生活利便性
建物(注2)	所有形態	所有権	用途	共同住宅(予定)	延床面積	1,204.20㎡(予定)
	竣工日	2021年4月末日(予定)		賃貸可能戸数	34戸(予定)	
	構造・階数	鉄筋コンクリート造地上5階建(予定)			タイプ	シングル(予定)
PM会社	株式会社長谷工ライブネット					
マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット		マスターリース種別	パススルー		
鑑定評価書の概要						
鑑定評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	鑑定評価額	854百万円	価格時点	2020年12月1日	
直接還元法収益価格	871百万円	直接還元利回り	3.8%	NOI	33百万円	
DCF法収益価格	836百万円	割引率	3.6%	最終還元利回り	4.0%	
直近実績						
年間NOI	-	稼働率	-	-		
土地・物件特性						
<p>一説によると、かつて湿地や沼地でそのやや高まった所に集落ができたという「蒲田」の地は、アイヌ語で「沼の中の島」や「飛び越えた場所」を表す「カマタ」が地名の由来とも言われています。本物件周辺は、関東大震災後、昭和3年(1928年)の内務省の工場地域指定により急速に工場が進出し、近年移転した工場跡地への住宅整備が進んでいるエリアです。本物件は、京浜急行本線「雑色」駅から徒歩約10分に位置し、「雑色」駅から「品川」駅まで約13分、「東京」駅まで約31分と都心のオフィスや商業施設への交通利便性が高く、駅前にはスーパーマーケットや「雑色商店街」などの生活利便施設が充実しているため都心へ通勤する単身者に加え、「雑色」駅から「羽田空港第3ターミナル」駅まで約14分と羽田空港関係者の法人需要や、雑色周辺に集積している大手企業の工場に勤務する社宅ニーズも期待できる安定した賃貸需要が見込まれるものと、本投資法人は判断しています。なお、本物件は、本投資法人が2020年3月に取得した「KDXレジデンス蒲田南」の隣地に所在します。</p>						
特記事項						
該当事項はありません。						
(注1) 本投資法人による取得時までに対象不動産を三井住友信託銀行株式会社を信託受託者として信託した上で、当該信託の信託受益権の譲渡を受ける旨を売主との間で合意しています。						
(注2) 本物件の建物については、本書の日付現在建築中であり、竣工していませんが、建物が竣工した後に信託受益権の譲渡を受ける旨を売主との間で合意しています。						

## T-100 KDXレジデンス上石神井

特定資産の概要						
特定資産の種類	不動産信託受益権					
取得価格	3,087百万円	取得予定日	2021年8月2日			
所在地	住居表示	東京都練馬区上石神井二丁目18番5号				
アクセス (主な利用駅)	西武新宿線「上石神井」駅 徒歩約6分					
土地	所有形態	所有権	用途地域	近隣商業地域	敷地面積	1,370.88㎡
	建蔽率	80%	容積率	300%	評価	生活利便性
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅	延床面積	4,538.97㎡
	竣工日	2020年10月14日	賃貸可能戸数	114戸		
	構造・階数	鉄筋コンクリート造陸屋根8階建			タイプ	スモール・ファミリー
PM会社	伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社					
マスターリース会社	伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社	マスターリース種別	パススルー			
鑑定評価書の概要						
鑑定評価機関	株式会社谷澤総合鑑定所	鑑定評価額	3,250百万円	価格時点	2020年12月1日	
直接還元法収益価格	3,360百万円	直接還元利回り	4.0%	NOI	136百万円	
DCF法収益価格	3,200百万円	割引率	4.1%	最終還元利回り	4.2%	
直近実績						
年間NOI	-	稼働率	-	- (注)		
土地・物件特性						
<p>「石神井」は、この地で井戸を掘ったところ、細長い棒状の石（石剣とも呼ばれる）が見つかり、これを石神（イシガミ）として祀り、石神の見つかった井戸が地名の由来とされ、鎌倉時代にはこの地名が書付けされていたとされる歴史あるエリアです。本物件は西武新宿線「上石神井」駅から徒歩約6分に位置する1LDKを中心とした114戸で構成される新築物件です。「上石神井」駅から「高田馬場」駅まで約13分、「新宿」駅に近接する「西部新宿」駅まで約17分、「池袋」駅まで約24分と、都心への交通利便性が良好で、「上石神井」駅周辺を中心に「上石神井商店街」が広がり飲食店・コンビニエンスストア・スーパーマーケット等の生活利便施設も充実していることから、都心に通勤する夫婦世帯又は家族世帯からの安定した賃貸需要に加え、テレワークの普及により居室数やインターネット環境を重視する新しいライフスタイルの賃貸需要も見込まれるものと、本投資法人は判断しています。</p>						
特記事項						
該当事項はありません。						
<p>(注) 2021年1月31日までに賃貸借契約を締結済の区画を加味した場合の、2021年2月28日時点の稼働率は36.5%、2021年1月31日までに本物件の賃借に係る申込書を提出済のテナントが賃借予定の区画を加味した場合の、2021年2月28日時点の稼働率は54.4%となります。ただし、本物件の賃借に係る申込書を提出済のテナントは、申込みを撤回することが可能であり、実際に当該区画について賃貸借契約を締結する保証はありません。このため、かかる区画を加味した稼働率は実際の稼働率と異なる可能性があります。</p>						

## &lt; + の居室を求める新たな需要に対応 &gt;

- テレワークの普及により、+αの居室を求める新たな需要にも対応し、リーシングは順調なペースで進捗
- スポンサーとリースアップを協働





## H-25 メディカルホームグランダ苦楽園

物件番号	H-25	物件名称	メディカルホームグランダ 苦楽園	分類	介護付有料老人ホーム
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権				
取得予定価格	2,709百万円	取得予定日	2021年3月1日		
所在地	兵庫県西宮市奥畑6-6				
アクセス (主な利用駅)	阪急電鉄甲陽線「苦楽園口」駅 徒歩約15分				
土地	所有形態	所有権	敷地面積	3,035.29㎡	
	用途地域	第一種住居地域			
	建蔽率	60%	容積率	200%	
建物	所有形態	所有権	延床面積	3,900.59㎡	
	竣工日	2020年11月24日	用途	老人ホーム	
	構造・階数	鉄骨造陸屋根4階建	賃貸可能戸数	-	
PM会社	グローバルコミュニティ株式会社				
マスターリース会社	ケネディクス・レジデンシャル・ネク スト投資法人	マスターリース種別	パススルー		
<b>鑑定評価書の概要</b>					
鑑定評価機関	株式会社谷澤総合鑑定所	鑑定評価額	2,780百万円	鑑定時点	2020年11月30日
直接還元法収益価格	2,800百万円	直接還元利回り	4.6%	NOI	129百万円
DCF法収益価格	2,770百万円	割引率	1年～10年度 4.6% 11年度以降 4.7%	最終還元 利回り	4.8%
<b>直近実績</b>					
年間NOI	-	稼働率	-	(2020年11月末日) 100.0%	

## 入居者の状況・施設の概要（重要事項説明書記載日 2021年1月1日現在を参考に記載）

オペレーター	株式会社ベネッセスタイルケ ア	開設年月日	2021年1月1日
施設の類型	介護付有料老人ホーム	居室数（室）	68
居住の権利形態	利用権方式	定員（人）	73
居室面積帯（㎡）	25.2～64.0	入居者数（人）	
入居時要件	自立・要支援・要介護	入居率	
入居者の平均要介護度		入居者の平均年齢（歳）	
利用料の支払方式			
	月払い方式	一時金方式	
入居一時金（円）		13,000,000～44,998,000	
月額利用料（円）	442,480～1,064,280	135,680～342,680	
介護に関わる職員体制	2.5：1以上	夜間職員体制 (最小時人数)	看護職員1人 介護職員2人以上
協力医療機関	医療法人 慶春会 いたみホームクリニック		
協力歯科医療機関	-		
(オペレーターとの契約の概要)			
契約形態：建物賃貸借契約			
契約期間：2020年11月30日～2050年11月29日			
賃料改定：原則として、賃料の改定はできません。ただし、賃貸人及び賃借人は、公租公課、物価等の著しい変動その他経済情勢の著しい変動により、近隣同種建物の賃料に比し不相当と認められるに至った場合、協議により改定することができます。			
契約更新：賃貸借契約満了の6か月前までに賃貸人及び賃借人の何れからも文書による別段の意思表示がない場合、本契約は同一条件で更に3年間自動的に更新されます。また、以後も同様です。			
中途解約：契約期間満了までは、原則として中途解約できません。ただし、賃借人が契約期間中に解約をする場合、賃借人は解約日の6か月前までに文書による賃貸人への通知（又は賃料の6か月分相当額）、及び解約時期に応じた所定の違約金を賃貸人に支払うことで、中途解約をすることができます。			

**土地・物件特性****（桜の名所、苦楽園の丘に建つロケーション）**

本物件の所在する夙川エリアは、居住地として人気の高い地域であり、本物件は、「西宮七園」と呼ばれる高級住宅街の一つに数えられ、阪神間を代表する閑静な高級住宅街である苦楽園に接する閑静な住宅街に所在します。阪急電鉄甲陽線「苦楽園口」駅から徒歩約15分に位置し、高台の豊かな自然に囲まれた開放感と眺望にも優れ、周辺にはスーパーマーケットやホームセンターなどの生活利便施設も充実しています。

**（多様なサービスメニューを備えたハイクオリティ施設）**

本物件は、高いグレード感を有し、全室個室でプライベート空間を確保の上、各戸に床暖房とナースコールを備えるバリアフリー設計であり、居室は1人用：25.2～37.8㎡を63室、2人用：50.4～64.0㎡を5室の合計68室で構成され、ゆったりとした居室を備えています。また、多彩な共用スペースを設けており、開放感があり眺望も楽しめるダイニングルーム兼機能訓練室、ウエイティングバー、読書や映画を堪能できるライブラリー・シアタールーム、キッチンスタジオ、フィットネスルーム等を備えており、上質な設備水準を有しているほか、協力医療機関との連携によるターミナルケアにも対応しています。

**（運営状況）**

業界トップクラスの事業規模を有する株式会社ベネッセスタイルケアにより運営され、2021年1月1日に開設された介護付有料老人ホームです。「メディカルホーム」は、介護職員に加えて看護職員も24時間365日配置され、株式会社ベネッセスタイルケアの運営する有料老人ホームの中でも充実した日常生活・介護支援サービスを背景に競争力を有する物件であると分析しています。

**特記事項**

該当事項はありません。

H-26

## リハビリホームグランダ神戸北野

物件番号	H-26	物件名称	リハビリホームグランダ 神戸北野	分類	介護付有料老人ホーム
<b>特定資産の概要</b>					
特定資産の種類	不動産信託受益権				
取得予定価格	1,720百万円	取得予定日	2021年6月1日		
所在地	兵庫県神戸市中央区北野町四丁目12番1号				
アクセス (主な利用駅)	JR東海道線「三ノ宮」駅 徒歩約15分				
土地	所有形態	所有権	敷地面積	1,674.99㎡	
	用途地域	第二種中高層住居専用地域			
	建蔽率	60%	容積率	200%	
建物	所有形態	所有権	延床面積	2,715.67㎡	
	竣工日	2016年2月17日	用途	老人ホーム	
	構造・階数	鉄骨造陸屋根4階建	賃貸可能戸数	-	
PM会社	株式会社長谷工ライブネット				
マスターリース会社	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	マスターリース種別	パススルー		
<b>鑑定評価書の概要</b>					
鑑定評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	鑑定評価額	1,800百万円	鑑定時点	2020年12月1日
直接還元法収益価格	1,820百万円	直接還元利回り	4.6%	NOI	85百万円
DCF法収益価格	1,780百万円	割引率	4.4%	最終還元利回り	4.8%
<b>直近実績</b>					
年間NOI	-	稼働率	(2020年5月末日) 100.0%	(2020年11月末日) 100.0%	

<b>入居者の状況・施設の概要（重要事項説明書記載日 2020年10月1日現在を参考に記載）</b>					
オペレーター	株式会社ベネッセスタイルケア	開設年月日	2016年4月9日		
施設の類型	介護付有料老人ホーム	居室数（室）	59		
居住の権利形態	利用権方式	定員（人）	60		
居室面積帯（㎡）	20.1～38.5	入居者数（人）	55		
入居時要件	自立・要支援・要介護	入居率	91.6%		
入居者の平均要介護度	1.9	入居者の平均年齢（歳）	88.0		
利用料の支払方式					
	月払い方式	一時金方式			
	入居一時金（円）	12,500,000～25,000,000			
	月額利用料（円）	420,110～740,511	117,710～251,111		
介護に関わる職員体制	2.5：1以上	夜間職員体制 (最小時人数)	介護職員2人以上		
協力医療機関	医療法人 赤坂クリニック 医療法人財団 春日野会 春日野会病院 医療法人社団 南淡千遙会 神戸平成病院				
協力歯科医療機関	-				

<p>（オペレーターとの契約の概要）</p> <p>契約形態：建物賃貸借契約</p> <p>契約期間：2016年2月29日～2046年2月28日</p> <p>賃料改定：原則として、賃料の改定はできません。ただし、賃貸人及び賃借人は、公租公課、物価等の著しい変動その他経済情勢の著しい変動により、近隣同種建物の賃料に比し不当と認められるに至った場合、協議により改定することができます。</p> <p>契約更新：賃貸借契約満了の6か月前までに賃貸人及び賃借人の何れからも文書による別段の意思表示がない場合、本契約は同一条件で更に3年間自動的に更新されます。また、以後も同様です。</p> <p>中途解約：契約期間満了までは、原則として中途解約できません。ただし、賃借人が契約期間中に解約をする場合、賃借人は解約日の6か月前までに文書による賃貸人への通知（又は賃料の6か月分相当額）、及び解約時期に応じた所定の違約金を賃貸人に支払うことで、中途解約をすることができます。</p>
<b>土地・物件特性</b>
<p>（異人館街に近接する山手の閑静なロケーション）</p> <p>本物件は、JR東海道線「三ノ宮」駅から徒歩約15分と山手の閑静な住宅街に位置し、周辺は神戸の観光名所として著名な異国情緒漂う神戸北野異人館街、ロープウェイにより六甲山の景色が楽しめる「神戸布引ハーブ園」が近接するなど、自然を身近に親しむことができる立地であり、徒歩圏内には日用品店舗や「グルメシティ新神戸店」を始めとしたスーパーマーケットや商業施設も充実しています。</p> <p>（多様なサービスメニューを備えたハイクオリティ施設）</p> <p>本物件は、高いグレード感を有し、居室は全室個室で、1人用：20.1～21.8㎡を53室、29.1～30.4㎡を5室、2人用：38.5㎡を1室の合計59室で構成され、共用スペースには広々としたダイニングルーム兼機能訓練室、ウッドデッキ、ティールーム等十分な設備水準を有し、居住の快適性に配慮された作りとなっています。至近には「北野病院」等の医療機関も充実しており、三ノ宮へも徒歩圏であることから自立者及び要支援、要介護者とも安全で快適な暮らしを送るための環境に恵まれています。</p> <p>（運営状況）</p> <p>業界トップクラスの事業規模を有する株式会社ベネッセスタイルケアにより運営され、2016年4月9日に開設された介護付有料老人ホームです。「リハビリホーム」は、株式会社ベネッセスタイルケアの有料老人ホームの中でも、機能訓練指導員（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などの有資格者）を概ね合計週40時間配置し、個別のリハビリプログラムを作成し実施するといったリハビリに力を入れた施設であり、充実した日常生活・介護支援サービスを背景に競争力を有する物件であると分析しています。</p>
<b>特記事項</b>
該当事項はありません。

## &lt; 株式会社ベネッセスタイルケアについて &gt;

## 株式会社ベネッセスタイルケアについて

その方らしさに、深く寄りそう。

# ベネッセスタイルケア

住所 東京都新宿区西新宿2-3-1  
新宿モリスビル5F

従業員数 18,328人（2020年3月時点）

創立 2003年12月1日

備考 株式会社ベネッセホールディングスの連結子会社

- 全国で高齢者向けホームを運営する介護オペレーター  
高齢者向けホームを全国で7シリーズ展開し、全国の大都市を中心に337拠点を運営。在宅介護事業拠点は37拠点を運営している（2021年1月現在）
- 人材育成によりサービスの質を向上  
社内専門資格制度を整え、介護の専門性開発を軸とした人材育成に注力。契約者アンケートでは「スタッフの雰囲気・対応」が入居の決め手として一番多く選ばれている
- ベネッセの財務基盤  
ベネッセホールディングスのグループ会社。2020年3月期はベネッセグループ全体の売上高の27.4%を介護・保育事業が占めている

オペレーター名	本店所在地 (注1)	代表者(注1)	従業員数	設立年月日(注1)	資本金(注1)	上場 / 非上場
株式会社ベネッセスタイルケア	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号新宿モリスビル	滝山真也 小杉真人	18,328人(単体) (2020年3月現在)	1995年9月7日	1億円	非上場

事業の概要	売上高 (百万円) (注2)	運営施設数 (施設) (注3)	居室数 (室) (注3)
入居型介護サービス事業、高齢者住宅事業、在宅介護事業、講座及び研修事業、その他（情報・通信システム事業、リース・レンタル事業）等	119,545	337	18,300

(注1) 「本店所在地」、「代表者」、「設立年月日」及び「資本金」については、2021年1月8日現在の商業登記簿の情報に基づいて記載しています。

(注2) 「売上高」は、2020年3月期の第25期計算書類に基づいて記載しています。

(注3) 「運営施設数」及び「居室数」は、2021年1月時点において、本投資法人がヒアリングにより入手した、当該オペレーターの運営する介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム及びケアハウスの施設数及び居室数の合計を記載しています。

## (3) 新規取得資産取得後のポートフォリオの状況

新規取得資産取得後のポートフォリオの概要は、以下のとおりです。なお、新規取得資産取得後のポートフォリオに含まれる物件に係る「信託受益権の概要」及び「価格及び投資比率」については、前記「(1)新規取得資産取得後のポートフォリオ全体の概要」をご参照ください。

## 賃貸借の状況

施設用途	地域	物件番号	物件名称	タイプ・分類 (注1) (注2)	賃貸可能面積 (㎡) (注3)	賃貸面積 (㎡) (注4)	稼働率 (%) (注5)	賃貸可能戸数 (戸) (注6)	賃貸戸数 (戸) (注7)	テナントの総数 (注8)
居住用施設	東京経済圏	T-1	KDX代官山レジデンス	スモール・ファミリー	5,338.99	4,831.22	90.5	86	78	74
		T-3	KDX大伝馬レジデンス	スモール・ファミリー	2,353.23	2,181.18	92.7	54	50	49
		T-4	KDX岩本町レジデンス	スモール・ファミリー	1,131.24	987.39	87.3	36	32	32
		T-5	KDX文京千石レジデンス	シングル	2,054.10	1,959.21	95.4	77	73	70
		T-6	KDX吾妻橋レジデンス	シングル	1,054.83	1,031.09	97.7	41	40	39
		T-7	KDX志村坂上レジデンス	ファミリー	6,117.48	6,044.68	98.8	85	84	71
		T-9	コスモハイム元住吉	シングル	4,538.04	4,426.91	97.6	180	174	11
		T-10	KDX武蔵中原レジデンス	ファミリー	2,123.46	2,002.46	94.3	35	33	32
		T-11	KDX千葉中央レジデンス	シングル	3,546.91	3,380.51	95.3	106	102	72
		T-12	KDX川口幸町レジデンス	スモール・ファミリー	2,491.66	2,407.67	96.6	61	59	59
		T-13	KDXレジデンス白金I	スモール・ファミリー	3,617.32	3,386.80	93.6	50	45	43
		T-15	KDXレジデンス白金II	シングル	2,889.66	2,830.55	98.0	85	83	81
		T-16	KDXレジデンス南青山	スモール・ファミリー	1,680.79	1,571.60	93.5	20	18	18
		T-17	KDXレジデンス南麻布	スモール・ファミリー	2,785.42	2,700.71	97.0	62	60	60
		T-18	KDXレジデンス芝公園	スモール・ファミリー	2,507.52	2,361.78	94.2	64	60	59
		T-19	KDXレジデンス麻布イースト	シングル	1,849.00	1,659.89	89.8	76	69	68
		T-20	KDXレジデンス高輪	スモール・ファミリー	1,034.27	863.78	83.5	27	22	22
		T-21	KDXレジデンス西原	スモール・ファミリー	2,310.08	2,181.61	94.4	39	37	36
		T-22	KDXレジデンス代官山II	ファミリー	985.10	814.30	82.7	17	14	14
		T-24	KDXレジデンス日本橋水天宮	ファミリー	5,534.86	5,534.86	100.0	79	79	1
		T-25	KDXレジデンス日本橋箱崎	シングル	1,537.38	1,392.32	90.6	60	54	54
		T-26	KDXレジデンス東新宿	シングル	4,358.43	4,266.48	97.9	179	175	94
		T-27	KDXレジデンス四谷	ファミリー	3,101.16	2,915.72	94.0	42	39	37
		T-28	KDXレジデンス西新宿	シングル	1,345.92	1,222.69	90.8	54	50	49
		T-29	KDXレジデンス神楽坂	シングル	890.93	840.30	94.3	34	32	30
		T-30	KDXレジデンス二子玉川	ファミリー	2,339.62	2,270.58	97.0	38	37	35
		T-31	KDXレジデンス駒沢公園	スモール・ファミリー	1,020.18	997.81	97.8	32	31	30
		T-32	KDXレジデンス三宿	シングル	1,103.82	999.27	90.5	39	35	35
		T-33	KDXレジデンス用賀	シングル	1,012.80	1,012.80	100.0	38	38	21
		T-34	KDXレジデンス下馬	シングル	829.05	740.26	89.3	29	26	26
		T-35	ラフィネ南馬込	シングル	2,408.56	2,408.56	100.0	56	56	1
		T-36	KDXレジデンス雪谷大塚	シングル	1,526.98	1,485.79	97.3	72	70	66

施設用途	地域	物件番号	物件名称	タイプ・ 分類 (注1)(注2)	賃貸可能 面積 (㎡) (注3)	賃貸面積 (㎡) (注4)	稼働率 (%) (注5)	賃貸可能 戸数 (戸) (注6)	賃貸戸数 (戸) (注7)	テナント の総数 (注8)
居住用 施設	東京 経済圏	T-37	KDXレジデンス田園調布	ファミリー	2,359.44	2,293.90	97.2	36	35	32
		T-38	KDXレジデンス多摩川	シングル	1,170.40	1,129.20	96.5	52	50	50
		T-39	KDXレジデンス門前仲町	シングル	1,171.41	1,125.01	96.0	49	47	46
		T-40	KDXレジデンス御徒町	シングル	1,329.79	1,329.79	100.0	51	51	25
		T-41	KDXレジデンス元浅草	スモール・ ファミリー	1,314.91	1,248.69	95.0	44	42	42
		T-42	KDXレジデンス板橋本町	シングル	1,127.58	1,082.99	96.0	46	44	43
		T-43	KDXレジデンス小豆沢	シングル	989.82	910.62	92.0	39	36	35
		T-44	KDXレジデンス東武練馬	シングル	931.82	888.12	95.3	37	35	34
		T-45	KDXレジデンス横浜関内	シングル	1,602.16	1,448.73	90.4	72	65	56
		T-46	KDXレジデンス宮前平	ファミリー	2,448.27	2,387.12	97.5	40	39	38
		T-47	KDXレジデンス町田	ファミリー	3,832.53	3,539.12	92.3	52	48	46
		T-48	KDXレジデンス錦糸町	ファミリー	2,024.81	1,961.15	96.9	33	32	32
		T-49	KDXレジデンス日本橋浜町	ファミリー	1,756.27	1,715.37	97.7	28	27	26
		T-50	KDXレジデンス日本橋人形町	シングル	877.14	877.14	100.0	27	27	26
		T-51	KDXレジデンス自由が丘	スモール・ ファミリー	1,637.00	1,452.35	88.7	48	42	42
		T-52	KDXレジデンス戸越	スモール・ ファミリー	4,591.76	4,378.59	95.4	144	135	132
		T-53	KDXレジデンス 品川シーサイド	シングル	3,314.75	2,901.18	87.5	127	111	103
		T-54	KDXレジデンス大島	シングル	2,372.67	2,291.59	96.6	117	113	58
		T-55	KDXレジデンス大山	スモール・ ファミリー	4,009.07	3,840.23	95.8	145	138	116
		T-56	KDXレジデンス半蔵門	ファミリー	4,854.23	4,610.96	95.0	85	81	79
		T-57	ピーサイト秋葉原	シングル	1,254.50	1,254.50	100.0	52	52	1
		T-58	KDXレジデンス神楽坂通	シングル	1,809.84	1,668.44	92.2	70	66	64
		T-59	KDXレジデンス千駄木	ファミリー	3,159.89	3,129.44	99.0	40	39	39
		T-60	KDXレジデンス成城	スモール・ ファミリー	2,198.56	2,079.44	94.6	38	36	34
		T-61	KDXレジデンス秋葉原	スモール・ ファミリー	1,929.61	1,929.61	100.0	32	32	32
		T-62	KDXレジデンス入谷	シングル	1,899.29	1,822.87	96.0	57	54	53
		T-63	KDXレジデンス立川	シングル	4,314.87	4,042.10	93.7	174	163	74
		T-64	KDXレジデンス鶴見	スモール・ ファミリー	3,499.84	3,389.42	96.8	59	57	51
		T-65	KDXレジデンス森下千歳	シングル	1,614.28	1,593.00	98.7	65	64	64
		T-66	KDXレジデンス赤坂	スモール・ ファミリー	1,180.71	1,014.73	85.9	28	24	24
		T-67	KDXレジデンス神田	スモール・ ファミリー	1,031.09	1,031.09	100.0	30	30	30
T-68	KDXレジデンス恵比寿	スモール・ ファミリー	2,659.66	2,285.19	85.9	65	56	56		
T-69	KDXレジデンス西馬込	シングル	1,297.27	1,231.46	94.9	47	45	38		
T-70	KDXレジデンス西麻布	スモール・ ファミリー	1,357.88	1,245.04	91.7	33	30	29		
T-71	KDXレジデンス麻布仙台坂	シングル	878.50	817.60	93.1	30	28	28		

施設用途	地域	物件番号	物件名称	タイプ・ 分類 (注1)(注2)	賃貸可能 面積 (㎡) (注3)	賃貸面積 (㎡) (注4)	稼働率 (%) (注5)	賃貸可能 戸数 (戸) (注6)	賃貸戸数 (戸) (注7)	テナント の総数 (注8)
居住用 施設	東京 経済圏	T-72	KDXレジデンス早稲田鶴巻	シングル	808.54	769.64	95.2	39	37	37
		T-73	KDXレジデンス文京湯島	シングル	939.89	895.89	95.3	38	36	36
		T-74	KDXレジデンス上石神井	シングル	1,032.18	989.54	95.9	47	45	44
		T-75	KDXレジデンス新大塚	シングル	872.00	872.00	100.0	40	40	1
		T-76	KDXレジデンス桜上水	シングル	1,227.16	1,058.51	86.3	43	37	36
		T-77	KDXレジデンス両国	シングル	1,190.53	1,139.28	95.7	36	34	29
		T-78	KDXレジデンス豊洲	シングル	6,811.38	6,811.38	100.0	242	242	2
		T-79	KDXレジデンス阿佐ヶ谷	スモール・ ファミリー	1,996.08	1,996.08	100.0	44	44	44
		T-80	KDXレジデンス日吉	ファミリー	6,131.93	6,131.93	100.0	92	92	80
		T-81	KDXレジデンス上北沢	スモール・ ファミリー	1,971.07	1,971.07	100.0	39	39	39
		T-82	KDXレジデンス上野毛	シングル	1,224.87	1,224.87	100.0	34	34	1
		T-83	KDXレジデンス東浅草	シングル	1,013.40	1,013.40	100.0	36	36	16
		T-84	KDXレジデンス西船橋	シングル	1,277.78	1,277.78	100.0	57	57	15
		T-85	KDXレジデンス幡ヶ谷	シングル	2,659.50	2,525.18	94.9	87	83	77
		T-86	KDXレジデンス阿佐ヶ谷	スモール・ ファミリー	957.67	867.85	90.6	32	29	29
		T-87	KDXレジデンス学芸大学	スモール・ ファミリー	820.01	646.04	78.8	23	18	18
		T-88	KDXレジデンス蒲田南	シングル	2,203.87	2,203.87	100.0	80	80	11
		T-89	KDXレジデンス吉祥寺	スモール・ ファミリー	665.39	500.80	75.3	21	17	17
		T-90	KDXレジデンス三鷹	スモール・ ファミリー	2,631.45	1,814.09	68.9	51	37	31
		T-91	KDXレジデンス中延	シングル	845.78	692.58	81.9	32	29	28
		T-92	KDXレジデンス市川	シングル	1,015.39	950.70	93.6	47	44	42
		T-93	KDXレジデンス八丁堀	ファミリー	2,821.15	250.23	8.9	46	5	5
		T-94	KDXレジデンス中板橋	シングル	1,972.49	50.51	2.6	78	2	2
		T-95	KDXレジデンス湘南台	シングル	2,723.20	2,511.36	92.2	104	96	62
		T-96	KDXレジデンス池袋ウエスト	シングル	2,274.70	306.80	13.5	89	12	9
		T-97	KDXレジデンス天王町	シングル	1,185.08	1,185.08	100.0	29	29	23
		T-98	KDXレジデンス川崎	シングル	1,179.11	0	0	57	0	0
		T-99	KDXレジデンス蒲田南	シングル	881.96	-	-	34	-	-
		T-100	KDXレジデンス上石神井	スモール・ ファミリー	3,988.06	0	0	114	0	0
		東京経済圏小計				-	205,660.07	184,313.02	89.6	5,756
地方 経済圏	R-2	KDX定禅寺通レジデンス	シングル	3,330.15	3,195.53	96.0	92	88	86	
	R-3	KDX泉レジデンス	ファミリー	2,798.20	2,658.29	95.0	40	38	36	
	R-4	KDX千早レジデンス	スモール・ ファミリー	2,936.40	2,659.76	90.6	92	84	77	
	R-5	KDX堺筋本町レジデンス	スモール・ ファミリー	6,385.70	5,805.53	90.9	160	144	142	
	R-7	KDX宝塚レジデンス	ファミリー	4,631.16	4,564.73	98.6	80	79	78	

施設用途	地域	物件番号	物件名称	タイプ・ 分類 (注1)(注2)	賃貸可能 面積 (㎡) (注3)	賃貸面積 (㎡) (注4)	稼働率 (%) (注5)	賃貸可能 戸数 (戸) (注6)	賃貸戸数 (戸) (注7)	テナント の総数 (注8)		
居住用 施設	地方 経済圏	R-8	KDX清水レジデンス	スモール・ ファミリー	6,255.16	6,186.65	98.9	148	146	140		
		R-9	KDXレジデンス大通公園	スモール・ ファミリー	2,762.76	2,585.66	93.6	78	73	66		
		R-10	KDXレジデンス菊水四条	スモール・ ファミリー	3,413.06	3,256.47	95.4	84	80	75		
		R-11	KDXレジデンス豊平公園	スモール・ ファミリー	2,253.81	2,117.90	94.0	65	61	61		
		R-13	KDXレジデンス一番町	スモール・ ファミリー	1,818.09	1,666.47	91.7	45	42	41		
		R-16	KDXレジデンス東桜I	スモール・ ファミリー	6,221.83	5,689.59	91.4	187	171	164		
		R-17	KDXレジデンス東桜II	スモール・ ファミリー	2,655.31	2,655.31	100.0	66	66	58		
		R-18	KDXレジデンス神宮前	スモール・ ファミリー	2,724.19	2,582.22	94.8	95	90	73		
	地方 経済圏	R-19	KDXレジデンス西大路	シングル	2,353.55	2,280.45	96.9	76	73	70		
		R-20	KDXレジデンス西院	シングル	1,094.81	1,049.10	95.8	49	47	47		
		R-21	KDXレジデンス難波	シングル	3,387.30	3,310.41	97.7	118	115	104		
		R-22	KDXレジデンス難波南	シングル	3,813.31	3,684.43	96.6	131	126	122		
		R-24	KDXレジデンス茨木I・II	ファミリー	4,701.87	4,625.13	98.4	61	60	49		
		R-25	KDXレジデンス豊中南	スモール・ ファミリー	2,024.50	2,024.50	100.0	70	70	67		
		R-26	KDXレジデンス守口	ファミリー	1,942.78	1,942.78	100.0	28	28	18		
		R-27	KDXレジデンス三宮	シングル	2,292.72	2,139.88	93.3	86	81	77		
		R-28	芦屋ロイヤルホームズ	ファミリー	3,999.01	3,323.68	83.1	21	18	17		
		R-29	KDXレジデンス舟入幸町	シングル	1,889.53	1,889.53	100.0	64	64	55		
		R-30	KDXレジデンス天神東II	スモール・ ファミリー	2,602.53	2,602.53	100.0	63	63	62		
		R-32	KDXレジデンス西公園	ファミリー	2,522.16	2,439.56	96.7	36	35	35		
		R-33	KDXレジデンス平尾浄水町	ファミリー	2,098.68	2,098.68	100.0	24	24	24		
		R-35	レオパレスFlat新栄	シングル	11,589.95	11,589.95	100.0	274	274	1		
		R-36	KDXレジデンス甲南山手	スモール・ ファミリー	1,923.22	1,923.22	100.0	55	55	53		
		R-37	KDXレジデンス本町橋	スモール・ ファミリー	6,511.88	6,027.79	92.6	134	126	122		
		R-38	KDXレジデンス南草津	シングル	5,735.96	5,561.52	97.0	170	164	105		
		R-39	KDXレジデンス 大濠ハーバービュータワー	スモール・ ファミリー	11,855.63	9,985.70	84.2	212	178	171		
		R-40	KDXレジデンス南三条	スモール・ ファミリー	5,269.39	4,749.41	90.1	114	103	99		
		R-41	セレニテ北久宝寺	シングル	2,277.14	2,139.45	94.0	85	80	77		
		R-42	セレニテ西宮本町	シングル	1,351.68	1,301.05	96.3	51	49	46		
		R-43	KDXレジデンス西新	スモール・ ファミリー	4,472.72	4,351.04	97.3	128	125	114		
		R-44	セレニテ神戸元町	シングル	3,787.85	3,595.00	94.9	138	131	104		
		R-45	KDXレジデンス夙川ヒルズ	ファミリー	17,575.39	17,136.07	97.5	239	233	207		
		R-46	KDXレジデンス仙台駅東	シングル	2,254.34	2,049.40	90.9	88	80	63		
		地方経済圏小計				-	157,513.72	149,444.37	94.9	3,747	3,564	3,006
		居住用施設合計				-	363,173.79	333,757.39	91.9	9,503	8,647	6,807



施設用途	地域	物件番号	物件名称	タイプ・ 分類 (注1)(注2)	賃貸可能 面積 (㎡) (注3)	賃貸面積 (㎡) (注4)	稼働率 (%) (注5)	賃貸可能 戸数 (戸) (注6)	賃貸戸数 (戸) (注7)	テナント の総数 (注8)	
ヘルス ケア 施設	東京 経済圏	H-1	イリーゼ蒲田・悠生苑	介護付有料 老人ホーム	2,086.40	2,086.40	100.0	-	-	1	
		H-2	ニチイホーム中野南台	介護付有料 老人ホーム	3,339.00	3,339.00	100.0	-	-	1	
		H-3	ジョイステージ八王子	介護付有料 老人ホーム	13,812.27	13,812.27	100.0	-	-	1	
		H-4	ゆいま～る聖ヶ丘	住宅型有料 老人ホーム	4,385.53	4,385.53	100.0	-	-	1	
		H-5	ニチイホームたまプラーザ	介護付有料 老人ホーム	8,208.65	8,208.65	100.0	-	-	1	
		H-21	プレザングラン 大田多摩川	介護付有料 老人ホーム	3,175.15	3,175.15	100.0	-	-	1	
	東京 経済圏	H-22	ツクイ・サンシャイン町田	介護付有料 老人ホーム	15,553.33	15,553.33	100.0	-	-	1	
		H-23	せらび恵比寿	介護付有料 老人ホーム	1,557.73	1,557.73	100.0	-	-	1	
	東京経済圏小計				-	52,118.06	52,118.06	100.0	-	-	8
	地方 経済圏	地方 都市 圏	H-6	天	介護付有料 老人ホーム	6,473.60	6,473.60	100.0	-	-	1
			H-7	イリーゼ西岡	住宅型有料 老人ホーム	3,140.27	3,140.27	100.0	-	-	1
			H-8	いざりえ恵庭ビル	介護付有料 老人ホーム	5,343.33	5,343.33	100.0	-	-	3
			H-9	さわやか桜式番館	介護付有料 老人ホーム	3,628.51	3,628.51	100.0	-	-	1
		大阪 圏	H-10	アクティバ琵琶	介護付有料 老人ホーム	39,649.84	39,649.84	100.0	-	-	1
			H-11	SOMPOケア ラヴィーレ神戸垂水	介護付有料 老人ホーム	4,493.35	4,493.35	100.0	-	-	1
			H-12	リハビリホームグランダ門戸 厄神	住宅型有料 老人ホーム	3,287.80	3,287.80	100.0	-	-	2
			H-13	エクセレント西宮	介護付有料 老人ホーム	2,685.48	2,685.48	100.0	-	-	1
			H-14	グランヒルズおがわらこ	サービ ス 付 き 高 齢 者 向 け 住 宅	4,180.28	4,180.28	100.0	-	-	1
		大阪 圏	H-15	エクセレント北野	住宅型有料 老人ホーム	1,339.58	1,339.58	100.0	-	-	1
			H-16	アネシス寺田町	介護老人 保健施設	7,856.64	7,856.64	100.0	-	-	1
			H-17	ロココリハ	介護老人 保健施設	3,860.29	3,860.29	100.0	-	-	1
			H-18	オラージュ須磨	介護老人 保健施設	5,995.74	5,995.74	100.0	-	-	1
	H-19		カネディアンヒル	介護老人 保健施設	3,731.26	3,731.26	100.0	-	-	1	
	H-20		アネシス兵庫	介護老人 保健施設	4,415.16	4,415.16	100.0	-	-	1	
	H-24		アルテ石屋川	介護付有料 老人ホーム	3,444.81	3,444.81	100.0	-	-	1	
	H-25		メディカルホームグランダ 苦楽園	介護付有料 老人ホーム	3,900.59	3,900.59	100.0	-	-	1	
H-26	リハビリホームグランダ神戸 北野		介護付有料 老人ホーム	2,725.53	2,725.53	100.0	-	-	1		
地方経済圏小計				-	110,152.06	110,152.06	100.0	-	-	21	
ヘルスケア施設合計				-	162,270.12	162,270.12	100.0	-	-	29	
宿泊 施設	東京 経済圏	A-1	ホテルリブマックス 東京大塚駅前	-	1,660.21	1,660.21	100.0	-	-	2	
		A-2	ホテルリブマックス 横浜駅西口	-	1,997.18	1,997.18	100.0	-	-	1	
	東京経済圏小計				-	3,657.39	3,657.39	100.0	-	3	

施設用途	地域	物件番号	物件名称	タイプ・分類 (注1)(注2)	賃貸可能面積 (㎡) (注3)	賃貸面積 (㎡) (注4)	稼働率 (%) (注5)	賃貸可能戸数 (戸) (注6)	賃貸戸数 (戸) (注7)	テナントの総数 (注8)
宿泊施設合計				-	3,657.39	3,657.39	100.0	-	-	3
合計(注9)				-	529,101.30	499,684.90	94.4	9,503	8,647	6,839

なお、新規売却物件のタイプ分類、賃貸可能面積、賃貸面積、稼働率、賃貸可能戸数、賃貸戸数及びテナントの総数は、以下のとおりです。

施設用途	地域	物件番号	物件名称	タイプ・分類 (注1)(注2)	賃貸可能面積 (㎡) (注3)	賃貸面積 (㎡) (注4)	稼働率 (%) (注5)	賃貸可能戸数 (戸) (注6)	賃貸戸数 (戸) (注7)	テナントの総数 (注8)
居住用施設	東京経済圏	T-23	KDXレジデンス千駄ヶ谷	スモール・ファミリー	748.96	748.96	100.0	16	16	16

(注1)「タイプ」には、居住用施設については当該取得済資産又は当該取得予定資産における主たる住戸が以下に記載のシングルタイプ、スモール・ファミリータイプ又はファミリータイプのいずれに該当するかの別を記載しています。ただし、T-99については、本書の日付現在建築中であり、建物が竣工していないため、「タイプ」は、本書の日付現在の予定であり、今後変更される可能性があります。

シングルタイプ (主として単身世帯を対象とする住宅)	スモール・ファミリータイプ (主として夫婦世帯及び乳幼児等がいる家族世帯を対象とする住宅)	ファミリータイプ (主として3人以上の家族世帯を対象とする住宅)
主たる住戸の1戸当たり専有面積が18㎡以上30㎡未満であり、かつ、賃貸可能戸数が1棟当たり20戸以上であるもの。	主たる住戸の1戸当たり専有面積が30㎡以上60㎡未満であり、かつ、賃貸可能戸数が1棟当たり15戸以上であるもの。	主たる住戸の1戸当たり専有面積が60㎡以上であり、かつ、賃貸可能戸数が1棟当たり5戸以上であるもの。

(注2)「分類」には、前記「(2) 個別信託不動産の概要」に記載の分類を記載しています。

(注3)「賃貸可能面積」には、2020年11月末日現在における、各取得済資産又は各取得予定資産に係る建物の賃貸が可能な床面積(各取得済資産又は各取得予定資産に関して複数の建物が存在する場合には、各建物の賃貸が可能な床面積の合計)又は敷地面積であり、賃貸借契約書に表示されているもの(2020年11月末日現在において、稼働していない床面積については、直前に当該床面積が稼働していた時点での賃貸借契約における契約賃貸面積、若しくは建物竣工等を基に算出した面積)を記載しています。ただし、T-99については、本書の日付現在建築中であり、建物が竣工していないため、「賃貸可能面積」は、本書の日付現在の予定であり、今後変更される可能性があります。

(注4)「賃貸面積」には、2020年11月末日現在における、実際にエンドテナントとの間で賃貸借契約が締結され、賃貸が行われている部分について、賃貸借契約書に表示された面積を記載しています。なお、本書の日付現在建物が未竣工の場合には、「-」と記載しています。また、本投資法人は、ヘルスケア施設については、原則として本投資法人がマスターリース(マスターリース契約における賃借人)としてオペレーターに対する賃貸人となることによって、オペレーターとのコミュニケーションを円滑に進めるとともに、モニタリングの実効性を確保する方針です。そのため、本投資法人は本書の日付現在において保有するすべてのヘルスケア施設及び取得予定資産であるヘルスケア施設について、信託受託者との間で、各物件に係る信託契約の満了日と同一の日を契約満了日とするマスターリース契約を締結し、又は信託受託者がかかるマスターリース契約上の地位を承継する予定です。なお、当該マスターリース契約上、契約更改の方法については定めはありませんが、対象となる物件に係る信託契約の期間が延長された場合には、マスターリース契約の期間も同様に延長される旨の定めがあります。また、当該マスターリース契約は、いわゆるパススルー型の賃貸借契約であり、2020年11月末日現在、取得済資産のヘルスケア施設についてテナントとの間で締結されている有効な賃貸借契約に基づく当該マスターリース上の賃貸面積は155,644.00㎡、敷金・保証金は0円となっています。

(注5)「稼働率」は、「賃貸面積」÷「賃貸可能面積」×100の式によります。なお、本書の日付現在建物が未竣工の場合には、「-」と記載しています。「稼働率」の各「小計」及び「合計」欄には、ポートフォリオ全体(ただし、未竣工物件及び新規売却物件を除きます。)の稼働率を記載しています。

(注6)「賃貸可能戸数」には、2020年11月末日現在における、賃貸が可能な戸数(店舗等がある場合には、店舗数等を含みます。)を記載しています。ただし、T-99は、本書の日付現在建築中であり、建物が竣工していないため、「賃貸可能戸数」は、本書の日付現在の予定であり、今後変更される可能性があります。

(注7)居住用施設の「賃貸戸数」には、2020年11月末日現在における、実際にエンドテナントとの間で賃貸借契約が締結され、エンドテナントに対して賃貸している戸数(店舗等がある場合には、店舗等を含みます。)を記載しています。なお、本書の日付現在建物が未竣工の場合には、「-」と記載しています。

(注8)居住用施設の「テナントの総数」には、2020年11月末日現在における、エンドテナントについて記載しており、1テナントが特定の取得済資産又は取得予定資産において、複数の貸室(トランクルーム、駐車場、駐輪場は含みません。)を賃借している場合には、これを当該取得済資産又は当該取得予定資産について1テナントと数え、複数の取得済資産及び取得予定資産を賃借している場合には、別のテナントとして数えてテナント数を記載しています。なお、本書の日付現在建物が未竣工の場合には、「-」と記載しています。ヘルスケア施設及び宿泊施設の「テナントの総数」は、2020年11月末日現在有効な各取得済資産又は取得予定資産に係る各賃貸借契約に表示された各物件の賃貸借契約上のテナント数の合計を記載しています。なお、2020年11月末日現在、保有するすべての宿泊施設について、本投資法人がマスターリース契約を締結しており、当該マスターリース契約における契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金の定めは、居住用施設におけるマスターリース契約と同様です。

(注9)本投資法人が保有する物件(新規売却物件を除きます。)について、主要な不動産の物件(一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が総賃料収入の合計の10%以上を占めるものをいいます。)は存在しません。また、本投資法人の保有物件についてはいずれも担保は設定されていません。

## 鑑定評価書・建物状況評価報告書及び地震リスク診断報告書の概要

物件 番号	物件名称	鑑定評価書 (注1)								建物状況評価 報告書 (注2)(注3)		地震リスク 診断 報告書
		鑑 定 評 価 機 関	鑑 定 評 価 額 (百 万 円)	NOI (百 万 円)	直接還元法		DCF法			委 託 調 査 会 社	修 繕 費 (千 円)	PML値 (%) (注4)
					収 益 価 格 (百 万 円)	直 接 還 元 利 回 り (%)	収 益 価 格 (百 万 円)	割 引 率 (%)	最 終 還 元 利 回 り (%)			
T-1	KDX代官山レジデンス	F	6,580	257	6,690	3.7	6,460	3.5	3.9	H	174,710	6.02
T-3	KDX大伝馬レジデンス	F	2,290	93	2,330	3.8	2,250	3.6	4.0	H	88,120	3.34
T-4	KDX岩本町レジデンス	F	1,060	43	1,080	3.8	1,040	3.6	4.0	H	51,910	7.16
T-5	KDX文京千石レジデンス	F	1,920	79	1,950	3.8	1,880	3.6	4.0	H	88,860	2.49
T-6	KDX吾妻橋レジデンス	F	948	39	963	3.9	932	3.7	4.1	T	26,071	6.66
T-7	KDX志村坂上レジデンス	F	3,600	162	3,650	4.2	3,550	4.0	4.4	H	166,710	2.81
T-9	コスモハイム元住吉(注6)	F	2,350	114	2,380	4.4	2,320	4.2	4.6	D	158,319	5.40
T-10	KDX武蔵中原レジデンス	F	759	37	768	4.5	749	4.3	4.7	H	58,730	5.34
T-11	KDX千葉中央レジデンス	D	1,830	90	1,840	4.7	1,820	4.5	4.9	T	78,584	6.23
T-12	KDX川口幸町レジデンス	F	1,500	72	1,520	4.4	1,480	4.2	4.6	H	102,530	7.26
T-13	KDXレジデンス白金I	F	3,700	150	3,760	3.8	3,640	3.6	4.0	H	144,930	2.68
T-15	KDXレジデンス白金II	F	3,690	146	3,750	3.7	3,620	3.5	3.9	H	135,390	7.40
T-16	KDXレジデンス南青山	F	2,580	103	2,630	3.8	2,530	3.6	4.0	H	69,510	5.97
T-17	KDXレジデンス南麻布	F	2,790	111	2,840	3.7	2,740	3.5	3.9	H	114,450	5.88
T-18	KDXレジデンス芝公園	F	2,450	98	2,480	3.7	2,410	3.5	3.9	H	121,760	11.38
T-19	KDXレジデンス麻布イースト	F	2,120	86	2,150	3.8	2,090	3.6	4.0	T	75,109	6.71
T-20	KDXレジデンス高輪	F	1,090	42	1,100	3.7	1,070	3.5	3.9	T	30,480	7.61
T-21	KDXレジデンス西原	F	1,940	82	1,970	3.9	1,910	3.7	4.1	H	95,040	9.76
T-22	KDXレジデンス代官山II	F	1,030	42	1,040	3.9	1,010	3.7	4.1	D	41,075	6.40
T-24	KDXレジデンス日本橋水天宮	D	4,090	172	4,190	4.0	4,050	3.8	4.2	D	112,545	5.27
T-25	KDXレジデンス日本橋箱崎	D	1,460	62	1,480	4.0	1,450	3.8	4.2	D	54,041	6.62
T-26	KDXレジデンス東新宿	F	4,230	175	4,300	3.8	4,160	3.6	4.0	H	213,090	2.31
T-27	KDXレジデンス四谷	F	2,990	120	3,030	3.9	2,940	3.7	4.1	T	42,028	5.46
T-28	KDXレジデンス西新宿	F	1,430	57	1,460	3.8	1,400	3.6	4.0	T	44,651	6.20
T-29	KDXレジデンス神楽坂	F	972	38	988	3.8	956	3.6	4.0	T	24,867	6.18
T-30	KDXレジデンス二子玉川	F	1,520	67	1,540	4.0	1,490	3.8	4.2	T	105,060	3.87
T-31	KDXレジデンス駒沢公園	F	1,170	46	1,190	3.8	1,140	3.6	4.0	T	31,147	6.00
T-32	KDXレジデンス三宿	F	985	40	1,000	3.8	970	3.6	4.0	H	48,010	11.02
T-33	KDXレジデンス用賀	F	915	38	930	3.9	900	3.7	4.1	D	45,699	7.01
T-34	KDXレジデンス下馬	F	787	32	800	3.9	774	3.7	4.1	T	23,645	8.54
T-35	ラフィネ南馬込	F	1,460	74	1,470	4.7	1,440	4.5	4.9	H	104,990	7.00
T-36	KDXレジデンス雪谷大塚	F	1,370	60	1,390	4.1	1,350	3.9	4.3	D	58,973	7.55
T-37	KDXレジデンス田園調布	D	1,300	59	1,320	4.3	1,290	4.1	4.5	D	51,194	8.66
T-38	KDXレジデンス多摩川	F	977	44	991	4.2	963	4.0	4.4	T	42,135	4.82
T-39	KDXレジデンス門前仲町	F	1,040	43	1,050	3.9	1,020	3.7	4.1	D	48,300	6.05
T-40	KDXレジデンス御徒町	F	1,100	47	1,120	4.0	1,080	3.8	4.2	D	49,678	7.58
T-41	KDXレジデンス元浅草	F	1,040	46	1,050	4.0	1,020	3.8	4.2	H	69,210	8.04
T-42	KDXレジデンス板橋本町	F	790	34	800	4.2	780	4.0	4.4	T	22,453	4.18
T-43	KDXレジデンス小豆沢	F	666	29	674	4.2	657	4.0	4.4	T	27,622	4.42
T-44	KDXレジデンス東武練馬	F	538	25	545	4.3	531	4.1	4.5	T	34,650	6.14

物件 番号	物件名称	鑑定評価書 (注1)								建物状況評価 報告書 (注2)(注3)		地震リスク 診断 報告書
		鑑定 評価 機関	鑑定 評価額 (百万 円)	NOI (百万 円)	直接還元法		DCF法			委 託 調 査 会 社	修 繕 費 (千 円)	PML値 (%) (注4)
					収益価格 (百万円)	直接 還元 利回り (%)	収益価格 (百万円)	割引率 (%)	最終 還元 利回り (%)			
T-45	KDXレジデンス横浜関内	F	1,010	49	1,020	4.4	992	4.2	4.6	H	84,910	5.78
T-46	KDXレジデンス宮前平	F	1,170	56	1,180	4.3	1,150	4.1	4.5	T	92,813	6.23
T-47	KDXレジデンス町田	F	2,120	93	2,150	4.1	2,090	3.9	4.3	D	87,851	8.01
T-48	KDXレジデンス錦糸町	F	1,700	70	1,720	3.9	1,670	3.7	4.1	T	61,515	3.97
T-49	KDXレジデンス日本橋浜町	F	1,350	55	1,370	3.9	1,330	3.7	4.1	D	40,215	3.96
T-50	KDXレジデンス日本橋人形町	F	681	29	691	4.0	670	3.8	4.2	H	39,060	3.72
T-51	KDXレジデンス自由が丘	F	1,620	64	1,650	3.7	1,590	3.5	3.9	H	61,550	10.68
T-52	KDXレジデンス戸越	F	4,830	200	4,910	3.9	4,750	3.7	4.1	T	147,641	13.13
T-53	KDXレジデンス品川シーサイド	F	3,340	139	3,390	3.9	3,280	3.7	4.1	T	124,589	3.81
T-54	KDXレジデンス大島	F	2,490	105	2,530	4.0	2,450	3.8	4.2	T	71,084	4.08
T-55	KDXレジデンス大山	F	3,350	148	3,390	4.2	3,300	4.0	4.4	T	108,080	3.05
T-56	KDXレジデンス半蔵門	F	5,800	233	5,840	3.9	5,760	3.6	4.0	T	96,346	5.15
T-57	ピーサイト秋葉原	F	1,050	45	1,060	4.0	1,030	3.8	4.2	D	44,883	4.29
T-58	KDXレジデンス神楽坂通	F	2,020	79	2,050	3.6	1,990	3.4	3.8	H	90,180	1.87
T-59	KDXレジデンス千駄木	F	2,550	106	2,590	3.9	2,500	3.7	4.1	H	95,460	6.13
T-60	KDXレジデンス成城	F	1,710	69	1,730	3.9	1,680	3.7	4.1	H	36,090	12.11
T-61	KDXレジデンス秋葉原	F	1,620	65	1,640	3.9	1,590	3.7	4.1	T	27,475	6.23
T-62	KDXレジデンス入谷	F	1,450	61	1,470	4.1	1,430	3.9	4.3	T	24,976	7.83
T-63	KDXレジデンス立川	F	3,720	158	3,770	4.1	3,660	3.9	4.3	T	69,210	2.40
T-64	KDXレジデンス鶴見	F	1,540	78	1,560	4.7	1,520	4.5	4.9	T	91,428	8.39
T-65	KDXレジデンス森下千歳	M	1,350	57	1,370	3.9	1,320	3.7	4.1	H	75,260	7.92
T-66	KDXレジデンス赤坂	F	1,830	65	1,860	3.5	1,790	3.3	3.7	T	10,108	5.88
T-67	KDXレジデンス神田	F	1,160	44	1,170	3.7	1,140	3.5	3.9	T	14,274	2.41
T-68	KDXレジデンス恵比寿	F	4,470	161	4,560	3.5	4,380	3.3	3.7	T	17,121	6.18
T-69	KDXレジデンス西馬込	F	1,310	52	1,330	3.9	1,280	3.7	4.1	H	19,130	3.87
T-70	KDXレジデンス西麻布	F	1,750	65	1,780	3.6	1,720	3.4	3.8	H	53,080	7.34
T-71	KDXレジデンス麻布仙台坂	F	1,150	43	1,170	3.6	1,130	3.4	3.8	H	50,350	5.44
T-72	KDXレジデンス早稲田鶴巻	F	871	34	886	3.8	856	3.6	4.0	H	43,650	3.86
T-73	KDXレジデンス文京湯島	F	986	39	1,000	3.8	971	3.6	4.0	H	46,470	4.81
T-74	KDXレジデンス上石神井	F	838	36	849	4.2	826	4.0	4.4	H	52,410	11.79
T-75	KDXレジデンス新大塚	F	1,020	41	1,030	3.9	1,000	3.7	4.1	H	20,980	4.48
T-76	KDXレジデンス桜上水	F	1,200	47	1,220	3.8	1,180	3.6	4.0	H	13,450	5.41
T-77	KDXレジデンス両国	F	1,200	47	1,220	3.8	1,180	3.6	4.0	H	19,220	3.40
T-78	KDXレジデンス豊洲	T	7,790	322	7,980	4.0	7,710	4.2	(1~4 年度) 4.2 (5~11 年度) 4.1	H	76,180	3.89
T-79	KDXレジデンス阿佐ヶ谷	F	2,230	89	2,270	3.8	2,180	3.6	4.0	H	64,870	10.11
T-80	KDXレジデンス日吉	F	2,740	131	2,750	4.5	2,720	4.2	4.6	H	141,070	3.26
T-81	KDXレジデンス上北沢	F	1,420	65	1,430	4.3	1,410	4.0	4.4	H	70,950	5.06

物件 番号	物件名称	鑑定評価書 (注1)								建物状況評価 報告書 (注2)(注3)		地震リスク 診断 報告書
		鑑定 評価 機関	鑑定 評価額 (百万 円)	NOI (百万 円)	直接還元法		DCF法			委託 調査 会社	修繕費 (千円)	PML値 (%) (注4)
					収益価格 (百万円)	直接 還元 利回り (%)	収益価格 (百万円)	割引率 (%)	最終 還元 利回り (%)			
T-82	KDXレジデンス上野毛	F	1,260	50	1,270	3.9	1,240	3.6	4.0	D	12,422	7.75
T-83	KDXレジデンス東浅草	F	749	32	761	4.0	736	3.8	4.2	D	28,986	3.86
T-84	KDXレジデンス西船橋	F	1,050	49	1,060	4.5	1,030	4.3	4.7	D	28,787	7.83
T-85	KDXレジデンス幡ヶ谷	F	2,730	115	2,750	4.0	2,700	3.7	4.1	D	85,843	3.23
T-86	KDXレジデンス阿佐ヶ谷	F	983	42	991	4.2	974	3.9	4.3	D	23,871	9.92
T-87	KDXレジデンス学芸大学	T	828	34	863	3.8	813	3.9	4.0	D	24,342	7.42
T-88	KDXレジデンス蒲田南	F	2,100	85	2,120	4.0	2,070	3.8	4.2	D	18,708	3.48
T-89	KDXレジデンス吉祥寺	T	650	27	665	4.1	644	4.2	4.3	D	7,148	7.62
T-90	KDXレジデンス三鷹	F	2,810	120	2,840	4.2	2,770	3.9	4.3	D	22,152	3.69
T-91	KDXレジデンス中延	T	901	38	928	4.0	889	4.1	4.2	D	25,367	6.53
T-92	KDXレジデンス市川	D	908	39	930	4.1	899	3.9	4.3	D	22,374	7.55
T-93	KDXレジデンス八丁堀	T	3,530	141	3,670	3.8	3,470	3.9	4.0	D	26,328	8.08
T-94	KDXレジデンス中板橋	F	1,840	76	1,880	4.0	1,800	3.8	4.2	D	15,974	5.21
T-95	KDXレジデンス湘南台	D	1,610	76	1,640	4.4	1,590	4.2	4.6	D	83,477	6.98
T-96	KDXレジデンス池袋ウエスト	D	2,450	97	2,530	3.8	2,420	3.6	4.0	D	16,906	3.52
T-97	KDXレジデンス天王町	D	907	38	928	4.1	898	3.9	4.3	D	6,247	4.99
T-98	KDXレジデンス川崎	D	982	42	1,000	4.2	974	3.7	4.3	D	9,687	7.94
T-99	KDXレジデンス蒲田南	F	854	33	871	3.8	836	3.6	4.0	D	8,337	3.80
T-100	KDXレジデンス上石神井	T	3,250	136	3,360	4.0	3,200	4.1	4.2	D	30,934	5.92
小計		-	183,885	7,715	186,852	-	181,040	-	-	-	5,858,095	-
R-2	KDX定禅寺通レジデンス	D	1,340	73	1,350	4.9	1,330	4.7	5.1	H	124,430	1.93
R-3	KDX泉レジデンス	F	1,420	67	1,440	4.4	1,400	4.2	4.6	H	67,070	6.41
R-4	KDX千早レジデンス	F	1,430	71	1,450	4.5	1,410	4.3	4.7	H	105,930	6.31
R-5	KDX堺筋本町レジデンス	F	3,570	165	3,610	4.3	3,520	4.1	4.5	T	165,358	3.33
R-7	KDX宝塚レジデンス	F	1,970	93	1,990	4.4	1,940	4.2	4.6	T	102,616	7.55
R-8	KDX清水レジデンス	F	2,030	104	2,050	4.6	2,000	4.4	4.8	H	183,460	1.59
R-9	KDXレジデンス大通公園	F	998	50	1,010	4.7	986	4.5	4.9	D	54,573	1.04
R-10	KDXレジデンス菊水四条	F	1,050	56	1,060	4.9	1,030	4.7	5.1	D	76,194	0.71
R-11	KDXレジデンス豊平公園	F	560	31	564	5.0	555	4.8	5.2	D	50,020	0.96
R-13	KDXレジデンス一番町	D	721	37	726	4.9	719	4.7	5.1	D	42,526	2.20
R-16	KDXレジデンス東桜I	F	2,530	126	2,560	4.4	2,490	4.2	4.6	H	230,750	0.84
R-17	KDXレジデンス東桜II	F	1,040	52	1,050	4.4	1,030	4.2	4.6	H	99,110	5.94
R-18	KDXレジデンス神宮前	F	1,040	56	1,050	4.7	1,030	4.5	4.9	H	105,470	12.78
R-19	KDXレジデンス西大路	D	939	47	946	4.6	936	4.4	4.8	D	65,443	3.85
R-20	KDXレジデンス西院	D	513	26	518	4.7	511	4.5	4.9	D	39,114	4.25
R-21	KDXレジデンス難波	F	1,700	86	1,710	4.6	1,680	4.4	4.8	H	129,270	8.53
R-22	KDXレジデンス難波南	F	1,600	82	1,620	4.6	1,580	4.4	4.8	H	138,500	13.81
R-24	KDXレジデンス茨木I・II (注7)	F	1,439	80	1,453	4.8	1,424	4.6	5.0	H	191,230	2.47
R-25	KDXレジデンス豊中南	F	877	45	887	4.8	867	4.6	5.0	T	52,941	4.48
R-26	KDXレジデンス守口	F	681	35	687	4.7	674	4.5	4.9	T	49,710	8.41
R-27	KDXレジデンス三宮	F	1,230	60	1,240	4.3	1,210	4.1	4.5	H	119,100	4.57

物件 番号	物件名称	鑑定評価書 (注1)								建物状況評価 報告書 (注2)(注3)		地震リスク 診断 報告書
		鑑 定 評 価 機 関	鑑 定 評 価 額 (百 万 円)	NOI (百 万 円)	直接還元法		DCF法			委 託 調 査 会 社	修 繕 費 (千 円)	PML値 (%) (注4)
					収 益 価 格 (百 万 円)	直 接 還 元 利 回 り (%)	収 益 価 格 (百 万 円)	割 引 率 (%)	最 終 還 元 利 回 り (%)			
R-28	芦屋ロイヤルホームズ	F	1,940	89	1,970	4.2	1,910	4.0	4.4	H	124,210	4.16
R-29	KDXレジデンス舟入幸町	F	716	40	721	5.3	711	5.1	5.5	T	47,878	4.84
R-30	KDXレジデンス天神東II	F	895	45	906	4.6	884	4.4	4.8	D	68,091	0.94
R-32	KDXレジデンス西公園	F	895	45	904	4.6	886	4.4	4.8	D	61,039	1.97
R-33	KDXレジデンス平尾浄水町	F	933	43	945	4.4	921	4.2	4.6	D	40,168	1.76
R-35	レオパレスFlat新栄	M	4,590	209	4,670	4.3	4,510	4.2	4.5	T	155,911	10.46
R-36	KDXレジデンス甲南山手	F	1,160	51	1,170	4.3	1,140	4.1	4.5	T	25,215	3.09
R-37	KDXレジデンス本町橋	F	3,700	165	3,740	4.3	3,650	4.1	4.5	T	90,781	8.48
R-38	KDXレジデンス南草津	D	2,450	138	2,460	5.3	2,450	5.1	5.5	H	142,780	5.33
R-39	KDXレジデンス大濠 ハーバービュートワー	D	5,220	254	5,320	4.6	5,180	4.4	4.8	T	149,983	0.80
R-40	KDXレジデンス南三条	F	1,700	84	1,710	4.7	1,680	4.5	4.9	T	66,239	0.02
R-41	セレニテ北久宝寺	M	1,670	68	1,690	4.0	1,640	3.8	4.2	T	19,069	5.73
R-42	セレニテ西宮本町	T	748	36	760	4.7	743	4.8	4.9	T	10,095	4.46
R-43	KDXレジデンス西新	T	1,730	85	1,750	4.6	1,720	4.7	4.8	H	93,690	0.85
R-44	セレニテ神戸元町	T	2,600	121	2,620	4.5	2,590	4.6	4.7	H	55,780	6.79
R-45	KDXレジデンス夙川ヒルズ	D	7,320	347	7,420	4.4	7,270	4.2	4.6	D	401,086	2.28
R-46	KDXレジデンス仙台駅東	F	1,410	66	1,430	4.6	1,390	4.4	4.8	D	13,056	1.67
小計			68,355	3,345	69,157	-	67,597	-	-	-	3,757,886	-
H-1	イリーゼ蒲田・悠生苑	D	1,120	56	1,150	4.7	1,110	4.5	4.9	T	35,765	8.41
H-2	ニチイホーム中野南台	D	1,780	89	1,800	4.4	1,770	4.2	4.6	T	38,031	7.17
H-3	ジョイステージ八王子	T	3,760	212	3,780	5.2	3,750	(1~10 年度) 5.1 (11年 度以 降) 5.3	5.4	TK	178,390	9.70
H-4	ゆいま～る聖ヶ丘(注7)	F	1,120	60	1,130	5.0	1,110	4.8	5.2	E	62,028	6.30
H-5	ニチイホームたまプラーザ	D	2,940	161	2,970	5.1	2,920	4.9	5.3	H	74,780	11.46
H-6	天	T	2,670	167	2,690	6.0	2,650	6.1	6.2	TK	88,190	0.34
H-7	イリーゼ西岡	F	859	47	866	5.3	849	5.1	5.5	E	26,370	0.64
H-8	いざりえ恵庭ビル	F	1,740	102	1,750	5.9	1,720	5.7	6.1	TK	1,130	1.38
H-9	さわやか桜式番館	D	993	59	1,000	5.6	988	5.4	5.8	TK	32,400	2.61
H-10	アクティバ琵琶(注7)	T	6,590	428	6,570	5.7	6,560	5.8	5.9	E	627,090	2.38
H-11	SOMPOケア ラヴィーレ神戸垂水	T	2,110	106	2,130	4.9	2,100	(1~10 年度) 4.9 (11年 度以 降) 5.0	5.1	TK	37,430	1.54
H-12	リハビリホームグランダム 戸厄神(注8)	F	1,260	64	1,280	4.9	1,240	4.6	5.1	T	16,431	1.92
H-13	エクセレント西宮	T	976	50	982	5.0	972	(1~10 年度) 5.0 (11年 度以 降) 5.1	5.2	T	29,003	2.33

物件 番号	物件名称	鑑定評価書 (注1)							建物状況評価 報告書 (注2)(注3)		地震リスク 診断 報告書	
		鑑 定 評 価 機 関	鑑 定 評 価 額 (百 万 円)	NOI (百 万 円)	直接還元法		DCF法			委 託 調 査 会 社	修 繕 費 (千 円)	PML値 (%) (注4)
					収 益 価 格 (百 万 円)	直 接 還 元 利 回 り (%)	収 益 価 格 (百 万 円)	割 引 率 (%)	最 終 還 元 利 回 り (%)			
H-14	グランヒルズおがわらこ	T	1,380	103	1,390	7.2	1,380	(1~4 年度) 7.1 (5~9 年度) 7.2 (10年 度以 降) 7.3	7.4	TK	76,400	3.14
H-15	エクセレント北野	T	782	37	790	4.7	776	(1~10 年度) 4.7 (11年 度以 降) 4.8	4.9	H	8,040	2.75
H-16	アネシス寺田町	D	3,640	189	3,680	5.0	3,610	4.8	5.2	E	131,820	5.62
H-17	ロココリハ	D	2,170	113	2,200	5.1	2,160	4.9	5.3	E	47,680	2.76
H-18	オラージュ須磨	T	2,830	155	2,840	5.2	2,800	(1~6 年度) 5.0 (7~10 年度) 5.1 (11年 度以 降) 5.2	5.4	E	125,400	2.65
H-19	カネディアンヒル	T	1,870	95	1,890	4.7	1,860	(1~6 年度) 4.6 (7~10 年度) 4.7 (11年 度以 降) 4.8	4.9	E	101,650	3.39
H-20	アネシス兵庫	T	1,440	76	1,450	4.8	1,430	(1~6 年度) 4.7 (7~10 年度) 4.8 (11年 度以 降) 4.9	5.0	E	111,070	3.34

物件 番号	物件名称	鑑定評価書 (注1)							建物状況評価 報告書 (注2)(注3)		地震リスク 診断 報告書	
		鑑 定 評 価 機 関	鑑 定 評 価 額 (百 万 円)	NOI (百 万 円)	直接還元法		DCF法			委 託 調 査 会 社	修 繕 費 (千 円)	PML値 (%) (注4)
					収 益 価 格 (百 万 円)	直 接 還 元 利 回 り (%)	収 益 価 格 (百 万 円)	割 引 率 (%)	最 終 還 元 利 回 り (%)			
H-21	プレザングラン 大田多摩川	F	3,190	131	3,240	4.0	3,130	3.8	4.2	E	39,667	5.13
H-22	ツクイ・サンシャイン町田 (注7)	F	7,070	314	7,160	4.3	6,960	4.1	4.5	E	166,720	7.32
H-23	せらび恵比寿	M	1,700	71	1,730	4.0	1,670	3.8	4.2	H	44,670	7.29
H-24	アルテ石屋川	T	1,390	81	1,430	5.4	1,410	(1~7 年度) 5.1 (8~10 年度) 5.2 (11年 度以 降) 5.2	5.2	E	71,230	2.73
H-25	メディカルホーム グランダ苦楽園	T	2,780	129	2,800	4.6	2,770	(1~10 年度) 4.6 (11年 度以 降) 4.7	4.8	D	20,346	3.11
H-26	リハビリホーム グランダ神戸北野	F	1,800	85	1,820	4.6	1,780	4.4	4.8	D	45,021	2.59
小計		-	59,960	3,190	60,518	-	59,475	-	-	-	2,236,752	-
A-1	ホテルリブマックス 東京大塚駅前	T	2,380	99	2,430	4.1	2,360	(1~3 年度) 4.0 (4~8 年度) 4.1 (9年 度以 降) 4.2	4.3	D	11,707	2.92
A-2	ホテルリブマックス 横浜駅西口	T	2,610	109	2,650	4.1	2,590	(1~3 年度) 4.0 (4~8 年度) 4.1 (9年 度以 降) 4.2	4.3	D	20,583	5.31
小計		-	4,990	209	5,080	-	4,950	-	-	-	32,290	-
合計(注5)		-	317,190	14,460	321,607	-	313,062	-	-	-	11,885,023	2.05



なお、新規売却物件の鑑定評価書、建物状況評価報告書及び地震リスク診断報告書の概要は、以下のとおりです。

物件番号	物件名称	鑑定評価書 (注1)								建物状況評価 報告書 (注2)(注3)	地震リスク 診断 報告書	
		鑑定 評価 機関	鑑定 評価額 (百万 円)	NOI (百万 円)	直接還元法		DCF法			委 託 調 査 会 社	修繕費 (千円)	PML値 (%) (注4)
					収益価格 (百万円)	直接 還元 利回り (%)	収益価格 (百万円)	割引率 (%)	最終 還元 利回り (%)			
T-23	KDXレジデンス千駄ヶ谷	F	870	36	884	3.9	855	3.7	4.1	T	28,666	6.25

(注1) 鑑定評価書については、本資産運用会社からの依頼により、不動産の鑑定評価に関する法律及び不動産鑑定評価基準に基づき、一般財団法人日本不動産研究所(記号「F」)、大和不動産鑑定株式会社(記号「D」)、JLL森井鑑定株式会社(記号「M」)又は株式会社谷澤総合鑑定所(記号「T」)が取得済資産又は取得予定資産の鑑定評価を行い、作成した各不動産鑑定評価書の概要を記載しています。また、鑑定評価額、NOI及び収益価格は、百万円未満を切り捨てて記載しています。ただし、当該不動産鑑定評価書の内容については、価格時点(T-1~8、T-10~91及びR-2~46は2020年7月31日、T-92及びT-94は2020年8月1日、T-93は2020年9月10日、T-9、T-95及びH-12は2020年10月1日、T-96は2020年12月31日、T-97、T-99、T-100及びH-26は2020年12月1日、T-98は2021年1月1日、H-1~11及びH-13~24は2020年7月31日、H-25は2020年11月30日、A-1及びA-2は2020年7月31日)における評価者の判断と意見であり、その内容の妥当性、正確性及び当該鑑定評価額での取引可能性等を保証するものではありません。

(注2) 建物状況評価報告書については、本資産運用会社からの委託により、株式会社ハイ国際コンサルタント(記号「H」)、大和不動産鑑定株式会社(記号「D」)、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社(記号「T」)、株式会社東京建築検査機構(記号「TK」)、SOMPORリスクマネジメント株式会社(記号「S」)又は株式会社ERIソリューション(記号「E」)が、取得済資産又は取得予定資産に関する建物劣化診断調査、短期・長期修繕計画の策定、建築基準法等の法令遵守状況調査、建物有害物質含有調査、土壌環境調査等の建物状況評価を実施し、取得済資産のうち、R-35及びR-36については2014年9月付、T-58からT-60まで及びR-38については2014年11月付、T-56、T-61からT-64まで、R-37及びR-39については2014年12月付、T-65については2015年5月付、T-66からT-67まで及びR-40からR-41までについては2015年9月付、T-68については2015年10月付、T-70からT-74までについては2016年4月付、T-75及びT-77については2016年6月付、T-69については2016年7月付、T-76及びR-42については2016年9月付、R-43については2017年4月付、T-1からT-7まで、T-10からT-12まで、T-78及びR-2からR-8までについては2017年7月付、T-79からT-80まで及びR-44からR-45までについては2018年6月、H-1からH-14までについては2015年5月付、H-15については2018年4月付、H-16からH-20までについては2018年6月付、H-21については2018年9月付、T-81からT-83まで及びH-23からH-24までについては2018年12月付、H-22については2018年12月付及び2019年1月付、T-13からT-15まで、T-17、T-19、T-21からT-23まで、T-30、T-32からT-33まで、T-37からT-38まで、T-40からT-41まで、T-44からT-47まで、R-13からR-22まで及びR-29については2019年1月付、T-16、T-18、T-20、T-24からT-29まで、T-31、T-34からT-36まで、T-39、T-42からT-43まで、R-9からR-11まで、R-24からR-28まで、R-30及びR-32からR-33までについては2019年7月付、T-84からT-86まで及びR-46については2019年9月付、T-87及びT-91については2019年12月付、T-48からT-55まで及びA-1からA-2までについては2020年1月付、T-88については2020年2月付、T-89については2020年3月付、T-90については2020年6月付、T-57については2020年7月付、T-92及びT-94については2020年8月付、T-93については2020年9月付、T-9及びT-95については2020年10月付、T-96からT-100までについては2021年1月付、H-25及びH-26については2021年1月付で作成した建物状況評価報告書の概要を記載しています。ただし、当該建物状況評価報告書の内容については、一定時点における建物状況評価報告書作成者の判断と意見に過ぎず、その内容の正確性について保証するものではありません。

(注3) 「修繕費」には、建物状況評価報告書に記載された、建物状況評価報告書の基準日から起算して12年間に必要とされる修繕費見積額の合計を記載しています。これらの見積額は建物状況評価報告書日付現在のものであり、本書の日付現在のものではありません。また、今後の修繕費を算出する上で、物価上昇率及び消費税は考慮されていません。なお、T-99は、本書の日付現在建築中であり、建物が竣工していないため、建物が竣工後、本投資法人による取得時までに大和不動産鑑定株式会社による再調査を実施する予定です。そのため、建物竣工後の当該調査により、かかるT-99の修繕費は、変更になる場合があります。

(注4) 「PML値」は、SOMPORリスクマネジメント株式会社が作成したポートフォリオ地震PML評価報告書(レベル2)(2021年1月)に基づき記載しています。

(注5) PML値については、新規売却物件を除く取得済資産及び取得予定資産の合計162物件のポートフォリオPML値(2.05%)を記載しています。

(注6) 2020年11月2日付で、本投資法人は、本物件に係る借地権付建物を337百万円で追加取得しており、鑑定評価額、NOI、収益価格及び修繕費は、いずれも、本物件全体に関する数値を記載しています。

(注7) 対象不動産は、2棟又は3棟の建物から成り、鑑定評価額、NOI、収益価格及び修繕費は、いずれも、2棟又は3棟の合計の数値を記載しています。

(注8) 2020年11月2日付で、本投資法人は、本物件に係る借地権の対象の土地の一部(430.00㎡)を63百万円で追加取得しており、鑑定評価額、NOI、収益価格及び修繕費は、いずれも、本物件全体に関する数値を記載しています。

## 設計者・施工者・建築確認機関・調査機関等

取得済資産及び取得予定資産に係る設計者・施工者・建築確認機関・調査機関等は、以下のとおりです。なお、本投資法人は、資産を取得する際のデュー・ディリジェンスの一環として、改正建築基準法の施行より前に建築された物件については構造設計関連書類(構造計算書、構造図面等)の故意の改ざん又は偽造の有無等の調査を行っており、その結果問題ないことを確認しています。

物件番号	物件名称	設計者 (注1)	施工者 (注1)	建築確認機関 (注1)	調査機関 又は 構造計算適合性判定者
T-1	KDX代官山レジデンス	清水建設株式会社	清水建設株式会社	日本イーアールアイ株式会社	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-3	KDX大伝馬レジデンス	株式会社長谷建築設計事務所	西松建設株式会社	ビューローベリタスジャパン株式会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
T-4	KDX岩本町レジデンス	旭化成設計株式会社	佐伯建設工業株式会社	株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-5	KDX文京千石レジデンス	株式会社長谷建築設計事務所	西武建設株式会社	株式会社都市居住評価センター	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-6	KDX吾妻橋レジデンス	高橋英二建築設計事務所	株式会社Human21	日本建築検査協会株式会社	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-7	KDX志村坂上レジデンス	株式会社新井組	株式会社新井組	株式会社国際確認検査センター	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-9	コスモハイム元住吉	株式会社雨宮建築設計事務所	株式会社フジタ	神奈川県川崎市	大和不動産鑑定株式会社
T-10	KDX武蔵中原レジデンス	株式会社平安設計	戸田建設株式会社	神奈川県川崎市	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-11	KDX千葉中央レジデンス	株式会社建築設計アーキフォルム	松井建設株式会社	日本建築検査協会株式会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
T-12	KDX川口幸町レジデンス	株式会社スタイルックス	株式会社本間組	株式会社国際確認検査センター	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-13	KDXレジデンス白金I	株式会社安宅設計	株式会社熊谷組	日本イーアールアイ株式会社	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-15	KDXレジデンス白金II	清水建設株式会社	清水建設株式会社	株式会社東京建築検査機構	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-16	KDXレジデンス南青山	清水建設株式会社	清水建設株式会社	株式会社東京建築検査機構	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-17	KDXレジデンス南麻布	東急建設株式会社	東急建設株式会社	財団法人日本建築センター	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-18	KDXレジデンス芝公園	株式会社間組	株式会社間組	イーホームズ株式会社	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-19	KDXレジデンス麻布イースト	株式会社アルカディア建築設計事務所	オリエンタル建設株式会社	東京都港区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
T-20	KDXレジデンス高輪	株式会社ヒロ・デザイン・オフィス	村本建設株式会社	株式会社都市居住評価センター	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-21	KDXレジデンス西原	東急建設株式会社	東急建設株式会社	日本ERI株式会社	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-22	KDXレジデンス代官山II	株式会社設計工房アーキマン	勝村建設株式会社	東京都渋谷区	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-24	KDXレジデンス日本橋水天宮	株式会社一級建築士事務所アルテ・ワン	五洋建設株式会社	東京都中央区	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-25	KDXレジデンス日本橋箱崎	有限会社空間企画研究所	馬淵建設株式会社	東京都中央区	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-26	KDXレジデンス東新宿	有限会社アイデアプランニング	みらい建設工業株式会社	イーハウス建築センター株式会社	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-27	KDXレジデンス四谷	株式会社グローバルエンヴァイロメントシンクタンク	東海興業株式会社	株式会社東京建築検査機構	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
T-28	KDXレジデンス西新宿	株式会社吉田正志建築設計室	風越建設株式会社	イーホームズ株式会社	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-29	KDXレジデンス神楽坂	イングレス株式会社	株式会社合田工務店	イーハウス建築センター株式会社	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-30	KDXレジデンス二子玉川	株式会社スピリッツ・オフィス	大豊建設株式会社	東京都世田谷区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
T-31	KDXレジデンス駒沢公園	清水建設株式会社	清水建設株式会社	株式会社東京建築検査機構	株式会社ハイ国際コンサルタント

物件番号	物件名称	設計者 (注1)	施工者 (注1)	建築確認機関 (注1)	調査機関 又は 構造計算適合性判定者
T-32	KDXレジデンス三宿	株式会社スタジオ建築計画	株式会社合田工務店	株式会社国際確認検査センター	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-33	KDXレジデンス用賀	株式会社グローバン企画	馬淵建設株式会社	ビューローベリタスジャパン株式会社	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-34	KDXレジデンス下馬	有限会社イズム建築計画	株式会社片山組	イーホームズ株式会社	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-35	ラフィネ南馬込	株式会社諒建築設計事務所	日産建設株式会社	東京都大田区	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-36	KDXレジデンス雪谷大塚	有限会社福家設計事務所	株式会社藤木工務店	ビューローベリタスジャパン株式会社	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-37	KDXレジデンス田園調布	株式会社フジタ	株式会社フジタ	東京都	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-38	KDXレジデンス多摩川	株式会社IAO竹田設計	松井建設株式会社	東京都大田区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
T-39	KDXレジデンス門前仲町	株式会社野村設計	株式会社JAL建設	日本ERI株式会社	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-40	KDXレジデンス御徒町	株式会社建築設計アーキフォルム	松井建設株式会社	日本ERI株式会社	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-41	KDXレジデンス元浅草	株式会社石橋組	株式会社石橋組	イーホームズ株式会社	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-42	KDXレジデンス板橋本町	株式会社エスポワール	新日本建設株式会社	株式会社東京建築検査機構	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-43	KDXレジデンス小豆沢	株式会社石黒設計	野村建設工業株式会社、株式会社福子工務店	ビューローベリタスジャパン株式会社	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-44	KDXレジデンス東武練馬	有限会社森田中山建築設計事務所	株式会社コバ建設	東京都練馬区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
T-45	KDXレジデンス横浜関内	株式会社スーパービジョン	株式会社浅沼組	日本ERI株式会社	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-46	KDXレジデンス宮前平	株式会社スピリッツ・オフィス	株式会社熊谷組	神奈川県川崎市	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
T-47	KDXレジデンス町田	株式会社NEOデザイン	株式会社イチケン	日本ERI株式会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
T-48	KDXレジデンス錦糸町	株式会社丸洋	南海辰村建設株式会社	財団法人住宅金融普及協会	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
T-49	KDXレジデンス日本橋浜町	ネス・プラン株式会社	株式会社片山組	東京都中央区	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-50	KDXレジデンス日本橋人形町	株式会社グローバルエンヴァイロメントシンクタンク	住友建設株式会社	東京都中央区	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-51	KDXレジデンス自由が丘	株式会社空間システム研究所	株式会社ピーエス三菱	株式会社都市居住評価センター	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-52	KDXレジデンス戸越	旭化成設計株式会社	北野建設株式会社	東京都品川区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
T-53	KDXレジデンス品川シーサイド	株式会社エムエーシー建築事務所	多田建設株式会社	イーハウス建築センター株式会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
T-54	KDXレジデンス大島	有限会社キメラ	多田建設株式会社	東京都江東区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
T-55	KDXレジデンス大山	株式会社エフ・アイ・オウアソシエイツ	南海辰村建設株式会社	株式会社都市居住評価センター	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
T-56	KDXレジデンス半蔵門	株式会社スルガコーポレーション	株式会社スルガコーポレーション	イーホームズ株式会社	株式会社アセツツアルアンドディー
T-57	ピーサイト秋葉原	有限会社アトリエルナ一級建築士事務所	石橋建設工業株式会社	株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構	株式会社ハイ国際コンサルタント
T-58	KDXレジデンス神楽坂通	株式会社フォルム建築計画研究所	松井建設株式会社	株式会社都市居住評価センター	株式会社ハイ国際コンサルタント

物件番号	物件名称	設計者 (注1)	施工者 (注1)	建築確認機関 (注1)	調査機関 又は 構造計算適合性判定者
T-59	KDXレジデンス千駄木	株式会社現代建築研究所	藤木工務店・住友建設・ 佐藤秀建設共同企業体	東京都文京区	株式会社ハイ国際 コンサルタント
T-60	KDXレジデンス成城	株式会社ライフコート	馬淵建設株式会社	有限責任中間法人 日本住宅性能評価機構	株式会社ハイ国際 コンサルタント
T-61	KDXレジデンス秋葉原	株式会社プロス・G 一級建築士事務所	井上工業株式会社	日本ERI株式会社	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
T-62	KDXレジデンス入谷	株式会社都志デザイン	安藤建設株式会社	株式会社都市居住評価 センター	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
T-63	KDXレジデンス立川	株式会社未来図建設 一級建築士事務所	株式会社未来図建設	株式会社都市居住評価 センター	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
T-64	KDXレジデンス鶴見	株式会社アイ・エヌ・ エー新建築研究所	白石建設株式会社	神奈川県横浜市	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
T-65	KDXレジデンス森下千歳	株式会社タイセイ建築 研究所	株式会社植木組	日本建築検査協会 株式会社	株式会社ハイ国際 コンサルタント
T-66	KDXレジデンス赤坂	株式会社木下昌大建築 設計事務所	北野建設株式会社	ビューローベリタス ジャパン株式会社	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
T-67	KDXレジデンス神田	株式会社IAO竹田設計	栗本建設工業株式会社	株式会社都市居住評価 センター	- (注2)
T-68	KDXレジデンス恵比寿	株式会社IAO竹田設計	北野建設株式会社	一般財団法人日本建築 センター	- (注2)
T-69	KDXレジデンス西馬込	Nデザイン 一級建築士事務所	株式会社未来図建設	日本ERI株式会社	株式会社ハイ国際 コンサルタント
T-70	KDXレジデンス西麻布	株式会社デザイン・ ファクトリー 一級建築士事務所	三井住友建設株式会社 東京建築支店	財団法人日本建築 設備・昇降機センター	株式会社ハイ国際 コンサルタント
T-71	KDXレジデンス 麻布仙台坂	有限会社現代工房 建築設計事務所	株式会社ピーエス三菱 東京建築支店	ビューローベリタス ジャパン株式会社 財団法人 東京都防災・建築 まちづくりセンター	株式会社ハイ国際 コンサルタント
T-72	KDXレジデンス 早稲田鶴巻	株式会社 PLAN DO SEE 一級建築士事務所	株式会社植木組 東京支店	株式会社グッド・ アイズ建築検査機構	株式会社ハイ国際 コンサルタント
T-73	KDXレジデンス文京湯島	株式会社グローバル コーポレーション	佐伯建設工業株式会社 東京支店	イーホームズ株式会社	株式会社ハイ国際 コンサルタント
T-74	KDXレジデンス上石神井	株式会社いしばし設計	三平建設株式会社	財団法人 東京都防災・建築 まちづくりセンター	株式会社ハイ国際 コンサルタント
T-75	KDXレジデンス新大塚	株式会社フリークス	株式会社小川建設	富士建築センター 株式会社	- (注2)
T-76	KDXレジデンス桜上水	株式会社 礎一級建築士事務所	新日本建設株式会社	一般財団法人 住宅金融普及協会	- (注2)
T-77	KDXレジデンス両国	株式会社 礎一級建築士事務所	株式会社合田工務店	日本ERI株式会社	- (注2)
T-78	KDXレジデンス豊洲	株式会社イクス・アーク 都市設計	住協建設株式会社 東京本店	日本建築検査協会 株式会社	- (注2)
T-79	KDXレジデンス阿佐ヶ 谷	株式会社環境設計連合 一級建築士事務所	不動建設株式会社	東京都杉並区	株式会社ハイ国際 コンサルタント
T-80	KDXレジデンス日吉	株式会社松村組 株式会社九段建築 事務所	株式会社松村組	神奈川県横浜市	株式会社ハイ国際 コンサルタント
T-81	KDXレジデンス上北沢	株式会社広瀬建築設計 事務所	株式会社ナカノコーポ レーション	東京都世田谷区	株式会社ハイ国際 コンサルタント
T-82	KDXレジデンス上野毛	大和ハウス工業 株式会社	大和ハウス工業株式会社	株式会社確認サービ ス	- (注2)
T-83	KDXレジデンス東浅草	株式会社カイ設計	住協建設株式会社	日本建築検査協会 株式会社	大和不動産鑑定 株式会社
T-84	KDXレジデンス西船橋	株式会社デザイン・ ファクトリー 一級建築士事務所	京成建設株式会社	財団法人日本建築 設備・昇降機センター	大和不動産鑑定 株式会社

物件番号	物件名称	設計者 (注1)	施工者 (注1)	建築確認機関 (注1)	調査機関 又は 構造計算適合性判定者
T-85	KDXレジデンス幡ヶ谷	浅井謙建築研究所 株式会社	前田・住友建設 共同企業体	東京都渋谷区	大和不動産鑑定 株式会社
T-86	KDXレジデンス 阿佐ヶ谷	株式会社リビング コーポレーション	株式会社中山組 東京支店	東京都杉並区	大和不動産鑑定 株式会社
T-87	KDXレジデンス学芸大学	株式会社ヒューマン・ ハウジング	株式会社福田組	東京都目黒区	大和不動産鑑定 株式会社
T-88	KDXレジデンス蒲田南	株式会社グローバン企画	住協建設株式会社	ユーディーアイ確認検査株 式会社	大和不動産鑑定 株式会社
T-89	KDXレジデンス吉祥寺	株式会社 アトリエプラス・ワン 一級建築士事務所	徳倉建設株式会社	日本建物評価機構 株式会社	大和不動産鑑定 株式会社
T-90	KDXレジデンス三鷹	株式会社イクス・アーク 都市設計一級建築士 事務所	多田建設株式会社	ハウスプラス確認検査 株式会社	- (注2)
T-91	KDXレジデンス中延	一級建築士事務所 株式会社千葉設計	醍醐建設株式会社	東京都品川区	大和不動産鑑定 株式会社
T-92	KDXレジデンス市川	株式会社リンクス・ビル ド 一級建築士事務所	株式会社リンクス・ビル ド	ユーディーアイ確認検査株 式会社	- (注2)
T-93	KDXレジデンス八丁堀	株式会社西尾建築設計 一級建築士事務所	株式会社三木組	シー・アイ建築認証機構株 式会社	- (注2)
T-94	KDXレジデンス中板橋	共立建設株式会社 一級建築士事務所	共立建設株式会社	ユーディーアイ確認検査株 式会社	- (注2)
T-95	KDXレジデンス湘南台	株式会社 M.C.A 設計 一級建築士事務所	安藤建設株式会社	イーホームズ株式会社	大和不動産鑑定 株式会社
T-96	KDXレジデンス池袋 ウエスト	株式会社インヴァランス 一級建築士事務所	株式会社松村組	ユーディーアイ確認検査株 式会社	- (注2)
T-97	KDXレジデンス天王町	大和ハウス工業株式会社 横浜支社流通一級建築士 事務所	大和ハウス工業株式会社	ユーディーアイ確認検査株 式会社	- (注2)
T-98	KDXレジデンス川崎	株式会社都市みらい総合 計画研究所一級建築士事 務所	住協建設株式会社	一般財団法人住宅金融普及 協会	- (注2)
T-99	KDXレジデンス蒲田南	株式会社グローバン企画 一級建築士事務所	住協建設株式会社	日本タリアセン株式会社	大和不動産鑑定 株式会社
T-100	KDXレジデンス上石神井	一級建築士事務所株式会 社陣設計	大成ユーレック株式会社	ハウスプラス確認検査株式 会社	- (注2)
R-2	KDX定禅寺通レジデンス	杉山組建築設計事務所	株式会社杉山組	財団法人宮城県建築住宅セ ンター	株式会社ハイ国際 コンサルタント
R-3	KDX泉レジデンス	株式会社岸設計	株式会社守谷商会	ビューローベリタス ジャパン株式会社	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
R-4	KDX千早レジデンス	ISO設計株式会社	大井建設株式会社	愛知県名古屋市	株式会社ハイ国際 コンサルタント
R-5	KDX堺筋本町レジデンス	株式会社京阪都市設計	岩出建設株式会社	株式会社I PEC	株式会社ハイ国際 コンサルタント
R-7	KDX宝塚レジデンス	株式会社蔵建築設計 事務所	佐藤工業株式会社	株式会社国際確認検査 センター	株式会社ハイ国際 コンサルタント
R-8	KDX清水レジデンス	株式会社さとうベネック	株式会社奥村組・ 株式会社さとうベネック	日本ERI株式会社	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
R-9	KDXレジデンス大通公園	有限会社プレゼンス	久未弘信建設株式会社	日本ERI株式会社	株式会社ハイ国際 コンサルタント
R-10	KDXレジデンス菊水四条	株式会社アイ・エー・ シー	青木あすなる建設 株式会社	日本ERI株式会社	株式会社ハイ国際 コンサルタント
R-11	KDXレジデンス豊平公園	有限会社プレゼンス	久未弘信建設株式会社	日本ERI株式会社	株式会社ハイ国際 コンサルタント
R-13	KDXレジデンス一番町	杉山組建築設計事務所	株式会社杉山組	財団法人宮城県建築住宅セ ンター	株式会社ハイ国際 コンサルタント
R-16	KDXレジデンス東桜I	ISO設計株式会社	佐藤工業株式会社	株式会社確認サービ ス	株式会社ハイ国際 コンサルタント
R-17	KDXレジデンス東桜II	株式会社ケイプラン	佐藤工業株式会社	株式会社確認サービ ス	株式会社ハイ国際 コンサルタント
R-18	KDXレジデンス神宮前	株式会社澤田建築事務所	大井建設株式会社	ビューローベリタス ジャパン株式会社	株式会社ハイ国際 コンサルタント

物件番号	物件名称	設計者 (注1)	施工者 (注1)	建築確認機関 (注1)	調査機関 又は 構造計算適合性判定者
R-19	KDXレジデンス西大路	株式会社京阪都市設計	株式会社長村組	株式会社I PEC	株式会社ハイ国際 コンサルタント
R-20	KDXレジデンス西院	株式会社京阪都市設計	株式会社長村組	株式会社I PEC	株式会社ハイ国際 コンサルタント
R-21	KDXレジデンス難波	株式会社ナカノフドー 建設	株式会社ナカノフドー 建設	株式会社国際確認検査 センター	株式会社ハイ国際 コンサルタント
R-22	KDXレジデンス難波南	株式会社奥村組	株式会社奥村組	財団法人日本建築総合 試験所	株式会社ハイ国際 コンサルタント
R-24	KDXレジデンス茨木I・ II	I 株式会社間組 II ハザマサービス 株式会社、株式会社間組	I 株式会社間組 II 株式会社掛谷工務店	大阪府茨木市	株式会社ハイ国際 コンサルタント
R-25	KDXレジデンス豊中南	株式会社生原建築事務所	スナダ建設株式会社	株式会社日本確認検査 センター	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
R-26	KDXレジデンス守口	株式会社楡建築企画設計	栗本建設工業株式会社	株式会社国際確認検査 センター	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
R-27	KDXレジデンス三宮	株式会社空間計画研究所	フジ工務店株式会社	建築検査機構株式会社	株式会社ハイ国際 コンサルタント
R-28	芦屋ロイヤルホームズ	株式会社竹中工務店	株式会社竹中工務店・ 株式会社イチケン・ 株式会社永瀬建設工業	兵庫県	株式会社ハイ国際 コンサルタント
R-29	KDXレジデンス舟入幸町	株式会社真野設計	松本建設株式会社	ハウスプラス中国住宅 保証株式会社	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
R-30	KDXレジデンス天神東II	大山設計事務所	株式会社森本組	日本ERI株式会社	株式会社ハイ国際 コンサルタント
R-32	KDXレジデンス西公園	株式会社マサキ設計 事務所	株式会社銭高組	日本ERI株式会社	株式会社ハイ国際 コンサルタント
R-33	KDXレジデンス 平尾浄水町	有限会社福永博建築 研究所	松井建設株式会社	日本ERI株式会社	株式会社ハイ国際 コンサルタント
R-35	レオパレスFlat新栄	有限会社 アルキネット・デザイン 一級建築士事務所	三井住友建設株式会社	財団法人日本建築 センター	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
R-36	KDXレジデンス甲南山手	有限会社畑田建築計画所	株式会社鶴崎高橋組	日本テストング株式会社	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
R-37	KDXレジデンス本町橋	株式会社ワイズデザイン 建築設計室	株式会社鍛冶田工務店	建築検査機構株式会社	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
R-38	KDXレジデンス南草津	アーキネット京都1級 建築士事務所	松井建設株式会社	株式会社I PEC	株式会社ハイ国際 コンサルタント
R-39	KDXレジデンス大濠 ハーバービュートワー	小野設計株式会社 一級建築士事務所 株式会社 ピーエス三菱九州支店 一級建築士事務所 株式会社構造計画研究所	ピーエス三菱・吉川・ 内藤建設工事共同企業体	日本ERI株式会社	- (注3)
R-40	KDXレジデンス南三条	株式会社エヌ・エイ・ ディー	株式会社オオサワ建設	株式会社国際確認検査 センター	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社
R-41	セレニテ北久宝寺	スナダ建設株式会社	スナダ建設株式会社	株式会社日本確認検査 センター	- (注2)
R-42	セレニテ西宮本町	スナダ建設株式会社	スナダ建設株式会社	株式会社国際確認検査 センター	- (注2)
R-43	KDXレジデンス西新	株式会社三浦紀之 建築工房	日本国土開発株式会社 九州支店	福岡県福岡市	株式会社ハイ国際 コンサルタント
R-44	セレニテ神戸元町	スナダ建設株式会社	スナダ建設株式会社	株式会社国際確認検査 センター	- (注2)
R-45	KDXレジデンス 夙川ヒルズ	積水ハウス株式会社	積水ハウス株式会社	兵庫県西宮市	大和不動産鑑定 株式会社
R-46	KDXレジデンス仙台駅東	株式会社八重樫工務店 一級建築士事務所	株式会社八重樫工務店	ビューローベリタス ジャパン株式会社	- (注2)

物件番号	物件名称	設計者 (注1)	施工者 (注1)	建築確認機関 (注1)	調査機関 又は 構造計算適合性判定者
H-1	イリーゼ蒲田・悠生苑	株式会社宮川憲司 建築事務所	株式会社浅沼組	株式会社国際確認 検査センター	東京海上日動リスク コンサルティング株式会 社
H-2	ニチイホーム中野南台	(新築時) 三井建設 一級建築士事務所 (改築時) 小田急建設株式会社 一級建築士事務所	(新築時) 三井建設株式会社 東京建築支店 (改築時) 小田急建設株式会社	東京都中野区	東京海上日動リスク コンサルティング株式会 社
H-3	ジョイステージ八王子	日本メディカルケア システム株式会社	株式会社松村組東京本店	東京都八王子市	株式会社東京建築検査 機構
H-4	ゆいま～る聖ヶ丘	大和ハウス工業 株式会社 関東地区中高層技術 センター 一級建築士事務所	大和ハウス工業 株式会社 東京支社	アウェイ建築評価 ネット株式会社	- (注2)
H-5	ニチイホーム たまブラーザ	株式会社熊谷組 一級建築士事務所	株式会社熊谷組横浜支店	神奈川県川崎市	株式会社ハイ国際 コンサルタント
H-6	天	株式会社西澤建築設計 事務所	大木建設株式会社 札幌支店	日本ERI株式会社	株式会社東京建築検査 機構
H-7	イリーゼ西岡	アルファコート株式会社	アルファコート株式会社	株式会社札幌工業検査	-
H-8	いざりえ恵庭ビル	アルファコート株式会社	岩田地崎・玉川・恵庭・ 郷土共同企業体 (代表: 岩田地崎建設 株式会社)	日本ERI株式会社	- (注2)
H-9	さわやか桜式番館	大和ハウス工業 株式会社 秋田支店建築一級建築士 事務所	大和ハウス工業株式会 社 秋田支店	日本ERI株式会社	- (注2)
H-10	アクティバ琵琶	(ケアレジデンス棟) 株式会社ラカンデザイン 研究所 (ケアセンター棟) ニッケンビルト 株式会社 (レジデンス棟1～6号棟) 株式会社環匠社 (レジデンス棟7～8号 棟) 株式会社間組一級建築士 事務所	(ケアレジデンス棟) 株式会社鴻池組 大阪本店 (ケアセンター棟) 株式会社浅川組 大阪支店 (レジデンス棟1～6号棟) 間組・加賀田組 共同企業体 (レジデンス棟7～8号棟) 株式会社間組大阪支店	(ケアレジデンス棟) 株式会社確認検査機構 アネックス (ケアセンター棟) 滋賀県大津市 (レジデンス棟1～6号棟) 滋賀県大津市 (レジデンス棟7～8号棟) 滋賀県大津市	(ケアレジデンス棟) 株式会社ERI ソリューション (ケアセンター棟) 株式会社あぼろ建築舎 (レジデンス棟) 株式会社あぼろ建築舎
H-11	SOMPOケア ラヴィーレ神戸垂水	地域にねざす設計舎 TAPROOT	株木建設株式会社 大阪支店	日本ERI株式会社	- (注2)
H-12	リハビリホームグラン ダ門戸厄神	株式会社NAK 建築事務所	大和ハウス工業株式会 社 神戸支社	日本ERI株式会社	- (注2)
H-13	エクセレント西宮	創共設計	スナダ建設株式会社	株式会社兵庫確認検査 機構	- (注2)
H-14	グランヒルズおがわら こ	株式会社石川設計	熊谷・小又建設工事 共同企業体	十和田県土整備事務所	株式会社東京建築検査 機構
H-15	エクセレント北野	株式会社 高橋 建築事務所	スナダ建設株式会社	株式会社阪確サポート	- (注2)
H-16	アネシス寺田町	株式会社グローバル 建築設計事務所	株式会社小滝工務店	株式会社近畿建築確認 検査機構	- (注2)
H-17	ロココリハ	三本矢創合設計	大豊建設株式会社 大阪支店	建築検査機構株式会社	- (注2)
H-18	オラージュ須磨	三本矢創合設計	株式会社柄谷工務店	株式会社兵庫確認検査 機構	- (注2)

物件番号	物件名称	設計者 (注1)	施工者 (注1)	建築確認機関 (注1)	調査機関 又は 構造計算適合性判定者
H-19	カネディアンヒル	株式会社日建設計	株式会社竹中工務店 神戸支店	日本 TESTING 株式会社(建築物)、 財団法人神戸市防災 安全公社(昇降機)	株式会社ERI ソリューション
H-20	アネシス兵庫	株式会社日建設計大阪 オフィス一級建築士 事務所	鹿島建設株式会社 関西支店	一般財団法人神戸市防災安 全公社	株式会社ERI ソリューション
H-21	プレザングラン 大田多摩川	株式会社井上穰 建築デザイン研究所	鉄建建設株式会社 東京支店	日本ERI株式会社	- (注2)
H-22	ツクイ・サンシャイン 町田	株式会社LAU公共施設 研究所	株式会社間組 東京建築支店	ハウスプラス確認検査 株式会社	- (注2)
H-23	せらび恵比寿	株式会社高齢者生活環境 研究所	大成建設株式会社 東京支店	財団法人東京都防災・ 建築まちづくりセンター	株式会社ハイ国際 コンサルタント
H-24	アルテ石屋川	三本矢創合設計	大成建設株式会社 関西支店	建築検査機構株式会社	株式会社あぼる建築舎
H-25	メディカルホーム グランダ苦楽園	株式会社ライフデザイン 研究所一級建築士事務所	岩田地崎建設株式会社	一般財団法人日本建築セン ター	- (注2)
H-26	リハビリホーム グランダ神戸北野	株式会社NAK建築事務所一 級建築士事務所	大和ハウス工業株式会社	日本ERI株式会社	- (注2)
A-1	ホテルリブマックス 東京大塚駅前	株式会社イクス・アーク 都市設計一級建築士 事務所	奈良建設株式会社	株式会社グッド・アイズ 建築検査機構	- (注2)
A-2	ホテルリブマックス 横浜駅西口	松寿設計 コンサルティング 一級建築士事務所	日本建設株式会社	株式会社国際確認検査 センター	- (注2)

なお、新規売却物件に係る設計者・施工者・建築確認機関・調査機関等は、以下のとおりです。

物件番号	物件名称	設計者 (注1)	施工者 (注1)	建築確認機関 (注1)	調査機関 又は 構造計算適合性判定者
T-23	KDXレジデンス千駄ヶ谷	ケネディクス・デベロッ PMENT株式会社	志真建設株式会社	ハウスプラス住宅保証 株式会社	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社

(注1) 「設計者」、「施工者」及び「建築確認機関」の各欄に記載の名称については、各物件の竣工時又は検査済証取得時にかかる当時の名称等を記載しています。ただし、T-99については、本書の日付現在建築中であり、建物が竣工していないため、かかるT-99の「建築確認機関」は、確認済証記載の建築確認機関を記載しています。

(注2) 2007年6月に施行された建築基準法の改正に基づき指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定を受けています。

(注3) R-39については、日本ERI株式会社が旧建築基準法施行令第36条第4項の認定に関する性能評価を行っています。



## 主要なテナントの概要

2020年11月末日現在において、取得済資産（新規売却物件を除きます。）及び取得予定資産における主要なテナント（全賃貸面積の10%以上を占めるテナントをいいます。）は、以下のとおりです。

テナント名	業種	物件番号	物件名	賃貸面積 (㎡)	年間賃料 (千円) (注1)	敷金等 (千円) (注2)	契約満了予定日 (注3)
株式会社長谷工 ライブネット	不動産 管理業	T-9	コスモハイム元住吉	4,426.91	132,600	28,535	2021年11月1日
		T-12	KDX川口幸町レジデンス	2,407.67	91,622	9,681	2022年1月31日
		T-22	KDXレジデンス代官山II	814.30	39,132	6,787	2021年8月6日
		T-26	KDXレジデンス東新宿	4,266.48	207,990	19,811	2021年8月6日
		T-29	KDXレジデンス神楽坂	840.30	45,192	5,548	2021年8月6日
		T-33	KDXレジデンス用賀	1,012.80	44,004	6,311	2021年8月6日
		T-36	KDXレジデンス雪谷大塚	1,485.79	75,000	8,124	2021年8月6日
		T-38	KDXレジデンス多摩川	1,129.20	53,124	5,858	2021年8月6日
		T-42	KDXレジデンス板橋本町	1,082.99	46,020	4,634	2021年8月6日
		T-47	KDXレジデンス町田	3,539.12	111,012	19,226	2021年8月6日
		T-54	KDXレジデンス大島	2,291.59	121,296	9,889	2021年8月6日
		T-55	KDXレジデンス大山	3,840.23	169,332	20,239	2021年8月6日
		T-59	KDXレジデンス千駄木	3,129.44	124,222	30,242	2022年2月4日
		T-62	KDXレジデンス入谷	1,822.87	73,416	8,962	2022年2月4日
		T-63	KDXレジデンス立川	4,042.10	174,792	15,139	2022年2月4日
		T-85	KDXレジデンス幡ヶ谷	2,525.18	114,660	13,605	2022年2月4日
		T-88	KDXレジデンス蒲田南	2,203.87	99,926	8,868	2022年3月1日
		T-90	KDXレジデンス三鷹	1,814.09	96,914	6,247	2021年6月29日
		T-99	KDXレジデンス蒲田南（注4）	-	-	-	2022年5月5日
R-2	KDX定禅寺通レジデンス	3,195.53	92,292	8,371	2021年10月31日		
R-7	KDX宝塚レジデンス	4,564.73	112,308	9,050	2022年4月30日		

テナント名	業種	物件番号	物件名	賃貸面積 (㎡)	年間賃料 (千円) (注1)	敷金等 (千円) (注2)	契約満了予定日 (注3)
		R-8	KDX清水レジデンス	6,186.65	135,264	9,422	2022年1月31日
		R-13	KDXレジデンス一番町	1,666.47	48,912	6,930	2021年10月31日
		R-19	KDXレジデンス西大路	2,280.45	64,128	5,130	2021年8月6日
		R-20	KDXレジデンス西院	1,049.10	34,092	1,483	2021年8月6日
		R-21	KDXレジデンス難波	3,310.41	107,764	9,622	2021年8月6日
		R-22	KDXレジデンス難波南	3,684.43	109,072	10,795	2021年8月6日
		R-24	KDXレジデンス茨木I・II	4,625.13	101,724	9,968	2021年8月6日
		R-25	KDXレジデンス豊中南	2,024.50	58,752	3,816	2021年8月6日
		R-26	KDXレジデンス守口	1,942.78	45,402	2,353	2021年8月6日
		R-28	芦屋ロイヤルホームズ	3,323.68	109,896	21,236	2021年8月6日
		R-30	KDXレジデンス天神東II	2,602.53	59,496	4,760	2021年8月6日
		R-32	KDXレジデンス西公園	2,439.56	55,512	4,801	2021年8月6日
		R-33	KDXレジデンス平尾浄水町	2,098.68	54,612	5,314	2021年8月6日
		R-39	KDXレジデンス 大瀬ハーバービュータワー	9,985.70	277,270	8,902	2022年2月4日
		R-43	KDXレジデンス西新	4,351.04	98,850	1,035	2021年7月31日
		R-44	セレニテ神戸元町	3,595.00	141,204	12,566	2021年8月1日
		R-45	KDXレジデンス夙川ヒルズ	17,136.07	402,084	71,316	2021年8月1日
		R-46	KDXレジデンス仙台駅東	2,049.40	72,100	6,111	2022年2月26日

(注1) 「年間賃料」には、2020年11月末日現在において、マスターリース会社又は本投資法人若しくは信託受託者とエンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約書等に表示された賃料及び共益費(賃貸借契約書上、賃料に駐車場使用料相当分が含まれる場合には、当該駐車場使用料相当分を含みます。)の合計を12倍した金額を、千円未満を切り捨てて記載しています。

(注2) 「敷金等」には、2020年11月末日現在において、マスターリース会社又は本投資法人若しくは信託受託者とエンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約等に基づく敷金・保証金等(返還不要な部分がある場合には、当該金額控除後の金額)を、千円未満を切り捨てて記載しています。

(注3) 契約更改の方法については、賃貸借期間満了日の3か月前までに、信託受託者又は賃借人のいずれかが相手方に対して書面による意思表示を行わない限り、賃貸借期間は1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

(注4) T-99については、本投資法人による取得予定日時点において有効となる予定の賃貸借契約書等に基づき記載しています。ただし、T-99については、本書の日付現在建物が竣工していないため、「賃貸面積」、「年間賃料」及び「敷金等」は、それぞれ「-」と記載しています。

## 新規取得資産に関する権利関係の従前の経緯

物件番号	物件名称	前所有者（前信託受益者）（取得予定資産） / 前々所有者（前々信託受益者）（前回公募増 資後取得資産）	現所有者 （現信託受益者）（取得予定資産） / 前所有者（前信託受益者）（前 回公募増資後取得資産）
T-92	KDXレジデンス市川		(注1)
T-93	KDXレジデンス八丁堀		(注1)
T-94	KDXレジデンス中板橋		(注1)
T-95	KDXレジデンス湘南台		清和総合建物株式会社
T-96	KDXレジデンス池袋 ウエスト		(注1)
T-97	KDXレジデンス天王町		(注1)
T-98	KDXレジデンス川崎		株式会社住協
T-99	KDXレジデンス蒲田南		住協建設株式会社
T-100	KDXレジデンス上石神井	(注1)	合同会社KRF96(注2)
H-25	メディカルホームグランダ 苔楽園	(注1)	合同会社KRF96(注2)
H-26	リハビリホームグランダ神 戸北野	三井住友ファイナンス&リース株式会社(注2)	SMFLみらいパートナーズ株式会社 (注2)

(注1) T-92乃至T-94、T-96の前所有者（前信託受益者）及びT-97の現所有者（現信託受益者）並びにT-100及びH-25の前所有者（前信託受益者）はいずれも国内の株式会社又は個人ですが、開示について同意を得られなかったことから非開示としています。なお、T-100、H-25及びH-26の現所有者（現信託受益者）並びにH-26の前所有者（前信託受益者）及び現所有者（現信託受益者）を除き、いずれも本資産運用会社のレジデンシャル・リート本部利害関係取引規程に規定される利害関係者及び投信法上の利害関係人等に該当しません。

(注2) 合同会社KRF96、三井住友ファイナンス&リース株式会社及びSMFLみらいパートナーズ株式会社は、本資産運用会社のレジデンシャル・リート本部利害関係取引規程に規定される利害関係者及び投信法上の利害関係人等に該当します。

## ポートフォリオ分散の状況（新規取得資産取得後）

## (イ) 施設用途別の分散状況（取得（予定）価格ベース）

用途	物件数	取得（予定）価格 （百万円）	比率（％） （注）
居住用施設	134	205,269	76.4
ヘルスケア施設	26	58,620	21.8
宿泊施設	2	4,960	1.8
合計	162	268,849	100.0

（注）比率については、小数第2位を四捨五入して記載しています。本において、以下同じです。

## (ロ) 地域別の分散状況（取得（予定）価格ベース）

地域	物件数	取得（予定）価格 （百万円）	比率（％）
東京経済圏	106	175,483	65.3
地方経済圏	55	91,985	34.2
その他	1	1,380	0.5
合計	162	268,849	100.0

## (ハ) 居住用施設の地域別の分散状況（取得（予定）価格ベース）

地域	物件数	取得（予定）価格 （百万円）	比率（％）
東京経済圏	96	148,191	72.2
都心8区	44	73,962	36.0
その他東京23区	35	50,344	24.5
その他東京経済圏	17	23,884	11.6
地方経済圏	38	57,077	27.8
合計	134	205,269	100.0

## (ニ) ヘルスケア施設の地域別の分散状況（取得（予定）価格ベース）

地域	物件数	取得価格 （百万円）	比率（％）
東京経済圏	8	22,332	38.1
地方経済圏	17	34,908	59.5
大阪圏	13	28,771	49.1
地方都市圏	4	6,137	10.5
その他	1	1,380	2.4
合計	26	58,620	100.0

（注）三大都市圏の比率は87.2%です。

## (ホ) 居住用施設の住戸タイプ別の分散状況（取得（予定）価格ベース）

住戸タイプ	物件数	取得（予定）価格 （百万円）	比率（％）
シングル	65	86,234	42.0
スモール・ファミリー	46	75,051	36.6
ファミリー	23	43,983	21.4
合計	134	205,269	100.0

## (ヘ) 築年数別の分散状況（取得（予定）価格ベース）

築年数	物件数	取得（予定）価格 （百万円）	比率（％）
築10年未満	36	68,336	25.4
築10年以上20年未満	107	158,654	59.0
築20年以上	19	41,858	15.6
合計	162	268,849	100.0

（注1）築年数は、竣工日から2021年1月31日までの期間により算出しています。なお、2021年1月31日時点で未竣工の取得予定資産の築年数は0年としています。

（注2）平均築年数は13.6年です。なお、平均築年数は各物件の築年数を取得（予定）価格に基づき加重平均して算出しています。

## 新規取得資産の築年数別の分散状況(取得(予定)価格ベース)

築年数	物件数	取得(予定)価格 (百万円)	比率(%)
築10年未満	9	17,024	87.9
築10年以上20年未満	2	2,340	12.1
築20年以上	0	0	0.0
合計	11	19,364	100.0

(注1) 築年数は、竣工日から2021年1月31日までの期間により算出しています。なお、2021年1月31日時点で未竣工の取得予定資産の築年数は0年としています。

(注2) 平均築年数は2.5年です。なお、平均築年数は各物件の築年数を取得(予定)価格に基づき加重平均して算出しています。

## その他

## 第18期(2021年1月期)中に取得した資産の概要

本投資法人は、第18期(2021年1月期)において、前回公募増資後取得資産のほか、以下の不動産を信託財産とする信託受益権を取得しました。

物件番号	物件名称	所在地	取得日	所有形態	敷地面積(m <sup>2</sup> )	用途地域	延床面積(m <sup>2</sup> )	建物用途	構造・階数	土地評価	竣工日
T-9	コスモハイム元住吉(借地権付建物)	神奈川県川崎市中原区木月祇園町5番1号	2020年11月2日	所有権	3,040.11	第一種中高層住居専用地域	5,526.48	寄宿舎(注1)	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建	地位(じぐらい)	1994年3月15日
T-91	KDXレジデンス中延	東京都品川区中延六丁目6番1号	2020年9月24日	所有権	304.14	近隣商業地域	1,048.45	共同住宅・店舗	鉄筋コンクリート造陸屋根8階建	生活利便性	2008年5月30日
H-12	リハビリホームグランダム戸厄神(底地の一部)	兵庫県西宮市林田町16番2	2020年11月2日	所有権	430.00	準住居地域/第一種中高層住居専用地域	-	-	-	-	-

(注1) 登記簿上の用途は寄宿舎ですが、全住戸180戸のうち92戸は一般の賃貸住宅として使用されています。残りの88戸は、株式会社共立メンテナンスが運営する単身者向けの寮として使用されています。

(注2) 上記の信託不動産に係る権利関係・利用等及び評価額・収益性・処分性への影響等を考慮して重要と考えられる事項については、該当事項はありません。

(注3) 上記各項目の詳細については、前記「(2)個別信託不動産の概要」「特定資産の概要」欄に関する説明をご参照ください。

### 3 投資リスク

以下は、参照有価証券報告書の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」に記載された投資リスクの全文を記載しています。なお、当該投資リスクに関し、同書の日付以降に発生した変更点は、\_\_罫で示しています。

#### (1) リスク要因

以下には、本投資口(以下、本「3 投資リスク」の項において「本投資証券」といいます。)への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。ただし、以下は本投資証券への投資に関するすべてのリスクを網羅したのではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。本投資法人は、対応可能な限りにおいてこれらのリスクの発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、回避及び対応が結果的に十分である保証はありません。以下に記載するリスクが現実化した場合、本投資証券の市場価格は下落し、発行価格に比べ低くなることもあると予想され、その結果、投資主が損失を被る可能性があります。また、本投資法人の純資産額の低下、その他財務状況の悪化による分配金の減少が生じる可能性があります。

各投資家は、自らの責任において、本項及び本書中の本項以外の記載事項並びに参照有価証券報告書の記載事項を慎重に検討した上で本投資証券に関する投資判断を行う必要があります。

なお、本書又は参照有価証券報告書に記載の事項には、将来に関する事項が含まれますが、別段の記載のない限り、これらの事項は本書の日付現在における本投資法人及び本資産運用会社の判断によるものです。

本項に記載されているリスク項目は、以下のとおりです。

##### 本投資証券の商品性に関するリスク

- (イ) 本投資証券の市場価格の変動に関するリスク
- (ロ) 金銭の分配に関するリスク
- (ハ) 収入及び支出の変動に関するリスク
- (ニ) 新投資口の発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク
- (ホ) 本投資証券の市場での取引に関するリスク

##### 本投資法人の運用方針に関するリスク

- (イ) サポートライン覚書及びサポート契約に基づき想定どおりの物件取得が行えないリスク
- (ロ) 地域的な偏在に関するリスク
- (ハ) シングルテナント・核テナント物件に関するリスク
- (ニ) 不動産を取得又は処分できないリスク
- (ホ) 新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク
- (ヘ) 居住用施設への投資に関するリスク
- (ト) 施設運営者付き住宅への投資に関するリスク
- (チ) ヘルスケア施設への投資に関するリスク
- (リ) 宿泊施設への投資に関するリスク
- (ヌ) 保育施設への投資に関するリスク
- (ル) PM会社に関するリスク

##### 本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

- (イ) ケネディクス株式会社への依存、利益相反に関するリスク
- (ロ) 本資産運用会社が複数の投資法人の資産運用を受託していることに関するリスク
- (ハ) 本投資法人の関係者への依存、利益相反に関するリスク
- (ニ) 本投資法人の執行役員及び本資産運用会社の人材に依存していることによるリスク
- (ホ) 本投資法人の投資方針等の変更に関するリスク
- (ヘ) 本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク
- (ト) 敷金及び保証金に関するリスク

## 不動産及び信託の受益権に関するリスク

- (イ) 不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク
- (ロ) 不動産の売却に伴う責任に関するリスク
- (ハ) 賃貸借契約に関するリスク
- (ニ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク
- (ホ) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク
- (ヘ) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク
- (ト) 法令の制定・変更に関するリスク
- (チ) 売主の倒産等の影響を受けるリスク
- (リ) マスターリース会社に関するリスク
- (ヌ) 転貸に関するリスク
- (ル) テナント等の属性や不動産の利用状況に関するリスク
- (ヲ) 土地の境界紛争等に関するリスク
- (ワ) 共有物件に関するリスク
- (カ) 区分所有建物に関するリスク
- (ヨ) 借地物件に関するリスク
- (タ) 借家物件に関するリスク
- (レ) 底地物件に関するリスク
- (ソ) 開発物件に関するリスク
- (ツ) 仮換地に関するリスク
- (ネ) フォワード・コミットメント等に係るリスク
- (ナ) 賃料保証会社に関するリスク
- (ラ) 有害物質等に関するリスク
- (ム) 不動産を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク
- (ウ) ヘルスケア施設に対する投資の特性及びオペレーターに関するリスク

## 税制に関するリスク

- (イ) 導管性要件に関するリスク
- (ロ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク
- (ハ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
- (ニ) 一般的な税制の変更に関するリスク

## その他

- (イ) 不動産の鑑定評価等に伴うリスク
- (ロ) 減損会計の適用に関するリスク
- (ハ) 匿名組合出資持分への投資に関するリスク
- (ニ) 優先出資証券への投資に関するリスク
- (ホ) 投資主優待制度に関するリスク
- (ヘ) 取得予定資産を取得することができないリスク
- (ト) 本投資法人等の評判に関するリスク
- (チ) 負ののれんに関するリスク

## 本投資証券の商品性に関するリスク

### (イ) 本投資証券の市場価格の変動に関するリスク

本投資法人の投資口は、投資主からの請求による投資口の払戻しを行わないクローズド・エンド型であるため、投資主が本投資証券を換価する手段は、第三者に対する売却に限定されます。

本投資証券の市場価格は、取引所における需給バランスにより影響を受け、一定の期間内に大量の売却が出た場合には、大きく価格が下落する可能性があります。また、市場価格は、金利情勢、経済情勢、不動産市況その他市場を取り巻く様々な要因の影響を受けて変動します。本投資法人若しくは本資産運用会社、又は他の投資法人若しくは他の資産運用会社に対して監督官庁による行政処分の勧告や行政処分が行われた場合にも、本投資証券の市場価格が下落することがあります。

本投資証券の市場価格が下落した場合、投資主は、本投資証券を取得した価格で売却できない可能性があります、その結果、損失を被る可能性があります。

### (ロ) 金銭の分配に関するリスク

本投資法人は参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (3) 分配方針」に記載の分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無及びその金額は、いかなる場合においても保証されるものではありません。本投資法人が取得する不動産及び不動産を裏付けとする資産の当該裏付け不動産（本「(1) リスク要因」の項において、以下「不動産」と総称します。）の賃貸状況、売却に伴う損益、減損損失の発生や建替えに伴う除却損等により、期間損益が変動し、投資主への分配金が増減することがあります。

### (ハ) 収入及び支出の変動に関するリスク

本投資法人の収入は、不動産の賃料収入に主として依存しています。不動産に係る賃料収入は、不動産の稼働率の低下等により、大きく減少する可能性があるほか、賃借人（オペレーターを含みます。以下本(1)において同じです。）との協議や賃借人からの請求等により賃料が減額されたり、契約どおりの増額改定を行えない可能性もあります（なお、これら不動産に係る賃料収入に関するリスクについては、後記「不動産及び信託の受益権に関するリスク (ハ) 賃貸借契約に関するリスク」をご参照ください。）。本書又は参照有価証券報告書において開示されている取得予定資産及び保有資産の過去の収支の状況や賃料総額も、当該資産の今後の収支の状況や賃料総額を必ずしも予測させ又は保証するものではありません。また、当該不動産に関して締結される賃貸借契約に基づく賃料が、一般的な賃料水準に比して適正な水準にあるとは限りません。

一方、収入の減少だけでなく、退去するテナント（オペレーターを含みます。以下本(1)において同じです。）への預り敷金及び保証金の返還、大規模修繕等に要する費用支出、多額の資本的支出、不動産の取得等に要する費用、その他不動産に関する支出が状況により増大し、キャッシュ・フローを減ずる要因となる可能性があります。

このように、不動産からの収入が減少する可能性があるとともに、不動産に関する支出は増大する可能性があります、これら双方又はいずれか一方の事由が生じた場合、投資主への分配金額が減少したり、本投資証券の市場価格が下落することがあります。

### (ニ) 新投資口の発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク

本投資法人は、新投資口を随時追加発行する予定ですが、かかる追加発行により既存の投資主の保有する投資口の持分割合が減少します。また、本投資法人の営業期間中に追加発行された投資口に対して、当該営業期間の期初から存在する投資口と同額の金銭の分配が行われる場合には、既存の投資主は、追加発行がなかった場合に比して、悪影響を受ける可能性があります。

更に、追加発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの価値や市場における需給バランスが影響を受ける可能性があります。



(ホ) 本投資証券の市場での取引に関するリスク

本投資証券は、東京証券取引所に上場していますが、本投資法人の資産総額の減少、投資口の売買高の減少その他の東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場不動産投資信託証券の上場廃止基準に抵触する場合には、本投資証券の上場が廃止されます。本投資証券の上場が廃止された場合、投資主は、保有する本投資証券を相対で譲渡する他に換金的手段がないため、本投資法人の純資産額に比して相当に廉価で譲渡せざるを得ない場合や本投資証券の譲渡自体が事実上不可能となる場合があり、損失を被る可能性があります。

本投資法人の運用方針に関するリスク

(イ) サポートライン覚書及びサポート契約に基づき想定どおりの物件取得が行えないリスク

本投資法人及び本資産運用会社は、ケネディクス株式会社及び同社の子会社であるKIPとの間でサポートライン覚書を、またサポート会社との間でサポート契約をそれぞれ締結しています。しかし、サポートライン覚書及びサポート契約は、一定の不動産につき、本投資法人及び本資産運用会社に情報の提供を受ける権利や取得に関する優先交渉権等を与えるものにすぎず、ケネディクス株式会社及び同社の子会社であるKIP並びにサポート会社は、本投資法人に対して、不動産を本投資法人の希望する価格で売却する義務を負っているわけではありません。即ち、本投資法人は、サポートライン覚書及びサポート契約により、本投資法人が適切であると判断する不動産を適切な価格で取得できることまで常に確保されているわけではありません。

したがって、本投資法人は、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化等のために最適と考える資産のポートフォリオを構築できない可能性があります。

(ロ) 地域的な偏在に関するリスク

本投資法人は、取得価格ベースで50%以上を東京経済圏に所在する不動産等に投資します。このように、投資対象となる不動産が地域的に偏在していることから、東京経済圏における地域経済や不動産マーケットの変動、地震・台風等の自然災害、人口変動などの特有な事象の発生によって、本投資法人の収益に重大な悪影響が生じる可能性があります。

(ハ) シングルテナント・核テナント物件に関するリスク

一又は少数のテナントに賃貸される物件（シングルテナント・核テナント物件）は、当該テナントの資力、退去、利用状況等により、当該不動産の収益が大きく影響を受けるおそれがあります。かかるテナントが賃料の支払能力を失った場合や賃料の減額を要求する場合には、収益が大きく圧迫されます。また、かかるテナントが退去する場合には、敷金等の返還のため一度に多額の資金の出捐を余儀なくされ、かつ、大きな面積の空室が生じるため、一時的に当該不動産の収益が急激に悪化することがあります。更に、多くのテナントを誘致するのは、時間を要し、その誘致に要する期間と条件次第では、投資法人の収益が悪影響を受けるおそれがあります。

(ニ) 不動産を取得又は処分できないリスク

不動産は、一般的にそれぞれの物件の個別性が強いために代替性がなく、流動性が低いため、希望する時期に希望する物件を取得又は処分できない可能性があります。また、必ずしも、本投資法人が取得を希望した不動産等及び不動産対応証券等を取得することができるとは限りません。取得が可能であったとしても、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない等の可能性もあります。更に、本投資法人が不動産等及び不動産対応証券等を取得した後にこれらを処分する場合にも、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない等の可能性もあります。

以上の結果、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化等のために最適と考える資産のポートフォリオを構築できない可能性があり、またポートフォリオの組替えが適時に行えない可能性があります。

(ホ) 新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク

新投資口の発行、金銭の借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件は、本投資法人の経済的信用力、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、今後本投資法人の希望する時期及び条件で新投資口の発行、金銭の借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる保証はなく、その結果、予定した資産を取得できなかったり、予定しない資産の売却を余儀なくされたり、資金繰りがつかなくなる可能性があります。

また、本投資法人が金銭の借入れ又は投資法人債の発行を行う場合において、当該金銭の借入れ又は投資法人債の発行の条件として、資産・負債等に基づく一定の財務指標上の数値を維持する、本投資法人の信用状態に関する評価を一定の水準に維持する、投資主への金銭の分配を制約する等の財務制限条項が新たに設けられたり、運用資産に担保を新たに又は追加して設定することとなったり、規約の変更が制限される等の可能性があります。このような制約が本投資法人の運営に支障をきたし、又は投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、これらの制限に違反した場合には、追加の担保設定や費用負担等を求められ、本投資法人の運営に重大な悪影響が生じる可能性があります。

本投資法人の借入金については、前記のような財務制限条項に加え、借入金融機関の同意を得ずに規約を改正し又は資産運用委託契約、資産保管業務委託契約若しくは一般事務委託契約を変更若しくは解約することを禁止する条項、一定の財務上の比率を維持できない場合は、借入金融機関の同意なく追加の借入れ（投資法人債の発行を含みます。）が禁止される条項、及び追加の比率を維持できない場合は、すべての資産を担保として提供しなければならない条項が設けられていますが、本書の日付現在において、当該財務制限条項等に抵触する事実又は抵触する恐れがある事実は生じていません。

借入れ又は投資法人債の発行において運用資産に担保を設定した場合、本投資法人が担保の設定された運用資産の売却を希望したとしても、担保の解除手続その他の事情により、希望どおりの時期に売却できない可能性又は希望する価格で売却できない可能性があります。また、収益性の悪化等により運用資産の評価額が引き下げられた場合又は他の借入れを行う場合等、一定の条件のもとに投資対象不動産に対して追加して担保を設定することを要求される可能性もあります。また、担保不動産からのキャッシュ・フローが減少したり、その評価額が引き下げられたりした場合には、本投資法人の希望しない条件で借換資金を調達せざるを得なくなったり、本投資法人の希望しない時期及び条件で運用資産を処分せざるを得なくなる状況も想定され、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

更に、借入れ及び投資法人債の金利その他の条件やこれに関する費用は、借入れ時及び投資法人債発行時の市場動向並びに投資法人債に係る信用格付等に左右され、変動金利の場合には、その後の市場動向にも左右されます。過去10年以上にわたり日本では低金利状態が続いていますが、新たな量的金融緩和政策等により、今後、市場金利の水準が著しく上昇する可能性があります。借入れ及び投資法人債の金利が上昇し、又は、本投資法人の借入額及び投資法人債発行額が増加した場合には、本投資法人の利払額は増加します。このような利払額の増加により、投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ヘ) 居住用施設への投資に関するリスク

本投資法人は、主要な用途が居住用施設である不動産関連資産への投資を行います。

したがって、本投資法人の業績は、人口・世帯数動向や景気動向等に影響を受けることがあります。場合によっては、入居者が、賃料を約定どおり支払うことができなくなったり、賃貸借契約を解約して又は更新せずに退去したり、賃料の減額請求を行ったりする可能性があります。これらの要因により、本投資法人の収益に重大な悪影響が生じる可能性があります。

## (ト) 施設運営者付き住宅への投資に関するリスク

本投資法人は、施設運営者付き住宅（賃貸可能面積の過半が住宅用途であるサービスアパートメント、社宅、学生寮・学生マンション、短期滞在型マンション等をいいます。以下本「(ト) 施設運営者付き住宅への投資に関するリスク」において同じです。）にも投資をしますが、前記「(ハ) 居住用施設への投資に関するリスク」に記載のリスクの内容は、施設運営者付き住宅にも同様に該当します。また、施設運営者付き住宅においては、本投資法人は、運用資産の特性に応じて適切と判断する運営者を選定し、当該運営者を賃借人として建物賃貸借契約を締結して一括賃貸を行う場合がありますが、当該運営者において本投資法人の期待した運用がなされない場合、賃借人である当該運営者の財務状況の悪化、破産及びその他の倒産手続開始、又は賃貸借契約の期間満了、途中解約若しくは解除等の場合、本投資法人は、当該運用資産からの収益の全部又は一部を収受できず、又は回収できない可能性があります。これらの要因により、本投資法人の収益に重大な悪影響が生じる可能性があります。

## (チ) ヘルスケア施設への投資に関するリスク

本投資法人は、主要な用途がヘルスケア施設である不動産関連資産に投資します。したがって、本投資法人の運用成績は、ヘルスケア施設に係る需要と供給の関係、病院、診療所及び医療モールを含むヘルスケア施設に関連する法令、ガイドライン、医療保険、介護保険等の制度改正や、ヘルスケア施設の収益性に影響を及ぼす要因により影響を受ける可能性があり、かかる要因等により、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性があります。

## (リ) 宿泊施設への投資に関するリスク

本投資法人は、不動産等関連資産の主体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産の主要な用途が宿泊施設である不動産関連施設に投資します。本投資法人は宿泊施設の中でも安定した賃貸借契約を締結しているコアテナントが存在するホテル等に投資する方針ですが、当該宿泊施設から得られる収益が経済の動向や他のホテルとの競合等の事情により減少した場合には、テナントがホテル営業の撤回又は縮小を余儀なくされ、又はテナントの財務状況が悪化し、テナントから約定どおりの賃料の支払を受けることができない可能性があります。特に、昨今の新型コロナウイルス感染拡大を受けて、宿泊客が減少し、ホテル営業は長期間にわたり悪影響を受ける可能性があります。加えて、宿泊施設については、物件の特性上、オペレーターが利用者に一定のサービスを提供することが必要とされ、かつ、多くの場合構造の特殊性からテナントの業態を大きく変更することが困難であることから、テナントが退去した場合に代替テナントとなり得る者が少なく、その結果、代替テナントが入居するまでの空室期間が長期化し、又は代替テナントを確保するために賃料水準を下げざるを得なくなる可能性があります。これらの要因により、本投資法人の収益に悪影響が生じる可能性があります。

加えて、宿泊施設の性質によっては、物件の競争力の維持のため、相当程度の設備投資や資本的支出等が必要となる場合があり、かかる支出により本投資法人の収益に悪影響が生じる可能性があります。

## (ヌ) 保育施設への投資に関するリスク

本投資法人は、従たる投資対象として不動産関連資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産の主要な用途が保育施設である不動産関連資産についても、投資を行うことができます。

しかしながら、保育施設から得られる収益が近隣環境や人口動態の変化等により減少した場合には、テナントから約定どおりの賃料の支払を受けることができない可能性があります。加えて、保育施設については、物件の特性上、運営者が利用者に一定のサービスを提供することが必要とされ、かつ、一般的にテナントの業態を大きく変更することも困難であることから、テナントが退去した場合に代替テナントとなり得る者が少なく、その結果、代替テナントが入居するまでの空室期間が長期化し、又は代替テナントを確保するために賃料水準を下げざるを得なくなる可能性があります。これらの要因により、本投資法人の収益に悪影響が生じる可能性があります。

更に、保育施設の収益性は、保育施設の整備等に関連する法令、ガイドライン等の制度改正や、行政当局の方針変更等の要因により影響を受ける可能性があり、かかる要因等により、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性があります。

また、保育施設については間取りや付帯設備、その立地、建築基準法による用途制限等の点で他の一般的な賃貸住宅やその他の用途への転用ができなかったり、売却をしようとした際に用途が限定されていること等により購入先が限られ処分ができないか又は想定した価格で処分することができなかったりする等の可能性があります。

#### (ル) PM会社に関するリスク

一般に、賃借人の管理、建物の保守管理等不動産の管理業務全般の成否は、PM会社の能力、経験、ノウハウによるところが大きく、本投資法人が保有する不動産の管理についても、管理を委託するPM会社の業務遂行能力に相当程度依拠することになります。PM会社を選定するにあたっては、各PM会社の能力・経験・ノウハウを十分考慮することが前提となりますが、当該PM会社における人的・財産的基盤が維持される保証はありません。また、複数の不動産に関して、他の顧客(他の不動産投資法人を含みます。)から不動産の管理及び運営業務を受託し、本投資法人の投資対象不動産に係るプロパティ・マネジメント業務と類似又は同種の業務を行う可能性があります。これらの場合、当該PM会社は、本投資法人以外の者の利益を優先することにより、本投資法人の利益を害する可能性があります。

本投資法人は、PM会社につき、業務懈怠又は倒産事由が認められた場合、管理委託契約を解除することはできますが、後継のPM会社が任命されるまではPM会社不在又は機能不全のリスクが生じるため、一時的に当該投資対象不動産の管理状況が悪化する可能性があります。

本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

#### (イ) ケネディクス株式会社への依存、利益相反に関するリスク

ケネディクス株式会社は、本書の日付現在、本資産運用会社の完全親会社であり、本資産運用会社の主要な役職員の出向元です。また、本投資法人及び本資産運用会社は、ケネディクス株式会社及びKIPとサポートライン覚書を締結しています(サポートライン覚書については、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針 本投資法人の成長戦略 (二) ケネディクス株式会社及びKIPのサポート」をご参照ください。)

即ち、本投資法人及び本資産運用会社は、ケネディクス株式会社、同社の親会社であるSMFLみらいパートナーズインベストメント2号株式会社、SMFLみらいパートナーズ株式会社( SMFLみらいパートナーズインベストメント2号株式会社の100%親会社 ) 及び三井住友ファイナンス&リース株式会社( SMFLみらいパートナーズ株式会社の100%親会社 )、並びにケネディクス株式会社の子会社であるKIPと密接な関係を有しており、本投資法人による安定した収益の確保と成長性に対するケネディクス株式会社、同社の親会社であるSMFLみらいパートナーズインベストメント2号株式会社、SMFLみらいパートナーズ株式会社及び三井住友ファイナンス&リース株式会社、並びにケネディクス株式会社の子会社であるKIPの影響は相当程度高いということが出来ます。

したがって、本投資法人及び本資産運用会社がケネディクス株式会社、同社の親会社であるSMFLみらいパートナーズインベストメント2号株式会社、SMFLみらいパートナーズ株式会社及び三井住友ファイナンス&リース株式会社、並びにケネディクス株式会社の子会社であるKIPとの間で、本書の日付現在における関係と同様の関係を維持できなくなった場合には、本投資法人に悪影響が及ぶ可能性があります。

更に、本投資法人や本資産運用会社が、資産運用活動その他を通じて、ケネディクス株式会社、同社の親会社であるSMFLみらいパートナーズインベストメント2号株式会社、SMFLみらいパートナーズ株式会社若しくは三井住友ファイナンス&リース株式会社、又はケネディクス株式会社の子会社であるKIPが運用若しくは助言するファンドとの間で取引を行う場合、ケネディクス株式会社、同社の親会社であるSMFLみらいパートナーズインベストメント2号株式会社、SMFLみらいパートナーズ株式会社若しくは三井住友ファイナンス&リース株式会社、又はケネディクス株式会社の子会社であるKIPが運用若しくは助言するファンドの利益を図るために、本投資法人の投資主の利益に反する行為を行う可能性もあり、その場合には、本投資法人の投資主に損害が発生する可能性があります。

## (ロ) 本資産運用会社が複数の投資法人の資産運用を受託していることに関するリスク

金融商品取引法上、資産運用会社は、複数の投資法人等の資産運用を受託することを禁じられておらず、本投資法人の資産運用会社は、本投資法人の他、ケネディクス・オフィス投資法人、ケネディクス・プライベート投資法人及びケネディクス商業リート投資法人の資産の運用業務の受託も行っていきます。

本投資法人は主要な用途が(i)居住用施設、(ii)ヘルスケア施設、(iii)宿泊施設又は( )保育施設である不動産関連資産を投資対象としているため、各投資法人と投資対象が競合する関係にあります。

そのため、本資産運用会社は、本書の日付現在、各投資法人を運用する本部の本部長の兼任を禁止するとともに、「パイプライン会議」を設置し、「優先検討権」に関するルールを採用することで、本資産運用会社が入手する不動産等売却情報(本資産運用会社が入手した、各投資法人の投資対象となりうる不動産又は不動産を裏付けとする資産に関する、購入希望者の探索に関する情報であり、かつ、各投資法人での投資の可否を検討可能な程度の情報をいいます。)に関して、取得のための検討を優先して行う各投資法人を決定するルールを設け、かかるルールに則った運営を行うこととしています。本投資法人及び本資産運用会社は、各投資法人との関係では、主たる投資対象の規模が異なっていることや、資金調達の性質や財務戦略、投資家の志向する投資リターンの違いにより、実際に物件取得希望の競合が生じる場合は限定的であると想定しています。しかし、かかる想定とは異なり、実際に物件取得希望の競合が生じる場合には、上記のルールにより、各投資法人が優先して物件の取得検討を行うことがあります。また、この場合に、かかるルールに反する物件の取得検討が行われる可能性も否定できません。更に、かかるルールは変更される可能性があり、当該変更により、本投資法人が本書の日付現在と同様の物件取得機会を確保できないこととなります。その場合、本投資法人の取得機会が減少することなどにより、本投資法人にとって望ましいと考えられるポートフォリオの構築が実現しにくくなる可能性があり、結果として、本投資法人の収益性や資産の状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (ハ) 本投資法人の関係者への依存、利益相反に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、すべての執行役員及び監督役員から構成される役員会において重要な意思決定を行い、資産の運用を本資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に、それぞれ委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現のためにはこれらの者の能力、経験及びノウハウに依存するところが大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基盤等を必ずしも維持できる保証はありません。また、投信法は、本投資法人の執行役員及び監督役員並びに本投資法人の関係者に関する義務及び責任を定めていますが、これらの本投資法人の関係者が投信法その他の法令に反し、又は、法定の措置をとらないときは、投資主に損害が発生する可能性があります。

また、本資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者が、法令上又は契約上負っている善良な管理者としての注意義務(善管注意義務)、本投資法人のために忠実に職務を遂行する義務(忠実義務)、利益相反状況にある場合に本投資法人の利益を害してはならない義務、その他の義務に違反した場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼし、投資主が損害を受ける可能性があります。

なお、本資産運用会社の役職員のうちにはケネディクス株式会社の株式又は新株予約権を取得している者がおり、今後もケネディクス株式会社のストック・オプションプラン又は従業員向け株式給付信託制度等に基づき、本資産運用会社の役職員が株式又は新株予約権を取得することがあります。このためケネディクス株式会社の株式又は新株予約権を取得した本資産運用会社の役職員と本投資法人との間に利益相反関係が生じる可能性があります。

このほかに、本資産運用会社又は本投資法人若しくは運用資産である不動産信託受益権に関する信託受託者から委託を受ける業者として、PM会社、建物の管理会社等があります。本投資法人の収益性の向上のためにはこれらの者の能力、経験及びノウハウに依存するところも大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基盤等を必ずしも維持できる保証はありません。これらの者について業務の懈怠その他の義務違反があった場合や業務遂行能力が失われた場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、2018年11月1日以前の本資産運用会社の業務には、投資法人の資産運用業務に加えて、不動産私募ファンドの資産運用業務が含まれていました。そのため、本資産運用会社の過去の業務に関して、不動産私募ファンドの運用者として負担することのある契約上の補償義務を負担するなどの事業上のリスクが存在します。仮に、かかる事業上のリスクが現実化した場合には、本資産運用会社が本投資法人の資産運用会社として業務を遂行する上で必要な基盤及び能力が損なわれ、その結果、本投資法人の運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

(二) 本投資法人の執行役員及び本資産運用会社の人材に依存していることによるリスク

本投資法人の運営は、本投資法人の執行役員及び本資産運用会社の人材に大きく依存しており、これらの人材が失われた場合、本投資法人の運営に悪影響をもたらす可能性があります。

(ホ) 本投資法人の投資方針等の変更に関するリスク

本投資法人の規約に記載されている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、本投資法人の役員会及び本資産運用会社の取締役会が定めたより詳細な投資方針、ポートフォリオ構築方針、運用ガイドライン等については、投資主総会の承認を経ることなく、変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されないまま、これらに変更される可能性があります。

また、本投資法人の発行する投資証券について支配権獲得その他を意図した取得が行われた場合、投資主総会での決議等の結果として本投資法人の運用方針、運営形態等が他の投資主の想定しなかった方針、形態等に変更される可能性があります。

(ヘ) 本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク

本投資法人は、破産法(平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。)(以下「破産法」といいます。 )上の破産手続、民事再生法(平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。)(以下「民事再生法」といいます。 )上の再生手続及び投信法上の特別清算手続(投信法第164条)に服する可能性があります。

本投資法人は、投信法に基づいて投資法人としての登録を受けていますが、一定の事由が発生した場合に投信法に従ってその登録が取り消される可能性があります(投信法第216条)。その場合には、本投資証券の上場が廃止され、本投資法人は解散し、清算手続に入ります。

本投資法人が清算される場合、投資主は、すべての債権者への弁済(投資法人債の償還を含みます。 )後の残余財産の分配にあずかることによってしか投資金額を回収することができません。このため、投資主は、投資金額の全部又は一部について回収を得ることができない可能性があります。

(ト) 敷金及び保証金に関するリスク

本投資法人の運用資産の賃借人が無利息又は低利で預託した敷金又は保証金の一部については、将来の返還に備えて信託勘定に現預金として留保されますが、信託受託者との合意に基づいて、本投資法人がその一部を利用してはいます。しかし、賃貸市場の動向、賃借人との交渉、賃借人による中途解約等により、本投資法人の想定よりも賃借人からの敷金及び保証金の預託額が少なくなり、又は預託期間が短くなる可能性があります。この場合、必要な資金を借入れ等により調達せざるを得なくなります。また、敷金又は保証金を本投資法人が利用する条件として、本投資法人が敷金又は保証金の返還債務を負う場合があり、当該返還債務の履行に必要な資金を借入れ等により調達する可能性があります。これらの結果、本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

### 不動産及び信託の受益権に関するリスク

本投資法人の主たる運用資産は、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 投資対象とする資産の種類」に記載のとおり、不動産等の特定資産です。本投資法人は、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (2) 投資資産」及び前記「2 本投資法人のポートフォリオ (2) 個別信託不動産の概要 (イ) 前回公募増資後取得資産」に記載の不動産及び不動産を信託する信託の受益権を保有し、前記「2 本投資法人のポートフォリオ (2) 個別信託不動産の概要 (ロ) 取得予定資産」に記載の取得予定資産を取得する予定です。不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産の所有者は、その信託財産である不動産又は裏付けとなる不動産を直接所有する場合と、経済的には、ほぼ同様の利益状況に置かれます。したがって、以下に記載する不動産に関するリスクは、不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産についても、ほぼ同様にあてはまります。

なお、信託の受益権特有のリスクについては、後記「(ム) 不動産を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク」をご参照ください。

#### (イ) 不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク

第三者の権利の存在、建物の建設工事における施工の不具合や施工時に利用するデータの転用その他の不適切な利用、土地の地形や組成等の様々な原因により、不動産には権利、土地の地盤及び地質並びに建物の杭や梁等の構造、設計及び施工等に関して欠陥、瑕疵（物の種類、数量、性能、性質又は品質等が不十分又は契約等に不適合なことをいいます。以下同じです。）等（隠れたものを含みます。）が存在している可能性があります。本資産運用会社が不動産の選定・取得の判断を行うにあたっては、建築基準法等の行政法規が求める所定の手続が適正に実施され、当該建築物の現況に法令上の規制違反等の瑕疵がないかどうかにつき専門業者から建物状況評価報告書を取得するなどの物件精査を行うことにしています。しかしながら、建築基準法等の行政法規が求める所定の手続を経た不動産についても、建物の素材や建設時の施工の適切性を保証するものではなく、当該行政法規が求める安全性や構造耐力等を有するとの保証もなく、また、建築基準法等の行政法規が求める所定の手続が適正であったか否かを事後的に検証することは、当該手続時や施工時の資料等を入手する必要があること等の理由から困難が伴います。したがって、かかる欠陥、瑕疵等が取得後に判明する可能性もあります。

なお、本投資法人が保有する物件のうち1物件について、検査工程等における不適切行為が行われた疑いがあり、国土交通大臣認定の性能評価基準を満たしていない製品である免震ゴム及び国土交通大臣認定の性能評価基準及び顧客との契約の内容に適合している製品が不明である免震ダンパーの使用が判明しましたが、2020年1月10日付で当該免震ダンパーの製造者との間で適合化のための交換工事の実施に関する合意書が締結され、当該物件の施工会社が国土交通大臣認定の性能評価基準に適合する新たな免震オイルダンパーへの交換工事を実施し、2020年8月4日付で免震ダンパーに係る是正工事完了報告書が交換工事を所管する行政庁に受理されました。また、2019年5月10日付で、当該免震ゴムの製造者及び当該物件の施工会社との間で免震ゴムの交換工事に関する合意書が、同日付で当該免震ゴムの製造者及びその連結子会社との間で追加の補償合意書がそれぞれ締結され、当該物件の施工会社が国土交通大臣認定の性能評価基準に適合する新たな免震ゴムへの交換工事を実施し、2020年12月10日付で免震ゴムに係る是正工事完了報告書が交換工事を所管する行政庁に受理されました。もっとも、これらの施策によっても、対象物件の稼働率や賃料の状況が従前の状況に戻らない可能性は否定できず、本投資法人の収益等への影響については今後の動向次第であり、本投資法人の収益等に悪影響が生じた場合には、投資主に損害が生じる可能性があります。

本投資法人は、状況によっては、前所有者又は前信託受益者に対し一定の事項につき表明及び保証を要求し、瑕疵担保責任や契約不適合の責任等の責任を負担させる場合や、当該時点までに判明している欠陥、瑕疵等について前所有者又は前信託受益者等に本投資法人の取得まで等の一定の期限内にその修補や是正等を義務付けることもあります。たとえかかる表明及び保証が真実でなかったことやかかる義務を適切に履行しなかったことを理由とする損害賠償責任や瑕疵担保責任や契約不適合の責任等の責任を追及できたとしても、これらの責任の期間及び責任額は一定範囲に限定されるのが通例であり、また、前所有者又は前信託受益者が解散し、又は無資力になっているために実効性がない場合もあります。

これらの場合には、当該欠陥、瑕疵等の程度によっては当該不動産の資産価値が低下することを防ぐために必要となる当該欠陥、瑕疵等の修補、建物の建替えその他の対応に係る費用が甚大となる可能性があるとともに、当該不動産の買主である本投資法人が当該費用を負担せざるを得なくなることがあり、投資主に損害を与える可能性があります。

また、不動産登記簿の記載を信じて取引した場合にも、買主は不動産に係る権利を取得できないことがあります。更に、権利に関する事項のみならず、不動産登記簿中の不動産の表示に関する事項が現況と一致していない場合もあります。このような場合、上記と同じく、本投資法人は売主等に対して法律上又は契約上可能な範囲で責任を追及することとなりますが、その実効性があるとの保証はありません。

#### (ロ) 不動産の売却に伴う責任に関するリスク

本投資法人が不動産を売却する場合、本投資法人は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。その後の改正を含みます。)上、宅地建物取引業者とみなされるため、同法に基づき、売却の相手方が宅地建物取引業者である場合を除いて、不動産の売買契約において、瑕疵担保責任や契約不適合の責任等の責任に関し、買主に不利となる特約をすることが制限されています。したがって、本投資法人が不動産を売却する場合は、売却した不動産の欠陥、瑕疵等の修補、建物の建替えその他の対応に係る費用を負担せざるを得なくなることがあり、投資主に損害を与える可能性があります。

加えて、不動産をめぐる権利義務関係の複雑さゆえに、不動産に関する権利が第三者の権利や行政法規等により制限を受けることや、第三者の権利を侵害していることが後になって判明する可能性があります。その結果、本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。更には、不動産の形状や利用によっては、当該不動産の存在や利用状況によって意図しない第三者の権利の侵害が生じる可能性もあります。

更に、賃貸不動産の売却においては、新所有者が賃借人に対する敷金返還債務等を承継するものと解されており、実務もこれにならうのが通常ですが、旧所有者が当該債務を免れることについて賃借人の承諾を得ていない場合には、旧所有者は新所有者とともに当該債務を負い続けると解される可能性があり、予想外の債務又は義務を負う場合があります。

#### (ハ) 賃貸借契約に関するリスク

##### a. 賃貸借契約の解約及び更新に関するリスク

賃借人が賃貸借契約上解約権を留保している場合等には、契約期間中であっても賃貸借契約が終了したり、また、賃貸借契約の期間満了時に契約の更新がなされない場合もあるため、稼働率が低下し、不動産に係る賃料収入が減少することがあります。また、解約禁止条項、解約ペナルティ条項等を置いて期間中の解約権を制限している場合や更新料を定めている場合でも、裁判所によって所定の金額から減額されたり、かかる条項の効力が否定される可能性があります。

以上のような事由により、賃料収入等が減少した場合、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える可能性があります。

##### b. 賃料不払に関するリスク

賃借人の財務状況が悪化した場合又は破産手続、民事再生法上の再生手続若しくは会社更生法(平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。)(以下「会社更生法」といいます。)上の更生手続その他の倒産手続(以下「倒産等手続」と総称します。)の対象となった場合、賃貸借契約に基づく賃料支払が滞る可能性があり、この延滞賃料等の債務の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超える状況になった場合には、投資主に損害を与える可能性があります。

##### c. 賃料改定に係るリスク

テナントとの賃貸借契約の期間が比較的長期間である場合には、賃料等の賃貸借契約の内容について、定期的に見直しを行うこととされることがあります。また、賃貸借期間が短期の場合でも、更新又は再契約に際し、市場環境を加味した賃料水準を考慮して賃料が変更される等の賃貸借契約の内容について変動が生じることがあります。



したがって、本書の日付現在の賃料が今後も維持される保証はありません。賃料改定により賃料が減額された場合、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える可能性があります。

また、定期的に賃料等を増額する旨の規定が賃貸借契約にある場合でも、賃借人との交渉いかんによっては、必ずしも、規定どおりに賃料を増額できるとは限りません。

d. 賃借人による賃料減額請求権行使のリスク

建物の賃借人は、定期建物賃貸借契約において借地借家法(平成3年法律第90号。その後の改正を含みます。)(以下「借地借家法」といいます。)第32条に基づく賃料減額請求権を排除する特約を設けた場合を除いて、同条に基づく賃料減額請求をすることができます。請求が認められた場合、当該不動産から得られる賃料収入が減少し、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える可能性があります。

e. 定期建物賃貸借契約に関するリスク

本投資法人は、運用資産の賃貸に当たり、定期建物賃貸借契約を利用することがあります。しかしながら、定期建物賃貸借契約の効力が認められるには、借地借家法第38条所定の要件を充足する必要があります。かかる要件が充足されなかった場合(かかる要件の充足を証明できない場合を含みます。)には、定期建物賃貸借契約としての効力が認められず、当該契約は、いわゆる普通建物賃貸借契約として取り扱われる可能性があります。その結果、賃料減額請求権を排除する特約の効力が認められず、又は建物賃貸借契約が所定の時期に終了しないこと等により、本投資法人の収益性に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える可能性があります。

f. 変動賃料に関するリスク

本投資法人はテナントとの間の賃貸借契約において、固定賃料以外に、売上実績等に連動した変動賃料を導入することがあります。売上実績等に連動した変動賃料の支払を受ける場合には、テナントの売上げの減少が賃料総額の減少につながり、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える可能性があります。

また、変動賃料の支払を伴う賃貸借契約において、変動賃料の計算の基礎となる売上高等の数値について、賃貸人がその正確性について十分な検証を行えない場合があります。その結果、本来支払われるべき金額全額の変動賃料の支払がなされず、本投資法人の収益に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える可能性があります。

g. 優先的購入権又は先買権その他の合意が存在することによるリスク

本投資法人は、単一のテナントへ物件全体を賃貸するいわゆるシングルテナント物件が少数の核となる大規模テナントが存在する核テナント物件も投資対象としています。これらの物件の賃貸借契約においては、賃借人との間で優先的購入や処分禁止に関する合意(その内容は様々です。)をすることにより、賃貸人等が物件の所有権又はこれらを信託財産とする信託の受益権を第三者に売却しようとする場合に賃借人に優先的に又は排他的に購入できる機会又は権利(いわゆる優先的購入権や先買権)が与えられたり、その他賃貸人による物件の自由な売却その他の処分が制限される場合があります。また、これら以外の物件においても同様の合意が行われる可能性があります。かかる合意がなされている場合、取得及び売却により多くの時間や費用を要したり、価格の減価要因となる可能性があります。

(二) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク

火災、地震、津波、暴風雨、洪水、落雷、竜巻、戦争、暴動、騒乱、テロ等(以下「災害等」といいます。)により不動産が滅失、劣化又は毀損し、その価値が影響を受ける可能性があります。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復したり、不動産に不可欠な電気、水道等のインフラ設備が停止したりするため一定期間建物の不稼働を余儀なくされることにより、賃料収入が減少し、又は当該不動産の価値が下落する結果、投資主に損害を与える可能性があります。不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約で填補されない災害等が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額され若しくは遅れる場合には、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える可能性があります。

## (ホ) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク

運用資産である不動産を原因として、第三者の生命、身体又は財産等を侵害した場合に、損害賠償義務が発生し、結果的に本投資法人が予期せぬ損害を被る可能性があります。特に、土地の工作物の所有者は、民法(明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。)(以下「民法」といいます。)上無過失責任を負うことがあります。不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合、前記「(二)災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク」と同様、本投資法人は悪影響を受ける可能性があります。

また、不動産につき滅失、毀損又は劣化等が生じ、修繕が必要となる場合には、かかる修繕に関連して多額の費用を要する可能性があります。また、かかる修繕が困難又は不可能な場合には、不動産から得られる賃料収入が減少し、不動産の価格が下落する可能性があります。

## (ヘ) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク

建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例、都市計画法の改正、新たな立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為の規定の施行又は適用の際、原則としてこれらの規定に適合しない現に存する建物(現に建築中のものを含みます。)又はその敷地については、当該規定が適用されない扱いとされています(いわゆる既存不適格)。しかし、かかる既存不適格の建物の建替え等を行う場合には、現行の規定が適用されるので、現行の規定に合致するよう手直しをする必要があり、追加的な費用負担が必要となる可能性があります。また、現状と同規模の建物を建築できない可能性があります。

また、不動産に係る様々な行政法規や各地の条例による規制が運用資産である不動産に適用される可能性があります。例えば、都市計画法、地方公共団体の条例による風致地区内における建築等の規制、河川法(昭和39年法律第167号。その後の改正を含みます。)による河川保全区域における工作物の新築等の制限、文化財保護法(昭和25年法律第214号。その後の改正を含みます。)に基づく試掘調査義務、一定割合において住宅を付置する義務、駐車場設置義務、福祉配慮設備設置義務、緑化推進義務及び雨水流出抑制施設設置義務、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。その後の改正を含みます。)に基づく建築物移動等円滑化基準への適合義務等が挙げられます。このような義務が課せられている場合、当該不動産の処分及び建替え等に際して、事実上の困難が生じたり、これらの義務を遵守するための追加的な費用負担が生じる可能性があります。更に、運用資産である不動産を含む地域が道路設置等の都市計画の対象となる場合には、当該都市計画対象部分に建築制限が付されたり、建物の敷地とされる面積が減少し収益が減少する可能性があります。また、当該不動産に関して建替え等を行う際に、現状と同規模の建築物を建築できない可能性があります。

## (ト) 法令の制定・変更に関するリスク

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号。その後の改正を含みます。)(以下「土壤汚染対策法」といいます。)のほか、将来的に環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課される可能性があります。

また、消防法(昭和23年法律第186号。その後の改正を含みます。)その他不動産の管理に影響する関係法令の改正により、不動産の管理費用等が増加する可能性があるほか、エネルギーや温室効果ガス削減を目的とした法令、条例等の制定、適用、改正等によっても、追加的な費用負担等が発生する可能性があります。更に、建築基準法、都市計画法の改正、新たな立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為等により不動産に関する権利が制限される可能性があります。このような法令若しくは行政行為又はその変更等が本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

## (チ) 売主の倒産等の影響を受けるリスク

本投資法人が、債務超過の状況にある等財務状態が実質的危機時期にあると認められる又はその疑義がある者を売主として不動産を取得した場合には、当該不動産の売買が売主の債権者により取り消される(詐害行為取消)可能性があります。また、本投資法人が不動産を取得した後、売主について倒産等手続が開始された場合には、不動産の売買が破産管財人、監督委員又は管財人により否認される可能性が生じます。

また、本投資法人が、ある売主から不動産を取得した別の者(以下、本「(チ) 売主の倒産等の影響を受けるリスク」において「買主」といいます。)から更に不動産を取得した場合において、本投資法人が、当該不動産の取得時において、売主と買主間の当該不動産の売買が詐害行為として取消され又は否認される根拠となりうる事実関係を知っている場合には、本投資法人に対しても、売主・買主間の売買が否認され、その効果を主張される可能性があります。

本投資法人は、管財人等により売買が否認又は取消されるリスク等について諸般の事情を慎重に検討し、実務的に可能な限り管財人等により売買が否認又は取消されるリスク等を回避するよう努めますが、このリスクを完全に排除することは困難です。

更に、取引の態様如何によっては売主と本投資法人との間の不動産の売買が、担保取引であると判断され、当該不動産は破産者である売主の破産財団の一部を構成し、又は更生会社若しくは再生債務者である売主の財産に属するとみなされる可能性(いわゆる真正譲渡でないといみなされるリスク)もあります。

#### (リ) マスターリース会社に関するリスク

本投資法人は、本投資法人以外のマスターレシー(転貸人)が本投資法人又は信託受託者とマスターリース契約を締結した上で、各転借人に対して転貸するマスターリースの形態をとることがあります。

本投資法人以外のマスターレシーによるマスターリースの形態をとる物件においてマスターレシーの財務状況が悪化した場合、転借人がマスターレシーに賃料を支払ったとしても、マスターレシーの債権者がマスターレシーの転借人に対する賃料債権を差し押さえる等により、マスターレシーから本投資法人又は信託受託者への賃料の支払が滞る可能性があります。

#### (ヌ) 転貸に関するリスク

賃借人(転借人を含みます。)に、不動産の一部又は全部を転貸する権限を与えた場合、本投資法人は、不動産に入居するテナントを自己の意思により選択できなくなったり、退去させられなくなる可能性があるほか、賃借人の賃料が、転借人の賃借人に対する賃料に連動する場合、転借人の信用状態等が、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、賃貸借契約が合意解約された場合、又は債務不履行を理由に解除された場合であっても、賃貸借契約上、賃貸借契約終了の場合に転貸人の転借人に対する敷金等の返還義務が賃借人に承継される旨規定されている場合等には、かかる敷金等の返還義務が、賃借人に承継される可能性があります。このような場合、敷金等の返還原資は賃借人の負担となり、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (ル) テナント等の属性や不動産の利用状況に関するリスク

テナント(転借人を含みます。)の属性等について、入居審査時等に判明しなかった問題が、入居後に発生する可能性があります。

また、テナントによる不動産の利用・管理状況により、当該不動産の資産価値や、本投資法人の収益に悪影響が及ぶ可能性があります。また、転借人や賃借権の譲受人の属性によっては、運用資産である不動産のテナント属性が悪化し、これに起因して建物全体の賃料水準が低下する可能性があります。

#### (ロ) 土地の境界紛争等に関するリスク

土地の境界に関する紛争が発生した場合には、境界確定の過程で運用資産の運用に不可欠の土地(法令等の規制を満たすために必要となる土地を含みます。)が隣地所有者の所有に属するものとされ、又はより限定されることによる所有敷地の面積の減少や、損害賠償責任の負担を余儀なくされる等、不動産について予定外の費用又は損失が発生する可能性があります。同様に、越境物の存在により、不動産の利用が制限され賃料に悪影響を与える可能性や、越境物の除去等のために追加費用が発生する可能性もあります。これらの結果、本投資法人が損害を受けるおそれがあります。

## (ワ) 共有物件に関するリスク

運用資産である不動産が第三者との間で共有されている場合には、その保存・利用・処分等について単独で所有する場合には存在しない種々のリスクがあります。

まず、共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で行うものとされているため（民法第252条）、持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため（民法第249条）、他の共有者によるこれらの権利行使によって、本投資法人の当該不動産の保有又は利用が妨げられるおそれがあります。

更に、共有の場合、他の共有者からの共有物全体に対する分割請求権行使を受ける可能性（民法第256条）、及び裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性（民法第258条第2項）があり、ある共有者の意図に反して他の共有者からの分割請求権行使によって共有物全体が処分されるリスクがあります。

この分割請求権を行使しないという共有者間の特約は有効ですが、この特約は5年を超えては効力を有しません。また、登記済みの不分割特約がある場合でも、特約をした者について倒産手続の対象となった場合には、管財人等はその換価処分権を確保するために分割請求ができることとされています。ただし、共有者は、倒産手続の対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます（破産法第52条、会社更生法第60条、民事再生法第48条）。

他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、共有されていた物件全体について当該共有者（抵当権設定者）の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶことになると考えられています。したがって、運用資産である共有持分には抵当権が設定されていなくても、他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、分割後の運用資産についても、他の共有者の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶこととなるリスクがあります。

共有持分の処分は単独所有物と同様に自由に行えると解されていますが、共有不動産については、共有者間で共有持分の優先的購入権の合意をすることにより、共有者がその共有持分を第三者に売却する場合に他の共有者が優先的に購入できる機会を与えるようにする義務を負う場合があります。

不動産の共有者が賃貸人となる場合には、一般的に敷金返還債務は不可分債務になると解されており、また、賃料債権も不可分債権になると解される可能性があり、共有者は他の賃貸人である共有者の信用リスクの影響を受ける可能性があります。

共有不動産については、単独所有の場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

## (カ) 区分所有建物に関するリスク

区分所有建物とは、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。その後の改正を含みます。）（以下「区分所有法」といいます。）の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分（居室等）と共有となる共用部分（エントランス部分等）及び建物の敷地部分から構成されます。区分所有建物の場合には、区分所有法上、法定の管理方法及び管理規約（管理規約の定めがある場合）によって管理方法が定められます。建替え決議等をする場合には集会において区分所有者及び議決権（管理規約に別段の定めのない限り、その有する専有部分の床面積の割合）の各5分の4以上の多数の建替え決議が必要とされる（区分所有法第62条）等、区分所有法の適用を受けない単独所有物件と異なり管理方法に制限があります。

区分所有建物の専有部分の処分は自由に行うことができますが、区分所有者間で優先的購入権の合意をすることができることは、共有物件の場合と同様です。

区分所有建物と敷地の関係については以下のようなリスクがあります。

区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利を敷地利用権といいます。区分所有建物では、専有部分と敷地利用権の一体性を保持するために、法律で、専有部分とそれに係る敷地利用権を分離して処分することが原則として禁止されています(区分所有法第22条)。ただし、敷地権の登記がなされていない場合には、分離処分の禁止を善意の第三者に対抗することができず、分離処分が有効となります(区分所有法第23条)。また、区分所有建物の敷地が数筆に分かれ、区分所有者が、それぞれ、その敷地のうちの筆又は数筆の土地について、単独で、所有権、賃借権等を敷地利用権(いわゆる分有形式の敷地利用権)として有している場合には、分離して処分することが可能とされています。このように専有部分とそれに係る敷地利用権が分離して処分された場合、敷地利用権を有しない区分所有者が出現する可能性があります。

また、敷地利用権が使用借権及びそれに類似した権利である場合には、当該敷地が売却、競売等により第三者に移転された場合に、区分所有者が当該第三者に対して従前の敷地利用権を対抗できなくなる可能性があります。

このような区分所有建物と敷地の関係を反映して、区分所有建物の場合には、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

### (ヨ) 借地物件に関するリスク

借地権とその借地上に存在する建物については、自らが所有権を有する土地上に存在する建物と比べて特有のリスクがあります。借地権は、所有権と異なり永久に存続するものではなく、期限の到来により当然に消滅し(定期借地権の場合)又は期限到来時に借地権設定者が更新を拒絶しかつ更新を拒絶する正当事由がある場合に消滅します(普通借地権の場合)。また、借地権が地代の不払その他により解除その他の理由により消滅してしまう可能性もあります。借地権が消滅すれば、時価での建物買取りを請求できる場合(借地借家法第13条、借地法第4条第2項)を除き、借地上に存在する建物を取り壊した上で、土地を返還しなければなりません。普通借地権の場合、借地権の期限到来時の更新拒絶につき上記正当事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、仮に建物の買取請求権を有する場合でも、買取価格が本投資法人が希望する価格以上である保証はありません。加えて、本投資法人が有する権利が転借地権である場合において、借地権(転借地権を除きます。)が解除その他の理由により消滅したときは、原則として、本投資法人が有する転借地権も消滅します。

なお、土地所有者との間で定期借地権設定契約を締結して定期借地権を設定する場合、借地借家法に定める所定の要件を充足する必要がある、かかる要件が充足されなかった場合(かかる要件の充足を証明できない場合を含みます。)には、定期借地権設定契約としての効力が認められず、普通借地権が設定されたものとして取り扱われる可能性があります。この場合、当該契約について本投資法人が意図したとおりの効果が認められず、その結果、本投資法人が不測の損害を被るおそれがあります。

また、本投資法人が借地権を有している土地の所有権が、他に転売されたり、借地権設定時に既に存在する土地上の抵当権等の実行により第三者に移ってしまう可能性があります。この場合、借地権について適用のある法令に従い第三者対抗要件が具備されていないときは、本投資法人は、借地権を当該土地の新所有者に対して対抗できず、当該土地の明渡義務を負う可能性があります。

更に、借地権が賃借権である場合、借地権を譲渡するには、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。借地上の建物の所有権を譲渡する場合には、当該借地に係る借地権も一緒に譲渡することになるので、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。かかる借地権設定者の承諾に関しては、借地権設定者への承諾料の支払が予め約束されていたり、約束されていなくても慣行を理由として借地権設定者が承諾料を承諾の条件として請求してくる場合があります(なお、法律上借地権設定者に当然に承諾料請求権が認められているものではありません。)

加えて、借地権設定者の資力の悪化や倒産等により、借地権設定者に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があります。借地権設定者に対する敷金及び保証金等の返還請求権について担保設定や保証はなされないのが通例です。

借地権と借地上に建てられている建物については、敷地と建物を一括して所有している場合と比べて、上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

#### (タ) 借家物件に関するリスク

本投資法人は、建物(共有持分、区分所有権等を含みます。)を第三者から賃借の上又は信託受託者に賃借させた上、当該賃借部分を直接若しくは信託受託者を通じて保有する建物と一体的に又は当該賃借部分を単独で、テナントへ転貸することがあります。

この場合、建物の賃貸人の資力の悪化や倒産等により、建物の賃貸人に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があることは、前記「(ヨ) 借地物件に関するリスク」の場合と同じです。

加えて、民法上、本投資法人が第三者との間で直接又は信託受託者を通じて締結した賃貸借契約が何らかの理由により終了した場合、原則として、本投資法人又は当該受託者とテナントの間の転貸借契約も終了するとされているため、テナントから、転貸借契約の終了に基づく損害賠償請求等がなされるおそれがあります。

#### (レ) 底地物件に関するリスク

本投資法人は、第三者が賃借してその上に建物を所有している土地、いわゆる底地を取得することがあります。底地物件には特有のリスクがあります。借地権は、定期借地権の場合は借地契約に定める期限の到来により当然に消滅し(ただし、定期借地権設定契約の効力が認められるには、借地借家法所定の要件を充足する必要があるため、かかる要件が充足されなかった場合(かかる要件の充足を証明できない場合を含みます。))には、定期借地権設定契約としての効力が認められない可能性があります。)、普通借地権の場合には期限到来時に本投資法人が更新を拒絶しかつ本投資法人に更新を拒絶する正当事由がある場合に消滅します。借地権が消滅する場合、本投資法人は借地権者より時価での建物買取を請求される場合があります(借地借家法第13条、借地法第4条)。借地権者より時価での建物買取を請求される場合、買取価格が本投資法人が希望する価格以下である保証はありません。

また、借地権が賃借権である場合、借地権者による借地権の譲渡には、原則として、本投資法人の承諾が必要となりますが、裁判所が承諾に代わる許可をした場合(借地借家法第19条)や、借地契約上事前に一定範囲での借地権の譲渡を承諾している場合には、本投資法人の承諾なく借地権が譲渡される結果、財務状態に問題がある等の本投資法人が望まない者に借地権が譲渡される可能性があり、その結果、投資主に損害を与える可能性があります。

更に、借地契約に基づく土地の賃料の支払が滞り、延滞賃料の合計額が敷金及び保証金等で担保される範囲を超える場合は投資主に損害を与える可能性があります。加えて、土地の賃料の改定、又は、借地権者による借地借家法第11条に基づく土地の借賃の減額請求により、当該底地から得られる賃料収入が減少し、投資主に損害を与える可能性があります。

#### (ソ) 開発物件に関するリスク

本投資法人は、規約に定める投資方針に従って、竣工後の物件を取得するために予め開発段階で売買契約を締結する場合があります。かかる場合、既に完成した物件につき売買契約を締結して取得する場合は異なり、様々な事由により、開発が遅延、変更又は中止されることにより、売買契約どおりの引渡しを受けられない可能性があります。この結果、開発物件からの収益等が本投資法人の予想を大きく下回る可能性があるほか、予定された時期に収益等が得られなかったり、収益等が全く得られなかったり、又は予定されていない費用、損害若しくは損失を本投資法人が負担し若しくは被る可能性があり、その結果、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

### (ツ) 仮換地に関するリスク

本投資法人は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。その後の改正を含みます。）に基づく土地区画整理事業において仮換地として指定されている土地を敷地とする不動産等を取得することがあります。仮換地は将来の換地処分において換地と一致するとは限らないため、換地として当初想定していた土地と物理的に同一の土地に係る権利を最終的に取得できるという保証はなく、その形状又は価値等が低下する可能性があります。また、仮換地には従前地の権利関係の影響が及びますが、仮換地の取得時に従前地の権利関係に関する十分な情報を入手できるとは限らず、仮換地を対象とした売買契約又は賃貸借契約等を締結しても、売主が従前地について実際には所有権を有しておらず、あるいは担保権を設定している等の事情により、仮換地に係る権利取得に支障が生じる可能性があります。更に、換地処分の公告の日の翌日以降でなければ、仮換地に係る権利（所有権、賃借権等）についての登記をすることができないため、相当期間かかる権利の取得について第三者に対する対抗要件を具備することができない可能性があります。

### (ネ) フォワード・コミットメント等に係るリスク

本投資法人は、不動産又は不動産を信託する信託の受益権を取得するにあたり、いわゆるフォワード・コミットメント等を行うことがあります。不動産売買契約が買主の事情により解約された場合には、買主は債務不履行による損害賠償義務を負担することとなります。また、損害額等の立証にかかわらず、不動産又は不動産を信託する信託の受益権の売買価格に対して一定の割合の違約金が発生する旨の合意がなされることも少なくありません。フォワード・コミットメント等の場合には、契約締結後、決済・物件引渡しまでに一定の期間があるため、その期間における市場環境の変化等により本投資法人が不動産取得資金を調達できない場合等、売買契約を解約せざるを得なくなった場合には、違約金等の支払により、本投資法人の財務状況等が悪影響を受ける可能性があります。

取得予定資産のうち、T-98からT-100まで及びH-26に係る信託受益権売買契約はフォワード・コミットメント等に該当します。T-98からT-100まで及びH-26に係る信託受益権売買契約においては、当事者のいずれかが当該契約の条項に違反（表明保証事項が真実でないことを含みます。）し、かかる違反により当該契約の目的を達成することができない場合、その相手方は原則として当該契約を解除することができ、違約金として、売買代金から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額の5%相当額を請求することができるとされています。ただし、本投資法人の売買代金支払義務は、本投資法人が本物件の売買代金の資金調達を完了したことを条件として効力を生ずるものとされています。

### (ナ) 賃料保証会社に関するリスク

本投資法人は、一部のエンドテナントについて賃料保証会社の滞納賃料保証システムを導入しています。賃料保証システムは、一般に、マスターリース会社、エンドテナント及びエンドテナントの賃料債務等に係る保証人たる賃料保証会社の三者間の保証契約に基づくものですが、当該保証契約上、エンドテナントにおいて賃料等の滞納が発生した場合に賃料保証会社に代位弁済を請求することが可能とされていても、賃料保証会社の倒産等により現実に代位弁済が実施されとは限りません。また、賃料保証会社の滞納賃料保証システムと同時に、賃料保証会社にエンドテナントからの賃料の収納代行を委託している場合等、エンドテナントが賃料保証会社に賃料等の支払を行う場合には、賃料保証会社の倒産等により賃料保証会社が受領済みの賃料等が本投資法人に支払われない可能性があります。これらの結果、当該物件の収益ひいては本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (ラ) 有害物質等に関するリスク

本投資法人が土地又は土地の賃借権若しくは地上権又はこれらを信託する信託の受益権を取得する場合において、当該土地について産業廃棄物、放射性物質等の有害物質が埋蔵又は存在している可能性があり、かかる有害物質が埋蔵又は存在している場合には当該土地の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入替えや洗浄、除染措置が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務を負う可能性があります。更に、これらの有害物質が存在することにより、不動産の価値が下落する可能性があります。なお、土壌汚染対策法によれば、土地の所有者、管理者又は占有者は、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の特定有害物質による土地の土壌の汚染の状況について、都道府県知事により調査・報告を命ぜられることがあり、また、土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、都道府県知事によりその被害を防止するため必要な汚染の除去等の措置を命ぜられることがあります。

この場合、本投資法人に多額の負担が生じる可能性があり、また、本投資法人は、支出を余儀なくされた費用について、その原因となった者やその他の者から常に償還を受けられるとは限りません。

また、本投資法人が建物又は建物を信託する信託の受益権を取得する場合において、当該建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材が使用されているか若しくは使用されている可能性がある場合やPCBが保管されている場合等には、当該建物の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために建材の全面的若しくは部分的交換が必要となる場合又は有害物質の処分若しくは保管が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人にかかる損害を賠償する義務が発生する可能性があります。

将来的に環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課されたり、また有害物質に関連する会計基準の変更等により本投資法人の損益が悪影響を受ける可能性があります。

#### (ル) 不動産を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク

本投資法人は、不動産を信託の受益権の形式で取得することがあります。

信託受託者が信託財産としての不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権を所有し管理するのは受益者のためであり、その経済的利益と損失は、最終的にはすべて受益者に帰属することになります。したがって、本投資法人は、信託の受益権の保有に伴い、信託受託者を介して、運用資産が不動産である場合と実質的にほぼ同じリスクを負担することになります。

信託契約上信託の受益権を譲渡しようとする場合には、信託受託者の承諾を要求されるのが通常です。更に、不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権については受益証券発行信託の受益証券でない限り私法上の有価証券としての性格を有していませんので、債権譲渡と同様の譲渡方法によって譲渡することになり、有価証券のような流動性がありません。

信託法（大正11年法律第62号。その後の改正を含みますが、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）による改正前のもの）及び信託法（平成18年法律第108号。その後の改正を含みます。）上、信託受託者が倒産等手続の対象となった場合に、信託の受益権の目的となっている不動産が信託財産であることを破産管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託設定登記をする必要があり、仮にかかる登記が具備されていない場合には、本投資法人は、当該不動産が信託の受益権の目的となっていることを第三者に対抗できない可能性があります。

また、信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、不動産を信託する信託の受益権を保有する本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。



更に、信託契約上、信託開始時において既に存在していた信託不動産の欠陥、瑕疵等につき、当初委託者が信託財産の受託者に対し一定の瑕疵担保責任や契約不適合の責任等の責任を負担する場合に、信託財産の受託者がかかる瑕疵担保責任や契約不適合の責任等の責任を適切に追及しない又はできない結果、本投資法人が不測の損害を被り、投資主に損害を与える可能性があります。

(ウ) ヘルスケア施設に対する投資の特性及びオペレーターに関するリスク

a. ヘルスケア施設の市場環境に関するリスク

本投資法人は高齢者人口の増加や医療費の抑制傾向による社会的ニーズ等を背景として、ヘルスケア施設の供給が増加するものと考えていますが、本投資法人の想定どおりにヘルスケア施設の供給が増加する保証はありません。

また、ヘルスケア施設の取得競争は激化しており、ヘルスケア施設の供給が増加する場合であっても、本投資法人が適正と判断する時期・条件でヘルスケア施設を取得できる保証はありません。

b. ヘルスケア施設に対する投資特性に関するリスク

ヘルスケア施設は、設備の陳腐化、所在地における交通環境・周辺環境・人口動態の変化、類似施設との競合、機械化が難しいサービスを提供する従業員の確保の失敗等によるサービスの質の低下、食中毒・集団感染などの事故の発生、入居者・利用者に係る個人情報情報の漏洩、従業員による入居者に対する虐待、オペレーター又は施設に対する不利益な情報や風評の流布、その他様々な要素により、本投資法人、本資産運用会社又はオペレーターの故意・過失に起因するか否かにかかわらず、集客力が低下し、その収益性や資産価値が悪影響を受ける可能性があります。

ヘルスケア施設のうち、シニアリビング施設(有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、シニア向けマンション、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能施設及びデイサービス施設等の施設をいいます。以下本(1)において同じです。)においては、テナントであるオペレーターは入居者から一定の入居一時金又は前受家賃等の前払金を収受する場合があります。入居一時金は、シニアリビング施設毎に定められている償却期間・償却率によって償却され、入居者が償却期間内に退去する場合には、残存額が返還されることとなります。前受家賃はシニアリビング施設毎に定められている規定に従って、入居者が償却期間内に退去する場合には、残存額が返還されることとなります。本投資法人は、原則として、シニアリビング施設を取得するに際し、入居契約、並びに入居一時金及び前受家賃の返還債務を承継しない方針であり、そのため、入居一時金等はオペレーターのみにより管理されることが予想されますが、オペレーターと入居者間で賃貸借契約が締結され又は賃貸借契約が成立していると評価される場合には、オペレーターから当該物件を取得することにより本投資法人又は信託受託者が賃貸人としての地位を承継し、オペレーターへの賃貸借を通じた入居者への転貸借に関する賃貸人たる地位の承継について入居者の同意を取得できない場合には、本投資法人が賃貸人として入居一時金等の返還債務を承継する可能性があります。更に、オペレーターの事業内容又は財務内容が悪化した場合において、本投資法人が債務を負担していないにもかかわらず、当該ヘルスケア施設に係る代替オペレーターの確保や本投資法人のレピュテーションの維持その他の理由から、本投資法人が入居一時金残額の返還等を負担する可能性があります。

また、ヘルスケア施設は、建物の構造、間取り、付帯施設、立地、建築基準法による制限等の点で、特異な建物の構造や設備を有することが多く、また、入居者・利用者やオペレーターのニーズに応じて、その業務特性を反映した建物の構造や設備を有することもあります。そのため、建物としての汎用性が低く、将来テナントが退去した際に、他の用途の建物への転用や転売に多額の費用や期間を要し又は想定した価格で売却できない可能性があります。また、利用者の属性が変更された場合にも、同様の影響が生じる可能性があります。その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼすおそれがあります。

更に、ヘルスケア施設においては、施設の競争力を維持するために、建物、付属設備等、家具、什器、備品、装飾品及び厨房機器等の定期的又は臨時の更新投資が必要となる場合がありますが、本投資法人がかかる更新投資に関する費用を負担すべき場合で、かかる費用がヘルスケア施設からの収益に比べ過大な場合、本投資法人の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、施設及び設備の更新投資がオペレーター負担である場合であっても、オペレーターの方針や経済的状況によっては、本投資法人が期待する更新投資が行われず、ヘルスケア施設の競争力の低下を招き、又は、本投資法人がオペレーターに代わって更新投資を行うことを余儀なくされる可能性があります。これらの結果、ヘルスケア施設の資産価値に悪影響が生じ、又は、本投資法人に予期せぬ費用の負担が生じる可能性があり、本投資法人の収益に悪影響を及ぼすおそれがあります。

加えて、ヘルスケア施設に関連する法令、ガイドラインの改正や介護保険等の制度改正等がヘルスケア施設の運営や競争環境に影響を及ぼし、本投資法人が保有する施設の収益に悪影響を及ぼし、ひいては当該施設の資産価値に悪影響を及ぼす可能性や、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### c. オペレーターに関するリスク

本投資法人は、ヘルスケア施設の取得に当たり、そのテナントであるオペレーターの運営力、信用力等を重視し、そのサービスの質及び種類並びに長期的な信用力をデュー・ディリジェンスを通じて慎重に確認した上で取得する方針ですが、オペレーターが期待どおりの運営成績を実現できる保証はありません。本投資法人は、その保有するヘルスケア施設について、主としてオペレーターが固定金額の賃料を支払うことを内容とする長期の賃貸借契約を締結する方針ですが、オペレーターによるヘルスケア施設の運営管理が適切に行われなかった場合その他オペレーターが十分なサービスを提供しない場合であってもオペレーターとの間の賃貸借契約を適時に終了させることができない場合があり、その結果、当該施設及び本投資法人のレピュテーションを損ない、また、当該施設の収益性や資産価値に悪影響を及ぼす可能性があります。また、ヘルスケア施設について、法令上の規制・ノウハウ・財務体質等の各種要請から、オペレーター候補となりうる事業者は限定されており、更にオペレーターの変更については行政上の手続が必要となり当該手続につき既存のオペレーターの協力が必要となります。したがって、テナントであるオペレーターとの間の賃貸借契約が終了し若しくは終了させるべき事由が発生した場合であっても、希望する時期にオペレーターを変更することができず、若しくはオペレーターの変更が多額の費用を要し、又は賃料が引き下げられる等本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。本投資法人が締結しているサポート契約又は運営のバックアップに関する協定書においては、オペレーター又はその子会社若しくは関係会社を含む複数社が、いわゆるバックアップオペレーターとなり、理由のいかんを問わずオペレーターとの賃貸借契約が終了した又は終了することが見込まれる場合に、本投資法人の依頼に応じ、本投資法人保有施設の施設運営の承継につき真摯に検討するものとされていますが、いずれも本投資法人の依頼に応ずる義務を負わせるものではなく、また、本投資法人が依頼する支援業務が常に適時適切に提供されるとは限らず施設の運営が円滑に承継されるとの保証はありません。

ヘルスケア施設の収益性及び資産価値は、オペレーターの信用力、運営力、経験及びノウハウ並びにこれらを通じた本投資法人が所有するヘルスケア施設の利用者の満足度の維持・向上等に依存するところが大きいと考えられますが、オペレーターが業務遂行に必要な人的・財政的基礎等を維持できるとの保証はありません。また、本投資法人の保有するヘルスケア施設のオペレーターにつき、本投資法人が保有する施設であるか否かにかかわらず、業務の懈怠その他義務違反があった場合、食中毒や集団感染などの事故の発生、利用者の転倒事故、利用者情報の漏洩、従業員による利用者への虐待、医療事故その他の問題が生じた場合や、オペレーター又は施設に対する不利益な情報や風評が流れた場合、当該オペレーターが業務停止その他の行政処分を受けた場合等には、当該オペレーターが運用する本投資法人が保有するヘルスケア施設の運営に重大な支障が生じる可能性があり、ヘルスケア施設の収益性及び資産価値、ひいては本投資法人の収益に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

ヘルスケア施設のうち、シニアリビング施設では、入居者は、オペレーターとの間で締結した契約に基づき、シニアリビング施設に入居し、介護その他のサービスの提供を受け、これに対し、入居一時金を含む対価を支払うものとされますが、シニアリビング施設の性質上、例えば、入居者からの対価の支払が不足し又は遅延した場合等においても、直ちに契約を解除し、立退きを求める等の対応を行うことが、人道的見地において容易には行えない場合がないとは限らず、また、病院等のメディカル施設でも重篤な患者に関しては類似の事態が想定されます。その結果として、オペレーターの収益等に悪影響を与えるおそれがあり、ひいては、本投資法人の収益等に悪影響を与えるおそれがあります。

更に、入居者に反社会的勢力に属する者がいることが判明した場合、本投資法人は、当該シニアリビング施設のオペレーターに対して、適切な対応を求めることとなりますが、かかる適切な対応がなされなかった場合、追加の費用負担や、当該シニアリビング施設の評価(レピュテーション)の風評による毀損等が生じる可能性があり、また、オペレーター自身が反社会的勢力との関係を持った場合にも同様の可能性が想定されます。これらの結果として、本投資法人の収益等に悪影響が及び可能性があります。

d. メディカル施設を投資対象とする場合の特有のリスク

本投資法人がメディカル施設(病院、診療所、医療モール及び介護老人保健施設等の施設をいいます。以下本(1)において同じです。)に投資した場合、上記のヘルスケア施設に関する一般的なリスクに加えて、メディカル施設への投資に伴う特有のリスクを抱える可能性があります。

メディカル施設における医療等のサービスに対する需要は、日本政府の方針や日本全体の社会的動向等に関する様々な事象による影響を受けます。したがって、政府の医療費に対する政策方針、医療保険制度の変化、医療技術の発展、日本の人口推移、医療関連設備における薬剤の販売・流通方法の変化等によっては、メディカル施設における医療サービスに対する需要が減少し、ひいては、メディカル施設を投資対象とした場合の本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

また、今後の医療技術の発展や、薬剤の販売・流通方法の変化、周辺での類似施設の建設等により、特定のメディカル施設における医療等のサービスに対する需要が低下し、ひいては当該メディカル施設を保有する本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

更に、メディカル施設において医療事故・医師の不祥事等が発生した場合には、レピュテーションの低下により、オペレーターの収益に重大な悪影響が生じる可能性があり、更には、メディカル施設の運営に必要な許認可等について、オペレーターが許認可等の取消処分を受けることにより、オペレーターが当該メディカル施設において事業を継続することが不可能又は著しく困難となり、これらの結果、当該メディカル施設の価値が下落する等により、本投資法人及び投資主が損失を被る可能性があります。

加えて、メディカル施設のうち医療事業を営む施設においては、オペレーターの主たる担い手である医療法人は、剰余金の配当が禁止され(医療法(昭和23年法律第205号。その後の改正を含みます。))第54条)、非営利法人であることが予定されていることもあり、その経営基盤が必ずしも強固ではない場合があります。そのため、医療法人においては、院長等の個人の保証により信用を補完して資金を調達することも多くあり、このような場合には、医療法人の信用力は当該個人に大きく依存することから、保証人である個人が死亡した場合等には、その信用力が大きく低下し、医療法人の経営が悪化し、ひいては本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

また、メディカル施設のテナントであるオペレーターとの賃貸借契約が終了し又は終了させるべき事由が発生した場合であっても、メディカル施設の運営に適用される特有の法規制、メディカル施設及びその運営の特殊性等に起因して、適時に適切な条件で新たなオペレーターを確保することができず、本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

上記のほかにも、本投資法人がメディカル施設に投資することにより、その建物の特性、法令、ガイドライン等の適用規制、オペレーター特性等に起因して、特有のリスクが生じ、これらが本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 税制に関するリスク

## (イ) 導管性要件に関するリスク

税法上、投資法人に係る課税の特例規定により、一定の要件（以下「導管性要件」といいます。）を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。

投資法人の主な導管性要件	
支払配当要件	配当等の額が配当可能利益の額の90%超であること (利益を超えた金銭の分配を行った場合には、金銭の分配の額が配当可能額の90%超であること)
国内50%超募集要件	投資法人規約において、投資口の発行価額の総額のうち国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨の記載又は記録があること
借入先要件	機関投資家（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第67条の15第1項第1号ロ（2）に規定するものをいいます。次の所有先要件において同じです。）以外の者から借入れを行っていないこと
所有先要件	事業年度の終了の時ににおいて、発行済投資口が50人以上の者によって所有されていること又は機関投資家のみによって所有されていること
非同族会社要件	事業年度の終了の時ににおいて、投資主の1人及びその特殊関係者により発行済投資口の総口数あるいは議決権総数の50%超を保有されている同族会社に該当していないこと
会社支配禁止要件	他の法人の株式又は出資の50%以上を有していないこと（匿名組合出資を含み、一定の海外子会社の株式又は出資を除きます。）

本投資法人は、導管性要件を満たすよう努める予定ですが、今後、更正処分等による多額の過年度法人税等の発生、本投資法人の投資主の異動、分配金支払原資の制限・不足、資金の調達先、借入金等の定義の不明確性、税務当局と本投資法人との見解の相違、法律の改正、その他の要因により導管性要件を満たすことができない可能性があります。本投資法人が導管性要件を満たすことができなかった場合、利益の配当等を損金算入することができなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (ロ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、導管性要件に関する取扱いに関して、税務当局との見解の相違により更正処分を受け、過年度における導管性要件が事後的に満たされなくなる可能性があります。このような場合には、本投資法人が過年度において行った利益の配当等の損金算入が否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (ハ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

本投資法人は、規約における投資方針において、その有する特定資産の価額の合計額に占める特定不動産（不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額の割合が100分の75以上となるように資産を運用すること（規約第30条第4項）としています。本投資法人は、上記内容の投資方針を規約に定めること、及びその他の税法上の要件を充足することを前提として、直接に不動産を取得する場合の不動産流通税（登録免許税及び不動産取得税）の軽減措置の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更された場合には、軽減措置の適用を受けることができない可能性があります。

## (二) 一般的な税制の変更に關するリスク

不動産、不動産信託受益権その他本投資法人の資産に關する税制若しくは本投資法人に關する税制又はかかる税制に關する解釈・運用・取扱いが変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、投資口に係る利益の配当、資本の払戻し、譲渡等に關する税制又はかかる税制に關する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資口の保有又は売却による投資主の手取金の額が減少し、又は税務申告等の税務上の手続面での負担が投資主に生じる可能性があります。

その他

### (イ) 不動産の鑑定評価等に伴うリスク

本投資法人又は本資産運用会社は、不動産等を取得するに際して又は取得後、当該不動産等の鑑定評価を不動産鑑定士等に依頼し、鑑定評価書を取得することがありますが、不動産等の鑑定評価額は、個々の不動産鑑定士等の分析に基づく、分析の時点における評価に關する意見を示したものとどまり、客觀的に適正な不動産価格と一致するとは限りません。同じ物件について鑑定を行った場合でも、不動産鑑定士、評価方法又は調査の方法若しくは時期によって鑑定評価額の内容が異なる可能性があります。また、かかる鑑定の結果は、現在及び将来において当該鑑定評価額による売買の可能性を保證又は約束するものではありません。

また、本投資法人又は本資産運用会社は、不動産等を取得するに際して又は取得後、当該不動産等の建物状況調査評価書及び地震リスク診断報告書並びに構造計算書の妥当性に關する第三者の報告書を取得することがありますが、建物状況調査評価書及び地震リスク診断報告書並びに構造計算書の妥当性に關する第三者の報告書は、建物の評価に關する専門家が、設計図書等の確認、現況の目視調査又は施設管理者への聞取り、構造計算書（ただし、構造計算書が存在しない場合には、構造計算再計算書。以下、本「(イ) 不動産の鑑定評価等に伴うリスク」において同じです。）における計算手法、過程又は結果の確認等を行うことにより、現在又は将来発生することが予想される建物の不具合、必要と考えられる修繕又は更新工事の抽出及びそれらに要する概算費用並びに再調達価格の算出、建物の耐震性能及び地震による損失リスク、並びに故意による構造計算書の改ざんの有無又は構造設計について建築基準法等の耐震上の規定に適合した設計がなされているかどうか等を検討した結果を記載したものであり、不動産に欠陥、瑕疵等が存在しないことを保證又は約束するものではありません。

更に、本投資法人又は本資産運用会社は、不動産等を取得するに際して又は取得後、当該不動産等のPML値の算定を専門家等に依頼することがありますが、不動産に關して算出されるPML値も個々の専門家の分析に基づく予想値にすぎません。PML値は、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率で示されますが、将来、地震が発生した場合、予想以上の多額の復旧費用が必要となる可能性があります。

加えて、本投資法人又は本資産運用会社は、ヘルスケア施設を取得するに際して又は取得後、オペレーター又は当該ヘルスケア施設に關する、当該ヘルスケア施設周辺の高齡者人口の状況、施設の供給状況、当該ヘルスケア施設に係るオペレーターのサービス提供の体制及び内容、並びに設備及び稼働状況等に關する第三者の報告書を取得することがありますが、当該第三者の報告書は、現況の目視調査又はオペレーターへの聞取りその他の調査を経て行った分析に基づく、当該報告書の作成基準時点における当該第三者の意見を示したものに留まり、当該報告書の記載内容や分析（オペレーターの能力、業績、財務状態、信用力及び将来の業績の予想に關する分析を含みます。）が正確である保證はありません。

#### (ロ) 減損会計の適用に関するリスク

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）が、2005年4月1日以後開始する事業年度より強制適用されたことに伴い、本投資法人においても減損会計が適用されています。減損会計とは、主として土地・建物等の事業用不動産について、収益性の低下により投資額を回収する見込みが立たなくなった場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理のことをいいます。減損会計の適用に伴い、地価の動向及び運用資産の収益状況等によっては、会計上減損損失が発生し、本投資法人の損益に悪影響を及ぼす可能性があります。

景気情勢や不動産価格の変動等によって本投資法人の保有している資産の価格が大幅に下落した場合などに、会計上減損損失が発生する可能性があります。

#### (ハ) 匿名組合出資持分への投資に関するリスク

本投資法人はその規約に基づき、不動産に関する匿名組合出資持分への投資を行うことがあります。本投資法人が出資するかかる匿名組合では、本投資法人の出資金を営業者が不動産等に投資しますが、当該不動産等に係る収益が悪化した場合や当該不動産等の価値が下落した場合等には、本投資法人が匿名組合員として得られる配当金や元本の償還金額等が減少し、その結果、本投資法人が営業者に出資した金額を回収できない等の損害を被る可能性があります。また、匿名組合出資持分については契約上譲渡が禁止若しくは制限されていることがあり、又は、確立された流通市場が存在しないため、その流動性が低く、本投資法人が譲渡を意図しても、適切な時期及び価格で譲渡することが困難となる可能性があります。

#### (ニ) 優先出資証券への投資に関するリスク

本投資法人は、規約に基づき、資産流動化法に基づく特定目的会社が発行する優先出資証券への投資を行うことがあります。本投資法人が出資するかかる特定目的会社は、本投資法人の出資金を不動産等に投資しますが、当該不動産等に係る収益が悪化した場合や当該不動産の価値が下落した場合、更には導管体である特定目的会社において意図されない課税が生じた場合等には、本投資法人が当該優先出資証券より得られる配当金や分配される残余財産が減少し、その結果、本投資法人が特定目的会社に出資した金額を回収できない等の損害を被る可能性があります。また、優先出資証券については、特定目的会社への出資者の間で契約上譲渡を禁止若しくは制限されていることがあり、また、確立された流通市場が存在しないため、その流動性が低く、本投資法人が譲渡を意図しても、適切な時期及び価格で譲渡することが困難となる可能性があります。又は、予定より低い価額での売買を余儀なくされる可能性があります。

#### (ホ) 投資主優待制度に関するリスク

本投資法人は、本投資法人が取得し又は今後取得するヘルスケア施設に係るオペレーター等の一部との間の合意に基づき投資主優待制度を導入しています。しかし、導入の前提とされた法令及び会計・税務の取扱い、優待の内容及び利用状況の推定等を踏まえた前提条件に変更がある場合、投資主優待制度の内容等が変更され、又は実施が停止される場合があります。

(ハ) 取得予定資産を取得することができないリスク

本投資法人は、前記「2 本投資法人のポートフォリオ (2) 個別信託不動産の概要 (ロ) 取得予定資産」に記載の取得予定日に取得予定資産を取得する予定です。しかし、経済環境等が著しく変わった場合、その他相手方の事情等により売買契約において定められた停止条件又は前提条件が成就しない場合等においては、取得予定資産を取得することができない可能性があります。この場合、本投資法人は、代替資産の取得のための努力を行う予定ですが、取得予定資産に関しては、短期間に投資に適した物件を取得することができる保証はなく、短期間に物件を取得することができず、かつかかる資金を有利に運用することができない場合には、投資主に損害を与える可能性があります。更に、前記「2 本投資法人のポートフォリオ (1) 新規取得資産取得後のポートフォリオ全体の概要」に記載のとおり、本投資法人は、本募集の対象となる本投資証券の発行及び金融機関からの新規借入れにより調達した資金等によって、取得予定資産を取得する予定ですが、かかる借入れが予定どおり実施されない場合等においては、取得予定資産の全部又は一部を取得予定日までに取得することができない可能性があります。取得予定資産の全部又は一部について取得できない場合又は取得時期が遅延した場合、賃料収入等が減少し、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ト) 本投資法人等の評判に関するリスク

以上のようなリスクが現実化した場合等において、本投資法人及びその保有資産、並びに本資産運用会社を始めとする関係者の評判が損なわれる可能性があります。かかる評判の悪化は、その原因や外部環境等によっては深刻なものになることがあり、また、事実と反するものであっても、報道やインターネット等を通じた流布により増幅され、本投資法人の信用に大きな打撃を与えることもあります。

その結果、本投資証券の市場価格の下落や、本投資法人の取引機会の縮小など様々な事態の発生により、投資主に損害を与える可能性があります。

(チ) 負ののれんに関するリスク

本投資法人には、本合併により負ののれん発生益が生じていますが、投資法人に関する負ののれんの会計処理又は剰余金の取扱いに関する解釈、運用又は取扱いが変更された場合、負ののれん発生益の金額が変更される可能性及び剰余金の活用が困難になるなど本投資法人の収益及び分配金等に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

本投資法人及び本資産運用会社は、以上のようなリスクが投資リスクであることを認識しており、その上でこのようなリスクに最大限対応できるようリスク管理体制を整備しています。

しかしながら、当該リスク管理体制については、十分に効果があることが保証されているものではなく、リスク管理体制が適切に機能しない場合、投資主に損害が及ぶおそれがあります。

本投資法人の体制

### (イ) 役員会

本投資法人は、業務執行の意思決定及び執行役員に対する監督機関として役員会が十分に機能し、執行役員が本投資法人のために忠実にその職務を遂行するよう努めています。本投資法人の定時役員会は、少なくとも3か月に一度開催され、定時役員会において、執行役員は、本資産運用会社、一般事務受託者及び資産保管会社の業務執行状況等を報告するものとされています。なお、本書の日付現在、実際の運営においては、原則として1か月に1回程度の頻度で役員会を開催しています。また、定時役員会において、法令等の遵守の基本方針を決定するとともに、定期的に法令等遵守に関する事項について議論するものとされています。

### (ロ) 本資産運用会社への牽制

本投資法人と本資産運用会社との間で締結された資産運用委託契約には、本資産運用会社が規約の基準に従って運用ガイドラインを策定すること及び投信法、規約、運用ガイドラインその他の本資産運用会社の社内諸規則に従って委託業務を遂行することが定められています。また、本資産運用会社が策定する資産管理計画書、年度運用計画等につき本投資法人の承認を要求し、かつ、本投資法人に対する報告義務を本資産運用会社に負わせることにより、本投資法人の投資リスクを管理しています。

### (ハ) 内部者取引等管理規程

本投資法人は、内部者取引等管理規程を制定し、役員によるインサイダー取引等の防止に努めています。なお、同規程においては、本投資法人の執行役員が本資産運用会社の役職員を兼ねる場合には、本資産運用会社の内部者取引等管理規程に従って本投資法人の投資口の売買等を行うことができるものとされています（後記「本資産運用会社の体制（二）内部者取引等管理規程」をご参照ください。）。

本資産運用会社の体制

本資産運用会社は、前記のようなリスクの存在及びそのリスク量を十分に把握するよう努めており、それらのリスクを回避する手段を以下のように構築し、厳格なルールに則り運用資産への投資及び運用を行っています。

### (イ) 運用ガイドライン及びリスク管理規程の策定・遵守

本資産運用会社は、規約に沿って、本投資法人から資産運用の一任を受けた資産運用会社として、運用ガイドラインを策定し、投資方針、分配の方針、開示の方針等の投資運用に関する基本的な考え方について定めています。本資産運用会社は、運用ガイドラインを遵守することにより、投資運用に係るリスクの管理に努めます。

また、本資産運用会社は、リスク管理規程において、リスク管理方針、リスク管理部門及びリスク管理方法等を規定し、主要なリスクとして投資運用リスク、不動産管理リスク、財務リスク、法令遵守リスク、事務リスク、システムリスク及び事業継続リスクを定義し、個別管理部門を定めています。各リスクの個別管理部門は、各リスクの項目・内容・対応方針等について、2年に1度を目処として見直します。



(ロ) 組織体制

本資産運用会社は、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つと位置づけており、取締役会、コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス委員会により、コンプライアンスを推進する体制を整備しています。取締役会は、全社的なコンプライアンスの推進に関する基本的方針その他の基本的事項を決定し、また、コンプライアンスの推進状況について、コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス委員会に適宜報告を求めることができます。また、取締役会は、コンプライアンス委員会外部委員、各本部の運用委員会外部委員及びコンプライアンス・オフィサーの任命を決議します。コンプライアンス・オフィサーは、本資産運用会社内のコンプライアンス体制を確立するとともに、法令やルールを遵守する企業風土を醸成することに努めます。また、コンプライアンス・オフィサーは、各本部に関する運用ガイドライン及び資産管理計画書等の制定・変更、個別資産の取得等の議案の上程に際して、所定の必要書類が整っていることを確認した上で、法令違反等コンプライアンス上の重大な問題の有無につき事前の審査を行います。更に、コンプライアンス委員会の委員長として、本資産運用会社内のコンプライアンスに関する事項を統括します。具体的には、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラム等の立案・整備及びコンプライアンス・プログラムに基づく、役職員に対する定期的な指導・研修、法令等の遵守状況の検証等の業務を行います。コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムの策定及び変更は、コンプライアンス・オフィサーが立案し、コンプライアンス委員会で審議・決議された後、取締役会で決議されることにより行われます。コンプライアンス・プログラムは、原則として事業年度ごとに策定し、その進捗状況は、コンプライアンス・オフィサーから取締役会に速やかに報告されます。その他、コンプライアンスに関する重要な事項は、コンプライアンス委員会で審議・決議し、取締役会へ報告されます。コンプライアンス部は、コンプライアンス・オフィサーの補助者として、コンプライアンス・オフィサーの指揮に従い、コンプライアンス・オフィサーの業務の一切の補助を行うものとします。

内部監査部長は、内部監査担当者として、内部監査規程に基づき、内部監査を実施し、内部監査で発見・指摘した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を作成します。内部監査担当者は、内部監査報告書を遅滞なく代表取締役社長及び取締役会に報告します。被監査部門は、内部監査報告書で指摘された問題点について、その重要度合いを勘案した上で、遅滞なく改善計画を策定し、改善に努めます。内部監査担当者は、被監査部門による問題点の改善状況を適切に管理し、その達成状況を確認し、その後の内部監査計画に反映させます。取締役会又は内部監査担当者は、本資産運用会社の業務運営の適切性を確認するためその他の理由により必要があると判断したときは、外部の専門家による外部監査を行います。

参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 投資法人の運用体制」から同「投資運用に関するリスク管理体制の整備状況」までをご参照ください。

(ハ) レジデンシャル・リート本部利害関係取引規程

参照有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限

(2) レジデンシャル・リート本部利害関係取引規程」をご参照ください。

## (二) 内部者取引等管理規程

本資産運用会社では、内部者取引等管理規程を制定し、本資産運用会社の役職員等によるインサイダー取引等の防止に努めています。なお、同規程によれば、本資産運用会社の役職員等が本投資法人の投資口を売買することは、原則として禁止されていますが、例外的にインサイダー取引として法令で禁止されない場合において、かつ累積投資契約に基づき取得する場合に限り、本資産運用会社の役職員等は本投資法人の投資口を取得することができます。

## (ホ) フォワード・コミットメント等

フォワード・コミットメント等に係る物件は、決済までの間、本投資法人の貸借対照表には計上されずオフバランスとなりますが、当該期間中の当該物件の価格変動リスクは本投資法人に帰属することになります。このため、フォワード・コミットメント等を行う場合、本資産運用会社において、物件の取得額及び契約締結から物件引渡しまでの期間の上限並びに決済資金の調達方法等についてのルールを策定し、当該リスクを管理しています。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人 本店  
(東京都千代田区内幸町二丁目1番6号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第三部【特別情報】

### 第1【内国投資証券事務の概要】

#### 1 名義書換の手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

本投資口は振替投資口であるため、投資主は、本投資法人又は投資主名簿等管理人である三井住友信託銀行株式会社に対して、投資口の名義書換を直接請求することはできません。また、本投資口については、投資証券を発行することができず、権利の帰属は振替口座簿の記載又は記録により定まります（振替法第226条第1項、第227条第1項）。本投資口に係る投資主名簿の記載又は記録は、総投資主通知（保管振替機構が本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数等の通知をいいます。）により行われます（振替法第228条、第152条第1項）。投資主は、保管振替機構又は口座管理機関に対して振替（譲受人がその口座における保有欄に譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受け、譲渡人がその口座における保有欄に当該数の減少の記載又は記録を受けることをいいます。以下同じです。）の申請を行い、本投資口の振替が行われることにより、本投資口の譲渡を行うこととなります（振替法第228条、第140条）。なお、本投資口の譲渡は、原則として、本投資口を取得した者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載し、又は記録しなければ、本投資法人に対抗することができません（投信法第79条第1項）。

投資主名簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料は、以下のとおりです。

取扱場所	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
取次所	該当事項はありません。
代理人の名称及び住所	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
手数料	該当事項はありません。

#### 2 投資主に対する特典

該当事項はありません。

#### 3 内国投資証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

#### 4 その他内国投資証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

## 第2【その他】

- 1 新投資口発行及び投資口売届出目論見書の表紙及び裏表紙に本投資法人の名称を記載し、本投資法人のロゴマーク、英文名称（Kenedix Residential Next Investment Corporation）及び図案を使用し、取得済資産及び取得予定資産の写真又は外観イメージを掲載することがあります。
- 2 新投資口発行及び投資口売届出目論見書の表紙裏に以下のとおり、金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号。その後の改正を含みます。）に係る重要事項の記載を行います。

「不動産投資証券は、主に不動産への投資の成果を投資家に還元することを目指した商品です。運用の目的となる不動産の価格や収益力の変動等により取引価格が下落し、損失を被ることがあります。また、倒産等、発行者の財務状態の悪化により損失を被ることがあります。」
- 3 新投資口発行及び投資口売届出目論見書の表紙裏に以下のとおり記載します。

「募集又は売出しの公表後における空売りについて

  - (1) 金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）（以下「金商法施行令」といいます。）第26条の6の規定により、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号。その後の改正を含みます。）（以下「取引等規制府令」といいます。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間）において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（注1）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うことはできません。
  - (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（注1）に係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

（注1）取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

    - ・先物取引
    - ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除きます。）等の空売り
    - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

（注2）取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。」
- 4 新投資口発行及び投資口売届出目論見書の表紙裏に以下のとおり記載します。

「今後、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）が決定された場合には、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいいます。以下同じです。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（[URL] <https://www.kdr-reit.com/ir/press/index.html>）（以下「新聞等」といいます。）において公表します。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されません。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。」
- 5 新投資口発行及び投資口売届出目論見書の表紙及び表紙裏並びに裏表紙及び裏表紙裏に、以下の内容をカラー印刷して記載します。

# KENEDIX

ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人

証券コード  
3278

新投資口発行及び  
投資口売出届出目論見書  
2021年2月



# オフリングハイライト

## 1 ポートフォリオの“安定性”と分配金マネジメント力

- ・コロナ禍でも再確認された賃貸住宅とヘルスケア施設の安定性
- ・戦略的な物件売却を伴う、安定的な分配金マネジメント力

## 2 “しなやか”で“持続的”な外部成長力

- ・新築物件及び都心近郊の居住ニーズを捉えた物件取得
- ・大手オペレーターが運営する安定したヘルスケア施設の取得
- ・年間平均約 250 億円の物件取得

## 3 今後の成長カタリスト

- ・格付の見通しが向上、更なるポジショニングの向上を目指す
- ・LTV コントロールによる持続的な成長余力の確保
- ・スポンサー等による継続的なサポート
- ・サステナビリティ（ESG）への取組みの強化

### 【新投資口発行及び投資口売出届出目録見書】

本届出目録見書により行うケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人投資口 7,301,000,000 円（見込額）の募集（一般募集）及び投資口 377,000,000 円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）につきましては、本投資法人は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、その後の改正を含みます。）第 5 条により有価証券届出書を 2021 年 2 月 15 日に関東財務局長に提出していますが、その届出の効力は生じていません。したがって、発行価格及び売出価格等については今後訂正が行われます。なお、その他の記載内容についても訂正される場合があります。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）が決定された場合には、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い変動して訂正される事項（発行価格の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいいます。以下同じです。）について、目録見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（URL）<https://www.kdr-reit.com/ir/press/index.html>（以下「新聞等」といいます。）において公表します。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目録見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い変動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が行われる場合には、目録見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

### 【募集又は売出しの公表後における空売りについて】

- 金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号、その後の改正を含みます。）（以下「金融法施行令」といいます。）第 26 条の 6 の規定により、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 59 号、その後の改正を含みます。）（以下「取引等規制府令」といいます。）第 15 条の 5 に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間）において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金融法施行令第 26 条の 2 の 2 第 7 項に規定する私設取引システムにおける空売り（注 1）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（注 2）の決済を行うことはできません。
- 金融商品取引業者等は、(1) に規定する投資家がその行った空売り（注 1）に係る有価証券の借入れ（注 2）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
  - 取引等規制府令第 15 条の 7 各号に掲げる、次の取引を除きます。
    - ・先物取引
    - ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除きます。等の空売り
    - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
  - 取引等規制府令第 15 条の 6 に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付）を含みます。

### 【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

不動産投資証券は、主に不動産への投資の成果を投資家に還元することを目的とした商品です。運用の目的となる不動産の価格や収益力の変動等により取引価格が下落し、損失を被ることがあります。また、倒産等、発行者の財務状態の悪化により損失を被ることがあります。

# スケジュール

## 新投資口発行スケジュール

2021年2月7日～3月6日のスケジュール(発行価格等決定日が2021年2月18日(木)の場合)

日	月	火	水	木	金	土
2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12	2/13
2/14	2/15 有価証券 届出書提出日	2/16	2/17 需要状況等の把握期間 <sup>(注1)</sup>	2/18 発行価格等 決定日 <sup>(注2)</sup>	2/19 申込期間 <sup>(注2)</sup> 申込証拠金の 入金期間 <sup>(注2)</sup>	2/20
2/21	2/22 申込証拠金の 入金期間 <sup>(注2)</sup>	2/23	2/24	2/25 払込期日 <sup>(注2)</sup>	2/26 受渡期日 <sup>(注2)</sup>	2/27
2/28	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6

(注1) 需要状況等の把握期間は、2021年2月17日(水)から、最長で2021年2月18日(木)まで、最長で2021年2月24日(水)までを予定しています。

(注2) 発行価格等の決定期間は、2021年2月18日(木)から2021年2月24日(水)までを予定していますが、上記表は発行価格等決定日が2021年2月18日(木)の場合を示しています。

なお、

- ① 発行価格等決定日が2021年2月18日(木)の場合、申込期間は「2021年2月19日(金)」、申込証拠金の入金期間は「2021年2月19日(金)から2021年2月22日(月)」まで、払込期日は「2021年2月25日(木)」、受渡期日は「2021年2月26日(金)」
- ② 発行価格等決定日が2021年2月19日(金)の場合、申込期間は「2021年2月22日(月)」、申込証拠金の入金期間は「2021年2月22日(月)から2021年2月24日(水)」まで、払込期日は「2021年2月26日(金)」、受渡期日は「2021年3月1日(月)」
- ③ 発行価格等決定日が2021年2月22日(月)の場合、申込期間は「2021年2月24日(水)」、申込証拠金の入金期間は「2021年2月24日(水)から2021年2月25日(木)」まで、払込期日は「2021年3月1日(月)」、受渡期日は「2021年3月2日(火)」
- ④ 発行価格等決定日が2021年2月24日(水)の場合、申込期間は「2021年2月25日(木)」、申込証拠金の入金期間は「2021年2月25日(木)から2021年2月26日(金)」まで、払込期日は「2021年3月2日(火)」、受渡期日は「2021年3月3日(水)」

となりますので、ご注意ください。





# KENEDIX

ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人

